

令和7年定例会
産業生活常任委員会
年間白書

令和8年4月

四日市市議会

目次

1. 委員会の活動報告	P 1～2
2. 委員会の構成	P 3
3. 委員会開催状況	P 4～ P 30
4. 委員長報告等	P 31～ P 113
5. 所管事務調査報告書	P 114～ P 341
6. 行政視察報告書	P 342～ P 360
7. 議会報告会の概要	P 361～ P 364
8. ワイ！ワイ！GIKAI の概要	P 365～ P 370
9. 高校生議会意見書	P 371～ P 379

1. 委員会の活動報告

1. 議案審査・協議事項

<議案審査>

- ・ 6月定例会議会付託議案（令和7年6月18日）
- ・ 9月定例会議会付託議案（令和7年9月1日、9月16日～9月18日）
- ・ 11月定例会議会付託議案（令和7年11月27日、12月11～12月12日）
- ・ 1月緊急議会付託議案（令和8年1月9日）
- ・ 2月定例会議会付託議案（令和8年3月3日～3月5日）

<協議会>

- ・ 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団について（令和7年6月18日）
- ・ 無痛分娩の実施について（令和7年9月16日）
- ・ 第3次四日市市市民協働促進計画の策定について（令和7年9月16日）
- ・ 男女共同参画プランよっかいち2026～2030（骨子案）について（令和7年9月16日）
- ・ こどもみらいクーポン事業について（令和7年9月16日）
- ・ ふれあい牧場の方向性について（令和7年9月16日）
- ・ 病院施設更新計画検討事業について（令和7年12月11日）
- ・ 「四日市市中小企業・小規模企業振興基本条例」について（令和7年12月11日）
- ・ 産業の新たな拠点施設の整備について（令和7年12月11日）
- ・ 四日市競輪場における包括業務委託について（令和7年12月11日）
- ・ 令和7年度の四日市花火大会実施報告及び今後の方向性について（令和7年12月11日）
- ・ 第3次四日市市市民協働促進計画（素案）について（令和7年12月11日）
- ・ 男女共同参画プランよっかいち（はもりあプラン）2026～2030（素案）について（令和7年12月11日）
- ・ 経営改善の推進について（令和8年3月3日）
- ・ 第3次四日市市市民協働促進計画（案）について（令和8年3月3日）
- ・ 男女共同参画プランよっかいち（はもりあプラン）2026～2030（最終案）について（令和8年3月3日）

2. 休会中の所管事務調査

- ・ だれもが働きやすい環境について（令和7年8月5日）
- ・ 本市における米の生産基盤の現状と持続可能な発展に向けた展望について（令和7年10月28日）
- ・ 企業視点から見る四日市コンビナートの現状と展望～設備投資と環境対策の両立

に向けて～について（令和8年1月19日）

- ・自治会活動のDX化について（令和8年4月13日）

3. 行政視察

（令和8年1月20日～22日）

- ・生涯現役地域づくり環境整備事業について（北海道北広島市）
- ・市立札幌病院における医療DXの推進と中期経営計画について（北海道札幌市）
- ・ラピダス社の工場誘致とその影響について（北海道千歳市）

4. 議会報告会

（令和7年10月21日） 4 常任委員会合同 <場所>総合会館 <参加者>10名

5. ワイ！ワイ！GIKAI

（令和8年1月26日） <場所>聖母の家学園 高等部専攻科 <参加者> 25名

6. 管内視察

（令和7年7月23日）

- ・四日市市ドーム
- ・茶業振興センター
- ・市立四日市病院

7. 特記事項

2. 委員会の構成

委員長 谷口周司

副委員長 今村厚美

委員 伊藤嗣也

太田紀子

加納康樹

小林博次

笹井絹予

辻裕登

山口智也

3. 委員会開催状況

産業生活常任委員会 事項書

令和7年5月15日(木)

第3委員会室

1. 委員長の互選について
2. 副委員長の互選について
3. 管内視察について
4. 行政視察について
5. その他

予算常任委員会産業生活分科会
産業生活常任委員会／産業生活常任委員会協議会
審査順序

令和7年6月18日（水）10：00～

第3委員会室

○商工農水部

≪予算常任委員会産業生活分科会≫

1. 議案第4号 令和7年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
…補正予算書(2) P31～42

≪産業生活常任委員会≫

2. 議案第15号 工事請負契約の締結について
—四日市競輪場競走路改修工事— …議案書P57～59
3. 障害者雇用について（報告）

○市民生活部

≪予算常任委員会産業生活分科会≫

4. 議案第3号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第3号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第2款 総務費
第1項 総務管理費
第17目 コミュニティ活動費 …補正予算書(2) P20～21

○シティプロモーション部

≪産業生活常任委員会≫

5. 議案第14号 工事請負契約の締結について
—霞ヶ浦第1野球場グラウンド改修工事— …議案書P54～56

≪産業生活常任委員会協議会≫

6. 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団について

○その他

7. 6月定例月議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

8. 中長期の調査テーマについて

9. 休会中の所管事務調査について

日程案：令和7年7月28日（月）午後1時30分～
令和7年7月30日（水）午後1時30分～
令和7年8月5日（火）午後1時30分～
令和7年8月20日（水）午後1時30分～
令和7年8月21日（木）午前10時00分～

10. 9月定例会議会 議会報告会について

日 程：令和7年10月21日（火）午後6時30分～
会 場：総合会館7階 第1研修室
参加議員：議長、副議長、4常任委員会から各4名程度（計18名）

11. 管内視察について

日程案（管内視察）：令和7年7月23日（水）午後1時30分～
令和7年8月20日（水）午後1時30分～
意見交換会：

12. 行政視察について

日程案（行政視察）：令和8年1月20日（火）
令和8年1月21日（水） } ※年間行事予定
令和8年1月22日（木） }

視察先：

13. ナイター競輪視察について

日程案（ナイター競輪視察）：令和7年10月31日（金）（予定）
令和7年12月24日（水）（予定）
令和8年1月26日（月）（予定）

14. ワイ！ワイ！GIKAIについて

訪問先：（R4：海星高校、R5：四日市大学、R6：四日市商工会議所）
日 程：（過去3年間は、全て11月に開催）

15. その他

<会議用システム内のフォルダ>

03_6月定例会議会－06_産業生活常任委員会
－01_本会議
－02_予算常任委員会

産業生活常任委員会 事項書

令和7年6月24日
第3委員会室

1. 休会中の所管事務調査について

- ・ 日程
- ・ 必要資料について

<会議用システム内のフォルダ>

03_6月定例会議会-06_産業生活常任委員会-02_令和7年6月24日

産業生活常任委員会事項書

令和7年8月5日（火）13:30～

第3委員会室

○商工農水部

《産業生活常任委員会所管事務調査》

1. だれもが働きやすい環境について

○その他

2. その他

<会議用システム内のフォルダ>

04_休会中(7～8月) -06_産業生活常任委員会

-02_令和7年8月5日

予算常任委員会産業生活分科会
審査順序

令和7年9月1日（月）本会議終了後
第3委員会室

○シティプロモーション部

≪予算常任委員会産業生活分科会≫

- | | |
|---|-------------|
| 1. 議案第31号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第4号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第2款 総務費
第1項 総務管理費
第22目 体育施設費 | …補正予算書 P16～ |
|---|-------------|

○その他

- | |
|--------|
| 2. その他 |
|--------|

<会議用システム内のフォルダ>
05_9月定例会議会 — 06_産業生活常任委員会
— 01_本会議

決算・予算常任委員会産業生活分科会
産業生活常任委員会／産業生活常任委員会協議会 審査順序

令和7年9月16日(火) 10:00～

第3委員会室

○市立四日市病院

≪決算常任委員会産業生活分科会≫

1. 議案第28号 令和6年度市立四日市病院事業決算認定について …決算書(市立四日市病院) P1～

≪予算常任委員会産業生活分科会≫

2. 議案第36号 令和7年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算

…補正予算書(2) P71～

≪産業生活常任委員会協議会≫

3. 無痛分娩の実施について

○市民生活部

≪予算常任委員会産業生活分科会≫

4. 議案第32号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第5号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第3項 戸籍住民基本台帳費

…補正予算書(2) P24～

第3条 債務負担行為の補正(関係部分)

…補正予算書(2) P11～

≪産業生活常任委員会協議会≫

5. 第3次四日市市市民協働促進計画の策定について

6. 男女共同参画プランよっかいち2026～2030(骨子案)について

≪産業生活常任委員会≫

7. 四日市市楠ふれあいセンター条例の廃止について(報告)

8. マイナンバーカード交付事務費補助金の返還について(報告)

《決算常任委員会産業生活分科会》

9. 議案第26号 令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

- 第1目 一般管理費（関係部分） …決算書 P124～、主要施策実績報告書 P48～
- 第4目 文書広報費（関係部分） …決算書 P126～、主要施策実績報告書 P54
- 第10目 地区市民センター費 …決算書 P132～、主要施策実績報告書 P63～
- 第11目 国際化推進費（関係部分） …決算書 P134～、主要施策実績報告書 P64～
- 第12目 あさけプラザ費 …決算書 P134～、主要施策実績報告書 P66～
- 第13目 計量消費経済費 …決算書 P134～、主要施策実績報告書 P67～
- 第16目 男女共同参画費 …決算書 P138～、主要施策実績報告書 P71～
- 第17目 コミュニティ活動費（関係部分） …決算書 P138～、主要施策実績報告書 P73～
- 第18目 市民活動費 …決算書 P138～、主要施策実績報告書 P74～
- 第20目 生涯学習振興費 …決算書 P140～、主要施策実績報告書 P78～
- 第23目 諸費（関係部分） …決算書 P144～、主要施策実績報告書 P84

第3項 戸籍住民基本台帳費 …決算書 P146～、主要施策実績報告書 P87～

第10款 教育費

第5項 社会教育費

- 第1目 社会教育総務費（関係部分） …決算書 P222～、主要施策実績報告書 P239
- 第3目 公民館費（関係部分） …決算書 P224～、主要施策実績報告書 P243

○シティプロモーション部

《決算常任委員会産業生活分科会》

10. 議案第26号 令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

- 第1目 一般管理費（関係部分） …決算書 P124～、主要施策実績報告書 P47
- 第19目 文化振興費 …決算書 P140～、主要施策実績報告書 P75～
- 第21目 体育振興費 …決算書 P142～、主要施策実績報告書 P81～
- 第22目 体育施設費 …決算書 P142～、主要施策実績報告書 P82～

歳出第7款 商工費

第1項 商工費

第3目 観光費 …決算書 P190～、主要施策実績報告書 P172～

歳出第10款 教育費

第5項 社会教育費

- 第1目 社会教育総務費（関係部分） …決算書 P222～、主要施策実績報告書 P239～
- 第3目 公民館費（関係部分） …決算書 P224～、主要施策実績報告書 P243

《予算常任委員会産業生活分科会》

11. 議案第32号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第5号）
第2条 繰越明許費 …補正予算書（2） P10～

《産業生活常任委員会》

12. 議案第42号 工事請負契約の変更について …議案書 P28

13. 議案第43号 工事請負契約の変更について …議案書 P29

《産業生活常任委員会協議会》

14. こどもみらいクーポン事業について

○商工農水部

《決算常任委員会産業生活分科会》

【商業労政課、工業振興課所管部分】

15. 議案第26号 令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
○一般会計
歳出第5款 労働費
第1項 労働諸費 …決算書 P180～、主要施策実績報告書 P158
歳出第7款 商工費
第1項 商工費（関係部分） …決算書 P188～、主要施策実績報告書 P167～

【けいりん事業課所管部分】

16. 議案第26号 令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
○競輪事業特別会計 …決算書 P229～、主要施策実績報告書 P251～

【農水振興課、農業委員会事務局所管部分】

17. 議案第26号 令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
○一般会計
歳出第6款 農林水産業費
第1項 農業費 …決算書 P180～、主要施策実績報告書 P159～
第2項 畜産業費 …決算書 P184～、主要施策実績報告書 P164
第3項 農地費（関係部分） …決算書 P184～、主要施策実績報告書 P165～
第4項 水産業費 …決算書 P186～、主要施策実績報告書 P166
○食肉センター食肉市場特別会計 …決算書 P265～、主要施策実績報告書 P273～

《産業生活常任委員会協議会》

18. ふれあい牧場の方向性について

○その他

19. 9月定例会議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

20. 9月定例会議会の議会報告会について

日 程：令和7年10月21日（火）午後6時30分～

会 場：総合会館 7階第1研修室

参加者：谷口委員長、今村副委員長、笹井委員、辻委員

シティ・ミーティングのテーマ：四日市市政全般について

21. 休会中の所管事務調査について

22. 行政視察について

日 程 案：令和8年1月20日（火）、21日（水）、22日（木）

視察先案：北海道／北広島市、札幌市、千歳市

23. ナイター競輪視察について

日 程：11月1日（土）午後5時～（※午後2時から受付可）

集合場所：四日市競輪場 来賓棟（予定）

24. ワイ！ワイ！GIKAIについて

日 程 案：令和8年1月26日（月）AM

訪問先案：聖母の家学園 高等部 専攻科（1・2年）、NEXT（3・4年）

25. その他

<会議用システム内のフォルダ>

- 05_9月定例会議会
- 06_産業生活常任委員会
- 01_本会議
- 02_予算常任委員会
- 03_決算常任委員会

産業生活常任委員会事項書

令和7年10月28日（火）10:00～

第3委員会室

○商工農水部

≪産業生活常任委員会所管事務調査≫

1. 本市における米の生産基盤の現状と持続可能な発展に向けた展望について

○その他

2. その他

<会議用システム内のフォルダ>

06_休会中(10～11月) -06_産業生活常任委員会

-01_令和7年10月28日(所管事務調査)

予算常任委員会産業生活分科会
審査順序

令和7年11月27日（木）本会議休憩中
第3委員会室

○商工農水部

《予算常任委員会産業生活分科会》

1. 議案第59号 令和7年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

…補正予算書 P15～27

○その他

2. 休会中の所管事務調査について

3. 行政視察の質問事項について

4. その他

<会議用システム内のフォルダ>

07_11月定例会議会 — 06_産業生活常任委員会 — 01_令和7年11月27日
— 01_本会議

予算常任委員会産業生活分科会
産業生活常任委員会／産業生活常任委員会協議会 審査順序

令和7年12月11日（木）10：00～

第3委員会室

○市立四日市病院

《予算常任委員会産業生活分科会》

1. 議案第67号 令和7年度市立四日市病院事業会計第2回補正予算 …補正予算書(2) P171～185

《産業生活常任委員会》

2. 議案第83号 市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について …議案書 P54～55

3. 発議第13号 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書の提出について

《産業生活常任委員会協議会》

4. 病院施設更新計画検討事業について

○商工農水部

【商業労政課、工業振興課所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

5. 議案第60号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第7款 商工費

第1項 商工費

第2目 商工業振興費

…補正予算書(2) P44～45

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

…補正予算書(2) P12～P13, P64～65

《産業生活常任委員会協議会》

6. 「四日市市中小企業・小規模企業振興基本条例」について

7. 産業の新たな拠点施設の整備について

【農水振興課、農業委員会事務局所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

8. 議案第60号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

…補正予算書(2) P13, P65

9. 議案第63号 令和7年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）

第2条 債務負担行為

…補正予算書(2) P108, P119

《産業生活常任委員会》

10. 議案第81号 四日市市ふれあい牧場条例の廃止について

11. 農業委員の選任について(報告)

【けいりん事業課所管部分】

《産業生活常任委員会》

12. 議案第84号 工事請負契約の締結について …議案書 P56～58

《産業生活常任委員会協議会》

13. 四日市競輪場における包括業務委託について

○シティプロモーション部

《予算常任委員会産業生活分科会》

14. 議案第60号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第8号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費

…補正予算書(2) P28～29

歳出第7款 商工費

第1項 商工費

第3目 観光費

…補正予算書(2) P44～45

第3条 債務負担行為の補正(関係部分)

…補正予算書(2) P12～P13, P64～65

《産業生活常任委員会》

15. 議案第87号 動産の取得について …議案書 P65～68

16. 議案第88号 動産の取得について …議案書 P69～72

《産業生活常任委員会協議会》

17. 令和7年度の四日市花火大会実施報告及び今後の方向性について

18. 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の改正について

《産業生活常任委員会所管事務調査》

19. 四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について

《産業生活常任委員会》

20. 四日市ドームの施設改修について(報告)

○市民生活部

《予算常任委員会産業生活分科会》

- | | |
|---|--------------------------|
| 21. 議案第60号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第8号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第2款 総務費
第1項 総務管理費
第1目 一般管理費 | …補正予算書（2）P28～29 |
| 第2条 繰越明許費の補正（関係部分） | …補正予算書（2）P11 |
| 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） | …補正予算書（2）P12～P13, P64～65 |

《産業生活常任委員会協議会》

- | |
|-----------------------------|
| 22. 第3次四日市市市民協働促進計画（素案）について |
|-----------------------------|

- | |
|--|
| 23. 男女共同参画プランよっかいち（はもりあプラン）2026～2030（素案）について |
|--|

《産業生活常任委員会》

- | |
|-------------------------|
| 24. 地域マネージャーの任用について（報告） |
|-------------------------|

○その他

- | |
|--|
| 25. 11月定例会議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合） |
|--|

- | |
|------------------------|
| 26. 高校生議会で提出された意見書について |
|------------------------|

- | |
|--------------------|
| 27. 休会中の所管事務調査について |
|--------------------|

- | |
|-----------------------|
| 28. 2月定例会議会 議会報告会について |
|-----------------------|

日程①：令和8年3月26日（木）午後6時30分～午後8時30分

会場：総合会館 7階 第1研修室

日程②：令和8年3月28日（土）午後2時～午後4時

会場：茶業振興センター

出席者：両日とも、各委員会から2名ずつ（谷口委員長、今村副委員長、ほか2名）

- | |
|--------------|
| 29. 行政視察について |
|--------------|

日程：令和8年1月20日（火）、21日（水）、22日（木）

視察先：北海道／北広島市、札幌市、千歳市

30. ワイ！ワイ！GIKAIについて

日 程：令和8年1月26日（月）午前10時～（調整中）

訪問先：聖母の家学園 高等部 専攻科（1・2年）、NEXT（3・4年）

31. その他

<会議用システム内のフォルダ>

07_11月定例会議会 — 06_産業生活常任委員会 — 02_令和7年12月11日
— 01_本会議
— 02_予算常任委員会

予算常任委員会産業生活分科会
審査順序

令和8年1月9日（金）本会議休憩中

第3委員会室

○商工農水部

≪予算常任委員会産業生活分科会≫

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| 1. 議案第96号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第10号） | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第7款 商工費 | |
| 第1項 商工費 | |
| 第2目 商工業振興費 | …補正予算書 P16～17 |
| 第2条 繰越明許費の補正（関係部分） | …補正予算書 P10 |

○その他

- | |
|--------|
| 2. その他 |
|--------|

<会議用システム内のフォルダ>

- 08の1_1月緊急議会 — 06_産業生活常任委員会
- 01_本会議

産業生活常任委員会 事項書

令和8年1月19日（月） 連合審査会終了後

全員協議会室

○その他

1. 行政視察について

2. ワイ！ワイ！GIKAIについて

3. その他

<会議用システム内のフォルダ>

08_休会中（12月～2月） -06_産業生活常任委員会 -02_産業生活常任委員会（1月19日）

産業生活常任委員会事項書

令和8年2月3日（火）10：00～

第3委員会室

○シティプロモーション部

≪産業生活常任委員会≫

1. プロスポーツチームの誘致について（報告）

○その他

2. その他

<会議用システム内のフォルダ>

08_休会中(12～2月) -06_産業生活常任委員会 -05_産業生活常任委員会（2月3日）

予算常任委員会産業生活分科会 産業生活常任委員会
審査順序

令和8年3月3日(火)

○市立四日市病院

≪予算常任委員会産業生活分科会≫

1. 議案第106号 令和8年度市立四日市病院事業会計予算 …企業会計予算書 P47～81

2. 議案第155号 令和7年度市立四日市病院事業会計第3回補正予算
…補正予算書(2) P175～185

≪産業生活常任委員会≫

3. 示談事案における賠償金の支出について(報告)

≪産業生活常任委員会協議会≫

4. 経営改善の推進について

○シティプロモーション部

≪予算常任委員会産業生活分科会≫

5. 議案第98号 令和8年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費(関係部分) …一般会計予算書 P98～103

第19目 文化振興費 …一般会計予算書 P122～123

第21目 体育振興費 …一般会計予算書 P124～127

第22目 体育施設費 …一般会計予算書 P126～127

第7款 商工費

第1項 商工費

第3目 観光費 …一般会計予算書 P212～215

第10款 教育費

第5項 社会教育費

第1目 社会教育総務費 …一般会計予算書 P262～265

第3目 公民館費 …一般会計予算書 P266～267

第2条 債務負担行為(関係部分) …一般会計予算書 P16～18

6. 議案第148号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第12号）

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（関係部分）	…補正予算書(2) P40～41
第19目 文化振興費	…補正予算書(2) P42～45
第21目 体育振興費	…補正予算書(2) P44～45
第22目 体育施設費	…補正予算書(2) P44～45

第10款 教育費

第1項 社会教育費

第3目 公民館費	…補正予算書(2) P76～77
----------	------------------

第2条 繰越明許費の補正（関係部分）	…補正予算書(2) P11
--------------------	---------------

《産業生活常任委員会》

7. 議案第125号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

…議案書 P98～111

○市民生活部

《予算常任委員会産業生活分科会》

8. 議案第98号 令和8年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（関係部分）	…一般会計予算書 P98～103
第4目 文書広報費（関係部分）	…一般会計予算書 P104～105
第10目 地区市民センター費	…一般会計予算書 P110～113
第11目 国際化推進費（関係部分）	…一般会計予算書 P112～113
第12目 あさけプラザ費	…一般会計予算書 P114～115
第13目 計量消費経済費	…一般会計予算書 P114～115
第16目 男女共同参画費	…一般会計予算書 P118～121
第17目 コミュニティ活動費	…一般会計予算書 P120～121
第18目 市民活動費	…一般会計予算書 P120～123
第20目 生涯学習振興費	…一般会計予算書 P124～125
第23目 諸費（関係部分）	…一般会計予算書 P126～129

第3項 戸籍住民基本台帳費	…一般会計予算書 P132～133
---------------	-------------------

第10款 教育費

第5項 社会教育費

第1目 社会教育総務費（関係部分）	…一般会計予算書 P262～265
第3目 公民館費（関係部分）	…一般会計予算書 P266～267

第2条 債務負担行為（関係部分）	…一般会計予算書 P16
------------------	--------------

9. 議案第148号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第12号）

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（関係部分） ……補正予算書(2) P40～41

第10目 地区市民センター費 ……補正予算書(2) P42～43

第11目 国際化推進費（関係部分） ……補正予算書(2) P42～43

第17目 コミュニティ活動費 ……補正予算書(2) P42～43

第3項 戸籍住民基本台帳費 ……補正予算書(2) P44～47

第2条 繰越明許費の補正（関係部分） ……補正予算書(2) P11、14

第3条 債務負担行為の補正（関係部分） ……補正予算書(2) P15

《産業生活常任委員会》

10. 議案第113号 四日市市楠ふれあいセンター条例の廃止について ……議案書 P18

11. 議案第114号 四日市市印鑑条例の一部改正について ……議案書 P19～20

《産業生活常任委員会協議会》

12. 第3次四日市市市民協働促進計画（案）について

13. 男女共同参画プランよっかいち（はもりあプラン）2026～2030（最終案）について

○商工農水部

【商業労政課、工業振興課所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

14. 議案第98号 令和8年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第5款 労働費

第1項 労働諸費 ……一般会計予算書 P192～195

第7款 商工費

第1項 商工費

第1目 商工総務費 ……一般会計予算書 P206～209

第2目 商工業振興費 ……一般会計予算書 P208～213

第2条 債務負担行為（関係部分） ……一般会計予算書 P17

15. 議案第148号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第12号）
- 第1条 歳入歳出予算
- 歳出第5款 労働費
- 第1項 労働諸費
- 第1目 労働諸費 …補正予算書(2) P58～59
- 第7款 商工費
- 第1項 商工費
- 第2目 商工業振興費 …補正予算書(2) P62～63
- 第2条 繰越明許費の補正（関係部分） …補正予算書(2) P11
- 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） …補正予算書(2) P15

《産業生活常任委員会》

16. 四日市市プレミアム付デジタル商品券について（報告）

【農水振興課、農業委員会所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

17. 議案第98号 令和8年度四日市市一般会計予算
- 第1条 歳入歳出予算
- 歳出第6款 農林水産業費
- 第1項 農業費 …一般会計予算書 P194～201
- 第2項 畜産業費 …一般会計予算書 P200～203
- 第3項 農地費（関係部分） …一般会計予算書 P202～205
- 第4項 水産業費 …一般会計予算書 P206～207
18. 議案第101号 令和8年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算
- …特別会計予算書 P75～99

19. 議案第148号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第12号）

第1条 歳入歳出予算

歳出第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第2目 農業総務費 …補正予算書(2) P58～59

第3目 農業振興費 …補正予算書(2) P58～61

第4目 農業研究施設費 …補正予算書(2) P60～61

第2項 畜産業費

第2目 畜産振興費 …補正予算書(2) P60～61

第3目 食肉センター食肉市場費 …補正予算書(2) P60～61

第3項 農地費

第2目 土地改良費 …補正予算書(2) P60～61

第4項 水産業費

第3目 漁港管理費 …補正予算書(2) P62～63

第2条 繰越明許費の補正（関係部分） …補正予算書(2) P11

第3条 債務負担行為の補正（関係部分） …補正予算書(2) P15

20. 議案第151号 令和7年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）

…補正予算書(2) P117～130

【けいりん事業課所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

21. 議案第99号 令和8年度四日市市競輪事業特別会計予算

…特別会計予算書 P75～99

22. 議案第149号 令和7年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第4号）

…補正予算書(2) P96～97

○その他

《産業生活常任委員会所管事務調査》

23. 令和7年度同和行政推進審議会及び令和7年度人権施策推進懇話会について

《産業生活常任委員会》

24. 2月定例会月議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

25. 休会中の所管事務調査について

26. 年間テーマについて

27. 4 常任委員会報告会について
日時：4月20日（月）午後1時30分～

28. 年間白書の作成について

29. 議会報告会に代わる動画の作成について

30. その他

<会議用システム内のフォルダ>

09_2月定例会議会-01_本会議

-02_予算常任委員会

-06_産業生活常任委員会 -02_3月3日 委員会

産業生活常任委員会事項書

令和8年4月13日（月）13：30～

第3委員会室

○市民生活部

《産業生活常任委員会所管事務調査》

1. 自治会活動のDX化について

○その他

2. 4 常任委員会報告会について

3. 年間白書について

4. その他

<会議用システム内のフォルダ>

10_休会中(3月～5月) -06_産業生活常任委員会

-01_所管事務調査(4月13日)

4. 委員長報告等

産業生活常任委員会委員長報告(令和7年6月定例会月議会)

産業生活常任委員会に付託されました2議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

まず、議案14号 工事請負契約の締結について、委員からは、2軍本拠地球場移転の検討を表明しているプロ野球チームがあるが、大きな波及効果が見込めるため、霞ヶ浦第1野球場に誘致する発想はないのかとの質疑があり、理事者からは、誘致した場合、現在の市民利用が圧迫される懸念があるため、現時点ですぐに動く考えはない。しかし、波及効果も踏まえ情報収集は継続していくとの答弁がありました。

また、委員からは、なぜ全面人工芝にするのか。長期的な維持費も含めた費用対効果や、野球関係者の意見は聴取しているのかとの質疑があり、理事者からは、人工芝にすることで雨天後でもすぐ使用できるメリットがあり、稼働率向上が最大の目的である。三重県高等学校野球連盟等の意見も踏まえて決定した。また、天然芝に比べてメンテナンスについては容易となるが、長期的には更新などの維持費が必要になるとの答弁がありました。

また、委員からは、人工芝の具体的な耐久年数は何年か、また、部分補修をしながら持たせるという考えかとの質疑があり、理事者からは、利用状況によるが15～20年が更新の目

安である。これは、部分補修をしながら使用することを前提としているとの答弁がありました。

また、委員からは、工事期間をずらすことにより、全国高等学校野球選手権三重大会の予選だけでも実施できなかったのかとの質疑があり、理事者からは、昨年度の予選終了後から、改修工事を実施しており、工事については2年近くかかることから、今年度の予選では使用ができなかったが、来年度の予選では使用ができる予定であるとの答弁がありました。

議案第15号 工事請負契約の締結について、委員からは、走路改修工事後の耐用年数は何年かとの質疑があり、理事者からは、明確な耐用年数はないが、他の競輪場の例から25年程度を想定しているとの答弁がありました。

また、委員からは、入札とはいえ高額な特殊工事であり施工できる事業者が限られることを考えると、市が一定の耐用年数を指定し、事業者に保証させるべきとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました2議案につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和7年6月定例月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第3号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第3号)

【市民生活部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第17目コミュニティ活動費》

コミュニティ助成事業費補助金(一般コミュニティ助成事業費)

Q. なぜコミュニティ助成で集会所の机や椅子が対象となるのか。また、高額な補助にもかかわらず申請が殺到しないのはなぜか。

A. 自治会活動の促進に直接必要な設備の整備等が本助成の対象である。集会所の机や椅子などもこの設備に含まれるため、助成対象となっている。一方、申請が殺到しないことについては、採択されるかどうか不確実であること、不採択の際は、数年継続して申請する必要があること、採択されても申請から整備までに一年近く時間を要すること、などが要因と考えられる。

Q. 市は申請にどう関わっているのか。内容を精査するだけでなく、1団体から的高額な申請を減額し、複数団体から申請してもらうような調整も行うのか。

A. 申請前にヒアリングをし、内容の精査を行う。しかし、審査は案件ごとであり、分割しても採択される保証はないため、そのような調整は行っていない。

Q. 不採択だった団体に市独自の補助はできないのか。地域で必要とされる備品もあり、市の補助体制を検討すべきではないか。また、前回不採択で今回申請しなかった団体があるのはなぜか。

A. 市に本制度のような高額な設備への補助メニューがないため、この助成事業に申請していただいている。前年度不採択で繰り返し申請しなかった団体には意向確認も行っており、自らの判断で申請を見送ったと認識している。

【商工農水部・経過】

議案第4号 令和7年度競輪事業特別会計補正予算(第1号)

競輪場施設整備事業費(外向投票所新築ほか工事費)

Q. 今回の整備の目的と、改修によって見込まれる経費削減や来場者数の目標など、費用対効果について確認したい。

A. 老朽化も一因だが、主に利便性向上と集約化が目的である。整備後は、集約化による人件費削減と設備更新に伴う光熱水費の削減により年間約3千万円の経費削減を見込み、来場者数の増加も目指す。

Q. 家族連れの公園利用者など、競輪以外の利用者也安全に施設を利用できているのか。

- A. 普段から警備員を配置しているが、新施設の設置に合わせ、安全面はさらに強化していきたい。
- Q. スタンド内の飲食店と新築する投票所内の飲食店で、提供内容に違いはあるのか。
- A. 両者に差を設けることは考えておらず、現在の特別観覧席での提供形態を参考に、その場で手軽に食事できるものを提供していく。
- Q. 特別観覧席を委員長室等に改修するとのことだが、この委員長室とは何か。また、なぜ改修が必要なのか。
- A. 競輪開催時に置かれる開催執務委員長の執務室のことである。現在、老朽化した選手管理棟にあるが、審判との連携を円滑にするため、審判席があるメインスタンドへ移設するものである。
- Q. 工事で南門が閉鎖され、入口が北門のみになるが、災害時の避難経路は十分に確保できるのか。
- A. メインスタンド裏のスペースから避難経路は確保できている。今後、消防とも協議し、十分な確保に努める。
- Q. 非開催日の施設利用状況はどうか。施設整備を機に、競輪をしない市民も利用しやすいよう、イベント開催など開かれた施設となるよう工夫をすべきではないか。
- A. 現在も、非開催日は選手や高校自転車部、一般市民が練習等でバンクを利用するほか、様々なイベントを実施している。新施設完成後は案内や広報を強化し、誰もが利用しやすい開かれた施設を目指す。
- (意見) 競輪をしない市民には敷居が高い現状がある。多額の投資を無駄にしないためにも、新設されるコンビニやイベント開催などにより、市民が集う工夫を検討してもらいたい。
- (意見) 駐車場の無駄なスペースをなくし、交通整理を行って安全を確保するとともに、老朽化した霞ヶ浦会館の修繕を進め、霞ヶ浦緑地全体が一体的に利用できるよう改善を要望する。
- Q. 新施設の飲食店は常設営業か。また、常設営業には集客が必要なので、集客のため隣接するスポーツ施設や公園の管理者と協議する場を設置してはどうか。
- A. 開催時以外もイベント等を行う際は営業したい。協議の場は現時点ではないが、今後の課題と考えている。
- Q. 芝生広場に常設遊具を設置し、ファミリー層が平時から親しめる場所にすべきではないか。
- A. 現在はイベントの際に仮設遊具等を置く想定だが、幅広い層の来場を目標としているため、メンテナンス等の課題もあるが、常設遊具の必要性を検討したい。
- Q. 整備目的に、誰もが利用しやすい競輪場とあるが、ユニバーサルデザインチェックはされているのか。また、根拠となる市のマニュアルはあるのか。
- A. 市のマニュアルはなく、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備マニュアルに基づいて設計段階で整備基準に適合しているかを確認済みである。
- Q. おもいやり駐車場に屋根は設置されるのか。
- A. 屋根付きで整備する予定である。
- Q. 仮設営業はドリームスペースで行うのか。その場合、ファンサービスは制限される

のではないか。

- A. 仮設営業はドリームスペースが中心となるが、イベント開催時には、メインスタンドの一部や北入場門の広場も活用することで、ファンサービスに支障が出ないように努める。
- Q. 観客が少ない現状で、観客席が多すぎるのではないか。観客席を縮小し、別の用途に活用する考えはないか。
- A. 今のところ観客席を縮小する計画はないが、既存の階段式座席について、安全面に配慮しながら利便性を高める活用法を今後検討していきたい。
- Q. 新設するコンビニは、大手事業者を想定しているのか。
- A. 市民に分かりやすい点から大手チェーンが望ましいが、立地や夜間営業の制約があるため、幅広く検討していく。
- Q. 新設される外向投票所の飲食店について、現在の事業者はどうなるのか。仮設営業への移行で営業をやめる店舗はあるのか。
- A. 現在の4店舗のうち2店舗は仮設営業に移る。残る1店舗は営業を終了し、もう1店舗は別形態を検討中である。仮設に移った店舗が新施設に入るのかは未定である。
- Q. 整備後は飲食店2店舗分のスペースしか確保しないのか。新規募集は考えないのか。
- A. 第2スタンド改修部分にも飲食店スペースを設け、既存店が入る予定である。一方、新築する外向投票所2階は、新たに店を募集する予定である。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会審査に送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和7年9月定例会月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第31号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第4号)

【シティプロモーション部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第22目体育施設費》

四日市ドーム整備事業費

- Q. 建築後28年で大規模なさび・腐食が発生したことについては当初の見通しが甘かったと考えるので、十分反省の上改修を行っていただきたいが、今回の改修により、目標耐用年数まで塗装工事は不要になるのか。
- A. 今回の改修では耐候性塗料を使うほか、さび・腐食の原因である結露を防止するための軸流ファンを導入すること等で、目標耐用年数まで塗装が持つよう努めていく。
- Q. 軸流ファンの運用については最適な運用方法を検討すべきと考えるがどうか。
- A. 軸流ファンのほか、換気窓の開放、空調設備の使用などを含めて最適な運用方法を検討していきたい。
- Q. ドーム内の和式便器60基は全て洋式に変更されるのか。
- A. 基本的に全て洋式化する方針だが、肌に触れないことから和式を残してほしいという意見もあり、一部残すか今後検討する。
- Q. ドーム東側のクラック補修に関連し、夜景鑑賞ができる場所をドーム東側のり面に整備するなど、現状復旧させるだけではなく、市民の利便性向上のための改修も検討すべきではないのか。
- A. 今回の改修は、沈下しているり面の安全確保を行うものであり、市民の利便性向上のための環境整備は含まれていない。そういった整備を行う場合は当然費用が発生するので、事業費の兼ね合いも踏まえ何ができるのか検討していきたい。
- (意見) ドーム東側は夜景が美しく見える場所なのでベンチなどを設置し、カップルや家族連れが夜景を楽しめるような環境を整備したり、四日市競輪場の施設整備とも連携し、市外・県外からの集客に繋がる新たな観光名所となるよう検討することを強く要望する。
- Q. 今回の改修後も専門家による点検を確実に言い、大規模な改修とならないよう、軽微な修繕をその都度行うべきと考えるがどうか。
- A. これまでも法的な点検は実施しており、大規模な改修はある程度まとめて行おうとしたため今回の状況に至った。改修後は改めて点検を徹底し、早期の修繕を考えていきたい。
- Q. 改修着工までに物価上昇等が見込まれるため、議会に費用を示すべきではないか。
- A. 11月定例会月議会で検討状況の報告をし、2月定例会月議会に概算費用を提示できるように検討したい。

(意見) ドームの目標耐用年数が過ぎた後、建替えとなると巨額の費用が必要になるが、簡易で低廉な施設を市内に数か所建設すれば代替できるのではないか。ドームの目的、利用者数、予算等を踏まえ、建替えとは別の方法も検討すべきである。

(意見) 四日市ドームは展示場等に活用できるため、関係団体等と連携し、改修費を一部負担していただくことも視野に入れた活用について協議してほしい。

Q. 四日市ドーム周辺の芝生について、日陰になるため根付かない状態であり、改善策を検討すべきではないか。

A. 今回の改修において、何ができるか検討していく。

Q. ドームの受水槽やキュービクルなどの設備について、目標耐用年数の間で再度の更新は必要なのか。

A. 設備機器の耐用年数は20～30年が目安とされている。今回の設備機器を更新しても、目標耐用年数までに再度更新時期が来ると認識している。その際は、設備の状況や費用対効果を考慮し、全体更新か部分的な修繕かを判断する。

(意見) 今回の改修に反対するわけではないが、ドームの耐用年数について、70年ではなく60年とする考え方もあるのではないか。

Q. 今後の事業内容を示す際、キュービクル以外の人工芝や音響設備など、各設備の耐用年数と交換・改修時期の目安を示すことは可能か。

A. 今後の設備の更新時期については改めて議会で報告する。

Q. 今回のプロポーザル仕様書等作成委託について、市がたたき台を作らず全て委託するのか。その場合、市の専門知識が育たず、コストダウンもしづらくなるのではないか。

A. 要求水準書は、建物の構造や安全面での専門知識が必要となるため、現施設に知見のある事業者へ委託し、市が作成する。また、改修工事の基本的な考え方を示す実施方針についても別途作成する。

Q. 今回の改修でドームの音響は改善されるのか。

A. 現状の音響はセンタースピーカーの音が壁に反射し聞き取りづらい。改修では天井のサテライトスピーカーを均等に配置し、客席やアリーナへ適切に音が届くよう改善する予定である。

Q. 「仕様書」と「要求水準書」の定義が不明確であり、議会資料での混同により混乱が生じている。また、令和7年5月の議員説明会時に約62億円から56億6000万円に改修概算費用を見直すことが示されたが、要求水準書や仕様書がない状態でこの金額が算出されたとすれば、その根拠は不明確であり、一から再考すべきではないか。

A. 一般的に仕様書とは建築行為を実施する際に使用する資料であるが、今回はプロポーザル方式で行うため、要求水準書と実施要領を作成するものである。改修概算費用については、令和5年度の大規模改修基本計画策定時に、建物の調査に基づき事業者からの見積もり等を踏まえて約62億円とお示しした。その後、コストダウン可能な項目を検討し56億6000万円に見直した。56億6000万円は現時点での概算費用であり、要求水準書作成と併せて、改めて概算費用を算出する。

Q. 今回のプロポーザル仕様書等作成委託の委託先と前回概算費用算出の見積もりを依頼した事業者は、同じか。

A. 前回の概算費用算出の際は、ドームの特殊な形状や構造等の観点から、当時ドームを設計した事業者に見積もりを依頼した。今回の委託についても同様の観点から当該事業者の協力なしには進められないと考えている。概算費用の再算出については、今まで議会に示してきた金額から大きく外れないようにしつつ、物価高騰等の新たな影響も加味し、しっかり検討していきたい。

(意見) 概算費用の大きな変動はないとのことだが、要求水準書をこれから作成するにもかわらず、金額の見通しを述べることはできないのではないか。令和7年5月の議員説明会資料の根拠が不明確なままで事業を進めることに不安を感じる。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本件につきましては、委員から附帯決議を付すべきものとして全体会審査に送るべきであるとの意見があり、これを諮ったところ、賛成少数により全体会審査に送らないものと決した次第であります。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

産業生活常任委員会委員長報告(令和7年9月定例会月議会)

産業生活常任委員会に付託されました2議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

まず、議案42号 工事請負契約の変更について、及び、議案第43号 工事請負契約の変更については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました2議案につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

決算常任委員会産業生活分科会長報告(令和7年9月定例会月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第26号

令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【市民生活部・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第10目地区市民センター費》

地域活動費（館長権限予算分）について

Q. 予算の執行状況について地区により差があることに對し、部として指導を行っているか。

A. 事業は各地区との合意形成を前提に館長が企画しており、部からの一律の指導はしていない。事業件数や執行率など地区による差は認識しており、令和6年度は、事業開始から10年目となる。本年度アンケート調査を実施し、その結果を踏まえて拡大や縮小を含めた予算のあり方を検討する。

Q. 館長権限予算でこども食堂を支援することについて、市の他事業の補助制度との関係で公平性に課題があるのではないか。

A. 館長権限予算は地域活動の活性化を支援することを目的に、事業立ち上げ期の3年間を限度として実施している。こども未来部の既存事業等に移行できるように促している。

Q. 館長権限予算は、地域の団体が企画立案し、館長が予算を執行するのか。

A. 地区市民センターと地域が課題を共有した上で、館長、副館長、地域マネージャー等が協議して企画立案し、コンペ方式を経て事業化されるものである。

Q. 地区市民センター主導の企画では地域との認識のずれや住民の当事者意識の希薄化を招き、予算を使い切れない原因となるのではないか。

A. 職員が地域に深く関わり、課題やニーズをどれだけ拾い上げられるかによって、事業の規模や内容も異なってくると認識している。指摘の懸念点は各館長に周知徹底していく。

地区市民センター管理運営費について

Q. 富田地区市民センターは、耐用年数が残り11年とされているにもかかわらず、約1700万円をかけて改修工事が行われているが、今後、建て替えや移転といった計画はあるのか。

A. 当該工事は外壁及び屋上防水工事など機能維持のための工事であり、現時点で建て替えや移転の具体的な計画はない。耐用年数まで使用する方針である。

地区市民センター整備事業費について

Q. 地区市民センターに設置した階段昇降機は、職員が不在となる休日や夜間は使用できないのか。また、導入にあたり利用想定人数は算出したのか。

A. 職員不在時は使用できない。利用想定人数は算出しておらず、高齢者等の利便性向上のために設置を進めている。

Q. 階段昇降機の設置後の利用状況はどうか。

A. 設置済みの地区市民センターへのアンケートによると、利用頻度は月1回から数回程度という回答が最も多い。

(意見) 階段昇降機は、休日や夜間など職員不在時には利用できず、費用対効果に疑問がある。設置した以上、より多くの人が利用できるよう、運用方法の工夫を検討し、有効活用してはどうか。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費》

英語版証明書の発行について

Q. 英語版の課税証明書や所得証明書は発行しているか。

A. 日本語版のみ発行している。

(意見) 英語版証明書は、外国人市民や留学する学生からの需要があり、他市での導入事例もあるため、多文化共生の一環として発行を検討してほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第12目あさけプラザ費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第13目計量消費経済費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第16目男女共同参画費》

ワーク・ライフ・バランス推進事業について

Q. 女性デジタル人材育成事業について、他市ではどのような部署が担当しているか。

A. 本事業は、国の女性デジタル人材育成プランに基づいた事業であり、その所管が内閣府男女共同参画局であるため、男女共同参画の担当課が実施している場合が多い。

Q. 企業とのマッチングイベントについて、参加企業数が10社とのことだが、当初からの予定数か、あるいは公募の結果か。

A. 公募の結果10社から応募があったため、この10社で実施した。

Q. 商業労政課が実施している女性起業家育成支援事業と、男女共同参画課が実施している女性デジタル人材育成事業は類似していると感じる。所管が複数の部に分かれている理由は何か。

A. 男女共同参画課の事業は、例えば、子育て等で離職した女性が、デジタルスキルを身につけて柔軟に働ける環境を作るという目的で、女性個人を対象に事業を実施して

いる。一方、商業労政課の事業は、市内の事業者を増やし産業を活性化させる目的で、事業者を対象に事業を実施しており、視点に差異がある。

Q. 財源である国庫支出金について、上限額を確認したい。

A. 国庫支出金は事業費の上限が 500 万円で、その 4 分の 3 が交付される。

Q. 企業とのマッチング結果 15 件の実人数と、採用が確定する時期を確認したい。

A. 実人数は 8 名である。1 名で複数の業務委託契約を結んだ人がいるため、件数と人数が異なる。採用は、イベント後の個別面談を経て決定される。

Q. 女性デジタル人材育成事業の主目的はデジタルスキルを身につけて収入を得ることであり、企業とのつながりがある商業労政課が所管すべきではないか。

A. デジタル分野におけるジェンダーギャップの解消も目的の一つであるため、男女共同参画課が担当している。

(意見) 四日市市社会福祉協議会等でも類似のパソコン教室が実施されており、庁内外で同様の事業がないか確認し、より良い事業の構築を求める。

Q. 募集定員に対する応募状況と選考基準の内容はどうか。

A. 募集定員 15 名に対し 43 名の応募があり、全講座への参加を条件に、パソコンスキルや受講目的等を考慮し 20 名を選考した。

Q. 今回の講座参加者は、次回以降も同じ講座に参加することは可能か。

A. 既卒生を対象としたステップアップ講座を設けるほか、復習を目的として現行講座を聴講できる機会を提供している。

Q. 委託先と金額、及び講師の資格要件の確認状況はどうか。

A. 市内の企業 1 社に 330 万円で委託した。プロポーザル方式で選定したが、仕様書に講師の資格要件の記載はなく、資格までは把握していない。

(意見) 受講生の就労につなげる事業であるため、講師の信頼性の担保は重要である。委託先選定の際は、仕様書に資格要件を明記するなど、市が講師のレベルを確認すべきである。

Q. 令和 6 年度に受講できなかった 23 名に対し、何かフォローをしたのか。

A. 令和 6 年度に受講できなかった方に対してのフォローはできなかったが、令和 7 年度には追加でボトムアップ講座も実施する。デジタルスキルの基礎を学ぶ講座であり、本講座の選考から漏れた人や、デジタルスキルに自信のない希望者を対象に、翌年度の本講座へ挑戦できるよう支援する。また、同一年度内における、ボトムアップ講座から本講座への移行は想定していない。

相談事業費について

Q. 男性電話相談の相談件数が少ないことについて、どう考えているか。

A. 男女共同参画審議会でも議論があり、審議会委員からは、男性は、例えば法律的なことであれば法律専門の窓口へ行くなど目的が明確な相談はするが、漠然とした不安は外部に相談しにくい傾向があるのではという意見もいただいている。相談の場を設けること自体が重要であるが、周知不足も否めないなので、今後は情報発信を強化していく。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第17目コミュニティ活動費》

地域マネージャーについて

「論点整理シート No. 4」参照

広報掲示板について

Q. 広報掲示板は毎年固定数を作成し、各地区からの要望に応じて配布する方式か。また、不足した場合の対応はどうか。

A. 近年、毎年固定数を用意しているが、不足分は翌年度へ繰り越しとなる。令和7年度の不足分は予算を見ながら追加購入を検討していく。

(意見) 新しい掲示板は市の情報を確実に周知するために有効である。制度を知らない自治会もあるため、周知徹底を要望する。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第18目市民活動費》

よっかいち防犯ステーション運営関連経費について

Q. 市によるステーションの直営設置が特定地区のみなのは、公平性を欠くのではないか。

A. 警察署移転等の特殊な経緯によるもので、今後増やす予定はない。市の基本姿勢は地域の自主防犯活動の支援であり、このステーションの存在がその活動の衰退につながらないよう努めていく。

Q. よっかいち防犯ステーションを整備した効果はどうか。

A. 整備しなかった場合との比較は困難だが、地域住民からは肯定的な声が聞かれている。

(意見) 一部の団体や地域への直接的な予算配分に偏るのではなく、誰もが防犯活動に参加しやすくなるための基盤づくりに予算を使ってほしい。

市設置防犯カメラについて

Q. 市が設置する防犯カメラについて、今回の5か所の選定理由と今後の計画を確認したい。

A. 利用客数が多い駅から順次設置を進めてきており、令和6年度は、未設置であった駅に設置を行った。これにより、市内全35駅への設置が完了した。今後は複数の出入口がある駅への追加設置を検討する。

なやプラザについて

Q. 利用状況について、相談利用件数が前年度から半減したことと、事業利用が0件になった理由は何か。

A. 相談利用件数については、令和5年度までの指定管理者にも聞き取りをしたが、明確な理由は分析できていない。既存の各団体の運営がある程度落ち着いてきた面はあると考えるが、一方で、相談内容は多様化・難化していることが考えられる。また、事業利用については、なや学習センターを利用した講座や市民協働まつりの参加者数のカウント方法を変更したためであり、従来の方式で算出した場合544人である。

(意見) 相談件数減少の継続的な分析を求める。また、事業利用の件数が「0」と表示される点について、活動実態が誤解されないよう統計の取り方の見直しを求める。

Q. 令和5年度から令和6年度にかけて経費が約1200万円増加した主な要因は何か。

A. 再任用職員を含む正職員2名との人件費の差が要因だと考える。

Q. 現在の直営での運営経費を踏まえ、指定管理料を増額して再募集できないか。また、令和8年度は直営とするのか。

A. 仮に指定管理に戻すとなった場合でも、増加した1200万円をそのまま委託料に反映させるものではないと考えるが、検討の際には参考としたい。直営か指定管理の二択でなく、市民活動センター部分の業務委託なども含め広く検討しているが、受け手の問題もあり、来年度は直営を継続する。

防犯カメラ設置事業補助金について

Q. 防犯カメラ設置補助金について、購入とリースどちらも補助の対象だが、リースの申請割合はどれくらいか。また、防犯カメラの耐用年数を経過し更新する場合、更新も補助対象となるか。

A. 申請のほとんどが購入であり、リースは少ない。設置後5年経過したカメラの更新も補助対象となる。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第20目生涯学習振興費》

地区市民センター生涯学習事業費について

Q. 生涯学習振興事業のIT情報講座について、開催場所と実績、今後の展望を確認したい。

A. 現在、全ての地区市民センターで実施し、開催実績は81回、参加者は595人である。今後も、事業の継続を検討していく。

(意見) IT情報講座は、高齢者がスマートフォンなどを用い、遠方の孫と顔を見て話せるようになるなど、大変喜ばれている良い事業である。地区市民センターが楽しい場所となるよう、将来的な事業の発展を望む。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

《歳出第2款総務費 第3項戸籍住民基本台帳費》

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費 第1目社会教育総務費》

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費 第3目公民館費》

別段の質疑、意見はなかった。

【シティプロモーション部・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

ふるさと応援寄附金関連経費について

(意見) 本市が松阪牛を返礼品としていたことに関する一部報道があったこと等を踏まえ、松阪牛を返礼品とすることを取りやめたが、肉用牛を市内でも複数の方々が生産

されていることから、これからも牛肉の返礼品を増やして欲しい。

ポータルサイト等の増設について

Q. 増設したそれぞれのポータルサイトから期待した額の寄附を得られているのか。

A. 当初から導入している「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」「ふるなび」「さとふる」からの寄附が全体の8割程度であり、残りの2割程度がその他サイトからの寄附となっている。今回の増設は本市へのふるさと納税の寄附の間口を広げ、四日市市を知っていただく機会を増やすことを目的としている。

Q. それぞれのサイトの手数料は、寄附があつて初めて発生するのか。

A. 大半のサイトは寄附があつて初めて手数料が発生するが、中には定額の手数料を毎月支払っているサイトもある。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第19目文化振興費》

文化会館等施設管理運営費について

Q. 文化会館駐車場賃借料として約2200万円を支出しているが、費用対効果の観点から第5駐車場まで確保する必要があるのか。

A. 公共交通機関の利用を促してはいるが、土日などホールで大きな催しが重なる際は、第5駐車場まで満車となる場合があるので必要性はあると認識している。

Q. 駐車場についてこれだけの賃借料が発生している状況を鑑みると、市有地である第1駐車場を立体駐車場化することも検討すべきではないか。

A. 立体駐車場化については、過去に調査したことがあり、その中では立体駐車場の支柱の配置などから、思ったほどの台数を駐車できないことや、立体駐車場に一齐に車が出入りする際は周辺道路の渋滞を発生させる等の理由から実現は難しいと判断した。(意見) 立体駐車場化のメリットとして降雨災害時の車両被害の軽減や雨に濡れずに施設を利用できることがある。また、大型バスの駐車場としての活用など、併せて検討してもらいたい。

こども芸術体験事業費について

Q. 音楽交流事業、演劇表現による次世代育成事業において、実施校に偏りが生じている。学校の都合等もあり資料記載の開催実績となったことは理解するが、どの学校に通う子供にも等しく芸術を学び、体験する権利があることを考えると、学校の応募に応じて訪問するのでは不十分ではないか。

A. 子供に等しく学び体験する権利があることは理解している。今後もより多くの学校に参加してもらえよう周知し、子供の体験の機会を増やせるよう学校とも連携していきたい。

(意見) 芸術体験の機会がどの学校に通っているかで変わってはいけないので、子供の視点に立って考えてもらいたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第21目体育振興費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第22目体育施設費》

運動施設等の予約方法について

- Q. 本市においてある程度の規模の大会等を誘致する場合にネックとなるのが駐車場の問題である。また、特別申請予約を行う場合、予約決定までが遅い。この点についてどのように考えているか。
- A. 特別申請予約については、指定管理者において調整を行っており、大規模な大会が開催される場合は、公共交通機関などの利用も促している。しかしながら、車で来場される方も多く、限られた駐車場の台数では収まらないことがあることは、課題として認識している。予約の決定については、各団体からの希望に沿うよう日程や会場などを調整していることから決定まで一定の時間を要している。
- Q. 特別申請予約をしても、例年開催される大会等で既に予約枠が埋まっている場合があるが、この状況についてどう考えているか。
- A. 特別申請については、第1希望から第3希望までの中で日程調整しているが、難しい場合は、ほかの会場を案内するなど、なるべく希望に沿えるよう対応している。今後も利用者の希望に添えるような日程調整を指定管理者にも働きかけていきたい。
(意見) 2年前予約ですでに予約されている場合は問題ないが、特別申請予約については、平等性を担保した調整が必要である。

《歳出第7款商工費 第1項商工費 第3目観光費》

四日市花火大会事業費補助金について

- Q. 令和7年度の花火大会開催に向けて、観覧者を市内在住者対象で抽選とし、料金を無料とした理由を確認したい。
- A. 実施場所が埠頭周辺で観覧席も限られる中、産業生活常任委員会協議会においてもご意見をいただき、実行委員会の中でも、有料とすると経済的に余裕のある方が中心になることが懸念された。また、市外の方も抽選の対象にすると市内の方の観覧席枠が限られることから、市内在住者の抽選とした。
(意見) 令和7年度の花火大会は、直行バスの運賃も無料であることを含めて、観覧できた人とできなかった人との不公平感を感じたほか、打ち上げ場所からの距離の関係で一尺玉であっても迫力を感じないという印象を持った。
- Q. 令和8年度以降の花火大会も抽選となるのか。
- A. 今後の募集方法については、実行委員会で検討していきたい。
- Q. 令和6年度において花火の打ち上げ試験における見え方調査を実施しているが、会場以外の調査した場所を観覧席として選定しなかった理由を確認したい。
- A. 令和6年度の調査は、あくまで花火の見え方を確認するために行ったものであり、観客席としてどの程度確保できるか等まで調査するものではないが、令和7年度以降の大会運営の参考としたかった。令和6年度に調査した場所については、駐車場や警備員の配置、交通規制の問題等が考えられるので、観覧会場とする判断には至らなかった。令和7年度の花火大会においては、デジタルマーケティング的な調査を実施しており、その中で沿岸部のどこに観覧者が分布していたのかといったところも把握し

ていきたい。

名古屋圏における四日市の魅力発信（情報発信）事業について

Q. 事業の効果を確認したい。

A. 例えば本市を訪れるビジネスマン等がお土産として泗水十貨店の商品を購入していただいていることも含め、泗水十貨店の売上は約 1400 万円となっており、今後も 2000 万円に迫る状況で推移すると考えている。また、中京テレビのドラマにおいても本市の魅力を発信しており、各種媒体で計 20 万回以上の再生回数となっている。鉄道車両広告についても地下鉄東山線や名城線に掲示し、1 か月で約 100 万人の目に触れる状況となっている。本事業の目的は本市の認知度、都市イメージの向上、シビックプライドの醸成であるので、今後も情報発信を行うことで、多くの方に「四日市」を見てもらえるようにしていきたい。

四日市観光・シティプロモーション協議会負担金について

Q. 同協議会規約では協議会の会員は、四日市市、四日市商工会議所、四日市観光協会のみであり、組織の硬直化や透明性の低下が懸念される。今一度、市民や民間企業等を参画させ、四日市市の観光、シティプロモーションをどう進めていくか議論する場を作るべきではないか。

A. 商工会議所、観光協会は多様な事業者が会員となっているので、その部分で様々な意見をいただける状況ではあるが、新たな考え方を取り入れるといった観点からも、現状の構成員でよいのか協議会で検討していきたい。

Q. 各会員の負担金の支出額を確認したい。

A. 四日市市から 350 万円、商工会議所から 30 万円、観光協会から 10 万円それぞれ支出されている。

(意見) 負担金の額から見ると、四日市市が主体の事業と見られかねないので、こうした部分も踏まえて検討すべきである。

四日市観光大使等関係費について

Q. 観光大使として精力的に活動されている方と、ほとんど活動されていない方が同じ観光大使という役職にあることが果たしていいのかという観点から、増加してきた観光大使を一度整理する必要があるのではないか。

A. 3 年ごとに継続の更新を行っており、実際に連絡がつかない観光大使やほとんど活動されていない場合については、観光大使を降りていただくなど、精力的に活動している方に失礼にならないような形で整理していきたい。

＜歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費 第 1 目社会教育総務費＞

埋蔵文化財保護事業費について

Q. 埋蔵文化財包蔵地の所在や出土品についてどのように周知しているのか。

A. 本市のホームページのほか、展覧会、出前講座等で身近に埋蔵文化財があることを周知している。また、小学校への出前講座では出土品を持参し、小さいころから身近

な歴史文化に触れてもらうよう努めている。

久留倍官衙遺跡公園について

Q. 来園者を増加させるためにも、以前行っていた野外コンサートを実施すべきではないか。

A. 令和4年度・令和5年度においても久留倍官衙遺跡まつりに合わせて実施していたが、天候に左右され、準備や費用にも問題が生じるため、毎年ではなく周年行事に合わせて実施するなど検討したい。来年度は史跡に指定されて20周年であるので、思い切ったことを考えていきたい。

Q. 市民団体が市の施設で行っているコンサート等を久留倍官衙遺跡公園で実施してもらうことも検討すべきではないか。

A. 今年度から郷土が誇る芸能大会を久留倍官衙遺跡まつりと合同で実施する予定なので、様々なアイデアを踏まえ、市民団体等とも交流しながら、発表の場として同公園を活用してもらうことも含めて検討したい。

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費 第3目公民館費》

別段の質疑、意見はなかった。

【商工農水部・経過】

《歳出第5款労働費 第1項労働諸費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費》

ふれあい牧場管理運営費について

(意見) ふれあい牧場の今後の利活用について、現状のまま活用したいという市内農業法人がいるため、公募によって事業者を募ることも検討してほしい。

治山森林関係事業費について

Q. 市内の里山や竹林等の保全活動に取り組む団体を支援する「里山竹林環境保全事業」や安全上支障となる危険木の除去を支援する「危険木等除去支援事業」に関する補助金制度について、市民への周知が不足しているのではないか。

A. 「里山竹林環境保全事業」については、ホームページや各地区市民センターだより等で周知を図っているが、今後更なる周知について検討していきたい。なお、「危険木等除去支援事業」は、その財源となる「みえ森と緑の県民税市町交付金」の対象外になることが三重県から通知されたことから、令和6年度末で終了とした。

(意見) 地域住民が取り組みやすい環境整備を進めるとともに、補助金制度について地区市民センター等を通じて周知してほしい。

Q. 自治会が私有地の樹木を伐採するため、補助金制度を利用してチェーンソーを借りることは可能か。

A. 地域の団体が土地所有者の同意の下で里山整備を行う場合、事業者からチェーンソー等を借りる経費は補助対象となる。

北勢地方卸売市場関係事業費について

Q. サウンディング型市場調査の結果を踏まえ、北勢地方卸売市場の再整備はどのように進んでいるか確認したい。

A. 土地建物を所有する桑名市・鈴鹿市・四日市市の三市それぞれが、行政の関与のあり方を協議しているところである。平成22年に市場運営は民営化されているため、基本的には開設者である北勢公設卸売市場株式会社等が事業主体となって再整備を進めていただきたいと考えている。行政としては市場が有する公益性等を考慮し、開設者による再整備を支援する方針で検討している。

Q. 市場の再整備は開設者待ちの状況に見え、進展がない。三市で足並みをそろえ主体的に動くべきではないか。

A. 開設者と行政がそれぞれの立場で、課題解決に取り組んでいる段階である。サウンディング型市場調査において、本市に主導的な役割を求める意見があった。土地建物の持分割合が52%である本市がリーダーシップを発揮し、三市の足並みをそろえて再整備に対応していく考えである。

(意見) 早急に三市が協議する場を設け、足並みをそろえるべきである。行政から開設者へ再整備案を提示することも含め、迅速な対応を求める。

Q. 市は北勢地方卸売市場の必要性をどう認識しているか。仮に他市が撤退した場合、四日市市単独でも維持する意向はあるか。

A. 生鮮食料品を供給する公益的な機能は重要であるため、近隣市町への供給拠点としての役割も踏まえ、まずは三市でしっかりと協議を行い、対応していきたい。

《歳出第6款農林水産業費 第2項畜産業費》

《歳出第6款農林水産業費 第3項農地費》

《歳出第6款農林水産業費 第4項水産業費》

特段の質疑、意見はなかった。

《歳出第7款商工費 第1項商工費》

中小企業人材確保支援事業費について

Q. 近年では転職サイトを利用した求職活動が増える中で、企業の転職サイトの活用に対して補助することは検討しないのか。

A. 令和5年度から令和6年度にかけて、転職サイトの運営を含む民間事業者数社と協議を行い、事業提案を受け検討を行ったが、他の自治体への聞き取りによるとサイトのルールや制約等の問題もあり、思ったような効果が出ていない状況であることから、本市では転職向けフェア等への出展に対する支援を行っているところである。今後も人材確保事業に関するトレンドをつかみながら効果的な方法を考えていきたい。

(意見) 中小企業では賃上げも難しい中で、企業の魅力を伝えていくことが重要になるので、そうした企業の魅力をうまく伝えられるような方法も検討してほしい。

- Q. 就職フェア来場者において、面接等につながった人数に対して採用者数が少ない理由を確認したい。
- A. 多くの企業が出展しており、来場者も様々な企業を見て回る中で、最終的に採用に至らなかったものと考えている。
- Q. 本市の出展社数は10数社と少なく感じるが、予算を増額すればより多くの出展ブースを確保できるのか。
- A. 出展（募集）者数は予算額に基づき設定しており、予算額が増額すれば出展ブースも増加する。
- Q. 名古屋市などの都市部の就職フェアに出展する場合があるとのことだが、本市企業の人材確保という観点では、本市で就職フェアを行うべきではないか。
- A. 都市部で出展するメリットとしては、来場者が多いことであり、本市の求職者も都市部の就職フェアに参加している。企業のニーズも考慮し現在の状況となっている。

女性の理系人材の確保について

- Q. 本市は工業都市であり、理系企業への就業者が多いため、本市の人口構成をみても若い女性が少ない状況である。この点から女性の理系人材確保の考え方を確認したい。
- A. 本市の産業構造的に製造業が多く、実際に19歳から24歳の女性人口が少ない。そのような状況において、本市においても半導体製造業者をはじめ、多くの企業で人材不足が見込まれており、女性の働く場所、活躍できる場所は増えているため、女性に限ったものではないが企業や大学と連携して理系分野の講座を開催するなど、理系分野に目を向けてもらえるような取組を進めている。また、女性が働きやすい職場をつくるための支援事業を実施しているほか、三重県が実施する理系職として働く女性の交流会に参加し、今後の事業展開に資する情報を収集していきたい。
- (意見) 理系職として働く女性の交流会に参加する折には、どういう経緯で理系分野に関心を持ったか、そのきっかけは何かという部分についても情報収集してほしい。
- Q. 女性が理系職に就くことのメリット、魅力を伝えていくことも重要と考えるがどうか。
- A. 本市で生まれ育った女性が理系人材として本市に住み続けてもらうことは市内企業にとっても非常に意義のあることなので、理系職に就くことのメリットや魅力をどのように伝えていくか教育委員会とも連携し考えていきたい。
- Q. 例えば女性の理系人材を採用した企業にはインセンティブを与えたり、補助金を手厚くするなどの対応はできないか。
- A. 性別に関係なく、市内企業が円滑に事業を実施してもらうための人材確保という観点が一番大切であると考えてるので、そういった観点で支援を行っていきたい。

工業振興課関係補助金について

- Q. 新たな補助事業が追加される一方で水素関連など実績がない補助事業もあるので、そうした補助事業を見直していく必要があると考えるがどうか。
- A. 現時点において実績がない補助事業もあるが、コンビナート企業等ともコミュニケーションを図りながら事業の活用に向けて取り組んでいる。今後も補助事業を活用し

て企業のさらなる投資を呼び込めるようにしていきたい。

(意見) 効果が薄い補助事業を見直し、人材確保や雇用につながるような補助事業を増やすよう検討してほしい。

Q. 製品の製造後は輸送が必要になる中で、物流にかかる考え方が補助事業に反映されていないと考える。本市においては産業用地の問題もあり、本市以外に物流拠点を建設する企業が増えていることについてどう考えるか。

A. 物流については産業を支えるという面で重要だと認識しており、企業立地奨励金の対象としている。

Q. 近隣自治体では例えば高速道路のインターチェンジ周辺が物流拠点になってきているが、本市はその部分で遅れている。そうした物流拠点を誘致しやすい環境整備については関係部局と連携し調整すべきと考えるがどうか。

A. 本市においては産業用地が不足している状況の中、新たな産業用地の確保について総合計画にも位置付け都市整備部とも協議している。企業立地や投資の促進に向けて、産業用地の確保に努めていきたい。

買い物拠点再生事業費について

Q. 桑名市のキャッシュレス決済によるポイント還元事業のような取組は検討しなかったのか。

A. 昨年度に具体的な検討は行っていないが、一方で本市が過去に実施したデジタル商品券事業のシステム基盤は古くなっているので、こういった手法がトレンドなのかといった研究を行っている。

(意見) 商店街の維持、再生、活性化、また近年の物価高等を考慮すると、デジタル商品券等を使った後押しを検討すべきであるのに、検討すらしていないのは本市の商業を所管する部局としては寂しいと感じる。来年度予算に期待したい。

四日市コンビナートカーボンニュートラル推進事業費について

Q. 会長は三重県知事であるにもかかわらず、県がどのように参画しているのかが見えにくい。また、コンビナートが立地する本市は委員長という役職にあるが、なぜこのような組織となったのか。

A. 三重県と四日市市双方で連携しながらコンビナートのカーボンニュートラルを推進していく目的で今回の組織体制となっている。本市としてはコンビナート企業に近い立場で日々意見交換をしているという点が強みであるし、中部圏一体となってカーボンニュートラルを推進していく面では県が主体的に動いてもらっている。

Q. 県の参画がないと成り立たないようにも受け取れるが、当事業の予算はほとんど本市が支出しているのではないのか。当事業に県はどの程度の予算を支出しているのか。

A. 水素ステーションの補助金については県も予算を計上しているが、執行がなかったため決算額はゼロとなっている。また、当事業における様々な調査費等については市費であり県からの補助金はない。一方で人的な支援については県も担当課を挙げて取り組んでおり、国との折衝等についても協力して実施している。

ものづくりエキスパート育成事業費について

Q. 三重県等と具体的にどのように連携しているのか。

A. 本市に所在する三重県産業支援センター北勢支所と連携し各種事業を行っている。

技術・イノベーション開拓支援事業では、予算についても県と市で折半して実施し、北勢地域のものづくり企業を支援している。その他の事業についても県費で行うもの、市費で行うもの含めて様々な事業を展開している。

(意見) 四日市コンビナートカーボンニュートラル推進事業も含め、三重県と連携する事業ならば、県内他自治体と同様に県からも予算を獲得した上で実施すべきと考えるので、そういった点も含めて県と協議してほしい。

中心市街地イルミネーション事業費について

Q. 事業の効果を確認したい。

A. イルミネーションを実施することで、商店街の方の反応や、市民からの問い合わせなどを含めた関心度合などから、人が集まりにくい時期でも商店街の回遊性が高まっているという実感はあり、効果のある事業だと考えている。

(意見) 毎年同じようなものを行うのではなく、大規模なイルミネーションにするなど、より効果、評価が高まるようなものになるよう市もバックアップしてほしい。

四日市市地場産業振興センター運営費について

Q. 貸館利用状況の稼働率が約3割となっているが、この状況をどう考えているか。

A. 様々な催しや講演会、レセプションを開催できるホールがあるが、毎日そういったイベントがあるわけではないため、全体の稼働率を押し下げている。今後もしっかりとPRを行い、稼働率を上げていきたい。

(意見) 2階の研修室4の稼働率も低い。今後リニューアルされる予定であるので使い勝手のよいものとなるように様々な人の意見を聞き、どうすれば借り手が増えるのか研究してもらいたい。

《四日市市議会提言チェックシート 政策提言（前年度）の取扱い》

空き店舗等支援事業補助金について（令和5年度継続分）

事業の効果検証については、当該補助金を活用した店舗の状況について引き続き調査を行っていること、四日市エリアプラットフォームが実施する未来ビジョンの各エリアコンセプトに基づく具体的な取組に対して市の事業を活用し支援することで、まちなかのにぎわい創出や買い物拠点の再生につなげられるよう事業手法の見直しを行っていることから「終了」として扱うこととする。

競輪事業特別会計

けいりん事業について

Q. ナイター競輪の開催において、四日市、松山、久留米の各競輪場で売上に差があるのはなぜか。

- A. 開催日数やファン層の規模、他場における同日開催数といった諸条件の違いが要因である。
- Q. 競輪場外車券売場で販売するレース場は、どのようにして決めているのか。また、場外車券を販売しているレースの中で、モニターで放映するレースの選定基準は何か。
- A. 1日に発売できるのは4場までという制限があり、なるべく多くの人の関心が高いレースを選択している。また、モニター放映は、人気のあるレースをメインとし、メリハリをつけて場外車券の発売を行っている。
- (意見) モニター放映の仕方を工夫すれば、売上向上につながるのではないか。
- Q. 市は競輪場を所有しているが、選手の育成についてはどのような体制や取組を行っているか。
- A. 本市の役割は主に競技場の開放であり、育成等に関する主催や指導については、部活動の担当の教諭や県の自転車競技連盟などが担っている。
- Q. 競輪場を学生などに開放する場合、安全管理は誰が担うのか。
- A. 施設開放を利用している主催者が担っている。
- Q. 競輪開催時に常駐する医師は、ナイト開催を含め、問題なく確保できているか。
- A. 市立四日市病院へ早期に派遣を依頼しており、問題なく確保している。
- Q. 予備費で、約5億円の不用額があるのはなぜか。
- A. 予備費の予算額8億3000万円は、売上増に伴う経費増に備えるものである。例年は推計通りであったため全額不用額となっていたが、令和6年度は、補正予算を組んだものの、年度末の開催において予測を上回る売上があったため、約5億円を充当した。年度末の開催における正確な売上予測は困難であるが、今後は過去の実績や開催内容を分析し、予備費の適正額を検討していく。
- (意見) 毎年8億3000万円の不用額が繰り越されている状況を踏まえ、来年度の予算編成においては、より厳密な精査をしてほしい。
- (意見) 競輪事業の好調を生かし、ファン獲得につなげるとともに、四日市サイクル・スポーツ・フェスティバルやランバイクのイベント等と連携し、「自転車のまち」としてのまちづくりを推進すべきである。

食肉センター食肉市場特別会計

特段の質疑、意見はなかった。

《四日市市議会提言チェックシート 政策提言（前年度）の取扱い》

食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について（令和4年度継続分）

敷地内の衛生管理の強化を目的に、家畜搬入車両の場内一方通行化の計画づくりに取り組んでいたが、令和7年度に設置した「四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場将来構想検討委員会」において、畜産公社の今後のあり方や市議会での採択された請願を踏まえ、建て替えに向けた検討を進めているところである。

また、食肉センターの敷地拡張に必要な三重県有地の確保については、令和7年5月に県に対し、当食肉センターの施設整備実現に向けた積極的かつ主体的な関与を求める

要望書を提出した。これら一連の対応を踏まえ「終了」として扱うこととする。

議案第 28 号 令和 6 年度市立四日市病院事業決算認定について

看護師の退職状況とその対策について

Q. 退職した看護師の転職先は、同業種か、あるいは全く別の業種か。

A. 他院や異業種への転職など様々である。夜勤や、看護師等修学資金貸与制度による就労義務期間の終了が、結婚・出産期である 30 歳前後と重なることが退職につながることから、これまでも勤務体制を工夫し夜勤回数を減らすなどの対策を講じてきている。

Q. 夜勤専従看護師制度の導入について、具体的な検討状況について確認したい。

A. 給与や勤務時間といった待遇面は整理済みであり、現在は採用に必要となる経験年数などについて看護部と調整している段階である。

情報セキュリティ対策について

Q. 資料に記載の情報セキュリティ対策のうち、新規に導入したものはどれか。

A. 攻撃対象領域管理（A S M）ツールは新たにシステムを構築したものである。また、令和 7 年度に予定している統合型バックアップストレージの構築と統合保守用ネットワークの構築も新規の対策である。その他は、従来のシステムの更新や継続して実施するものである。

Q. 過去に、外部からの不正アクセスによるシステム侵入や、職員を狙った標的型攻撃メール等に起因するセキュリティ上の問題の発生実績はあるか。

A. これまでに、サイバー攻撃や、職員のパソコンが影響を受けた事案は発生していない。

Q. 総合医療情報システムのバックアップデータの外部保管について、輸送時の安全性はどのように確保されているか。また、保管場所はどこか。

A. 専門業者が専用ケースで輸送するとともに、院内にも同一データを保管し、万が一の事態に備えている。保管場所の詳細はセキュリティ上の理由から非公開だが、県外の遠隔地である。

医師の確保計画について

Q. 救急専従医について、現在の非常勤体制は来年度以降も継続するのか。また、常勤医確保の見通しについて確認したい。

A. 救急専従医不足は全国的な課題であり、当面は大学病院等からの非常勤医で対応する。労働環境の魅力を伝え、将来的な常勤医の確保につなげ、最終的には 5 人体制を目指していく。

患者満足度調査について

Q. 患者満足度調査の結果を、院内での意識共有のためにどのように活用・周知しているのか。また、資料にあるようなグラフ等も用いているのか。

A. 院内ニュースにて3回に分けて掲載し、ポートフォリオ図等のグラフに文章での補足説明を加えて周知している。

Q. 接遇向上のための全職員研修について、令和5年度までの研修方式、令和6年度のパソコン動画視聴への変更による効果、ならびに動画の視聴状況をどのように把握しているのか。

A. 令和5年度までは講師を招いた集合研修や時間を指定した映像視聴を実施していたが、受講率は2割程度であった。令和6年度から各自のパソコンで動画を視聴する方式に変更した結果、受講率は8割に向上した。動画の視聴も難しい場合は、同内容の紙資料で学習し、テスト回答をもって内容を理解したものと判断している。

(意見) 接遇に関しては、動画よりも目の前でお手本を見ることが、より効果的であると考える。今後も満足度向上に努めてほしい。

医療事故・インシデントについて

Q. 医療事故、インシデントで多い転倒について、原因は分析されているか。また、この傾向は今後も続くと考えられるか。

A. 毎月、医療安全管理委員会で原因を分析し対策を講じている。高齢の患者が増加しており、今後も転倒が多い傾向は続くと考えられる。

医師の時間外勤務実績について

Q. 医師の時間外勤務について、長時間勤務者は減少しているものの、全体の時間外労働は減っていないように見受けられる。これは、一部の医師に集中していた負担を全体で分担するようにしているという認識でよいか。

A. 医師の働き方改革により、月平均80時間以上の長時間勤務者はゼロとなった。緊急手術や夜間勤務の特性から一定の時間外勤務は避けられないが、長時間勤務を削減するために、麻酔科医をICUに夜間配置し、外科医の術後対応の負担を軽減した。

経営改善事務局会議による取り組み効果について

Q. 経営改善策として大きな効果があった保守委託料削減について、保守の対象となる備品は何か。また、同様の手法で改善が見込める契約は他にもあるか。

A. 今回の保守対象備品はCT装置である。従来は機器本体と保守を別々に契約していたが、セットで競争入札にかけたことで保守委託料を削減できた。今後、高額となる放射線機器などでも同様の取り組みを行うことでコスト削減が見込める。

院内託児所について

Q. 院内託児所は、支出合計約9700万円に対し年間平均の園児数が17.7人であり、1人当たりに換算すると年間540万円程度と高額な経費がかかっているが、なぜ経営改善の議論から外れているのか。

A. これまで議会の意見を基に改善を進めてきていることや、繰出基準に基づく市の繰出金で運営費が賄われていることなどから、今回の経営改善プロジェクトのテーマには上がらなかった。

(意見) 他病院と比較しても、経費の違いが大きいと考える。聖域を設けず、全国的な状況も踏まえて検討してほしい。

経営の健全化について

Q. 令和6年度は23.7億円の赤字という厳しい経営状況だが、債務超過に陥る前に一般会計からの繰り入れを増額要請するなど、具体的な対策は検討しているのか。

A. 現時点では短期的な資金繰りに問題はないものの、23.7億円もの赤字は、経営に多大な影響を及ぼすものであり、現状は危機的であると認識している。これまでも、繰入金を増額要望は行っているが、まずは、職員一丸となって経営改善の取組を継続するとともに、市の財政当局との経営状況の共有をさらに深める取組も進めながら、債務超過に陥ることのないよう必要な支援も求めていく。

病院の経費構造の変化について

Q. 薬品費について、令和6年度決算では多額の不用額が生じている一方、過去と比較して薬品費の増加率が高いとの説明も受けている。この理由について確認したい。

A. 不用額の発生は、患者数が当初の予算見込みを下回ったため、薬品の使用量も減少したことが要因である。一方、平成30年度と令和5年度との比較による当院の増加率の高さは、高度医療を提供する当院では高価な抗がん剤などの使用が増えたことによるものである。

Q. コロナ禍前後の影響として厚生労働省が取りまとめた平成30年度と令和5年度の全国平均の増加率と比較して、人件費、薬品費、医療材料費の当院の増加率が特に高いのはなぜか。

A. 全国平均は民間病院や大学病院を含む病院の平均である一方、当院は自治体病院であるため、人件費は、人事院勧告に基づく給与体系であることが要因である。薬品費と医療材料費については、当院が高度な医療を提供する急性期医療を担い、高価な抗がん剤やカテーテルを使用した治療などを多く実施しているため、慢性期医療など様々な医療を提供する病院の全国平均よりも増加率が高くなったものと分析している。

診療科ごとの患者数について

Q. 入院・外来患者数で、血液内科や耳鼻咽喉科など減少が目立つ科があるが、その要因は何か。また、外来が減少しても入院が増加するなど、変動が一致しない理由も確認したい。

A. 患者数の減少は、主に医師の異動や一時的な療養によるものである。外来と入院の変動が一致しないのは、扱う疾病による入院日数の変動、軽症患者の近隣診療所への逆紹介、医療技術の進歩による在院日数の短縮などが複合的に影響しているためである。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべきとする事項につきましては、論点整理シートに記載のとおりです。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和7年9月定例月議会 決算常任委員会産業生活分科会)

No. 4

事業名	地域マネージャーの持続的な人材確保と連携体制の構築について	
事業概要	様々な地域活動の経験や民間企業等での就業経験を有する者を地域マネージャーとして任用し、地域住民とのコミュニケーションを図りながら、地域団体の自主的、自立的な活動が行われるよう指導・助言等の運営支援や、地域課題の解決に向けて地域と連携し、各地区の地域社会づくりの推進を支援する。	
	予算現額/決算額	地区市民センター管理運営費（款2総務費 項1総務管理費） 273,196,000 円/268,221,546 円

政策提言に向けた論点について

1. 質疑・答弁の要旨

Q. 地域マネージャーの採用時の年齢要件と、再任用の期間について、確認したい。

A. 採用時は65歳未満である。再任用は、採用後3年経過時に試験を行い、同一地区市民センターで任用されることを条件に2年間延長でき、合計で最長5年間となる。

Q. 地域マネージャーが不在の常磐地区と小山田地区について、規定の任用期間である最長5年を超えて在職している職員はいるのか。現在の身分と通算在職年数を確認したい。

A. 小山田地区のマネージャーは、今年度が初めての会計年度任用職員である。常磐地区のマネージャーは旧制度からのマネージャーであり、6年間在籍し、今年度からパートタイム会計年度任用職員として勤務している。

Q. 地域マネージャーの現在の給与額と、制度開始当初からの変動の有無について確認したい。

A. 令和7年度採用の初任給は、地域手当を含み月額21万980円(発言訂正：正しい金額は23万6312円)で募集した。制度開始当初の特別職から会計年度任用職員フルタイムへ身分が移行した際に給与体系は変わったが、年収は大きく変動していない。

Q. 地域マネージャーに昇給はあるか。また、期末勤勉手当の支給月数について、確認したい。

A. 定期昇給はないが、国家公務員給与に準拠する等により給与改定が行われる場合がある。期末勤勉手当は年間で2.35か月分(発言訂正：正しい金額は2.40か月分)支給される。

Q. 地域マネージャーの近年の応募状況と欠員の有無について確認したい。

A. ここ数年は欠員がなかったが、令和7年度採用は募集9名に対し合格7名で、2名の欠員が生じている。

Q. 応募者が集まらない現状を踏まえ、地域マネージャー制度の条件を抜本的に見直す考えはあるか。

A. 退職年齢が65歳に引き上がりつつある状況を踏まえ、まずは採用年齢の引上げについて、次年度に向けて検討を進めていきたい。

2. 議員間討議によって出された意見

- ・ある地域マネージャーは、その業務が防災活動中心になっているように見受けられる。本来は、より広い視点で地域の実情や課題を把握し、地区市民センターへ問題提起を行うべきである。
- ・ある地域マネージャーは、多くの行事に参加しており休日もないほど多忙に見える。
- ・担当地区の在住者、非在住者それぞれに利点があり、どちらも素晴らしい活動をしている。地域の行事に常に参加するなど非常に熱心に活動しており、その勤務実態に対して現在の給与額が妥当か疑問である。館長権限予算で始まった事業にも継続的に関与し、実情を見てもらえていることは、良いことだ。
- ・街中に位置し通勤しやすい常磐地区で欠員が生じている現状は、今後の人材確保に強い懸念を抱かせる。地域マネージャーの活動は、休日返上で地域の行事に参加するなど、地域貢献やボランティア精神に支えられている面が大きい。今後、安定的に人材を確保するためには、65歳からの再就職先として他の企業と比較しても魅力的な水準となるよう、給与体系を含めた制度全体の抜本的な見直しが必要である。
- ・地域マネージャーは、住民とのコミュニケーションを通じて困りごとを把握するなど、地域にとって不可欠な存在である。今後は、館長権限予算の活用においても、地域の課題解決に向けた提言をより一層行うべきである。労働人口が減少する中、全地区への配置を維持するためには、給与改定などの待遇改善を行い、魅力ある役職とすることが求められる。
- ・地域マネージャーは地域との繋がりを築く上で非常に大きな存在である。地域住民との関係構築だけでなく、本市職員が部署を横断して連携する上でも、その存在は極めて重要である。
- ・採用が困難な現状を行政も認識しているはずであり、職の魅力を高める改革が急務である。募集方法の見直しに加え、採用年齢の上限引き上げや、再任用・再々任用制度を確立し、長く働き続けられる展望を示すべきである。これらは最低限実施すべき改革と考える。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

全会一致で③拡大

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

地域マネージャー制度は、地域コミュニティの維持・発展に重要な役割を担っているが、近年、応募者の減少による欠員が生じ、人材の安定的確保が喫緊の課題となっている。また、その活動が個人の意欲に大きく依存している実態もあり、本来期待される「地域課題の把握と行政への橋渡し」という役割を、全地区で継続的に果たしていくための仕組みが求められている。

このような状況の中、空白地域をなくすための採用要件等の見直しが急務である点、そして地域住民と地区市民センターを繋ぐ役割を果たすための連携強化が不可欠であるという点が主な論点である。

<政策提言素案>

地域マネージャーの空白地域をなくすため、採用要件等の見直しを検討すべきである。あわせて、地域マネージャー同士の連携を図りつつ、地域住民と地区市民センターを繋ぐ役割を果たすよう努力すべきである。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和7年9月定例会議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第32号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第5号)

【市民生活部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第3項戸籍住民基本台帳費》

別段の質疑、意見はなかった。

第3条 債務負担行為の補正(関係部分)

別段の質疑、意見はなかった。

【シティプロモーション部・経過】

第2条 繰越明許費

温水プール改築工事地質調査について

Q. 今年度支出見込みの474万円は、工事監理業務委託料か。

A. そのとおりである。

Q. 工期が3か月延長することによる、人件費や資材費の高騰への対応は必要か。

A. インフレスライド条項が適用される場合には、必要に応じて補正予算の上程も検討していく。

Q. 休館が3か月延長することについて、市民への周知はどのように行うのか。

A. 今議会で明許繰越を認めていただいた後、速やかに市民へ周知する。

Q. ボーリング調査の箇所数を2か所とした判断理由は何か。

A. この調査については、建物基礎の設計に必要な支持層を確認するために行ったものであることから、建設予定場所の両端2か所を調査し、加えて過去の調査結果も参考にした。両地点とも約35mで支持層が確認され、深さに大差がなかったため、敷地全体の状況が把握可能と判断した。

議案第36号 令和7年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算

【市立四日市病院・経過】

給食業務委託費について

Q. 給食業務委託について、これまでの業者変更の有無、衛生管理状況、契約金額の妥当性、そして入院患者からの満足度や改善要望はどのようなものか。

- A. 現在の委託業者は令和2年度から継続しているが、それ以前は別の業者であった。業者は3年契約のプロポーザル方式で選定しており、衛生上の問題は発生していない。契約額は消費者物価指数等を勘案しており妥当と判断している。患者嗜好調査における満足度については「満足」47%、「ふつう」41%、「不満」12%であり、食欲があまりない人ほど「不満」を挙げる声が多かった。
- (意見) 食事は患者の精神的な支えにもなるため、全国の優良事例も参考に、委託業者と連携して更なる満足度向上に努めてほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会審査に送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和7年11月定例会議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第59号 令和7年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第2号)

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会審査に送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

産業生活常任委員会委員長報告(令和7年11月定例月議会)

産業生活常任委員会に付託されました5議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

まず、議案第81号 四日市市ふれあい牧場条例の廃止について、委員からは、庁内において他目的利用の確認は行ったのか、また、売却の手続きについて確認したいとの質疑があり、理事者からは、今議会で認めていただいた後、庁内において他目的利用の有無を確認し、申出がなければ売却の手続きに進む予定であるとの答弁がありました。

また、委員からは、民間への土地・建物の売却に関し、9月定例月議会産業生活常任委員会協議会で示された6次産業化の3案について、地域との話し合いで方向性は決まったのか、また、売却は3案に限定されるものかを確認したいとの質疑があり、理事者からは、協議会以降、地域との具体的な話し合いは行っていない。売却は昨年度実施した活用検討業務の調査結果である3案に限定せず、敷地が農業振興地域内の農用地区域であるため、農業に供する施設利用を目的に売却を進めていく考えであるとの答弁がありました。また、委員からは、ふれあい牧場は観光資源でもあったため、民間に売却されても市民の憩いの場となるようなことも加味した形で売却を進めてほしいとの意見がありました。

また、委員からは、施設管理委託事業者との契約に、支障

は生じていないのかとの質疑があり、理事者からは、契約上の問題はないとの答弁がありました。

また、委員からは、土地や建物をすぐに売却できない場合、除草などの維持管理費が必要になるが、その予算は計上されているのかとの質疑があり、理事者からは、それらの予算については、来年度の当初予算で計上する予定であるとの答弁がありました。

議案第 83 号 市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について、委員からは、無痛分娩加算料の基本料金の内訳について確認したいとの質疑があり、理事者からは、内訳は、産婦人科医や助産師、麻酔科医の person 費、技術料、薬剤費を積み上げて積算した額であるとの答弁がありました。

委員からは、国が検討する出産費用の無償化について、無痛分娩は対象かとの質疑があり、理事者からは、現時点では国が検討する出産費用の無償化について不明な点が多いため、国の動向を注視していきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、全国的に無痛分娩の選択が増加しており、所得によって無痛分娩を選択できない事態は望ましくない。自治体病院として、他市のように無痛分娩に対する補助制度の導入を検討してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、無痛分娩の導入にあたり、現状の産婦人科医の体制で対応できるのかとの質疑があり、理事者からは、産婦人科では年間約500件の分娩に対応しているが、無痛分娩が開始しても現在の体制で問題なく実施できると

考えているとの答弁がありました。

委員からは、無痛分娩の安全性について、問題はないかとの質疑があり、理事者からは、厚生労働省の安全基準において、麻酔科医を始め、専門的で高度な医療体制を整える必要があるとしているが、当院には24時間365日院内に麻酔科医が常駐できる体制が整っている。また、総合周産期母子医療センターとして、母体・胎児集中治療室や新生児集中治療室を備えており、高度な医療設備のもとで安全に無痛分娩を実施することができるとの答弁がありました。

議案第 84 号 工事請負契約の締結について、委員からは、四日市ドームが、建築後28年で大規模なさび・腐食が発生したことから、同じエリアにある競輪場についても、塩害対策等に留意した上で工事を行うべきとの意見がありました。

議案第 87 号 動産の取得について、及び、議案第 88 号 動産の取得については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました5議案につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

（発議第13号）

産業生活常任委員会に付託されました発議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

発議第13号 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書の提出につきましては、人件費や物価の高騰により、自治体からの繰出金を含めても約9割が赤字となるなど経営環境が極めて悪化している自治体病院について、地域医療の崩壊を防ぎ、救急・周産期医療や災害対応などの重要な役割を持続させるため、政府に対し、国の責任において経営改善に向けた財政支援や診療報酬の適正化等の早急かつ具体的な対応を強く求めるものであります。

委員からは、通常は2年に一度の診療報酬改定であるが、賃金や物価の上昇に応じて都度改定していく仕組みを求めるものなのかとの質疑があり、発議者からは現在の物価上昇のペースには2年に一度の改定では追いつかないため、状況に応じた都度の対応を求めているとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、改定の都度、病院側の事務手続き等を変更することは負担になると考えるが、現場としての考え方を確認したいとの質疑があり、理事者からは、改定に伴う事務作業は発生するが、病院運営が成り立ってこそのものである。国の医療費抑制の方針はあるものの、物価に応じて適切に診療報酬が改定されるのであれば、対応していき

たいとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました発議第 13 号につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和7年11月定例会月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第60号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第8号)

【市民生活部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

別段の質疑、意見はなかった。

第2条 繰越明許費の補正(関係部分)

別段の質疑、意見はなかった。

第3条 債務負担行為の補正(関係部分)

地区市民センター及び楠交流会館機械警備業務委託費

Q. 現在の受託事業者名と、次期の選定方法を確認したい。

A. 現在は三重総合警備保障株式会社である。選定については、入札にて行う。

Q. 本委託は5年契約となっているが、機械警備業務において5年という期間は妥当なのか。

A. センサー等の機器設置が初年度に必要となるため、複数年契約が妥当であり、現行の契約期間も考慮に入れ、5年間とした。

テーマ型協働事業委託費

Q. 複数年で取り組む具体的なテーマの例として、どのようなものが相応しいと考えているか。

A. 第3次市民協働促進計画案の基本方針に基づいたテーマが前提となるが、例えば、単年度で終わっていたネットワーク作りを複数年で実施することで、さらに取り組みを発展させることが出来るのではないかと考えている。

Q. 契約期間を2年間としているが、2年間で効果検証は可能か。

A. 委託先となる市民活動団体からの複数年との意見を受け、まずは2年で設定した。2年で検証し、必要に応じて期間の変更も検討する。

施設保守管理委託等に要する経費

Q. 各地区市民センターにかかる清掃業務委託で、施設によって「床面定期清掃」と「床面ワックスがけ」の違いがあるがなぜか。

A. 床面定期清掃の記載だけの施設でもワックスがけを実施しており、記載の表現が統一されていないためである。業務内容は基本的に同一である。

Q. 地区市民センターでは、床面の削れや劣化により清掃以前の問題の箇所がある。現

在の状況を把握したうえで、業務内容を検討すべきではないか。

- A. 地区市民センターの床材のほとんどはPタイルである。傷んだ部分は順次張り替えを行っているが、削れ等による劣化の状況はセンターによって異なる。まずは館長等に状況を確認し、必要に応じた対応を検討する。

モバイル端末機による遠隔通訳サービス業務委託

Q. 本庁分とセンター等配置分の利用方法の違いと、債務負担行為の限度額が異なる理由を確認したい。

- A. 本庁分は多文化共生推進室が保有するタブレットを、1階の外国人市民向けオリエンテーションに配備するほか、各所属に貸し出す形で利用するのに対し、センター等配置分は各地区市民センター等の窓口に配備しているほか、多文化共生サロンの職員が外国人市民に自治会加入や地域活動への参加呼びかけを行う際に活用する点が異なる。限度額が異なるのは、遠隔通訳サービスの利用想定時間によるものであり、本庁分は年間8400分、センター等配置分は年間1200分の利用を想定している。

【シティプロモーション部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費＞

ふるさと応援寄附金事業

Q. ふるさと納税の収支差額改善は顕著だが、返礼品の見せ方の改善と新規開発のどちらが寄附額の増加に効果的だと考えるか。

- A. 一概には判断が難しいが、新規返礼品の追加で寄附額が増えるケースと、見せ方改善で寄附額が増えるケースの両方がある。結果として、前年度よりも実績が上積みされている。

Q. 他自治体では高単価な返礼品で寄附額を伸ばしている。本市においても約850万円の冷凍自動販売機がある。今後、本市の魅力を発信しつつ、高単価の返礼品を積極的に掘り起こす考えはあるのか。

- A. 返礼品の冷凍自動販売機は、市内の事業者が全国シェアの過半数を占めているため、その魅力を発信する結果として加えたものである。寄附が集まりやすい価格帯の返礼品も着実に掘り起こし、増やしていきたい。

Q. 参考として、返礼品に追加した高額な冷凍自動販売機について、現在の寄附実績はどのくらいか。

- A. 現在、実績はない。

Q. ふるさと納税サイトに掲載されている動画について、その作成料および掲載料について確認したい。

- A. 動画の作成および掲載は、既存のプロモーション用素材を活用して中間事業者の業務委託料の範囲内で行われている。また、ポータルサイトへの掲載料は、ポータルサイト利用料として寄附額に応じた手数料として支払っているため、追加費用は発生し

ていない。

《歳出第7款商工費 第1項商工費 第3目観光費》

宮妻峡エリア再整備事業費

Q. 宮妻峡への進入路は道幅が狭く、災害による通行止めが多い。費用を抑えるため、既存の堤防道路を一般車両も通行可能な代替アクセス路として整備する考えはあるか。

A. 進入路の整備は、今回の設計、建設、運営を一体で委託するDBO方式には含まれないが、事業者選定の際、アクセスの課題解決に向けた工夫を提案してもらう形を採っている。大規模な拡幅工事等は困難であり、短期・中期的には、工夫して既存の道路を活用できるよう検討していく。

(意見) 自然災害による進入路の遮断リスクは高い。多額の費用はかからないため、既存の堤防道路を一般車両も通行可能な代替アクセス路として整備すべきである。

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

こどもみらいクーポン事業

Q. 債務負担行為の限度額 3540 万円について、システム開発費と保守運用費の内訳はそれぞれいくらか。

A. 令和8年4月からのシステム開発費に約 1700 万円、10 月の本格稼働を含む当年度の運用経費に約 1800 万円を見込んでいる。

Q. 令和9年度以降は、システム運用経費として毎年約 1800 万円が恒常的に発生するということか。

A. システム運用経費としてはそのとおりだが、別途プログラム作成や通信環境整備等の費用も必要になると想定している。

Q. 本事業の事業者選定は、公募型プロポーザル方式で全国から広く募集するのか。

A. そのとおりである。多くの事業者から提案を受けられるよう、広く参加を募り選定を進めていく。

Q. 公立小中学校以外の私立学校や特別支援学校、不登校等の児童生徒もクーポンを活用できるよう、端末利用や周知等の支援策をどう講じるのか。

A. 児童生徒や保護者が所有するスマートフォン等でも利用可能なシステムとし、広く周知を行う。また、外出困難な児童生徒も含め、誰も取り残さないプログラムや仕組み作りを進めていく。

(意見) 公立小中学校以外の児童生徒や配慮が必要な児童生徒こそ活用できるよう、特性に応じたプログラムの検討や全庁的な連携を行い、全ての児童生徒が参加できる仕組みとしてほしい。

Q. 小学生は、保護者の付き添いがないと校区外に出られないという移動制限等により、体験プログラムを実施する施設へのアクセスに地域間格差が生じる懸念がある。居住地や交通費負担による不平等の解消に向け、教育委員会とどう連携しているのか。

A. 指摘いただいた部分については、教育委員会と協議を行っており、体験プログラムを身近な地区市民センターや地域行事も対象に含めることで、どの地区でも等しく参加機会が得られるよう努める。

- (意見) 体験施設の偏在や経済的理由による機会の不均等はあるとはならない。居住地による格差が生じないように、平等性の確実な担保を求める。
- Q. 不登校児童生徒が千人を超え、その居場所として教育委員会が所管しないNPO等を利用する事例もある。取りこぼし防止のため、学童保育を含む多様な団体と連携し、周知や事業開始に向けた調整を行う必要があると考えるがどうか。
- A. 児童生徒たちにとって良い仕組みとなるよう、多様な入口を確保するため、様々な団体と連携を行うとともに、児童生徒たちのニーズを聞き取りながら事業を進めていく。
- Q. 質の高い体験の提供こそが本質であるため、当初からポイントを付与すべきと考えるが、現時点での方針を確認したい。
- A. 基本的には体験参加でポイントを貯める仕組みだが、利用期間が限られる中学3年生への公平性の観点などから、初期付与の有無や方法については現在検討中である。
- Q. 本事業の体験プログラムは、学校の授業以外である土日などの実施を想定しているのか。
- A. 体験プログラムは、学校の学習活動ではなく、地域行事や市の講座等を対象とするため、土日休日の実施が多くなると想定している。
- Q. 体験プログラムへの参加にあたり、事前予約は必要か、あるいは当日参加も可能なのか。
- A. 各担当課が行う運営形態によると考える。当日参加可能なものもあれば、事前申込が必要なものもあり、個別のプログラムごとに異なると想定している。
- Q. 市民からの意見募集において、各教育機関への事前提案の有無を問う声が寄せられているが、事業化にあたり協議等は行っているのか。
- A. 教育委員会とは十分に協議を重ね、連携を図りながら事業を進めている。
- Q. 体験プログラムのシステムにアクセスできない家庭への懸念にどう対応するか。
- A. 端末面では公立小中学校の学習用タブレットの活用で概ね網羅できるとし、プログラム面では地域行事を取り入れ、身近な場所で参加できるよう配慮していく。
- Q. クーポン利用時の費用負担が非営利団体等の主催者負担になると、実施困難であるとの懸念が寄せられている。費用負担の仕組みはどのようになっているのか。
- A. 当面は市がプログラムを用意し、民間事業を活用する場合は委託を行う。民間からクーポンプログラムの無償提供の申し出があれば、クーポンプログラムとして活用していきたい。
- Q. 事業の定着にはシステムだけでなく、利用者や事業者への働きかけを行う運営事務局の設置が必要との意見があるが、市の考えはどうか。
- A. 事務局の外部委託は行わず、当面は文化課が主体となり、庁内調整や利用者への対応など事業運営を担っていく方針である。
- Q. 児童生徒1人当たりの年間想定付与ポイントや、ポイントの金銭換算目安を確認したい。
- A. 本事業は金券ではないため換算目安は設けない。例えば、体験10ポイント、訪問3ポイント等の付与を想定すると、最多で2000ポイント貯めることが可能となる。こどもみらいクーポンにはその半分の1000ポイント程度で特別な体験、あるいは、より少

ない点数でも特典が得られる設定を検討中である。

- Q. 不登校や家庭環境に制約があり、積極的に活動できない児童生徒も本制度を利用できるよう、どのような配慮を行うのか。
- A. 外出することが困難な児童生徒には、システムへのアクセスや情報の閲覧だけでもポイントが付与される仕組み等を検討しており、まずは端末を通じて興味を持つことから始められるよう配慮する。
- Q. 市長の公約に基づく本事業だが、現在の中間報告に対し市長からどのような評価があったのか。
- A. 提案された事業内容を評価され、ぜひ実現したいとの強い意向が示された。これを受け、若手職員を中心に文化の分野だけではなく、観光やスポーツも含め、より良い事業になるよう今後も検討を進めていく。
- Q. 今年度のプロポーザル実施後、来年度当初から児童生徒たちに本事業を提示できるスケジュールなのか。
- A. まずは児童生徒たちに夏休み期間の試行運用に参加してもらい、システムの不具合等を検証した上で、10月からの本格運用を目指す。
- Q. スポーツ教室等では保護者の同伴が多いが、本事業のプログラムにおいても保護者の参加や付き添いは可能か。
- A. 児童生徒中心の活動ではあるが、親子での参加や保護者が見守れる環境としていきたい。
- Q. 体験プログラムについて、不登校や障害のある児童生徒向けに専用のものを設けるのか、それとも全員が同じものに参加する形式か。
- A. 体験プログラムには市の既存事業を組み込む予定である。これらは原則として誰もが参加できるものであるため、対象者によって募集枠を分けることは考えていない。

【商工農水部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第7款商工費 第1項商工費 第2目商工業振興費》

四日市市商店街活性化イベント事業費補助金

- Q. 補助率や上限額の設定にあたり、事前にその内容について対象団体と意見交換を行ったのか。
- A. 特段の場は設けていないが、日頃から意見交換は行っており、把握した事業者のニーズ等を踏まえ、市の基準なども含め総合的に判断して決定した。
- Q. 本制度の周知徹底と積極的な活用を求めたいが、今回計上された予算額は妥当か。
- A. 既存事業に対し、補助率や上限額を上げた分の上乗せ分の予算額である。集客に苦慮する商店街の要望を受けたものであり、実績が上がるよう連携して取り組む。

四日市市商店街魅力アップ事業費補助金

- Q. 防災・減災に関する事業についての具体的な事業内容はどのようなものか。
- A. 商店街独自の防災の取り組みとして、専門家を招く費用や訓練等の経費を助成し、

自主的な防災活動を促進するものである。

- Q. 床上・床下等浸水基準について店舗は独自に設ける必要があると考えるがどうか。また、記録的大雨により地下駐車場が浸水したことによる駐車場不足は、年末商戦の商店街に打撃であり、水害対策も不十分である。市職員駐車場の開放など代替地の確保や、頻発する災害への全庁的な支援について市の考えを問う。
- A. 商店街の浸水対応は課題であると認識している。市営駐車場の一部開放を行ったが、厳しい状況は認識しているため、関係部局と連携し全庁的な対応に努める。
(意見) 零細店舗は自力での対応が困難である。国の補助金を活用した利子補給や、保険加入の課題に対する配慮など、実情に即したきめ細かな救済策を講じてほしい。

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

地場産業振興センター総合管理業務委託費

- Q. 地場産業振興センターで発生した電気系統の不具合は、本管理業務の範囲内か。また、不具合発生時の契約事業者の責任区分は明確にされているのか。
- A. 今回の電気系統の不具合については、別に委託している電気保安管理業務の範囲内と考える。一方で、責任の明確化や対応については、現在は修理が完了し、事業者へ原因等の詳細な報告を求めているところであり、事実確認を行った上で、法令や契約に基づき適切に処理したい。
- Q. トラブル時の迅速な対応が求められるが、先日発生した電気系統の不具合は復旧に3日を要した。専門の保守管理事業者は存在するのか。
- A. 存在する。発生当日の夕方に停電し、翌日に原因が判明したが、部材等の手配に時間を要し、翌々日に修繕完了となった。
- Q. 貸館業務において、講師を招く研修会など日程変更が困難な利用者への影響はあったのか。
- A. 影響のある利用者に対し、個別に状況を確認した上で対応済みである。

議案第63号

令和7年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）

別段の質疑、意見はなかった。

議案第67号 令和7年度市立四日市病院事業会計第2回補正予算

病院施設更新計画策定に向けたあり方検討支援業務委託費

- Q. 病院施設更新計画の市民アンケートで立地の希望を聞くのか。また、結果を重視して検討するのか。
- A. 立地についても聞く予定であるが、結果や議会の意見を踏まえ、最終的に市が決定する。
(意見) アンケート結果の尊重は重要だが、医師の視点など他の要素も加味し、総合的

に判断すべきである。

Q. あり方検討委員会の具体的な委員は決まっているのか。

A. 病院側は事業管理者の参加が確定している。市側は今後協議する。

(意見) 外部委員の意見は受け止めつつも、市と病院が主張すべき点は主張して議論を主導し、医療コンサルタント任せにならないよう進めるべきである。

Q. 市民委員は、病院の利用経験の有無や確実な参加等の観点から幅広く選定すべきと考えるが、どのように選定するのか。

A. 公募は行わず、市民代表としてふさわしい方を関係各所と相談して決定する。

Q. あり方検討委員会に正確な資料を提供しないと議論の方向性がずれると考える。県立病院との役割分担や急性期医療のあり方を含め、十分な判断材料の提供はされるのか。

A. 患者属性等の基礎調査に加え、県の地域医療構想に基づく医療圏の将来像や、開業医との役割分担等の視点も整理しており、それらの調査結果を議論の基礎として提供していく。

(意見) 国や県の方針と乖離せぬよう地域医療構想と整合させるとともに、赤字体質の改善も念頭に置き検討を進めるべきである。

Q. 市民が意見を述べる環境整備は重要であると考えているが、今回のアンケート対象者以外に、今後広く市民の意見を聞く機会はあるか。

A. 今回は検討委員会の議論の材料とするためのアンケートである。建て替え等の計画が具体化した段階では、パブリックコメント等を実施し広く意見を聴取する。

Q. アンケートの実施時期はいつ頃を予定しているのか。

A. 今年度中に契約手続きを行い、令和8年4月から業務を開始する。5月または6月に開催される第1回目のあり方検討委員会でも内容を審議した上で、速やかに実施する予定である。

採血順番表示システム改修等業務委託費

Q. 対象となる採血室はいくつかあるのか。また、モニターの設置数はどのようにするのか。

A. 対象は診療棟1階の中央採血室1か所である。同室の大規模改修と移転に伴い、移転先の待合での視認性を確保するためモニターを現在の2台から3台に増設する。

就職準備資金貸付事業費

Q. 対象者は何人ぐらいなのか。

A. 令和8年4月1日採用予定者42人が対象であり、全員の利用を想定したものである。現在は対象者に案内し申請を受け付けている段階である。

産業廃棄物（ペットボトル）処理業務委託

Q. 本業務の対象範囲に、院内売店等から排出されるペットボトルは含まれるのか。また、飲料用以外のボトルも対象か。

A. 売店等のゴミは販売事業者が処分する。本業務の対象範囲は病院事業に伴い排出さ

れるボトル類である。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会審査に送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和8年1月緊急議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の結果を、ご報告申し上げます。

【結果】

議案第96号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第10号)のうち、第1条歳入歳出予算の補正 歳出第7款商工費 第1項商工費 第2目商工業振興費及び第2条繰越明許費の補正関係部分につきましては、分科会の総意により、審査を留保し、採決を行わずに全体会審査に送ることと決しました。

これをもちまして、産業生活分科会の報告といたします。

産業生活常任委員会委員長報告(令和8年2月定例会月議会)

産業生活常任委員会に付託されました3議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第113号 四日市市楠ふれあいセンター条例の廃止について、委員からは、令和8年度に四日市市楠ふれあいセンターの売却手続きを行うとのことであるが、売却の見込みは立っているのか。また、売却後の建物の取扱いについて確認したいとの質疑があり、理事者からは、売却は入札によるため、確実に売却できるかは未定であるが、建物及び敷地は現状のままでの売却を想定している。本施設については、地域の住民と協議を重ねた結果、建物をそのまま活用する前提での売却を希望するとの意向を確認しており、まずはこの意向を踏まえて手続きを進めていくとの答弁がありました。

また、委員からは、例えば動物愛護センターなどへの改修も可能であると考えるが、庁内で他の用途への活用について議論されなかったのかとの質疑があり、理事者からは、これまでに地域の検討委員会との間で、幾度となく協議を重ね、地域から様々な提案や意見をいただいた結果として、最終的に売却という結論に至ったものであるとの答弁がありました。

また、委員からは、売却自体には反対しないが、既存の建物を単に売却するのではなく、有効に生かすことも考えるべ

きである。庁内で検討し、他の用途へ転用することも選択肢として残すべきであるとの意見がありました。

続いて、議案第114号 四日市市印鑑条例の一部改正について、及び、議案第125号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました3議案につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の所管事務についてではありますが、令和7年度同和行政推進審議会及び令和7年度人権施策推進懇話会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和8年2月定例会月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第98号 令和8年度四日市市一般会計予算

【市民生活部・経過】

○第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

自治会連絡事務費について

Q. デジタル回覧板について、今後の方向性を確認したい。

A. デジタル回覧板の有効性は認識しているが、受け手側のデジタル環境への対応等を含め、丁寧な対応が課題となっている。今年度は自治会に対し、デジタル回覧板についてのアンケート調査を実施した。その結果を踏まえ、回覧板を利用して情報を発信している関係部局と協議しながら方向性を検討していく。

Q. 調査結果で前向きな意見が多ければ、補正予算を計上してでも進めるべきではないか。

A. まずは調査結果を精査し、その結果を踏まえて検討していく。また、令和8年度はアンケート結果を踏まえた研究や調査を行い、令和9年度に向けて準備を進めたいと考えている。

Q. 回覧板のデジタル化を求める若い世代は多い。自治会活動への若者の参加を促進するためにも、速やかに対応してはどうか。

A. 回覧板の運用主体は自治会であり、市は行政情報の回覧を依頼している立場であるため、市の一存で進めることはできないが、早急に対応すべきと判断した場合は補正予算も含めて適切に対応したい。実際に運用を担う自治会の意見を尊重し、十分に協議しながら進めていきたい。

(意見) 1年もかけてアンケート結果を分析しなければならないのか。もう少しスピード感をもって進めてほしい。

Q. 経費削減や地域住民への負担軽減に向け、紙とデジタルを選択できるようにするなど、計画的にデジタル化を進めるべきではないか。

A. 市が発信する情報は、広く市民に届けたいため、現在は紙媒体を活用している。しかし、将来的には根本的な見直しが必要であると考えており、関係部局と研究していきたい。

Q. 行政が主体となって市民のデジタル化を促進させるような取組が必要でないか。

A. 各地区市民センターにおいて、生涯学習事業の一環としてスマートフォンやタブレットに関する研修や講座を開催しており、その中で知識や機運を高めてもらえるよう

取り組んでいる。

Q. 民間の力も活用し、より有益なものにしてもらいたい。また、当該研修会や講座は市民からも好評であり、今後も充実させていくことで、デジタル回覧板等にスムーズに移行できると考えるがどうか。

A. 研修会や講座については地域からの需要も高まっており、民間からも声掛けがあるので、これらを踏まえ、市民がデジタル化に対応できるよう今後も内容を検討していきたい。

(意見) デジタル回覧板については、いきなり全市で一斉に導入するのではなく、モデル地域を設けてメリットとデメリットを把握しながら進めていくことも検討してほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第10目地区市民センター費》

館長権限予算について

Q. 館長権限予算の活用事例は、各地区市民センターや地域で共有されているのか。

A. 各地区市民センターには実績等の情報は共有されている。自治会については個別に周知していないが、館長を通じて相談があった場合には事例として伝えている。

(意見) 他地域の取組は自治会等にとっても参考になるため、館長を通じて積極的に事例を周知してほしい。

Q. 予算の配分決定の時期が遅く、地域の事業に間に合わないことがあると聞くが、改善されているか。

A. 例年は夏頃に最終決定を行っていたが、館長からの企画書の提出やヒアリングを前倒しし、5月下旬をめどに予算の配分ができるよう進めている。

地域マネージャーについて

「提言チェックシートNo. 4」参照

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費》

笹川地区共生推進事業について

Q. 多文化共生推進事業がある中で、笹川地区共生推進事業を別事業として実施するのはなぜか。また、今後、他地区においても外国人が集住し、地域に課題が生じた場合は、個別に事業化するのか。

A. 笹川地区は定住者や永住者が突出して多く、外国人児童数も非常に多いという特有の課題がある。地域住民が自ら課題解決に取り組み、地域主体の事業として市が重点的に支援してきた経緯もあり、全市的な事業とは別事業としている。将来的に他地区において外国人が集住し同様の課題が生じた場合は、地域と十分に協議した上で対応を検討していきたい。

外国人市民の受け入れ体制について

Q. 外国人市民が急増する中、受け入れる側の日本人市民の姿勢に課題はないか。

A. 日本語が通じない、という先入観から戸惑う市民もいるが、実際には「やさしい日

本語」でコミュニケーションが取れることが多い。このことが十分に伝わっていないことが課題であるため、各地区での講座等を通じて地域に周知していきたい。

Q. トラブルを避け共生を深めるために、市民ボランティアを増やして「やさしい日本語」を広めるなど、行政だけでなく市民も巻き込んだ取組を進めるべきではないか。

A. 現在、市内で開催している日本語教室では、多くのボランティアが「やさしい日本語」を使って活動している。そうした既存の活動の場も生かしながら、「やさしい日本語」の普及を図っていきたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第12目あさけプラザ費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第13目計量消費経済費》

自動通話録音警告機購入費補助金について

Q. 特殊詐欺被害が増加する中、新たに自動通話録音警告機能付きの固定電話機を補助対象に拡充したことは評価するが、これまでの外付けの自動通話録音警告機の補助実績と効果はどうか。また、利用促進のために申請方法の簡素化や補助率の引き上げなどを検討すべきではないか。

A. 市民から警察へ自動通話録音警告機の寄贈があり、警察が無料で貸与を行っている影響で補助実績は減少しているが、機器を設置した人は被害に遭っていないと警察から聞いており、十分な効果があったと認識している。申請方法等については、補助対象者が65歳以上の高齢者であるため、市の職員が書類の書き方等の支援を行っているほか、購入先の一つである警察署内の防犯協会にもサポートしていただき、不便がないよう進めている。

Q. スマートフォン等での詐欺被害も増えているため、対策アプリの支援や事例の周知など、固定電話以外の対策を進めてはどうか。

A. 固定電話以外の被害が増加していることは認識している。警察を通じた不審電話への対策や、アプリの活用も含め、状況に応じた有効な対策を検討していきたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第16目男女共同参画費》

女性デジタル人材育成事業について

Q. 女性デジタル人材育成事業について、令和5年度の事業開始以降どのような取組をしているのか。

A. 受講生の中には、子育て等で仕事を辞め、しばらくブランクがある人もいることから、企業とのマッチング数を増やすため、事業開始2年目の令和6年度にはビジネスマナー等の働くために必要な基本的な内容も追加した。令和7年度には個別のキャリアコンサルティングにも力を入れ、受講生が具体的なキャリアプランを明確化できるよう支援している。

相談事業について

Q. 深刻な相談内容も多く、相談員自身の精神的負担が大きいという課題がある。今欠

員はないが、さらに相談員を増やして余裕を持たせたらどうか。

A. 相談員には経験が必要であり、現在の4名体制を維持することは大変である。相談件数の動向を注視しつつ、まずはこの4名体制を継続していくことに努めたい。

配偶者暴力防止対策事業について

Q. スーパービジョン事業とはどのようなものか。また、緊急時等に相談者が直接弁護士等に相談できる体制はあるか。

A. 本事業は、相談員が経験豊富な専門家等から助言を得るとともに、相談員自身の精神的ケアを行うものである。一方、相談者が弁護士や心理の専門家に相談できる機会も別途設けている。また、緊急時等には警察等関係機関や市関係部局と連携し、一時保護等の対応もとっている。

Q. 男女平等教育・デートDV予防教育講師派遣事業について、子供が講座で学んだ内容と保護者の認識に違いが生じ、子供が戸惑うことのないよう、保護者に対して啓発等を行っているのか。

A. 保護者への啓発も重要であると考えており、保護者会等に講師を派遣して講座を行うなど、子供と保護者双方への啓発に取り組んでいる。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第17目コミュニティ活動費》

集会所建設費補助金について

Q. 補助額の上限が、世帯数の違いや申請者が単位自治会あるいは複数自治会であるかにより異なることから、あえて自治会を複数に分けて申請するケースがあると聞く。制度のあり方を見直すべきではないか。

A. これまでも自治会の状況を鑑みながら改正を重ねてきた。今後も自治会の状況等を注視しながら、対応について考えていきたい。

Q. 建て替えに伴う建設費用には補助が出るが、撤去費には出ないと聞く。老朽化への対応として、撤去費も補助対象となるよう検討してほしい。

A. 現時点では撤去費は補助の対象となっていないが、今後検討していきたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第18目市民活動費》

客引き行為等防止啓発事業費について

Q. 客引き行為等の防止は、第一義的には警察が動くべき事案だと考える。四日市市客引き行為等の防止に関する条例の役割は風営法や県の迷惑防止条例がカバーしていない部分を担うものとのことだが、内容を具体的に確認したい。また、業務を委託する理由は何か。

A. 風営法や県の条例では客引き行為が禁止されている業種に制限があるが、市条例は居酒屋などを含む全業種を対象としている点で大きく異なる。また、今回の業務委託は、現在指導員を担っている県警OBが、定年延長等の影響により確保が難しくなっていることから、これを補完するため、新たに実施するものである。

Q. 委託料として2000万円以上が計上されている。今年度の予算と比較して大幅に増加した理由は何か。

A. 指導員の人件費は人事課から支出されており、市民生活部の予算には含まれていない。社会保険料等の雇用主負担を含めた現状の人件費負担や、常時3名体制が維持できる効果等を踏まえれば、実質的な市の負担が極端に増加するわけではないと考えている。

市民協働促進事業について

Q. 予算が令和7年度に比べ半減した理由は何か。

A. 令和7年度の予算には、令和8年度からスタートする第3次市民協働促進計画の策定支援事業費が含まれていたが、令和8年度予算にはその経費を計上していないためである。

地域防犯支援事業について

Q. 防犯カメラについて、駅前広場等は市が直接設置しているが、通学路等についても自治会への補助事業とするのではなく、市が全額負担して直接設置する考えはないのか。

A. 防犯カメラについては、地域が必要と判断した場所に設置していただき、その費用に対する補助を行っている。その中でも通学路及びごみ集積場に設置する防犯カメラについては、他の場所よりも補助率を高く設定し、手厚く支援しており、現時点では市が直接設置する考えはない。

Q. 補助の効果を市としても把握し、設置されていない危険な場所には設置を促すべきではないか。

A. 地域によって設置状況に差があることは認識している。今後は補助の効果を検証するとともに、市関係部局とも調整しながら本事業のあり方を検討していきたい。

犯罪被害者等支援事業について

Q. 犯罪被害者等支援事業について、令和8年度はどのように取り組んでいくのか。

A. 犯罪被害者への直接的な支援は、警察等を通じて対象者を把握できるため確実に対応できると考えている。今後は、市民の犯罪被害者等支援についての理解が深まるよう周知啓発を進めていく。

Q. 将来的には、教育委員会等の関係部局と連携し、性犯罪に関する条例の制定を検討すべきではないか。

A. 現時点では、早急に制定するという考えはないが、県条例との整合性や他市町の動向を踏まえ、市関係部局と連携しながら研究を進めていきたい。

＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第20目生涯学習振興費＞

生涯学習振興事業費について

Q. 市民大学と熟年大学の参加実績や運営状況はどうか。

A. 市民大学はコースごとに定員を設定しており、令和7年度は369人が参加している。

4つのコースの受講状況について、Aコースは定員100人に対し100名、Bコースは定員200人に対し181名、Cコースは定員40人に対し30名、Dコースは定員60人に

対し 58 名である。一方、市の直営で市長が学長を務める熟年大学は、1 年目の教養課程と 2 年目の専攻課程があり、各定員は 45 人である。令和 7 年度は全体で 53 人が参加し、内訳は教養課程 29 名、専攻課程 24 名となっている。

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 23 目諸費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第 2 款総務費 第 3 項戸籍住民基本台帳費》

窓口業務の時間外勤務削減について

Q. 戸籍やマイナンバーカード関連の度重なる制度改正により、市民課職員の時間外勤務が多いと認識している。削減策として、窓口の受付時間を短縮して事務処理に充てることや、チャットボットの導入などを進めるべきではないか。

A. 現在、適切な人員数の配置、また、特に経験者の配置を人事部局に要望するとともに D X 化の推進などを進めているところである。窓口の受付時間の短縮については全庁的な課題として、総務部で実施の方向で調整している。なお、チャットボットの導入費用は総務部の予算に計上されている。

《歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費 第 1 目社会教育総務費》

《歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費 第 3 目公民館費》

別段の質疑、意見はなかった。

○第 2 条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

【シティプロモーション部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 1 目一般管理費》

ふるさと応援寄附金事業について

Q. 自動販売機やコーヒーマシン等の高額返礼品は、今後も広告塔として残していくのか。

A. そのとおりである。

Q. 高額返礼品は最初、話題になるが、その後は関心が薄れる。どのように P R していくのか。

A. 例年 11 月頃に新規返礼品を P R する機会を設けている。それらの機会を通じて P R していきたい。

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 19 目文化振興費》

こどもみらいクーポン事業費について

Q. 予定している 25 件のクーポンプログラム案は、全て無償で行ってもらえるのか。

- A. 無償のものもあるが、謝礼を支払い特別感のあるものも用意する。事業への理解が進めば、将来的には無償で協力してもらえる可能性もあると考えている。
- Q. 部活動の地域展開に関連して、経済的に厳しい家庭の子供が地域のクラブ活動に参加できないという声がある。このクーポンプログラムを、クラブ活動の月謝等に交換できる仕組みなどに活用できないか。
- A. 部活動の地域展開への活用については教育委員会とも協議している。このクーポンは金券ではないという前提において、どのような形で活用できるか引き続き検討していきたい。
- Q. 私立学校や特別支援学校の児童生徒、入院中や不登校の子供など、すべての小中学生がこの事業を体験できるようなプログラムになっているのか。
- A. 様々な事情を抱える子供たちがいることは承知している。例えば、こちらから出向く形をとるなど、実施方法を考えていく必要があると考えている。
(意見) こちらから出向いたり、ネットを活用したりして、多くの子供が体験できるものにしてほしい。
- Q. 費用がかかるのは仕方ないが、参加できる子供に限られるのは不平等になりかねない。募集人数の設定はどのように考えているのか。
- A. 特別感のあるものにするため、無条件で全員が参加できるものにする予定はない。まずは様々な体験を通じてポイントを貯めることで、子供たちのモチベーションに近づきたいと考えている。募集人数は催しによって異なるが、子供たちの興味を惹きつけ、誰にでも開かれたものとして多くの子供に取り組んでもらえるよう働きかけたい。
(意見) この事業に参加したいのに様々な理由で諦めてしまう子供が出ないような工夫もしてほしい。
- Q. 小学生は保護者の同伴なしでは校区外へ出られないが、そうした子供たちについてどう考えているか。
- A. ポイントを貯める体験プログラムについては、各地区で様々な事業を各部局が実施し、身近なところで参加できる可能性を広げていく。クーポンプログラムについても、様々な地区で実施できるように考えている。また、同事業を通じて、家族が一緒に出かけるなどの機会を生み出すものになればと考えている。
(意見) プログラムに参加したい子供が、全員参加できるよう工夫してほしい。

文化会館大規模設備等改修事業等について

- Q. 文化会館等の大規模改修において、障害者用駐車場への屋根設置など、利便性向上は図られるのか。
- A. 今回の工事には含まれていないが、屋根付きの障害者用駐車場整備に向けた検討を行っている。また、霞ヶ浦第1野球場でもエレベーター設置や車椅子専用席の整備を行っている。
- Q. 車椅子マークの駐車場は、障害者だけでなく妊婦やけがをした人など社会的弱者も駐車できるスペースにすべきではないか。
- A. 車椅子マークの駐車場では、妊婦やけがをした人など歩行が困難な人も利用できるスペースとなっている。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第21目体育振興費》

プロスポーツチーム誘致事業費について

Q. プロバレーボールチームの本拠地として誘致しようとする場合、相好アリーナ四日市で開催される各種の大会などとの調整についてどう考えているか。

A. 例えばバレーボールSVリーグへの参入には一定の試合数が必要だが、現在土日は予約状況が一杯であり課題と認識している。平日開催やダブルヘッダーなども含めて検討するとともに、必要に応じて、現在の予約方法についても整理することを検討していきたい。

Q. 今後は誘致による経済波及効果やシビックプライド醸成などのメリットと、施設改修費や市民の施設利用への影響といった課題をわかりやすく示してほしいがどうか。

A. 誘致には大きなメリットがある一方で、施設改修費が必要になることや市民利用への影響といった課題もある。総合的に調査を行い、市としてメリットがあると判断できれば誘致を考えていく。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第22目体育施設費》

霞ヶ浦第1野球場整備事業について

Q. グラウンドの全面人工芝化に伴い、人工芝流出による海洋プラスチック汚染対策についてどう考えているか。

A. 排水対策などを行うことで人工芝が流出しないよう対応していきたい。

運動施設空調整備事業（三滝武道館）について

（意見）三滝武道館の空調整備は令和9年に施工される予定だが、元旦の早朝から利用する団体もあり、暖房がないと非常に寒い。利用者が快適に使えるようにしてほしい。

《歳出第7款商工費 第1項商工費 第3目観光費》

泗水十貨店の現状及び今後の方向性について

Q. バスタ四日市内施設での販売交渉を進めるとあるが、じばさん1階の名品館が閉館することも考慮し、もう一步踏み込んだ取組の予定はないのか。

A. 観光交流課の役割としては誘客促進や宿泊者等を増加させることであり、来訪者へのおもてなしとしての土産販売を想定している。地場産業の振興は商工農水部の役割であるという認識のもと、ふるさと納税の人気商品など、市のイメージ向上につながるものを展開していきたい。

Q. 来訪者を対象とする観点であれば、近鉄四日市駅の空きスペースなどで販売するような考えはないか。

A. 今のところ近鉄四日市駅に出店する考えはなく、バスタ四日市でどう展開するか検討している。

四日市花火大会事業費補助金について

Q. ドローンを活用した演出改善について、花火が終了したことが分かりにくかったと

いう意見に、どのように対応していくのか。

A. 花火終了後に、ドローンを活用して終了時の合図を演出できないか検討していく。

Q. 他市と比べて総事業費に占める協賛金の割合が低いがどうか。

A. 協賛金の割合が低いことは認識している。協賛企業数を増やすことと、1企業あたりの協賛額を上げるメニュー作りが必要と考えており、商工会議所の協力も得て取り組んでいく。

Q. 協賛金の目標額は決めているのか。また、ドローンで企業広告を行えないか。

A. 目標額については、令和7年度は再開ということでボーナス的な要素もあり多くの協賛金をいただいたが、令和8年度の協賛金については減少すると見積もっている。

ドローンについては、文字等を表現するにはかなりの数と費用が必要になるため、来年度についてはカウントダウンや終了時の合図に使用することを検討している。

Q. 磯津の無料観覧エリアについて、住宅等もあり生活の場であるが安全面や交通面の課題はないか。

A. 地元の人にも状況を把握していただき、交通規制や駐車場の確認を行っている。来場者が増えるため、自治会や警察と連携して警備や交通規制を実施していく。

Q. 有料観覧席の売上は花火の充実に充てられるのか。

A. 花火の充実に充てるが、無料エリアの警備やゴミ対策の費用にも充てる予定である。

Q. 有料観覧席の料金はどのくらいを想定しているか。また、市民が優先して購入できるのか。

A. 平均3500円程度となるよう、2000円から5000円の幅で想定している。市民優先で申し込みができる方向性で考えている。

大四日市まつり事業費補助金について

Q. 山車の修理について、解体するだけでも100万円程度かかるなど多額の費用が必要である。現在の補助額では少なすぎないか。出展団体へアンケートやヒアリングを行うべきではないか。

A. 大四日市まつり実行委員会の基金を活用しているが資金は潤沢ではなく、現在の補助額については出展団体に一定の理解をいただいている状況である。現時点でこれ以上の補助は難しいと認識している。

(意見) 山車の修理費用を負担するのは結局地域住民であり、少子高齢化等により地域の負担は大きくなっている。出展したいが出せないという声もあるため、地域の実情をヒアリングし、支援のあり方を検討してもらいたい。

Q. 近年の酷暑を鑑み、開催時期の変更も含めて検討すべきではないか。

A. 実行委員会等でも開催時期については話し合っている。来年度は8月開催だが、引き続き検討していく。

四日市スポーツランドについて

Q. 有料エリアのアスレチックコースについて、全長1.2kmかつ高低差があるのにトイレが一つもないことについてどう考えているか。

A. 入口でトイレを済ませてからコースを回るよう周知している。コース内にトイレがあれば良いとは思いますが、管理面で難しい部分がある。今後もまちづくり財団とも話し合って検討していきたい。

(意見) 入場料を取る施設でありながらトイレがない状況であるので検討してほしい。

Q. 四日市スポーツランドの有料入場者は何人くらいか。

A. 令和6年度の実績で約8万8000人である。

(意見) 多くの来場者に来ていただいているので、今後も管理棟の休憩所なども含めてアピールして欲しい。

伊坂ダムにおけるトイレの状況について

Q. 伊坂ダムの西側トイレについては多くの設置要望がある。様々な課題から設置が難しいとは思いますが、検討すべきではないか。

A. 西側にトイレがあることで利便性が向上すると認識しており、地元の連合自治会とも仮設やバイオトイレ等について話し合いを行っている。しかし、上水道がないため衛生面に問題が生じることや、人通りが少ないため防犯上の懸念があるとの声もいただいている。今すぐの設置は難しいが、引き続き地元と話し合いを進めていく。

(意見) 生活環境公社等に委託して管理を行うなどの方法はあると思うので、将来的な設置に向けて引き続き検討してほしい。

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費 第1目社会教育総務費》

四日市市地域の文化遺産の保存・継承支援事業費について

Q. 本事業の対象に「雅楽」なども含まれるのか。

A. 本事業は指定されていない文化遺産を対象とする制度であるが、宗教行事ではなく地域行事として認定されているもの等の条件がある。雅楽などは神社の神事との関連が強いため、対象とはなりづらいと考えている。

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費 第3目公民館費》

学校開放事業費（体育振興）について

Q. 令和8年度の学校開放事業費が前年度の半分以下となっている理由は何か。

A. 令和7年度は照明の改修工事費が計上されていたが、令和8年度はその費用がないためである。

Q. 学校によっては予約が取りづらい状況を把握しているか。

A. 学校によっては予約が取れない状況があることは把握している。各地区において、年1回以上開催される利用者会議において調整してもらうようお願いしている。

Q. 学校ごとではなく、市全体で調整をかけて他地区の体育館も使えるよう柔軟に対応できないか。

A. 原則は地域の人とその地域の学校の体育館を使うことになっているが、場所による差異や要望があることは聞いている。市主催の運営委員会を対象とした説明会で意見を聞きながら検討していきたい。

○第2条 債務負担行為の補正

別段の質疑、意見はなかった。

【商工農水部・経過】

○第1条 歳入歳出予算

《歳出第5款労働費 第1項労働諸費》

《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第1目農業委員会費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第2目農業総務費》

森林経営管理制度事業費について

Q. 約31ヘクタールの森林整備に向けた準備作業として約2000万円の予算が計上されているが、なぜこれほど高額になるのか。

A. 予算の大部分は、長年にわたり管理不十分な森林所有者の特定や、現地での境界確認に要する費用である。整備する場所を確定するためには、実際に現地を踏査するなど非常に時間と労力がかかるため、このような費用が必要になる。

Q. 境界調査にかかる費用の算定は、森林の筆数に基づく工数ではなく、なぜ面積で積算するのか。

A. 面積によって作業量が異なり、その作業量に応じて費用が決まるため、面積で積算することが適切だと考えており、国の指針等でも面積で積算することが示されている。しかし、今後は他市の事例等も参考にしながら、より安価にできる方法を研究していく。

Q. 森林の土地所有者や境界に関する情報等を整備した「林地台帳」の更新作業を、森林所有者の特定や現地の境界確認作業よりも優先するべきではないか。

A. 林地台帳の更新作業は重要だが、市内全域で行うと膨大な時間がかかるため、まずは県が指定する崩壊土砂流出危険地区のうち、配水池などの施設保全の必要性が高い箇所から選定して進めている。

(意見) 林地台帳の更新作業を進めつつ、本事業も着実に取り組んでもらいたい。

《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第3目農業振興費》

北勢地方卸売市場関係事業費について

Q. 以前から施設の老朽化や再整備の必要性が指摘されている。民営化施設とはいえ毎年多額の修繕費をかけ続けることに疑問を感じるが、再整備の結論はいつ出るのか。

A. 令和6年度に実施したサウンディング型市場調査の結果、民間事業者の資金やノウハウを活用して施設を再整備することは困難であることが確認された。民営化施設であるため、一義的には行政主導による再整備は難しいが、関係者の意見を確認し今後の方向性を定めていきたい。

Q. このままでは場当たりの修繕を繰り返す状況が続いてしまう。多額の補助を行っているのは公共性があるからであり、関係3市（桑名市・鈴鹿市・四日市市）の中で

52%の負担割合を持つ本市が主導して、市場の再整備に向けた議論を進めるべきではないか。

- A. 市場関係者の間でも、将来必要となる規模や機能について議論が行われている。行政としても、関係3市で協議しながらどのような支援ができるかを並行して検討しており、現場の意見を早急に集約し、いち早くサポートできる方向性を定めていきたい。
(意見) 行政として可能な支援の範囲を示すことも重要である。本市が先頭に立たなければ進展しないため、前向きに進めてもらいたい。
(意見) 人口減少を見据え、北勢地方卸売市場をそのまま存続させるのではなく、県を交えた再編・統合に加え、道の駅のような集客施設の併設や一般市民への市場開放など、市場のあり方を見直す議論を専門家も交えて進めるべきである。

かぶせ茶PR推進事業費について

- Q. かぶせ茶PRソング等を用いた取組に対する市民等の反響はどうか。また、来年度はどのようにPRを進めていくのか。
- A. 若者が参加することに対して、地元からは賛同の声も多い。来年度は、動画配信などを通じて、本市特産品のかぶせ茶の知名度向上を図り、現地への誘客にもつなげたい。
(意見) 若い世代を巻き込んだインパクトのある良い取組である。PRして終わりではなく、ターゲットを明確にし、予算に見合った成果を出せるよう進めてほしい。

アグリビジネス推進事業費について

- Q. 露地農家向けの高湿対策支援とは、具体的にどのような機械装置を想定しているのか。
- A. 猛暑の中での農作業の負担軽減につながる、野菜の移植機、乗用管理機、マルチ張り用ロータリー、散水装置といった機械装置を予定している。

《歳出第6款農林水産業費 第4項水産業費》

豊かな海づくり推進事業費について

- Q. ワカメ養殖の実証試験の成果はどうか。
- A. 四日市市漁業協同組合からは試験は良好であると聞いており、令和8年6月に区画漁業権を取得し、本格栽培を行う予定である。
- Q. 単なるワカメの販売にとどまらず、ブルーカーボンによる二酸化炭素吸収やバイオ燃料への活用など、コンビナート企業と結びつけた多角的な視点で漁業者を支援すべきではないか。
- A. 多角的な支援の可能性を探るとともに、漁業者とコンビナート企業の双方が有益となるような仕組みづくりを検討していきたい。

《歳出第7款商工費 第1項商工費 第1目商工総務費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第7款商工費 第1項商工費 第2目商工業振興費》

障害者雇用について

- Q. 民間企業の法定雇用率が令和8年7月から2.7%へ引き上げられることに伴い、市内事業所への周知はどのように行っているのか。また、対象事業者の拡大により、市内で何社程度増える見込みか。
- A. 労働局と連携し、市の広報や就労コーディネーターの企業訪問を通じて丁寧に周知している。令和8年度の拡大により、市内でおよそ30社が新たに対象となることを想定しており、それらを重点として計画的にアプローチしていく。
- Q. 差別の禁止や合理的配慮の提供など、企業における人権啓発についてはどのように取り組んでいるか。
- A. 人権啓発企業連絡会などを通じて、事業者における人権の啓発活動を進めている。
- Q. 障害者の就労支援にあたり、障害福祉課とはどのように連携しているか。
- A. 障害福祉課が障害者個人に対して就労に向けた準備を支援し、商業労政課が企業側に働きかけて一般就労の受け皿として支援するという役割分担のもと、連携して取り組んでいる。
- Q. 障害者雇用納付金を実際に納付している企業はあるのか。また、除外率の引き下げについてどのように捉えているか。
- A. 納付金は国の外郭機関へ納付する。市は、実際に納めている事業者がいることを把握している。また、除外率については、引き下げに伴い義務となる障害者の雇用者数が増加することになるため、国において障害者が一般就労できる環境づくりを制度の中で進めていると理解している。

ワークスタイル・イノベーション推進事業について

- Q. 対象企業枠が拡充され予算も増額されているが、事業内容はどのように変わるのか。
- A. これまで市が直接受け付けていた講師の派遣だけでなく、課題の洗い出しから研修、企業での実践に至るまでの一連のプロセスをパッケージ化して事業者に委託する形に変更し、支援内容を拡充させていく。これにより事業のさらなる充実や効率化を図り、対象となる企業数を増やしていく。

商店街活性化イベント事業補助金（買い物拠点再生事業費）について

- Q. 「エキサイト四日市・バザール」の駐車場について、駅前工事や駐車場の分散により場所が分かりにくいいため、周知を工夫すべきではないか。
- A. 主催者がポスターやチラシ等で案内しており、公共交通の利用促進や確保した駐車スペースへスムーズに誘導できるよう、さらなる案内の徹底について働きかけていく。

産業用地創出事業について

- Q. 開発事業者だけでなく、立地を希望する企業へのヒアリングも行うのか。また、市外・県外の企業も視野に入れているのか。
- A. 既存の企業や新規進出を検討している企業に対しても、規模やエリアのニーズをヒアリングする。また、市内・県内に限らず、必要に応じて全国へ向けた周知活動も検

討していく。

Q. 大規模な用地のニーズはあるのか。

A. 中小規模が多いが、数ヘクタール規模のニーズも聞き及んでいる。

(意見) 大規模開発には民地の活用や市民の協力が不可欠であるため、市民への啓発活動にも取り組むべきである。

Q. 北勢バイパスなど新しく整備された道路沿いの活用についてどう考えているか。

A. 都市計画マスタープランの改定に際して、バイパス沿いのまとまった土地についても意識して取り組んでいく。これらの土地は産業用地として可能性が高いエリアと認識しており、産業用地として活用できるよう取り組んでいきたい。

Q. 新しい道路ができて、その周辺地が都市計画法などの規制で用地活用できない場合がある。産業誘致を進めるなら、部局横断的な部署をつくり対応すべきではないか。

A. 都市計画法の所管は都市整備部であり、関係部局とも連携して進めているが、より大規模に進めていく際には必要に応じて部局横断的な部署の設置についても働きかけていきたい。

(意見) 実際に動き出すと規制等の壁にぶつかるため、行政側でその壁を取り除く努力をしてほしい。

(意見) 東海環状自動車道などとの接続によって四日市港の利用ニーズが高まる中、スピード感を持って進めないと企業が逃げてしまう。また、市に貢献している既存企業の規模拡大ニーズにも的確に応えられるようにしてほしい。

中小企業海外人材確保支援事業について

Q. 直近2年間は申請実績がないが、需要がないのか、あるいは周知不足によるものか。

A. 周知不足もあるが、問い合わせもあり、外国人材活用のニーズが減っているわけではない。現制度の使い勝手など、事業者から意見を聞きながらよりよい制度にしていきたい。

Q. 物価高騰を考慮し補助上限額を上げるとともに、周知方法についても検討すべきではないか。

A. 補助上限額の引き上げについては検討しているが、実績が少ない中で上げるのは難しい面もある。まずは使ってもらいながら拡充していくのが望ましいと考えている。また、来年度はベトナムのハイフォン市との経済交流に関する覚書締結10周年事業もあり、企業のニーズを捉えて当該事業の活用につなげていきたい。

(意見) 補助上限額の見直しや、ベトナム以外の海外人材への対応も含めた周知方法等について検討してほしい。

定期市活性化促進事業費について

Q. 塩浜や追分の定期市が閉場となるが、行政として存続のための支援はできないのか。

A. 市場の代表者と相談を重ね、マルシェの導入や環境整備の補助金活用など支援してきたが、出店者の高齢化や減少により、既存の形での維持が非常に困難な状況である。

(意見) 定期市は四日市の名前の由来でもあるため、残っている定期市には手厚く支援し、存続に向けて市が導いてほしい。

新産業拠点創設事業について

Q. 1階の展示はどのような内容や手法を想定しているか。また、市民が気軽に立ち寄れる施設になるのか。

A. 現在の四日市の産業の状況が分かるものにしたい。博物館や環境未来館との相乗効果も考え、子供や出張客などにも伝わるような内容を検討している。手法としては、映像などのデジタル技術も活用し、維持・更新が容易なものを想定しており、委託事業者とも協議してよりよいものを考えていきたい。

(意見) 最新の情報等が載った価値ある展示にし、本市のカーボンニュートラルへの取組等についても分かりやすく伝えてほしい。

Q. リニューアルオープンに向けた機運醸成プレ事業の狙いは何か。

A. 例えば、三重大学と実施したリカレント教育等を通じて見えた課題を踏まえ、今後の具体的なコンテンツを検討するなど、施設完成後に、当該施設のコンセプトである「ビジネスコミュニティのハブ」として企業等に活用していただけるよう、支援機関等と連携手法を検証することが狙いである。

(意見) 一部の人だけが利用する施設にならないよう、働く市民が気軽に利用したり、リカレント教育等に挑戦できる施設を目指してほしい。

Q. 名品館の閉店に際して、地場製品の販売場所についてはバスタ四日市周辺で検討していることを発信すべきではないか。

A. 現在、販売場所の規模感などが明確になっていないため発信できていない。各部局とも調整し、できることを検討したい。

Q. 具体的にどの部局が所管していくのか。

A. 地場製品の販売やPR等については、関係部局が連携して実施していく。

Q. バスタ四日市が完成するまで期間があるのに、なぜ今の時期に名品館を閉めるのか。出品事業者に対しても失礼であり、代替の販売場所の検討を含め、庁内で連携すべきである。

A. 前身の公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センターが解散する際に、名品館を含め、実施していた事業について、産業の新たな拠点施設としてのあり方が決まるまでの当面の間、市が事業を継続することとしており、産業の新たな拠点施設として改修工事を開始するため名品館は閉館することとなる。事業のプロセスが見えづらい部分があったことについては説明不足であり、地場製品の販売場所など今後の事業内容について、市民への周知方法を関係部局とも協議のうえ検討する。

(意見) 代替の販売場所の設置がかなわないのであれば、イベント等で市民や県外客に発信できる場所を考えてほしい。

Q. 場所さえ確保できれば販売場所を設置できるのか。

A. 産業政策として地場製品の販売により事業者を支援することは難しいが、見本市への出展支援や情報発信などによる本市の特産品の魅力を伝えていく取組は行っていく。

ベトナム経済交流事業について

Q. ハイフォン市との経済交流には、どのような狙いがあるのか。

A. 覚書締結から10年の節目に、港湾都市という共通性を持ち、急成長するハイフォン市において、地場製品の販路拡大を目指して商談やビジネスマッチングを行うほか、将来的に本市の産業を支える人材の確保及び育成などを目的として、高校生の交流事業を実施する。

(意見) ハイフォン市は10年前から大きく変化している。漫然と行うのではなく、ポイントを絞って、確実に結果につながるよう取り組んでほしい。

中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく戦略プランの策定について

Q. 審議会の開催やプラン策定のスケジュールはどうなっているか。

A. 令和8年5月に学識経験者、商工会議所、コンビナート企業、労働団体など各団体へ委員の選出を依頼し、令和8年度に審議会の開催を3回程度見込んでおり、12月頃にパブリックコメントを実施し、令和8年度中にプランを策定する予定である。

四日市コンビナートカーボンニュートラル推進事業について

Q. 推進委員会の会長は三重県知事であるが、本市の財政負担が非常に大きく見え、県の財政負担が見えにくい。県にも相応の負担を求めるべきではないか。

A. 県も本市とは別に水素アンモニア社会実装推進会議の負担金や水素ステーションの補助制度等で財政負担をしているほか、推進委員会の事務局機能の一部も担っている。しかし、表に出る予算額としては市が負担している部分が多いことも事実であるため、今後も様々な機会を捉えて、県に対して財政的な協力を求めていく。

○第2条 繰越明許費の補正

○第3条 債務負担行為の補正

別段の質疑、意見はなかった。

議案第99号 令和8年度四日市市競輪事業特別会計予算

車券売上金等について

Q. 車券売上の推移について、年度ごとに波がある理由と令和8年度の見込みはどうか。

A. グレードレースの開催回数や日数が年度によって異なるためである。令和8年度は今年度開催されたGⅢナイター万博協賛競輪がなくなるため、今年度の実績見込額より減少し、342億円を見込んでいる。

Q. 競輪事業財政調整基金や競輪事業施設等整備基金の積立ての目標額はいくらか。

A. 競輪事業財政調整基金は、万が一事業から撤退する際に必要な費用として約18億円を想定して積み立てている。また、競輪事業施設等整備基金は現在の残高が約40億円あり、現在整備中の外向投票所及び今後の新たな施設整備に向けて積み立てている。

Q. 本場の売上が伸びているが、外向投票所の整備等により、さらに来場者が伸びていくと考えてよいか。

A. 本場の売上はインターネット投票に比べて低い状況にあるが、若い世代など新たな

ファンの獲得に努めている。今後も外向投票所の整備に合わせ、新規来場者を増やし、市民に親しまれる競輪場としていきたい。

(意見) インターネット投票による売上も重要だが、引き続き、実際に本場を訪れる来場者を大切にしてほしい。

議案第101号 令和8年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算

食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について

「提言チェックシート（継続）No. 5」参照

議案第106号 令和8年度市立四日市病院事業会計予算

病床数の適正化について

Q. 25床を削減し512床とする病床数の適正化について、新たな地域医療構想で目標とする2040年までに実施するのか、それとも前倒しで進めていくのか。

A. 厳しい経営環境下で効率化を図る必要があるため、3次救急を担う医療機関としての体制確保や入院患者数の動向を見つつ、準備が整えば適正化を進めていく。

Q. 経営改善に資するよう、早期に進めていくという理解でよいか。

A. 実施に当たっては、医療の特性に配慮し慎重に進める必要もあると考える。25床を削減した場合、感染症が流行した令和6年度の年末年始の入院患者数の実績に当てはめると、9日間満床となり患者が受け入れられない日が発生していたこととなる。公立病院としてはこうしたことも懸念している。新たな地域医療構想調整会議での議論の中で当院の適正な病床数が見えてくると想定されるため、その流れを見ながら病床数を適正化していきたい。

Q. 病床数削減により、職員の厳しい労働環境がさらに悪化しないよう対策を行う必要があると考えるがどうか。

A. 効率化を進める中で、看護師などの負担にならないような体制を考えたい。退職者の補充を段階的に調整するなど、働き方に配慮しながら進めていく。

Q. 病床数を減らすことによる市民への医療サービスの影響はどうか。

A. 病床数を減らしても、患者に対する看護師の配置基準を下回るわけではない。患者への看護サービスが低下しないよう丁寧に対応していく。

Q. 病床数を512床とした場合、医療職20人を削減し、年間1億2800万円の削減を見込んでいるということか。

A. 医療職20人を削減した場合の現時点での削減見込額である。退職者が出ても新たな採用を行わないことで段階的に医療職の人員削減を実施していく。

(意見) 病床数の適正化にあたっては、経営改善の数字的な目標だけでなく、職場環境や市民に悪影響が出ないよう、バランスをとりながら進めてほしい。

専門的な教育を受けた看護師について

Q. 特定行為ができる看護師など、専門的な資格を取得する体制を今後どのようにしていくのか。

A. 令和9年度に新たに3名が資格取得を予定しており、令和8年度から養成学校で学ぶ予定である。高度医療を担っている当院としては、今後も専門的な教育を受けた看護師を確保していきたいと考えている。

Q. 認定看護師などの養成機関へ入学するための費用負担はどうなっているか。

A. 研修として派遣するため、授業料、出張旅費などは当院が負担している。

Q. 専門的な資格を取得した看護師に対する給与面での特別な手当などはあるか。

A. 資格による特別な手当はないが、チーム医療のリーダーとして中心的な位置づけで処遇している。

(意見) 資格取得が励みになるような環境や、目標を持てる環境を整備してほしい。

診療情報管理士等の配置状況について

Q. 診療情報管理士や医師事務作業補助に携わる職員は現在80名とのことだが、この人数で十分か。

A. 現在は過不足なく適切に配置していると認識している。退職があった場合は補充し、各診療科への医師事務作業補助の配置は今後も続けていきたい。

Q. 80名のうち正規職員が少なく、非正規職員が多い現状において、体制は安定していると言えるのか。

A. 現在の体制で適切に業務を行っているとは認識している。今後の医療制度の改正等の際には、適切な対応を考えていく。

(意見) 今後も状況に応じた速やかな対応をしてもらいたい。

選定療養費について

Q. 救急搬送患者の選定療養費について、現状で導入する予定はないとのことだが、導入している他市の状況を踏まえた市立四日市病院としての考え方はどのようなものか。

A. 緊急性の有無の判断が非常に難しく、医師の負担増などの課題がある。経営面から見れば一定の収入になり得るが、患者にとって適切かという社会倫理的な問題もあり、現状では導入は難しいと考えている。

入退院支援センターについて

Q. 対象となる患者の利用状況と対応職員の体制はどうなっているのか。

A. 対象患者の概ね9割程度をカバーできている。相談には原則として配置職員が対応している。

Q. 開設による効果はどのようなものか。また、今後も継続し、拡充していく予定か。

A. 入院時支援加算の算定が可能となり増収につながっている。また、入院時における病棟看護師の負担軽減や、薬剤師による薬の飲み合わせのチェックが詳細にできるといったメリットがある。今後も継続し、対象科についても条件が整い次第増やしていく予定である。

内部留保資金について

Q. 内部留保資金が枯渇した場合、具体的にどのような事態に陥るのか。

A. 資金不足比率が基準値を超えると、起債の制限がかかるなどの影響が考えられる。ただし、当院は退職給付引当金等による現金を保有しており、直ちに資金繰りに行き詰まることは想定していないが、早期の経営改善が必要であると認識している。

Q. 適正残高の目標額である 40 億円まで戻していくスケジュールのめどは立っているか。

A. まずは赤字幅を早期に縮小させ、収支を均衡させる必要がある。今後の診療報酬改定の影響も大きいため、何年度に達成できるかという具体的なめどは立っていない。費用削減と業務効率化を進めながら病院経営を継続していくしかないと考えている。

AI の活用等について

Q. 通院の交通費負担や公共交通機関の減少といった課題に対し、病院から行政へ公共交通機関の整備などを働きかけるべきではないか。また、業務効率化に向けて、民間企業などとも連携し、AI の活用をさらに進めるべきではないか。

A. 公共交通については、将来的な重要性を認識しており、相談窓口での対応などを含め、患者の困りごとに寄り添った対応をしていきたい。また、AI の活用については、医療DX事業の中で医療向け生成AIサービスを導入し、文書作成機能を活用して業務の効率化を図っている。

医療従事者の研修について

Q. 希望する研修に参加できているのか。

A. 年間の研修計画を立てて必要な研修には計画的に参加しており、特段大きな課題があるとは認識していない。

託児所運営協議会予算について

Q. 託児所運営協議会予算について、退職給付引当金を予算に計上していないのはなぜか。

A. 託児所運営協議会は当院の託児所運営のためだけの組織であり、引当金を積み立てると協議会側が相当の資産を保有することになる。そのため、年度ごとに必要になった退職給付金だけを病院から委託料として支払う形で整理している。

医療機器更新費について

Q. 更新間隔の見直しにより更新費を抑制することのだが、医療サービスへの影響や、急に故障するリスクはないのか。

A. 全ての間隔を延ばすのではなく、安全性を担保しつつ、間隔を広げることができるものを抽出している。故障リスクが高く使用頻度が高いものについては優先的に更新しており、安全性は十分確保していく。

Q. 多数の医療機器をどのように管理し、更新の優先順位を決定しているのか。

A. 各診療科からの要望を取りまとめ、院内の委員会で優先順位をつけ、予算の範囲内で決定している。高度急性期医療の提供という方針に基づき、最新の画像診断装置を優先するなど、機器を選定している。

経営改善プロジェクトについて

Q. 経営改善プロジェクトについて、チームの人選はどのように行われているのか。また、病院全体で経営改善の機運は高まっているのか。

A. 各医療職や部門のトップが、次代を担う意欲のある人材を中心に適任者を選定している。医療現場の職員からもコスト削減や効率化の話を聞く機会が増えており、経営改善の機運は確実に高まっていると認識している。

他会計負担金について

Q. 令和8年度は前年度から大幅に増額されているが、総務省の繰出基準で認められている経費はすべて病院会計に入っていると理解してよいか。

A. 新設の項目を含め、総務省の繰出基準に該当する経費はすべて収入として認めていただいたと理解している。

無痛分娩について

Q. 無痛分娩について、令和8年4月から開始するための体制は整っているか。また、利用者の自己負担額はどの程度になるのか。

A. 令和8年4月から順次進めていけるよう体制は整えている。自己負担額については、通常の出産費用に加えて、無痛分娩の費用として15万5千円が全額上乗せとなる。なお、夜間等の場合は1万5千円の加算となる。

(意見) 早期に市民への周知を行うとともに、誰もが選択できるよう、市として費用補助制度等の創設を検討してもらいたい。

看護師の確保について

Q. 採用数と同程度の退職者が出ている状況と認識しているが、離職防止に向けた取組はどのように進めているか。

A. 結婚や出産などのライフイベントが理由となる場合が多いが、キャリアアップの支援や、働き続けたいと思える職場づくりに取り組んでいく。

議案第148号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第12号）

【市民生活部・経過】

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費≫

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第10目地区市民センター費》

施設整備事業費（地区市民センター整備事業費）について

Q. 常磐地区市民センターにおいて階段昇降機が設置できなかった理由を確認したい。

A. 常磐地区市民センターでは貸館等で使用する客席（事務室や図書室、調理室等を含まない大中小の会議室や和室等）の床面積が200平米を超えていることから、建築基準法施行令により階段昇降機設置後の階段幅を140センチ以上確保することが定められている。常磐地区市民センターに設置した場合、この140センチの幅員が確保できなくなるため設置を見送った。同様の理由で富田地区市民センターでも設置ができなかった。

Q. 今後どうしていくのか。

A. 利便性の観点から、可搬式の階段昇降機の導入も検討している。今後、地域の声も聞きながら対応については検討していきたい。

Q. いつ設置されるのか。

A. 可搬式階段昇降機については、過去に安全性の観点から導入を断念した経緯がある。しかし、近年はサイズや操作性も向上してきているため、今後も研究を続け、導入可能と判断できれば速やかに導入したい。

Q. 建築基準法施行令に記載されている基準について、当該予算を上程するタイミングでは分からなかったのか。

A. その時点では関係法令や構造調査の確認が十分でなかった。

Q. 利用者が多いのであれば、外付けの簡易的な小型エレベーターを設置することは検討できないか。

A. 地区市民センターはRC造であり、エレベーターを設置するには躯体の壁を打ち抜いたり、下部に杭打ちを行う必要があり、多額の費用を要するため現時点では考えていない。

Q. 車いすが一つ乗れる程度の簡易的な外付け小型エレベーターであれば、開口部を作るだけで設置できると聞いている。そうした方法も検討すべきではないか。

A. 提案いただいた外付け小型エレベーターについては、どのようなものか確認し検討したい。

Q. 当該地区市民センターは避難場所となっており、2階へ上がることも想定される。そのため、エレベーター等を設置する対応が必要ではないか。

A. できるだけ速やかに対応を検討したい。可搬式の階段昇降機も含め、あらゆる方法を幅広く検討していきたい。

Q. 階段昇降機を設置した他の地区市民センターにおいて、土日や夜間は階段昇降機の鍵を執務室で保管しているため利用できないと聞いているがどうか。

A. 安全管理等の観点から、現在は土日や夜間は鍵を執務室で保管している。休日に利用希望がある場合については、事前に安全な使い方を説明した上で鍵を貸し出しているが、急な場合は対応できていないため検討していきたい。

Q. 誰が乗っても安全なものを導入しているはずなのに、なぜ休日は使えないのか。職員がいる時間帯だけしか利用できないのでは不十分ではないか。

A. 機器自体は安全だが、運用上の事故を防止するためにも適切な使い方を説明した上

で利用してもらいたいと考えている。平日の昼間であれば職員が立ち会って操作の支援ができるが、土日夜間は利用者のみで操作することになるため、事前に十分な説明を行える場合は鍵を貸し出している。

Q. 既に階段昇降機を導入している地区市民センターでは、休日に鍵がなくて使えなかったという事例はあったのか。

A. 土日夜間等、事務所に職員がいない時間帯の貸館利用の際は、事前に階段昇降機の利用申請があった場合は鍵をお渡ししている。ただし、急に利用したいという場合は鍵が執務室にあるため利用できないことがある。今後の利用方法については検討が必要であるとする。

(意見) 地区市民センターは高齢者も多く利用するため、誰もが安全に使える施設にしてほしい。

Q. 階段昇降機の利用頻度はどのくらいか。

A. 地区によって異なり、月に1回程度のところもあれば、それより少ないところもある。一方で多くの方に利用していただいているところもある。

(意見) 災害時の避難場所としても重要な施設であるため、小さくてもよいのでエレベーターの設置も検討してもらいたい。

Q. 令和3年度に階段昇降機の基本計画を策定しているが、その時点で常磐や富田地区市民センターに設置不可であることを把握できなかったのか。

A. その時点での調査が十分ではなかった。

(意見) 二度とこのようなことがないようにしてもらいたい。常磐地区と富田地区の住民には状況を説明し、代替案について検討してもらいたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第17目コミュニティ活動費》

《歳出第2款総務費 第3項戸籍住民基本台帳費》

○第2条 繰越明許費の補正

○第3条 債務負担行為の補正

別段の質疑、意見はなかった。

【シティプロモーション部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

四日市市企業版ふるさと納税基金積立金について

Q. 四日市市企業版ふるさと納税基金は、どのように運用しているのか。

A. 会計管理課において、定期預金など最も安全な方法で運用している。

Q. 具体的な定期預金の内容等については、原課では把握していないのか。

A. 各定期預金の内訳については把握しているが、実際の入札等は会計管理課が一括で行っている。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第19目文化振興費》

文化会館大規模設備等改修事業費について

Q. 入札不調によりエレベーター設置工事の実施時期を延期することだが、大規模改修のために1年間休館した後に、また休館して工事を行うのか。

A. 1年間の休館中に全ての工事を終えたいと考え調整をしてきた。しかし、再入札をして発注したとしても休館期間内に完成せず、令和8年10月の利用再開に影響が出ると判断したため延期する。エレベーター自体は必要であるため、早い段階で適切な工事期間や実施時期を判断して整備を進めていきたい。

Q. 入札不調の理由は、発注段階での工期や予定価格の設定に原因があったのか。

A. 工期の設定が大きな原因になったことに加え、予定価格の設定についても不調の原因と考えている。

(意見) 後に市民への影響が出るため、発注段階で最新の情報を得て適切に工期や予定価格を設定してほしい。

Q. エレベーター設置工事にはどの程度の期間がかかるのか。

A. 現在設計はできているが、小ホールの楽屋側での工事となるため、数か月ホールが利用できなくなる可能性がある。今後、工期や工事費を精査し、適切な実施時期を判断していきたい。

(意見) 度重なる休館は市民に大きな影響を及ぼすため、工期等の見通しを確実に言い、慎重に進めるよう要望する。

Q. エレベーターの設置工事は、大規模設備等改修事業の当初から計画されていたものか、それとも後から追加されたものなのか。

A. 今回の休館は給排水管の更新が主目的であり、エレベーター設置工事は休館期間に合わせて追加したものである。そのため、給排水管工事等と並行して施工しなければならないという条件が重なり、受注しにくい状況を招いたと考えている。

Q. エレベーター設置の目的は何か。また、高齢者や障害のある人も利用しやすいよう配慮されているのか。

A. 2階の練習室やリハーサル室、及びホール利用時にそれらの部屋を利用する人の利便性向上を目的としている。階段の利用が難しい人や車椅子利用者からの要望がきっかけであるため、障害のある人を含め、誰もが利用しやすい設備となるよう検討を進めてきた。

Q. 外付けエレベーターであれば難しい工事にはならないと考えるが、検討しなかったのか。

A. 外付けを含めいくつかの工法を検討したが、駐車場等への影響なども考慮し、建物内部に設置することとした。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第21目体育振興費》

スポーツ大会等開催費補助金について

Q. 当初の見込額を下回り減額となっているが、その理由を確認したい。

A. 当初開催を見込んでいた体操の大会が一つなくなったことが大きな要因である。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第22目体育施設費》

霞ヶ浦緑地運動施設整備事業費について

Q. 令和7年度に出来高払いを行う予定であったものを翌年度に繰り越すとのことだが、事業者側からの申し出に対応した措置か。

A. そのとおりである。本来は年度ごとに出来高で支払う予定であったが、事業者から完成後にまとめて請求したいとの申し出があったため、対応するものである。

《歳出第10款教育費 第1項社会教育費 第3目公民館費》

別段の質疑、意見はなかった。

○第2条 繰越明許費の補正

歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第22目体育施設費に記載

【商工農水部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第5款労働費 第1項労働諸費 第1目労働諸費》

勤労者・市民交流センター管理運営費について

Q. 人件費高騰に伴う指定管理料の追加精算において、非正規職員の人件費超過分が計上されている。正規職員の代わりに非正規職員で対応したとのことだが、正規職員の減額分を差し引けば、全体の人件費は当初の見込みより少ないのではないか。

A. 勤務時間が想定を上回り、社会保険料などの追加コストも生じているため、全体の人件費としても超過している状況である。

Q. 人件費高騰に伴う指定管理料の追加精算分は、確実に従業員へ渡っているのか。

A. 指定管理者からは、既に人件費高騰分を上乗せして従業員に支払っていると報告を受けている。

《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第2目農業総務費》

森林経営管理制度事業費について

Q. 事業説明会等が実施できなかったことによる減額補正とのことだが、森林所有者を特定する業務だけで約1000万円かかっている。次年度の当初予算約2000万円と合わせると、森林所有者の特定から地元説明会までに約3000万円もの経費がかかるということか。

A. そのとおりである。

Q. 多額の費用がかかるのは対象面積で積算しているからではないか。本来は筆数で積算すべきであり、面積に応じた算出方法を見直してはどうか。

A. 今後、県外を含めた他市の事例等も参考にしながら、少しでも安価に実施できる方法を研究していく。

《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第3目農業振興費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第4目農業研究施設費》

茶業振興センター管理運営費について

Q. 人件費高騰に伴う指定管理料の追加精算における人件費スライド率について、他の施設では正規職員が4.22%、非正規職員が4.72%となっているが、なぜ茶業振興センターのスライド率だけ異なっているのか。

A. スライド率は、財政課から示された計算指標に基づき、指定管理者を選定した年度の直近5年間の人件費の上昇幅を基に算出しているため、指定管理者を選定した年度の違いにより異なっている。

《歳出第6款農林水産業費 第2項畜産業費 第2目畜産振興費》

《歳出第6款農林水産業費 第2項畜産業費 第3目食肉センター食肉市場費》

《歳出第6款農林水産業費 第3項農地費 第2目土地改良費》

《歳出第6款農林水産業費 第4項水産業費 第3目漁港管理費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第7款商工費 第1項商工費 第2目商工業振興費》

四日市コンビナートカーボンニュートラル推進事業費について

Q. 減額の理由を確認したい。

A. 水素供給設備整備事業補助金については、当該補助対象の条件となる経済産業省補助金の交付決定を受けた事業者がおらず、申請自体がなかったため減額補正するものである。特に普通車用途に関しては国の支援は終了しており、市としては大型商用トラックやバスをターゲットとすべく事業者と協議している。また、四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金については、四日市市コンビナートカーボンニュートラル化推進委員会における部会やワーキンググループで議論を進めているが、今年度は本制度を活用した具体的な調査事業等の取組がなかったことから減額補正するものである。

Q. 水素供給設備整備事業補助金について、事業者のニーズはあるのか。

A. 国は重点地域で先行的に商用の大型水素ステーションの導入を支援する方針であり、近隣では愛知県が採択されたが、三重県は要件（車両の台数等）等の理由で採択されていない。いずれにせよ、愛知県で水素ステーションが拡大していけば、その隣接地である本市にも波及が見込まれるため、水素ステーションの設置を支援し、水素需要を取り込みたいと思っている。事業者とは、常にコミュニケーションを取り合いながら実現に向けて協議している。

四日市市被災事業者事業継続支援補助金について

Q. 補助対象者の要件に「今後も事業を継続する意思を有していること」とあるが、ど

のように確認するのか。

A. 申請時に提出される事業継続に関する今後の計画によって確認する。

Q. 県は小規模事業者を対象に上限 200 万円、市は中小企業者を対象に上限 100 万円としているが、補助上限額が異なるのはなぜか。

A. 県が支援する小規模事業者向けの補助金は、補助額の 3 分の 2 が国の交付金の対象であるが、市が支援する中小企業者は国の制度の対象外となるため、市が独自に負担して補助を行うためである。

Q. 補助対象経費の車両については、各種保険で賄いきれなかった自己負担分が対象になるのか。

A. そのとおりである。

Q. 受付期間が約 2 か月間と短い、事業者への周知はどのように行うのか。

A. 市の広報やホームページに加え、商工会議所の協力を得て一斉 F A X や会報などで周知を図っていく。

中小企業 IoT 等活用促進事業費について

Q. 利用実績が少ない理由と、今後の方向性を確認したい。

A. 事業者において適切なシステム導入のための計画策定が伸び悩んでいること、また、デジタル人材育成の研修に人を派遣する余裕がない事業者が多いことも理由の一つである。そのため来年度は、外部から副業人材を活用するためのプラットフォームの利用料も補助対象に拡充する。予算額については直近の実績に合わせて一旦減額するが、利用実績が増えれば再度増額したい。

Q. 導入のイメージが湧くよう、写真等を用いた事例集を作成してはどうか。

A. 他者へ紹介できる実績が増えてきたため、事例集の作成を検討していく。

Q. 対象が中小製造業者に限定されているが、建設業など他の業種でも人手不足やデジタル化のニーズはある。製造業以外にも対象を広げるべきではないか。

A. 本市の産業特性として製造業が中心であることや、製造業においてデジタル技術を導入するハードルが高いことから、先行して市独自の支援を行っている。他の業種については、国のデジタル化・A I 導入補助金などで対応できると認識している。

(意見) 建設業など他業種においても人手不足やデジタル化への対応は喫緊の課題であるため、対象を製造業のみに限定することなく、市として幅広く支援を行ってほしい。

○第 2 条 繰越明許費の補正

○第 3 条 債務負担行為の補正

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 149 号

令和 7 年度四日市市競輪事業特別会計補正予算 (第 4 号)

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 151 号

令和 7 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第 2 号）

食肉センター食肉市場施設整備事業費について

- Q. 施設整備事業について、ハード面の整備は理解するが、畜産公社が行うと畜・解体作業等を担う職人の高齢化による人材不足が懸念される。ソフト面における技術の継承についてどう考えるか。
- A. 畜産公社の人材不足の状況は認識しており、技術者の養成が課題であると認識している。関係者の声を聞きながら、市としてどのような支援ができるか検討していく。

議案第 155 号

令和 7 年度市立四日市病院事業会計第 3 回補正予算

院内保育所運営負担金について

- Q. 院内保育所運営負担金について、当初見込んでいた退職者数と実際の退職者数は何名だったのか。
- A. 当初は若い職員が退職した場合を想定し 70 万円程度を予算化していたが、実際には若い職員 1 名と定年退職前の職員 1 名の計 2 名が退職することになり、退職給付金が増額したため、1121 万 5 千円の補正を行うものである。
- Q. 定年退職前の職員がいるにもかかわらず、退職引当金を積み立てていないのは適切なものか。
- A. 院内保育所は職員で構成される任意団体である運営協議会が運営しており、そこに公金から出た現金を退職費用として積み立てることになるため、透明性の観点から、必要が生じた際にその都度、病院が予算を計上する方が経理として適切であると考えている。
- Q. 2 名の保育士が退職した後の補充などの保育体制はどうなっているのか。また、退職理由は厳しい労働環境やメンタルヘルス不調によるものか。
- A. 近年、保育士の数に対して園児の数が少ない状況が続いていたため、退職した 2 名については令和 8 年度の補充は行わず運営していく予定である。退職理由は、1 名は定年に近い年齢のため仕事から離れたいという意向であり、もう 1 名は育児休業明けのタイミングでの退職である。現在、メンタルヘルス不調で休職している職員はいない。
- (意見) 毎年のように約 1 億円の公金を支出している現状を踏まえ、他の公立病院の例も考慮し、より適切かつ合理的で経済的な経営が行われるよう、運営体制の改善に取り組んでほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会審査に送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和8年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 4

事業名	地域マネージャーの持続的な人材確保と連携体制の構築について	
事業概要	様々な地域活動の経験や民間企業等での就業経験を有する者を地域マネージャーとして任用し、地域住民とのコミュニケーションを図りながら、地域団体の自主的、自立的な活動が行われるよう指導・助言等の運営支援や、地域課題の解決に向けて地域と連携し、各地区の地域社会づくりの推進を支援する。	
	決算額	地区市民センター管理運営費 268,221,546 円

次年度予算への提言

<提言> 地域マネージャーの持続的な人材確保と連携体制の構築について

地域マネージャーの空白地域をなくすため、採用要件等の見直しを検討すること。

あわせて、地域マネージャー同士の連携を図りつつ、地域住民と地区市民センターを繋ぐ役割を果たすよう努力すること。

※参考 事業実施に関する意見 ③拡大

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

【市民生活課】

令和8年度地域マネージャー採用要件を見直し、任用開始日年齢を65歳未満から70歳未満に、任期満了日年齢を70歳未満から75歳未満に、それぞれ5歳引き上げた。

受験資格の緩和のため、当初予算案への反映はなし

【令和8年度当初予算】

地区市民センター住民運営推進事業費

241千円（前年度予算：223千円）

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

Q. 年齢要件を緩和した結果、令和8年度採用の地域マネージャーの応募状況等はどうなっているのか。

A. 7人の募集に対し、65歳以上7名を含む計18名の応募があった。その中から、7名の合格者を決定し、令和8年度は全地区市民センターに地域マネージャーが配置される予定である。なお、この合格者の中には65歳以上の人も含まれている。

Q. 週5日のフルタイム勤務や夜間対応などが負担となるのではないか。勤務時間の短縮や勤務日数の縮

減を図り、多様な働き方を設けてはどうか。

A. 今回は週5日勤務で募集したが、今後、多様な働き方について研究していきたい。

2. 反映状況

当初予算額の拡大は行っていないが、地域マネージャーの確保に向けて、任用開始日の年齢要件を65歳未満から70歳未満に、任期満了日の年齢要件を70歳未満から75歳未満にそれぞれ引き上げるなどの見直しが行われたことから、⑤その他（事業実施手法の見直し）に分類する。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和8年2月定例会議会 予算常任委員会)

(継続) No. 5

事業名	食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について	
事業概要		
	決算額	

次年度予算への提言

<提言> 食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について

食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業における家畜搬入車両の場内一方通行化は、場内の十分な衛生管理のもと、今後も引き続き安全で高品質な食肉を供給するために、解決に向けて取り組んでいくべき課題であり、特に、難航している三重県との用地取得についての交渉は早期に妥結させるべきである。

※参考 事業実施に関する意見

⑤その他（家畜搬入車両の場内一方通行化に向けた取組を強化）

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

【食肉センター】

老朽化が進む四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場について、市議会で採択された請願を踏まえ、令和7年度に設置した学識経験者、食肉関係者及び行政で構成する「四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場将来構想検討委員会」において、衛生対策の強化や多様化する市場ニーズへの的確な対応を見据え、建て替えに向けた検討を引き続き進めていく。併せて、委員会の下部組織である作業部会においては、処理能力等の詳細事項について調整を行っていく。

また、建て替えに必要な三重県有地の確保に向けて、県との協議を重ね、早期の取得に取り組んでいく。

【令和8年度当初予算】

食肉センター食肉市場施設整備事業費（推進計画）

15,675千円（前年度予算：20,000千円）

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

Q. 理事者からの報告によれば、「一方通行化」ではなく「建て替えに向けた検討」とある。令和7年2月定例会議会で採択された請願の趣旨も早期の建て替えを求めるものであったと思うが、その点を改めて確認したい。

A. さらなる衛生対策の強化が必要であるため、一方通行化を図るというよりも建て替えを優先して進めていきたいと考えている。その建て替えの中で、当然、一方通行化の措置も講じる形で対応していく。

2. 反映状況

本提言は、家畜搬入車両の場内一方通行化を求めたものだが、理事者からは、衛生対策強化等を見据えた施設の建て替えの中で一方通行化を講じるとの説明があった。分科会としては、施設の建て替えに伴い一方通行化も実現されるため、「建て替えについて早期に取り組む」ことが本提言の趣旨に沿うものと確認し、⑤その他（事業実施手法の見直し）に分類する。

分類	備考
① 廃止	次年度事業費予算に関連するもの
② 縮小	
③ 拡大	
④ 新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

5. 所管事務調査報告書

産業生活常任委員会

○だれもが働きやすい環境づくりについて

[調査テーマについて]

本市は、「四日市市総合計画（2020～2029）」において「だれもが働きやすい環境づくり」を重要な政策として掲げ、働き方改革の推進や多様な人材への就労支援に取り組んでいる。

一方で、少子高齢化に伴う労働力人口の減少や、障害者法定雇用率の段階的な引上げなど、本市を取り巻く社会経済情勢は変化しており、多様な人材がその能力を最大限に発揮できる環境の整備は、企業の持続的成長と地域経済の活性化に不可欠な喫緊の課題である。

このような状況を踏まえ、現在市が実施している各種支援策の進捗状況と効果を検証するとともに、市内事業所や労働者が直面する実態と課題を具体的に把握する必要がある。本調査では、これらの分析を通じて、今後の本市の持続的な発展に資する、より実効性の高い「だれもが働きやすい職場づくり」の実現に向けた方策を調査研究するものである。

1. 雇用対策について

四日市市総合計画（P90）

政策3 産業・港湾 基本的政策6 新産業の創出と既存産業の活性化

[展開する施策]

(6)だれもが働きやすい環境づくりへの取組

- ① 市内事業所に対し、働き方改革の周知・啓発を推進するため、セミナー等を開催します。
- ② 障害者の雇用促進・職場定着を図るため、障害者を雇用している、または雇用を考えている事業主に対する支援の実施やセミナー等を開催します。
- ③ 若年者や就労意欲の高い高齢者及び外国人労働者の就労支援に取り組みます。
- ④ 子育て世代にとって、男女を問わず柔軟な働き方ができるよう、就業規則の見直しを図ろうとする中小企業に対し支援を行います。さらに、職場内に女性専用のトイレや更衣室、さらにはこどもの遊び場スペースを設置するなど、働きやすい環境づくりのための施設整備を行う中小企業に対して支援を行います。

だれもが働きやすい職場づくりを行うため、女性の再就労の促進など仕事と子育てが両立できるよう、職場環境の整備を行う中小企業に対して支援を行うとともに、企業における働き方改革を推進するため、講師派遣を行っている。

企業等の障害者雇用については、令和6年4月から法定雇用率が引き上げられ、令和8年にはさらなる引上げが予定されていることから、新たな雇用を促進し、職場への定着を図るため、健康福祉部と連携し、企業へ各種支援制度のさらなる周知を行うとともに、企業等の障害者を雇用や定着に向けた支援を実施している。

就労困難者の早期就労については、ハローワーク、教育機関、健康福祉部などと連携し支援するとともに、引き続き企業訪問による効果的な啓発活動を進める。また、地域若者サポートステーションへの支援や、資格取得を目指す求職者に対する助成を継続して行っている。

2. ワークスタイル・イノベーション事業（展開する施策（6）①に対応）

(1) 目的

労働者一人ひとりが多様で柔軟な働き方を選択できるよう、企業における従業員のワーク・ライフ・バランスを進め、風通しがよく働きやすい環境づくりを促進する。

(2) 内容及び実績

①企業への講師派遣

企業内における働き方改革の周知・啓発を推進するため、自社内で研修を実施したい企業（市内事業所）へ講師を派遣している。研修前に講師と企業の担当者と打合せを行い、より企業のニーズに合った研修ができるようにしている。

・講師 企業での組織づくりに取り組んでいるキャリアコンサルタント

・過去の研修のテーマ例

『ワーク・ライフ・バランスを考えよう研修』

『成長し続ける企業となるための考え方と取組』

『ハラスメントを起こさない職場づくり』など

②セミナーの開催

従業員を自社で複数名を集めた研修開催が難しい企業向けに、働き方改革をテーマとしたセミナーを市が開催する。

・過去のセミナーテーマ例

『会社と従業員を守る「カスハラ」対策セミナー』

『「働きやすい職場づくり」と「就業規則見直し」のポイント』など

(3) 事業の実績（平成31年度から実施）

年度	講師派遣実績	セミナー出席者数	決算額
令和4年度	4社	7社 7名	450千円
令和5年度	6社	9社 10名	600千円
令和6年度	10社	12社 16名	1,000千円

(4) 令和7年度予算額 1,550千円

3. 障害者雇用関係事業（展開する施策（6）②に対応）

（「障害者雇用について（再掲）」参照）

4. 若年者・高齢者・外国人労働者の就労支援（展開する施策（6）③に対応）

(1) 求職者資格取得助成金

①概要

資格を取得した求職者に取得費用の一部を助成

(対象経費の2分の1。資格の種類に応じて上限2～4万円)

②支給対象者

市内に在住する者で、ハローワーク等で求職登録をし、求職活動を行っている者で、取得希望資格又は免許ごとの認定条件を満たす者

③対象資格と令和6年度の交付実績

対象資格	交付件数	交付金額
フォークリフト運転技能者講習	25件	365,100円
玉掛け技能講習	1件	13,450円
小型移動式クレーン運転技能講習	1件	20,000円
介護職員初任者研修課程	2件	37,778円
合計	29件※	436,328円

※合計件数のうち、34歳以下3件、55歳以上9件、外国人2件

(2) 若年者、新卒者、既卒者等に対する就労支援

①就労コーディネーターによる就労相談や情報提供

- ・企業訪問により、雇用における課題の聞き取り、中卒者など就労に課題のある人の雇用の可能性の有無などについて情報収集(令和6年度 延べ423件訪問)
- ・中学校、高等学校との連携による就労支援
- ・就労支援に関する会議への参画
- ・人権プラザでの就労相談

②新卒者、既卒者向け就職セミナーの共催

- ・「三重の就職セミナー」の共催
(四日市商工会議所主催 年2回開催 新卒・若年就職希望者が対象)
- ・「障がいのある学生・生徒のための企業説明会」の共催
(ハローワーク四日市・三重労働局主催 障害のある学生・生徒が対象)

③若年者就労支援事業

- ・地域若者サポートステーション事業(就職氷河期世代も含む)への支援
(令和6年度 相談実績1,872件、進路決定者数72名 ※市民のみ)

(3) 高齢者の就労支援

①シニア向け就職相談会の開催

- ・公益財団法人産業雇用安定センターと連携したシニア向け就職相談会の開催

(令和7年9月から毎月開催予定)

②高年齢者就職面接会の共催

- ・「高年齢者就職面接会」の共催

(ハローワーク四日市・三重労働局主催 おおむね60歳以上の方が対象)

(4) 外国人労働者の就労支援

①市内企業における外国人従業員に対する日本語学習支援 (所管：市民生活部)

- ・企業内モデル日本語教室を実施する (令和6年度 3社にて3回)
- ・外国人雇用企業向け啓発イベントの開催など

②就労に向けた日本語学習支援 (所管：市民生活部)

- ・地域社会の一員として豊かに暮らすための日本語教室 (夜間日本語教室) において、「就労につながる日本語講座」を火曜日・木曜日の週2回実施
(令和6年度 合計124回実施)

5. 中小企業働きやすい職場づくり支援事業 (展開する施策 (6) ④に対応)

(1) 目的

従業員のワーク・ライフ・バランスの実現や、働きやすい職場づくりを推進する。

(2) 対象企業

主たる事業所を市内に有し、かつ、市内において1年以上事業を営む中小企業者または小規模企業者 (中小企業基本法第2条第1項または第5項に規定するもの)

(3) 内容及び実績

	ソフト整備事業	ハード整備事業
対象事業	就業規則の見直し <ul style="list-style-type: none">・育児休業の延長・子の看護休暇の充実・各種休暇制度の充実	施設の改修 <ul style="list-style-type: none">・トイレの改修 (男女共用トイレを分割、多機能化等)・子どもの遊び場スペース設置
補助対象経費	社会保険労務士等への報酬等	工事請負費等
補助率	補助対象経費の2分の1以内 (千円未満切捨て)	
補助上限額	100千円	500千円

(4) 事業の実績 (平成31年度から実施)

年度	ソフト整備事業	ハード整備事業	決算額
令和4年度	3件	9件	4,630千円
令和5年度	6件	9件	4,242千円
令和6年度	8件	6件	3,530千円

(5) 令和7年度予算額 5,000千円

6. 各種支援事業に係る広報、周知について

- ・ 広報よっかいち及び市ホームページへの掲載
- ・ 雇用実態調査へのチラシの同封
- ・ 商工団体（四日市商工会議所、楠町商工会、三重県中小企業家同友会）の会報等への掲載及びチラシの同封
- ・ ハローワーク四日市における周知
- ・ 就労コーディネーターの企業訪問時における周知 など

7. その他の取組

(1) 厚生労働省三重労働局との協定に基づく事業計画の策定

平成30年2月に厚生労働省三重労働局との間で、『四日市市雇用対策に関する協定書』（雇用対策協定）を締結し、協定に基づき毎年度事業計画を策定している。

【事業計画に定める内容】

- ・ 障害者の雇用対策 ・ 生活困窮者等の雇用対策 ・ 若年者等の雇用対策
- ・ 女性の雇用対策 ・ 高齢者の雇用対策 ・ 外国人の雇用対策 など

令和7年6月定例会議会
 予算常任委員会産業生活分科会
 報告資料再掲

障害者雇用について（再掲）

1. 障害者雇用率制度について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、従業員の一定割合（以下、法定雇用率）以上の障害者を雇用することが義務づけられている。令和6年4月1日から、民間事業主の法定雇用率が引き上げられ2.5%となった。また、令和8年7月に2.7%へ引き上げられる。

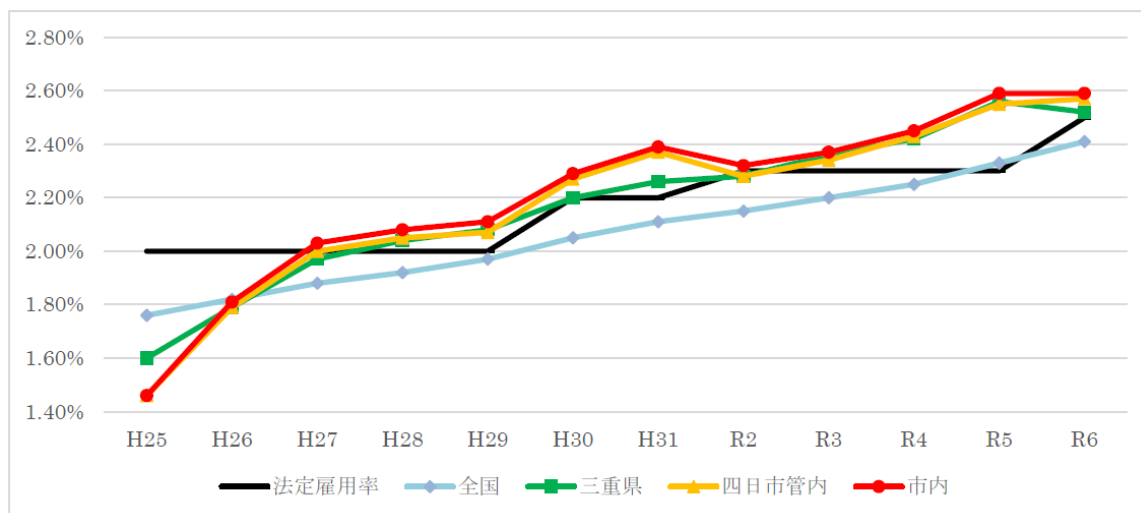
2. 障害者雇用に関する事業の実績（雇用者数、決算額）及び雇用状況について

	障害者雇用関係 事業決算額（円）	雇用者数（障害者雇用奨励補助金活用）			雇用率※1				
		申請社数 （社）	新規雇用者数 （人）	内訳 （人）	法定	四日市 管内※2	市内	三重県	全国
H25	1,210,000	5	7	奨励：6、トライアル：1	2.00%	1.46%	1.46%	1.60%	1.76%
H26	2,340,000	12	24	奨励：14、トライアル：10	〃	1.79%	1.81%	1.79%	1.82%
H27	2,109,160	11	13	奨励：4、トライアル：9	〃	2.00%	2.03%	1.97%	1.88%
H28	1,305,800	12	13	奨励：0、トライアル：13	〃	2.05%	2.08%	2.04%	1.92%
H29	2,014,340	13	15	奨励：1、トライアル：14	〃	2.07%	2.11%	2.08%	1.97%
H30	3,254,670	10	10	奨励：3、トライアル：7	2.20%	2.27%	2.29%	2.20%	2.05%
H31	3,431,524	11	11	奨励：2、トライアル：9	〃	2.37%	2.39%	2.26%	2.11%
R2	2,026,022	11	12	奨励：4、トライアル：8	~R3.2 2.20% R3.3~ 2.30%	2.28%	2.32%	2.28%	2.15%
R3	3,727,600	16	20	奨励：8、トライアル：12	2.30%	2.34%	2.37%	2.36%	2.20%
R4	4,351,900	13	16	奨励：4、トライアル：12	〃	2.43%	2.45%	2.42%	2.25%
R5	4,459,710	13	17	奨励：10、トライアル：7	〃	2.55%	2.59%	2.56%	2.33%
R6	5,819,196	12	20	奨励：14、トライアル：6	2.50%	2.57%	2.59%	2.52%	2.41%
R8.7					2.70%				
合計	36,049,922	139	178	奨励：70、トライアル：108					

※1 雇用率の各年の数字は年度計ではなく6月1日時点の数字

※2 ハローワーク四日市管内：四日市市、菰野町、川越町

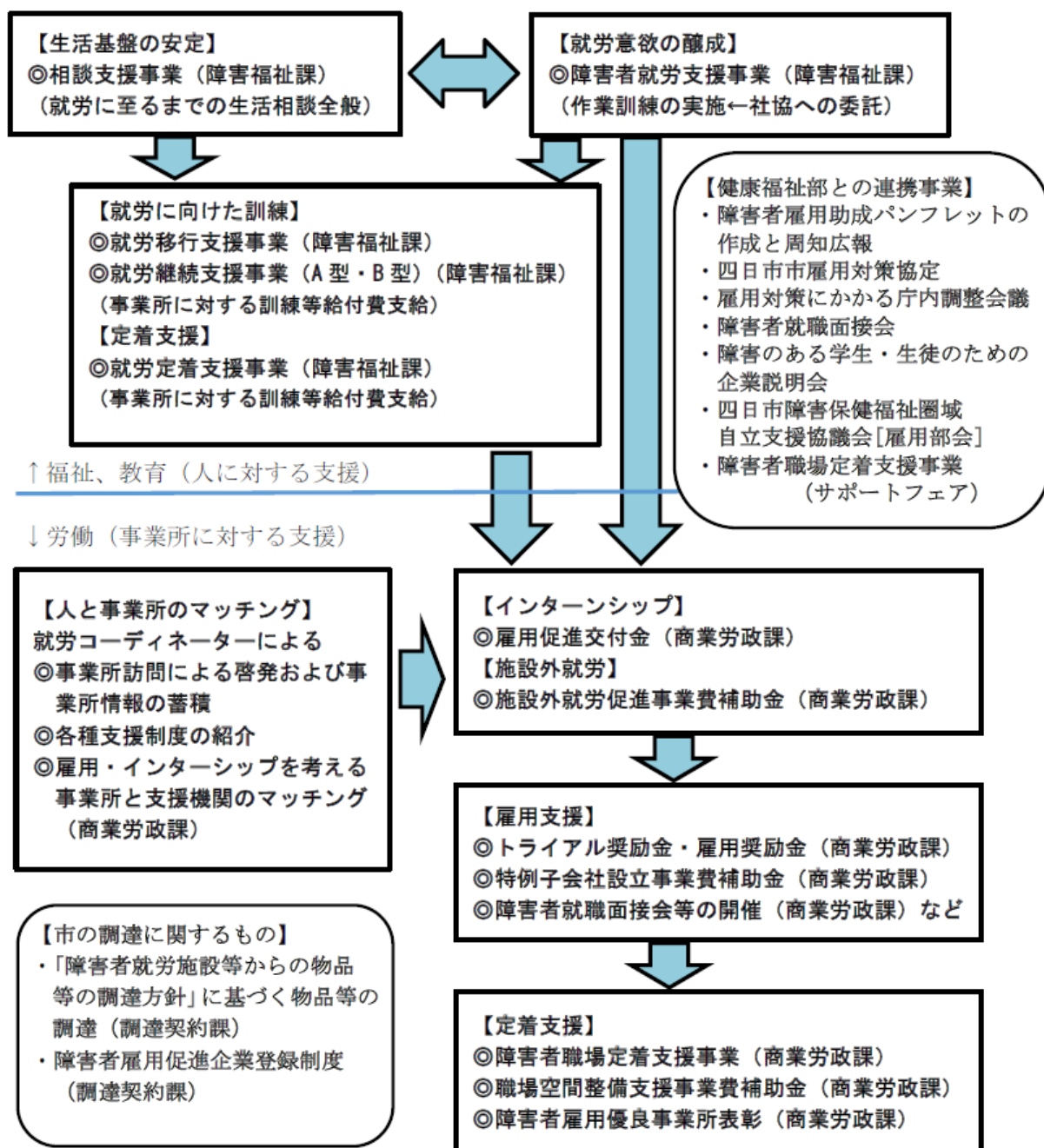
【障害者雇用率推移】



3. 障害者就労支援における本市の取組について

健康福祉部：一般就労するための生活基盤の安定、就労意欲の醸成、能力の向上等
⇒人に対する支援

商工農水部：事業所に対する雇用支援、マッチングを受け入れてもらう事業所の開拓、
事業所へのマッチングの機会の提供等
⇒事業所に対する支援、人と事業所とをつなぐ支援



4. 本市で実施している障害者を雇用する事業者向けの支援等について

（1）障害者雇用職場定着支援事業

①障害者雇用職場定着支援補助金

障害者を新たに雇用し、継続して雇用した市内企業等に対して、雇用期間に応じた支援をすることで、企業における障害者雇用を促進し、職場への定着を図る。

②障害者トライアル奨励金・雇用奨励金

障害者を雇用する事業主に対して、国の助成金に市単独で上乗せ、又は延長して補

助金を交付することにより、障害者の雇用機会の拡大を図る。

③障害者雇用サポートフェア事業

関係機関と連携し、障害者雇用における先進企業の現場見学や、障害者雇用に関して配慮すべき点、各種機関の支援制度など体系的な研修の機会を提供するセミナーを開催することにより企業における障害者雇用のハードルを下げるとともに、既に就労している障害者の職場定着を図る。

④障害者雇用職場空間整備支援事業（令和7年度新設）

障害者の雇用を促進し、職場への定着を図るため、障害者を雇用する企業が行う、障害者の意欲、能力を発揮できる職場空間の整備（トイレ改修、通路拡張、スロープ設置等）に対して支援を行う。

（2）特例子会社設立補助金

市内に特例子会社を設立した場合に、その設立に係る経費の一部を補助することで、市内に特例子会社の設立を促進させ、事業所の障害者雇用の一層の促進を図る。

（3）施設外就労促進事業費補助金

市内にある就労移行支援事業所や就労継続支援事業所が実施する施設外就労を受け入れた企業等に支援を行うことにより、企業等の障害者雇用について理解を深め、障害者雇用の促進を図る。

（4）雇用促進交付金

ハローワーク四日市などの団体が実施するインターンシップを受け入れる市内の企業等に対し、交付金を支給することで、マッチングを図る。

（5）障害者雇用優良事業所表彰

市内在住の障害者の雇用を積極的に推進している市内の企業を顕彰し、広く周知することにより、その努力を讃えるとともに、障害者雇用の促進を図る。

[表彰実績] 昭和56年以降のべ87事業所を表彰

5. 制度の周知について

上記の助成制度や法定雇用率の引き上げ等について、わかりやすく案内するパンフレットを健康福祉部と連携して作成し、企業へ障害者雇用に係る各種支援制度の周知を図っている。

[令和6年度配布実績]



- ・市内約7,000の事業所に配布
 - ・就労コーディネーターが個別に企業等を訪問して、紹介を行っている。
- (令和6年度のべ423件)

6. 全庁的な障害者施策について

本市における障害者に関する施策については、障害のある人の雇用・就労の支援を含め、四日市市障害者計画（以下、障害者計画）を定めて推進している。

(1) 障害者計画について（主管／健康福祉部）

障害者基本法によって規定される、市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画で、本市においては、基本理念である「互いに違いを認め合い、自分らしく暮らせる社会の実現」を目指すための各種施策を定めている。計画は5年ごとに策定しており、現在、第5次障害者計画（計画期間：令和6年度～令和10年度）に沿って施策を推進している。

①重点施策

- i 障害のある人を総合的に支えることのできる支援体制づくり
- ii それぞれの障害特性や生活状況等に応じたきめ細やかな支援の実施
- iii 障害のある人への理解と社会参加の促進

②障害者計画の進行管理

四日市市障害者施策推進協議会において計画の進捗状況を点検、評価し、施策にその意見を反映させるよう努める。

i 障害者計画の実施状況等の確認

例年、前年度決算額が確定する8月頃に、各部局における障害者計画の実施状況及び計画と数値目標の進捗状況について確認を行っており、その中で障害者の雇用・就労の促進につながるような新たな施策がないかも確認する。

ii 四日市市障害者施策推進協議会における協議

iの調査結果をもとに、四日市市障害者施策推進協議会において協議を行い、障害のある人が個々人の働く能力や個性を活かし、社会の一員として、生きがいと働きがいのある生活の実現ができるよう、各部局において一層の取組を進めていく。

【四日市市障害者施策推進協議会】

- ・障害者福祉に関する諸施策の総合的かつ効果的な推進を図るため毎年開催
- ・委員は、企業等雇用関係団体の代表者、障害者団体の代表者、社会福祉団体の代表者、教育福祉施設の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員、市の職員

(2) 障害者計画に記載されている具体的施策

(計画に記載されている「障害のある人の雇用・就労の支援」に関する26の事業から障害者を雇用する企業等へのインセンティブに関するものを抜粋)

- ①「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づく物品等の調達(主管/総務部)
障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針を毎年度策定し、全庁的に対象施設からの物品や役務の調達に努める。
- ②障害者雇用促進企業登録制度(主管/総務部)
障害のある人の雇用の促進と安定を目的に、障害のある人を雇用している市内の中小企業等を対象に物品等調達の指名優遇を行うため、障害者雇用促進企業の登録制度を継続し、一人でも多くの障害者雇用に結びつくように努める。
- ③障害者トライアル奨励金・雇用奨励金(再掲)
障害者を雇用する事業主に対して、国の助成金に市単独で上乘せ、又は延長して補助金を交付することにより、障害者の雇用機会の拡大を図る。

(3) その他の施策

- ①公共工事発注における総合評価方式での加点(主管/総務部)
公共工事発注において、価格と価格以外の施工時の安全性、環境配慮、工事業者の技術力等の提案を評価して、価格と価格以外の要素を含めて総合的に判断し、落札業者を決定する方式で、評価項目の一つに「地域・社会貢献度」があり、障害者雇用に関する加点項目を設けている。

7. 今後の取組について

既存の支援制度の周知を継続し、障害者雇用の推進を図るとともに、必要に応じて他市の先進的事例等の情報収集を行い、令和8年7月の法定雇用率の引き上げを見据え、さらなる企業への働きかけを行っていく。

令和6年度雇用実態調査（概要版）

本年度雇用実態調査は、下記の要領で実施した。

調査対象：市内 1500 事業所（従業員数 30 人以上はすべて、それ以外は従業員数 5 人以上事業所より無作為サンプル抽出）

調査方法：郵送によるアンケート調査

調査時点：令和 6 年 8 月 1 日時点

有効回答：636 社（有効回答率 42.4%）

（注）回収にあたっては、一部督促により補完を行っている。

【内訳】

《 回答事業所業種別 》

建設業 99 社（15.6%）、卸売・小売・飲食業 117 社（18.4%）、金融・保険・不動産業 21 社（3.3%）、運輸・通信業 80 社（12.6%）、サービス業 176 社（27.7%）、製造業 143 社（22.5%）

《 回答事業所規模別 》

29 人以下の事業所 46.9%、30～99 人の事業所 33.8%、100～299 人の事業所 13.2%、300 人以上の事業所 6.1%

調査結果の概要 ※各項目の構成比は四捨五入しているため、合計しても 100 とはならない場合がある

1. 就業形態

○ 事業所に従事している労働者の雇用形態別構成 ⇒ 常用労働者は 7 割弱、パートタイム労働者は 2 割弱

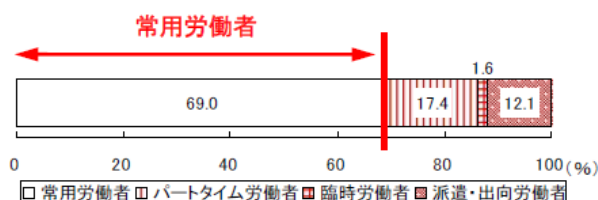
常用労働者 69.0%、パートタイム労働者 17.4%、臨時労働者 1.6%、派遣・出向労働者 12.1%
（前年度：常用労働者 71.4%、パートタイム労働者 15.8%、臨時労働者 1.6%、派遣・出向労働者 11.2%）

○ 女性の占める割合 ⇒ 常用労働者では 2 割強、パートタイム労働者は 7 割強

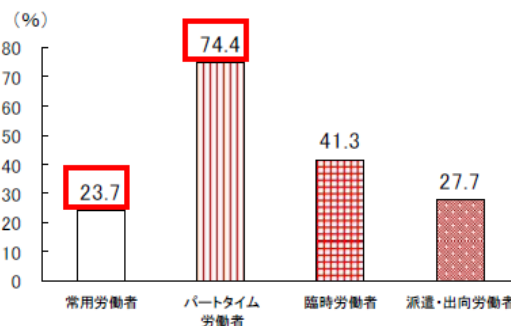
対前年度比 常用、パートタイム、臨時労働者の女性割合が増加、派遣・出向労働者の女性割合は減少

常用労働者 23.7%、パートタイム労働者 74.4%、臨時労働者 41.3%、派遣・出向労働者 27.7%
（前年度：常用労働者 22.7%、パートタイム労働者 71.7%、臨時労働者 36.6%、派遣・出向労働者 28.2%）

【雇用形態】



【女性の占める割合】



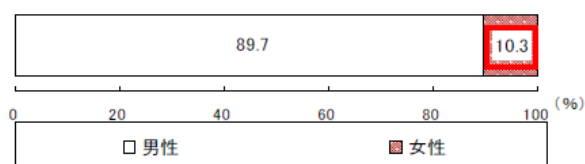
○ 管理職の男女割合 ⇒ 女性管理職は 1 割強

「男性」89.7%、「女性」10.3% （前年度：「女性」9.5%）

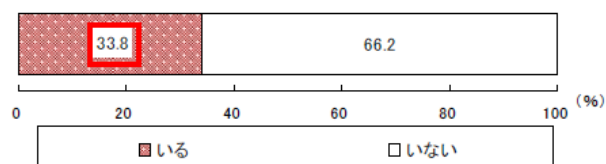
○ 女性管理職の有無 ⇒ 女性管理職がいる事業所は 3 割強

女性の管理職がいる事業所は 33.8% （前年度：「女性管理職」33.4%）

【管理職の男女割合】



【女性管理職の有無】

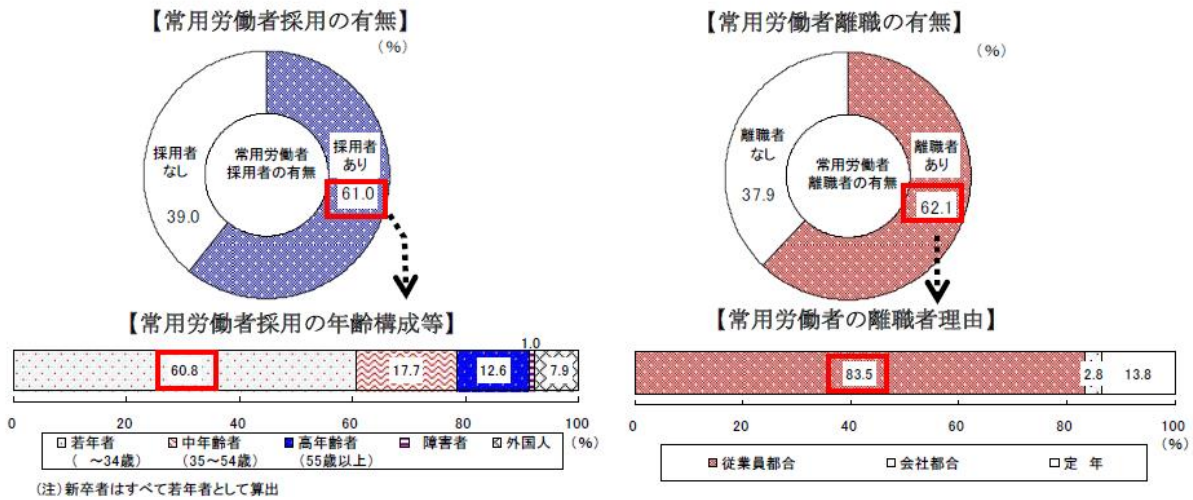


- 常用労働者の61歳以上割合 ⇒ 61歳以上は1割を大きく下回る
常用労働者(人数)に対する61歳以上(人数)の割合は6.8% (前年度:「61歳以上の割合」6.0%)
- 外国人雇用の有無 ⇒ 外国人を雇用している事業所は3割弱
外国人を雇用している事業所は28.5% (前年度:「外国人雇用」26.6%)

2. 雇用情勢

(1) 常用労働者(正社員)の採用と離職(過去1年間) ⇒ 離職者数が採用者数を上回る

- 常用労働者の採用有無 ⇒ 「採用者あり」が6割強(採用者数2,634人)
- 採用者の年齢構成等 ⇒ 「若年者雇用」が6割強
- 常用労働者の離職者有無 ⇒ 「離職者あり」が6割強(離職者数3,149人)
- 常用労働者の離職理由 ⇒ 「従業員都合」が8割強、「定年」が1割強、「会社都合」は1割を大幅に下回る

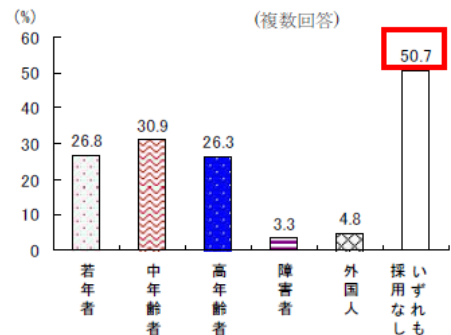


(2) 常用労働者(正社員)以外の採用

○ 年齢層別・障害者・外国人労働者別の採用

- ⇒ 「中年者」は3割強、「若年者」は3割弱、「高年齢者」は3割弱、但し、「いずれも採用なし」は5割強
- 「若年者」26.8%、「中年者」30.9%、「高年齢者」26.3%、「障害者」3.3%、「外国人」4.8% 但し、「いずれも採用なし」50.7%

【年齢層別・障害者・外国人労働者別の採用】

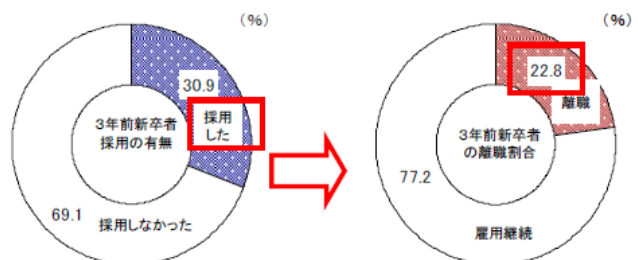


<< 新規学卒者の離職状況(令和3年3月卒業生) >>

○ 3年前新規学卒者(令和3年3月卒業生)の採用と離職状況

- ⇒ 3年前新卒者の採用は3割強
「採用した(入社あり)」30.9%

その内、(現在の)離職割合は2割強
「離職した割合」22.8%

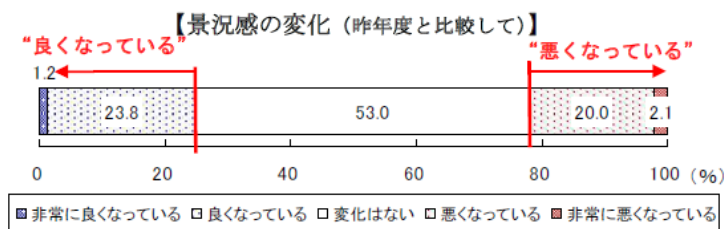


3. 労働環境等

○ 景況感の変化（過去1年間で）

⇒ 「変化はない」が5割強、「良くなっている」が「悪くなっている」を上回る

「良くなっている（非常に良くなっている1.2%+良くなっている23.8%）」25.0%、「変化はない」53.0%、「悪くなっている（悪くなっている20.0%+非常に悪くなっている2.1%）」22.1%



○ 所定労働時間（1週間）

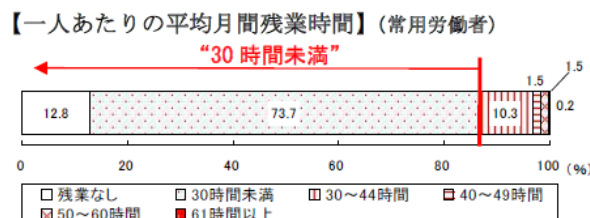
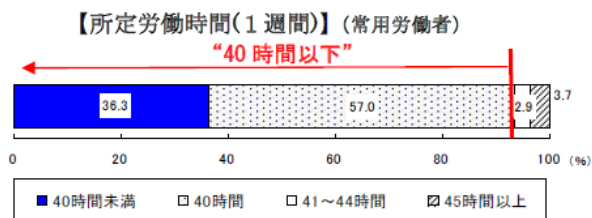
⇒ 「40時間以下」が9割強

「40時間未満」36.3%、「40時間」57.0%、「41～44時間」2.9%、「45時間以上」3.7%

○ 残業時間（月間）

⇒ 「30時間未満」9割弱（残業なしも含む）

「残業なし」12.8%、「30時間未満」73.7%、「30～44時間」10.3%、「45～49時間」1.5%、「50～60時間」1.5%、「61時間以上」0.2%



○ 従業員賃金の変化

⇒ 常用労働者・・・「上げた」8割強 ⇒ 「1～5%未満」が7割強

その他労働者・・・「上げた」7割弱 ⇒ 「1～5%未満」が7割強

常用労働者の賃金：「上げた」84.1%

【賃金上げ率】⇒ 「1%未満」1.3%、「1～3%未満」25.4%、「3～5%未満」36.4%、「5%以上」36.8%

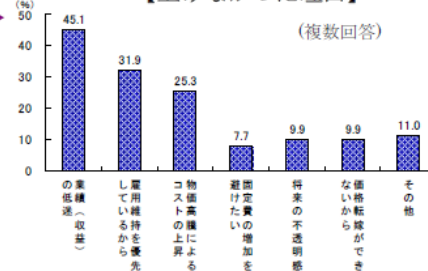
「上げなかった」15.9%

その他労働者の賃金：「上げた」69.7%

【賃金上げ率】⇒ 「1%未満」1.8%、「1～3%未満」25.8%、「3～5%未満」39.9%、「5%以上」32.5%

「上げなかった」30.3%

【上げなかった理由】



○ 雇用調整の有無

⇒ 「過去1年間で実施した事業所」は1割弱

雇用調整を実施した事業所8.3%

○ 定年制度の有無

⇒ 常用労働者・・・「ある」9割弱 ⇒ 定年60歳が7割弱

その他労働者・・・「ある」6割強 ⇒ 定年65歳以上が8割弱

常用労働者の定年：「ある」86.4%・・・「60歳」69.3%、「61～65歳」28.2%
「ない」13.6%

その他労働者の定年：「ある」62.0%・・・「65歳」65.9%、「60歳」20.5%、「66歳以上」12.6%
「ない」38.0%

(注) その他労働者には、正社員定年後に再雇用制度で再雇用された人を含む。

○ 70歳までの就業機会状況 ⇒ 「条件が合えばできる」事業所は5割強

「できる」28.2%、「条件が合えばできる」52.7%、「できない」10.4%、「難しい」8.7%

【70歳までの就業機会状況】



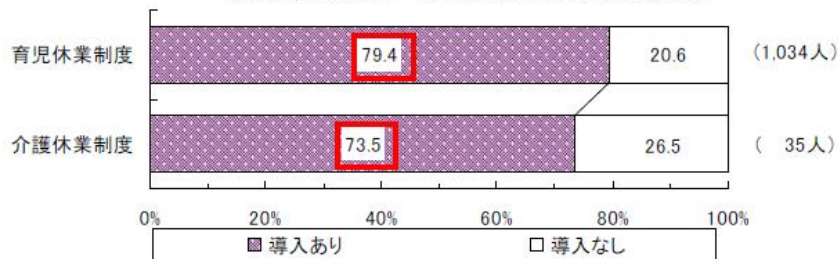
○ 育児休業制度・介護休業制度 ⇒ 育児休業制度「導入あり」8割弱

介護休業制度「導入あり」7割強

「育児休業制度」導入あり79.4%・・・過去1年間で「利用あった」45.0%

「介護休業制度」導入あり73.5%・・・過去1年間で「利用あった」6.0%

【育児休業制度・介護休業制度の導入状況】

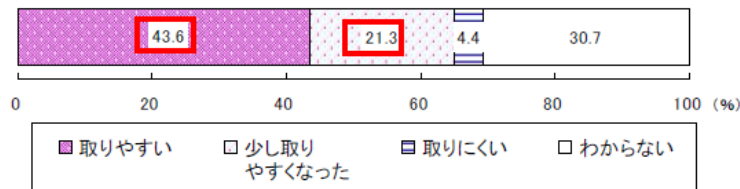


(注) () 内の数値は過去1年間の利用者数

○ 育児休業の取りやすさ ⇒ 「取りやすい」4割強、「少し取りやすくなった」2割強

「取りやすい」43.6%、「少し取りやすくなった」21.3%、「取りにくい」4.4%、「わからない」30.7%

【育児休業の取りやすさ】

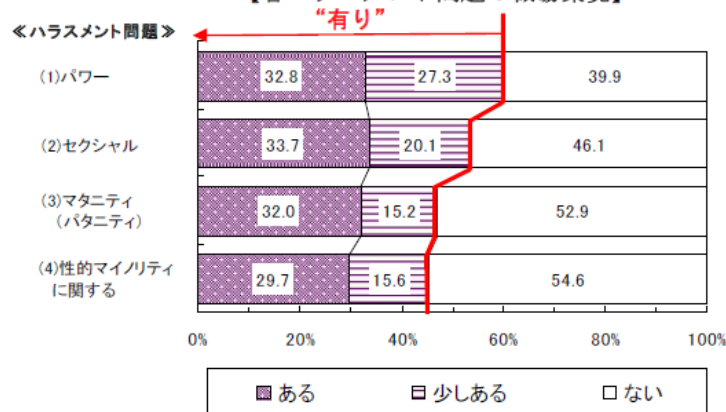


○ 各ハラスメント問題の(声をあげやすい)職場環境 ⇒ “有り”は『パワハラ』概ね6割で最も高い

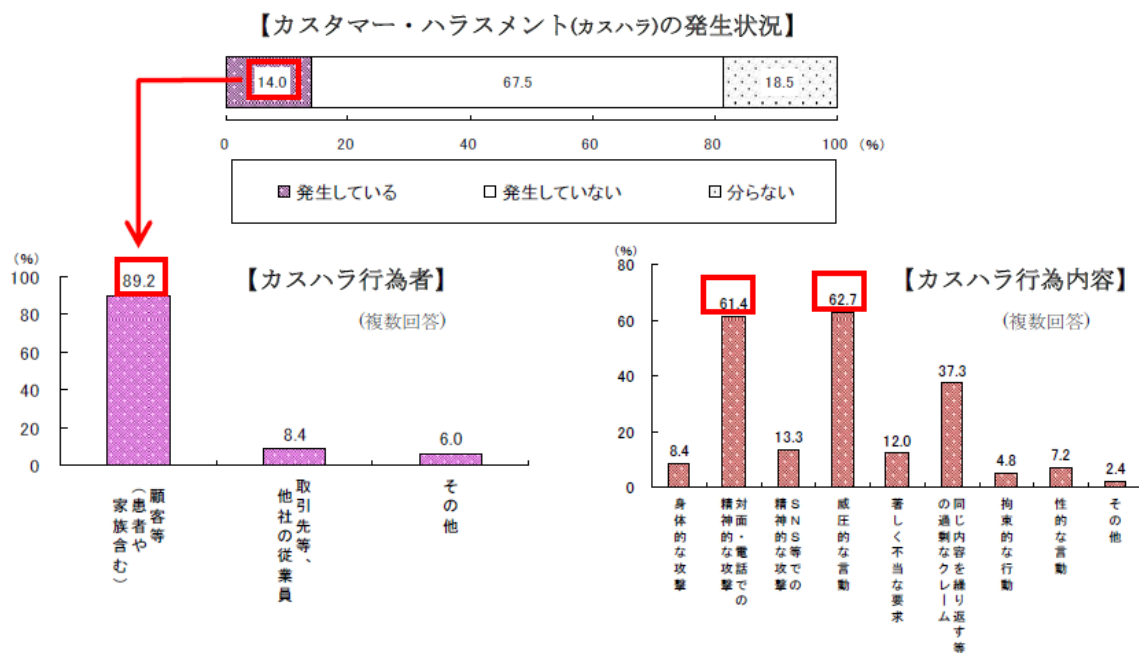
『パワハラ(パワー・ハラスメント)』では“有り(「ある」+「少しある」)”と回答した事業所は概ね6割

『セクハラ(セクシャル・ハラスメント)』では“有り(「ある」+「少しある」)”と回答した事業所5割強

【各ハラスメント問題の職場環境】



○ カスタマー・ハラスメント(カスハラ)の発生状況 ⇒ 「発生している」事業所は1割強
 「発生している」14.0%、「発生していない」67.5%、「分らない(把握していない)」18.5%

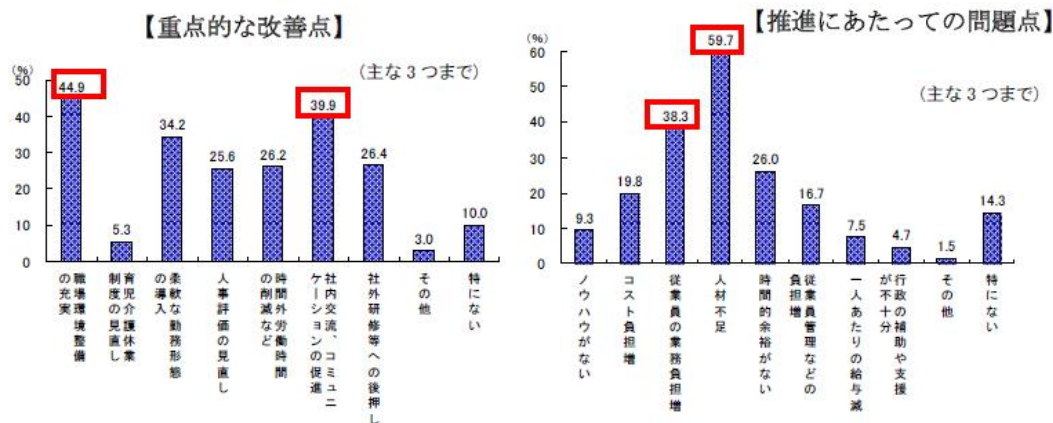


○ 職場のメンタルヘルス対策についての取り組み ⇒ 「取り組んでいる」事業所は6割弱
 「取り組んでいる」58.5%、「検討中である」7.0%、「取り組んでいない」32.4%、「特に関心がない」2.0%



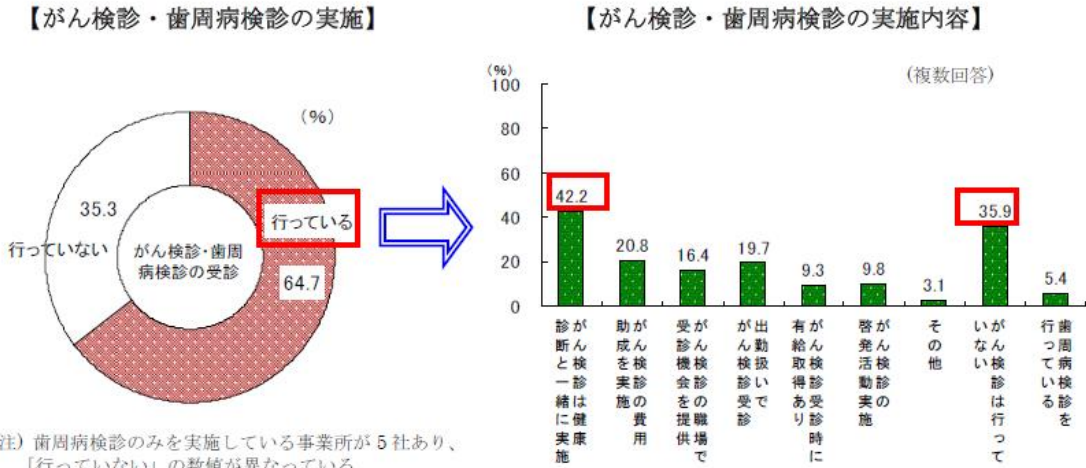
○ 働きやすい職場づくりの重点的な改善点と推進にあたっての問題点

『重点的な改善点』 ⇒ 「職場環境整備の充実(ハード面の整備等)」は4割強
 「社内交流、コミュニケーションの促進」は概ね4割
 『推進にあたっての問題点』 ⇒ 「人材不足」は6割弱、「従業員の業務負担増」は4割弱

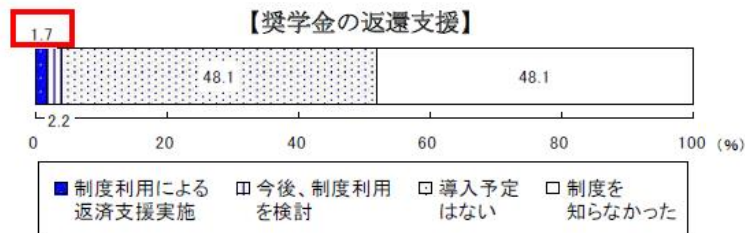


○ がん検診・歯周病検診の実施とその内容 ⇒ 「行っている」事業所は6割強
 「がん検診は健康診断と一緒に実施」4割弱

「行っている」と回答した事業所は64.7%
 その実施内容⇒「がん検診は健康診断と一緒に実施」42.2%、「がん検診の費用助成を実施」20.8%、
 「出勤扱いでがん検診実施」19.7%、「がん検診の職場で受診機会を提供」16.4%
 「がん検診は行っていない」35.9%、「歯周病検診を行っている」5.4%

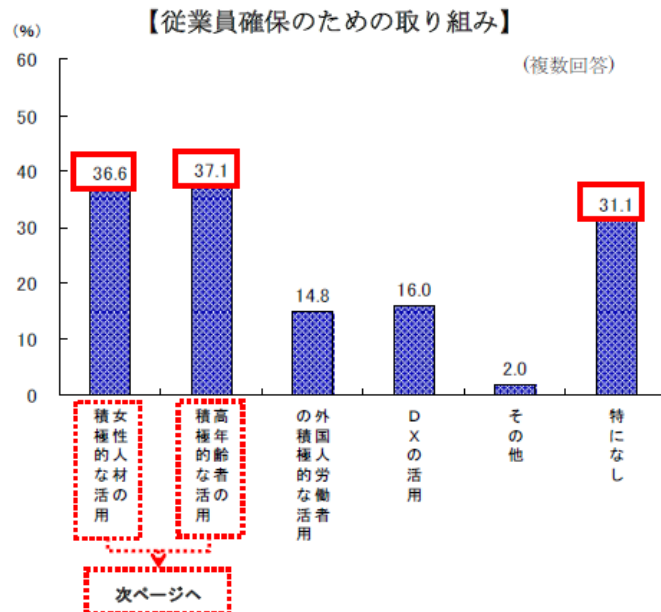


○ 奨学金の返還支援(代理返還制度) ⇒ 返還支援を実施している事業所は2%を満たない



4. 雇用促進等に向けての現状

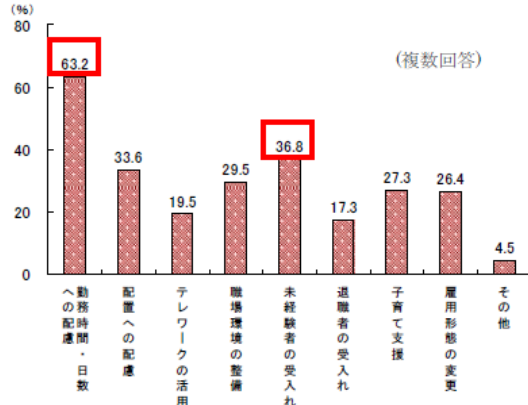
○ 従業員確保のための取り組み ⇒ 「高齢者の積極的な活用」4割弱、
 「女性人材の積極的な活用」4割弱、
 但し、「特になし」と回答した事業所は3割強



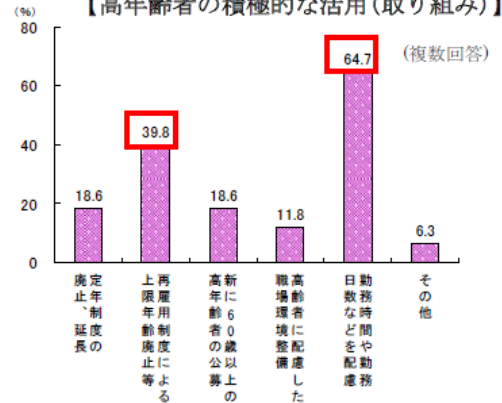
『女性人材の積極的な活用に向けての取り組み』 ⇒ 「勤務時間・日数への配慮」6割強、
「未経験者の受入れ」4割弱

『高齢者の積極的な活用に向けての取り組み』 ⇒ 「勤務時間や勤務日数などを配慮」6割強、
「再雇用制度による上限年齢廃止等」4割弱

【女性人材の積極的な活用(取り組み)】



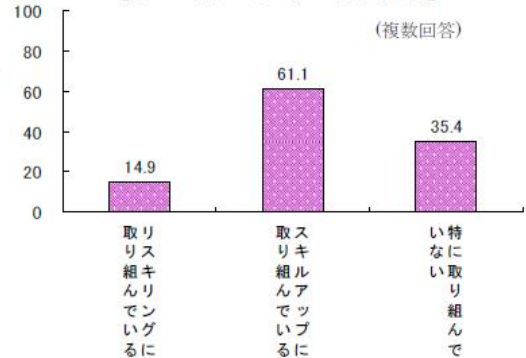
【高齢者の積極的な活用(取り組み)】



○ 人材開発のためのリスクリング等の取り組み

⇒ 「リスクリングに取り組んでいる」1割強
「スキルアップに取り組んでいる」6割強
但し、「特に取り組んでいない」事業所は4割弱

【リスクリング等の取り組み】

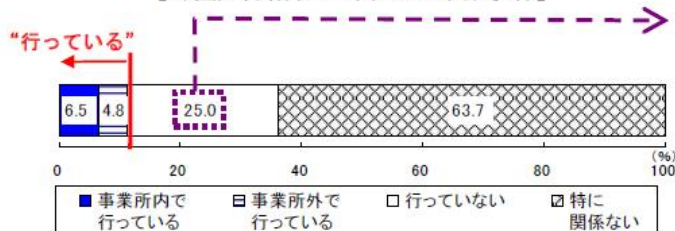


○ 外国人労働者に対する日本語教育と行っていない理由

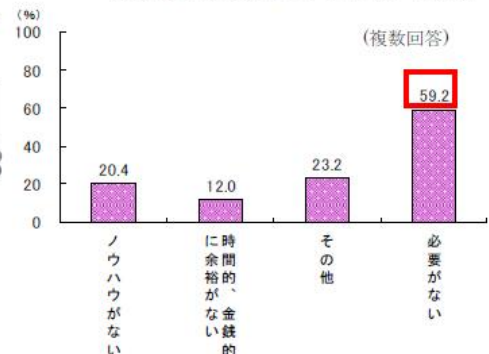
⇒ “行っている”事業所は1割強、「行っていない」事業所は2割強、
「特に関係ない(外国人労働者がいないので)」は6割強

《行っていない理由》 ⇒ 「必要がない」6割弱

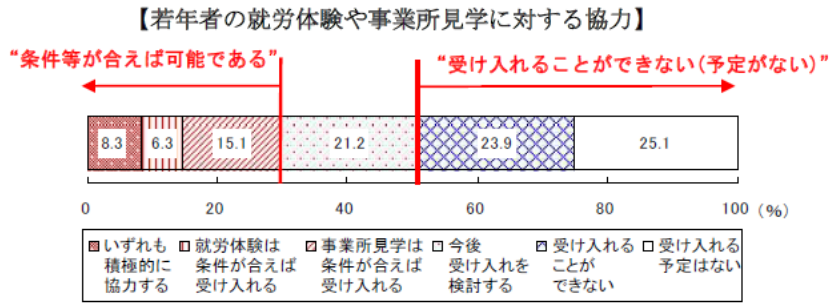
【外国人労働者に対する日本語教育】



【日本語教育を行っていない理由】



○ 若年者の就労体験や事業所見学に対する協力 ⇒ “受け入れることができない” 5 割弱 (予定がない)



5. 障害者の雇用について

○ 障害者雇用の現状 ⇒ 「雇用している」事業所は 3 割強

「雇用している」34.7%, 「雇用していない」65.3%

○ 障害者に対する昇給制度 ⇒ 「ある」と回答した事業所は 3 割弱

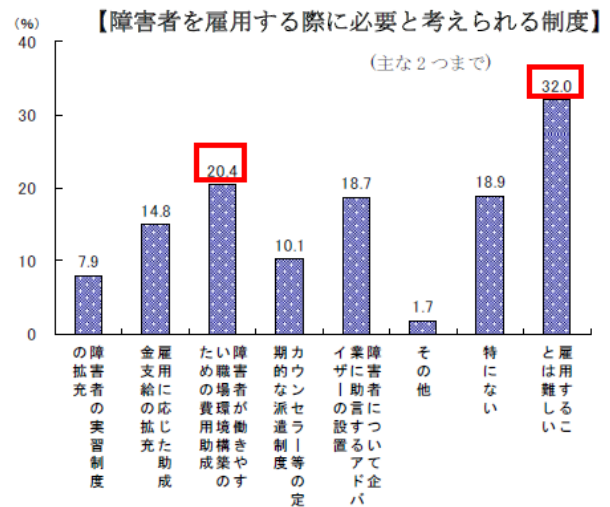
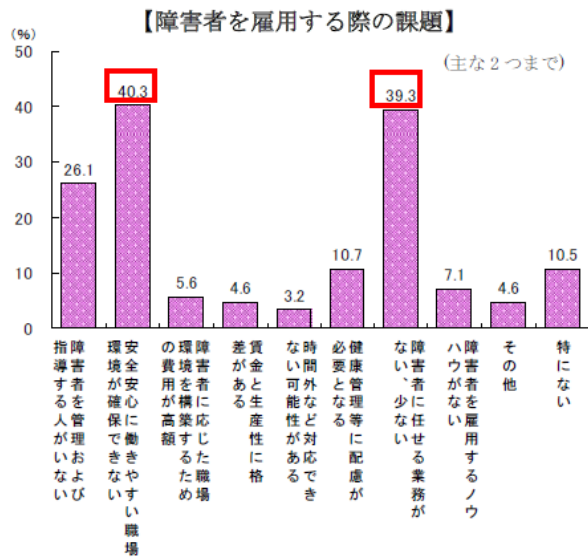
「ある」28.2%, 「現在はないが、検討中」15.5%, 「ない」56.3%

○ 障害者を雇用する際の課題 ⇒ 「安全安心に働きやすい職場環境が確保できない」4 割強

「安全安心に働きやすい職場環境が確保できない」40.3%, 「障害者に任せる業務がない(少ない)」39.3%

○ 障害者を雇用する際に必要と考えられる制度

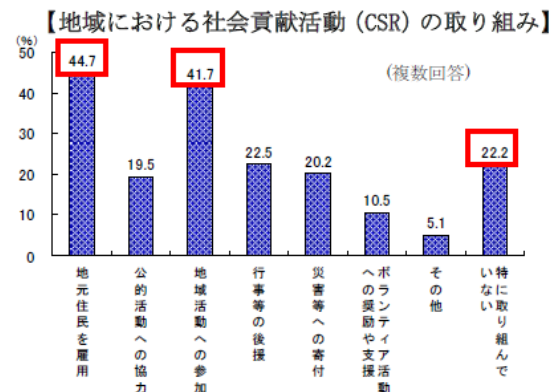
⇒ 「障害者が働きやすい職場環境を構築するための費用助成」2 割強
但し、「雇用することは難しい」は 3 割強



6. 地域における社会貢献活動 (CSR) について

○ 地域における社会貢献活動 (CSR) の取り組み

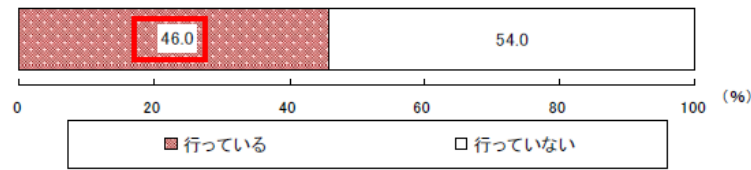
⇒ 「地元住民を雇用」、「地域活動への参加」がそれぞれ 4 割強、
「特に取り組んでいない」事業所は 2 割強



7. 今後の従業員の雇用および人材確保等について

○ 来年度新卒者求人の有無 ⇒ 来年度新卒者の求人を行った事業所は5割弱

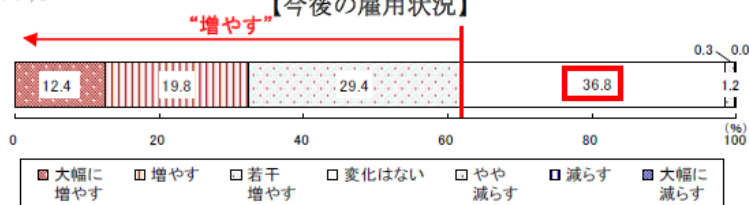
【来年度新卒者求人の有無】



○ 今後の雇用状況 ⇒ “増やす”6割強、「変化はない」4割弱

“増やす（大幅に増やす+増やす+若干増やす）”61.6%、「変化はない」36.8%、「減らす（やや減らす+減らす+大幅に減らす）”1.5%

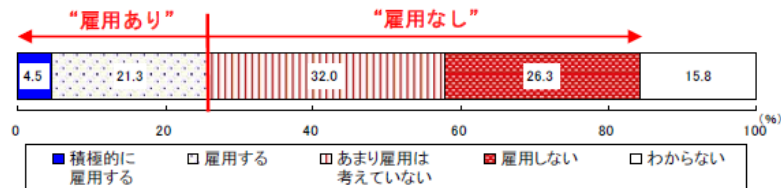
【今後の雇用状況】



○ 将来の外国人雇用 ⇒ “雇用なし”と回答した事業所は6割弱

“雇用なし（あまり雇用は考えていない+雇用しない）”58.3%，“雇用あり（積極的に雇用する+雇用する）”25.8%，“わからない”15.8%

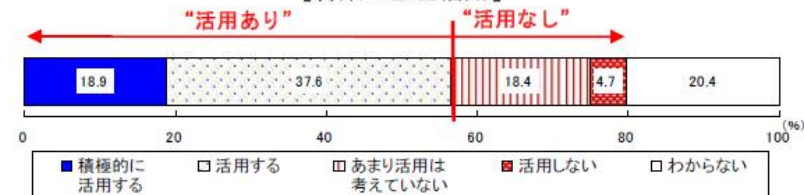
【将来の外国人雇用】



○ 将来のDX活用 ⇒ “活用あり”と回答した事業所は6割弱

“活用あり（積極的に活用する+活用する）”56.5%，“活用なし（あまり活用は考えていない+活用しない）”23.1%，“わからない”20.4%

【将来のDX活用】

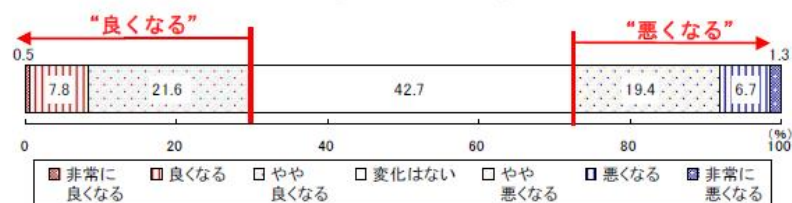


○ 今後の景況感 ⇒ “変化はない”が4割強、“良くなる”が“悪くなる”を上回る

“良くなる（非常に良くなる+良くなる+やや良くなる）”29.9%、

“悪くなる（やや悪くなる+悪くなる+非常に悪くなる）”27.4%、但し、「変化はない」42.7%

【今後の景況感】



参考資料

1. 就業形態

(1) 非正規職員に関するデータ

①市内事業所におけるパートタイム労働者等の雇用有無 (令和6年8月1日現在)

	回答事業所 (=100%)	パートタイム労働者の有無		臨時労働者の有無		派遣・出向労働者の有無		常用労働者以外の有無	
		有	無	有	無	有	無	有	無
回答事業所計	636社	67.9%	32.1%	8.8%	91.2%	34.7%	65.3%	80.2%	19.8%
業									
建設業	99	43.4	56.6	6.1	93.9	28.3	71.7	55.6	44.4
卸売・小売・飲食業	117	79.5	20.5	10.3	89.7	22.2	77.8	84.6	15.4
金融・保険・不動産業	21	52.4	47.6	-	100.0	28.6	71.4	61.9	38.1
運輸・通信業	80	65.0	35.0	7.5	92.5	38.8	61.3	78.8	21.3
サービス業	176	78.4	21.6	9.7	90.3	25.6	74.4	86.4	13.6
製造業計	143	66.4	33.6	10.5	89.5	59.4	40.6	89.5	10.5
種									
食料品	18	83.3	16.7	16.7	83.3	66.7	33.3	88.9	11.1
繊維・同製品	5	100.0	-	20.0	80.0	60.0	40.0	100.0	-
化学工業・石油製品	39	41.0	59.0	12.8	87.2	76.9	23.1	89.7	10.3
窯業・土石業	5	80.0	20.0	-	100.0	40.0	60.0	80.0	20.0
別									
鉄鋼業・金属(非鉄含)	8	75.0	25.0	-	100.0	25.0	75.0	75.0	25.0
機械器具	22	68.2	31.8	13.6	86.4	68.2	31.8	86.4	13.6
その他製造業	46	73.9	26.1	6.5	93.5	45.7	54.3	93.5	6.5
規									
模									
別									
～29人	298	57.0	43.0	3.4	96.6	16.1	83.9	65.4	34.6
30～99人	215	76.7	23.3	11.2	88.8	40.0	60.0	90.7	9.3
100～299人	84	81.0	19.0	15.5	84.5	66.7	33.3	96.4	3.6
300人以上	39	74.4	25.6	23.1	76.9	79.5	20.5	100.0	-

『令和6年度四日市市雇用実態調査報告書』(P.43)

②市内事業所における労働者の雇用形態 (令和6年8月1日現在)

	常用労働者	パートタイム労働者	臨時労働者	派遣・出向労働者	合計
男性	36,246	3,078	627	6,006	45,957
	78.9	6.7	1.4	13.1	100.1
女性	11,246	8,923	441	2,301	22,911
	49.1	38.9	1.9	10.0	99.9
合計	47,492	12,001	1,068	8,307	68,868
	69.0	17.4	1.6	12.1	100.1

(※)上段:人数、下段:構成比(%)

<構成比> 男性 21.2% 女性 50.8% 合計 31.1%

『令和6年度四日市市雇用実態調査報告書』(P.2)

③正規・非正規の職員・従業員数 (全国) (令和6年度平均)

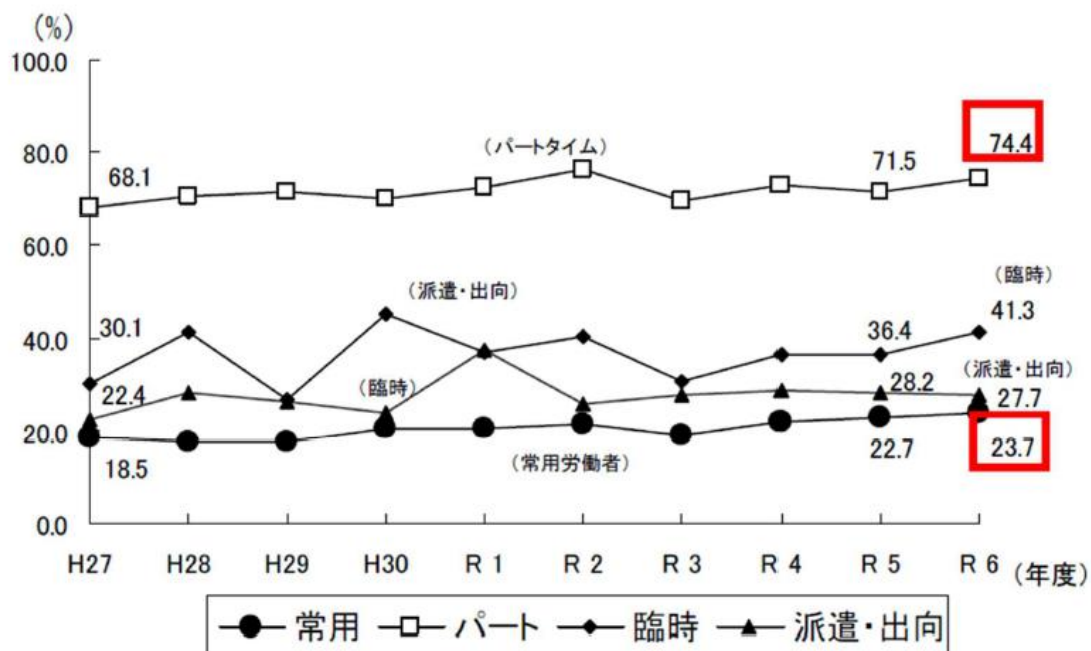
	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	合計
男性	2,355	682	3,037
	77.5%	22.5%	100.0%
女性	1,307	1,450	2,757
	47.4%	52.6%	100.0%
合計	3,662	2,132	5,794
	63.2%	36.8%	100.0%

上段:人数(万人)、下段:構成比

『「労働力調査結果」(総務省統計局)』(基本集計)(令和6年度平均)

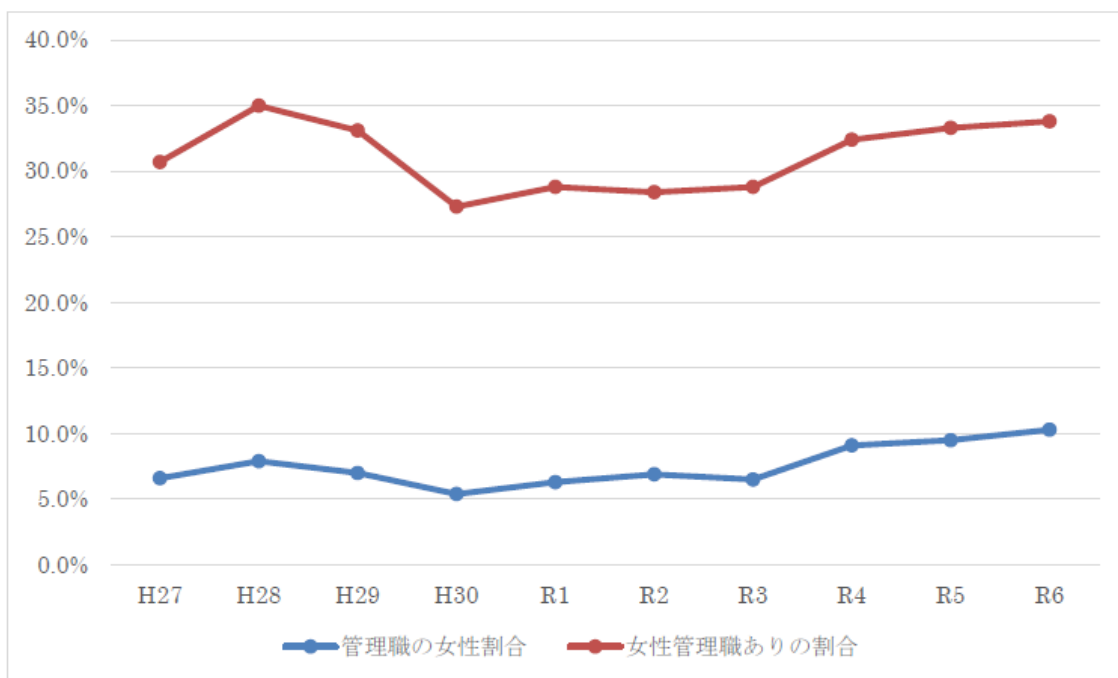
(2) 女性の雇用

①市内事業所における雇用形態別の女性比率



『令和6年度四日市市雇用実態調査報告書』(P.4)

②市内事業所における女性管理職の状況 (推移)



『四日市市雇用実態調査報告書』(各年度)

(3) 高齢者の雇用実態

① 高齢者の労働力率 (令和2年度)

	男性			女性			総数		
	65歳以上	75歳以上	85歳以上	65歳以上	75歳以上	85歳以上	65歳以上	75歳以上	85歳以上
全国	37.46%	18.61%	8.26%	19.88%	8.38%	2.88%	27.50%	12.40%	4.56%
三重県	36.64%	18.08%	7.63%	20.58%	8.52%	2.63%	27.60%	12.34%	4.23%
四日市市	38.53%	19.76%	8.99%	21.99%	9.76%	2.74%	29.34%	13.90%	4.77%

【労働力率について】

対象年齢の人口総数に占める対象年齢の労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合

$$\text{労働力率 (\%)} = \frac{\text{対象年齢の労働力人口}}{\text{対象年齢の人口 (労働力状態「不詳」を除く)}} \times 100$$

② 四日市市の高齢者の労働力状態別人口 (令和2年度)

	男性			女性			総数		
	65歳以上	75歳以上	85歳以上	65歳以上	75歳以上	85歳以上	65歳以上	75歳以上	85歳以上
人口	34,803	16,670	3,882	43,844	23,748	7,816	78,647	40,418	11,698
労働力人口	11,727	2,785	292	8,374	1,948	185	20,101	4,733	477
就業者数	11,364	2,731	289	8,259	1,930	184	19,623	4,661	473

①② 『令和2年国勢調査（就業状態等基本集計）』（総務省）

③ 市内事業所の常用労働者に占める61歳以上の割合

	常用労働者			
	常用労働者数 (=100%)	男性	女性	(61歳以上の常用労働者の割合)(*)
回答事業所計	47,492 人	76.3 %	23.7 %	6.8 %
建設業	3,428	83.6	16.4	10.1
卸売・小売・飲食業	3,628	67.1	32.9	8.3
業 金融・保険・不動産業	2,966	52.9	47.1	4.7
運輸・通信業	3,729	80.5	19.5	11.8
サービス業	7,820	51.6	48.4	10.8
製造業計	25,921	86.2	13.8	4.5
種 食料品	1,500	76.8	23.2	4.4
繊維・同製品	483	63.4	36.6	13.7
化学工業・石油製品	8,684	89.3	10.7	4.1
窯業・土石業	165	80.6	19.4	8.5
別 鉄鋼業・金属(非鉄含)	394	83.2	16.8	7.6
機械器具	2,212	85.9	14.1	6.3
その他製造業	12,483	86.2	13.8	3.9
規 ~29人	2,758	69.7	30.3	12.7
模 30~99人	7,841	76.3	23.7	11.2
別 100~299人	9,280	76.6	23.4	9.7
300人以上	27,613	76.9	23.1	4.0

(*)61歳以上の常用労働者の割合は全635事業所が対象

『令和6年度四日市市雇用実態調査報告書』（P.42）

④市内事業所の常用労働者の定年の有無とその年齢

	常用労働者定年の有無			常用労働者定年の年齢				
	回答事業所 (=100%)	ある	ない	回答事業所 (=100%)	60歳	61～64歳	65歳	66歳以上
回答事業所計	596社	86.4%	13.6%	511社	69.3%	2.0%	26.2%	2.5%
業								
建設業	99	77.8	22.2	76	64.5	1.3	32.9	1.3
卸売・小売・飲食業	108	82.4	17.6	89	76.4	2.2	18.0	3.4
金融・保険・不動産業	19	84.2	15.8	16	93.8	-	6.3	-
運輸・通信業	72	93.1	6.9	67	71.6	1.5	23.9	3.0
サービス業	166	83.7	16.3	137	58.4	3.6	35.0	2.9
製造業計	132	96.2	3.8	126	74.6	0.8	22.2	2.4
種								
食料品	16	100.0	-	16	81.3	-	6.3	12.5
繊維・同製品	4	100.0	-	4	75.0	-	25.0	-
化学工業・石油製品	38	100.0	-	37	81.1	-	18.9	-
窯業・土石業	4	100.0	-	4	75.0	-	25.0	-
別								
鉄鋼業・金属(非鉄含)	6	100.0	-	6	66.7	-	33.3	-
機械器具	19	89.5	10.5	17	82.4	-	17.6	-
その他製造業	45	93.3	6.7	42	64.3	2.4	31.0	2.4
規模								
～29人	294	75.9	24.1	222	66.2	1.8	28.8	3.2
30～99人	201	95.5	4.5	190	70.5	1.6	24.7	3.2
100～299人	70	98.6	1.4	68	76.5	2.9	20.6	-
300人以上	31	100.0	-	31	67.7	3.2	29.0	-

『令和6年度四日市市雇用実態調査報告書』(P.54)

⑤市内事業所のその他労働者(常用労働者以外)の定年の有無とその年齢

	その他労働者定年の有無			その他労働者定年の年齢				
	回答事業所 (=100%)	ある	ない	回答事業所 (=100%)	60歳	61～64歳	65歳	66歳以上
回答事業所計	518社	62.0%	38.0%	317社	20.5%	0.9%	65.9%	12.6%
業								
建設業	73	50.7	49.3	37	16.2	-	73.0	10.8
卸売・小売・飲食業	102	56.9	43.1	58	24.1	1.7	67.2	6.9
金融・保険・不動産業	14	78.6	21.4	11	27.3	-	63.6	9.1
運輸・通信業	62	66.1	33.9	41	9.8	-	68.3	22.0
サービス業	146	58.9	41.1	83	22.9	2.4	57.8	16.9
製造業計	121	72.7	27.3	87	21.8	-	69.0	9.2
種								
食料品	15	93.3	6.7	14	28.6	-	50.0	21.4
繊維・同製品	4	25.0	75.0	1	-	-	100.0	-
化学工業・石油製品	37	86.5	13.5	31	19.4	-	80.6	-
窯業・土石業	3	100.0	-	3	-	-	100.0	-
別								
鉄鋼業・金属(非鉄含)	5	80.0	20.0	4	25.0	-	50.0	25.0
機械器具	15	46.7	53.3	7	28.6	-	57.1	14.3
その他製造業	42	64.3	35.7	27	22.2	-	66.7	11.1
規模								
～29人	241	51.0	49.0	122	23.0	1.6	63.1	12.3
30～99人	182	68.7	31.3	123	23.6	0.8	64.2	11.4
100～299人	66	72.7	27.3	47	14.9	-	66.0	19.1
300人以上	29	86.2	13.8	25	4.0	-	88.0	8.0

『令和6年度四日市市雇用実態調査報告書』(P.55)

⑥市内事業所における 70 歳までの就業機会状況

		回答事業所 (=100%)	できる	条件が合えば できる	できない	難しい
回答事業所計		596 社	28.2 %	52.7 %	10.4 %	8.7 %
業 種 別	建設業	98	34.7	51.0	6.1	8.2
	卸売・小売・飲食業	110	30.0	55.5	10.0	4.5
	金融・保険・不動産業	19	15.8	42.1	21.1	21.1
	運輸・通信業	73	34.2	47.9	5.5	12.3
	サービス業	166	30.7	55.4	7.8	6.0
	製造業計	130	16.9	52.3	18.5	12.3
	食料品	15	33.3	46.7	6.7	13.3
	繊維・同製品	4	25.0	75.0	-	-
	化学工業・石油製品	38	7.9	28.9	39.5	23.7
	窯業・土石業	3	66.7	33.3	-	-
	鉄鋼業・金属(非鉄含)	6	16.7	66.7	16.7	-
	機械器具	19	10.5	68.4	10.5	10.5
	その他製造業	45	17.8	64.4	11.1	6.7
規 模 別	～29人	296	32.1	50.7	7.8	9.5
	30～99人	199	27.1	56.3	9.5	7.0
	100～299人	70	24.3	55.7	11.4	8.6
	300人以上	31	6.5	41.9	38.7	12.9

『令和6年度四日市市雇用実態調査報告書』(P.55)

⑦住民主体サービスへの従事

<p>【住民主体サービス（サービス B）について】 介護予防・日常生活支援総合事業のうち、住民主体の支え合いによるサービス （市の定める研修を修了した住民ボランティアなどによる支援）</p> <p>実施主体：住民組織、ボランティア団体、NPO</p> <p>サービス内容： [訪問型サービス] 掃除、ゴミ出し、電球交換などの簡易な生活援助 [通所型サービス] 介護予防、住民間の交流、生きがいを目的とした通いの場</p>

四日市市内の事業所の状況

[訪問型サービス] 17 事業所

[通所型サービス] 19 事業所

- ・ 1 事業所に平均して 5～6 名のスタッフが有償ボランティアとして従事
- ・ スタッフの年齢は把握していないが、事業所訪問時の印象では、多くの高齢者スタッフが従事している状況である

⑧四日市市シルバー人材センターの就業等の状況

(i) 契約金額・就業実人員・就業率

年度	契約金額（千円）	就業実人員（人）	就業率（％）
令和3年度	827,024	1,220	89.8
令和4年度	831,963	1,188	90.5
令和5年度	863,210	1,199	91.0
令和6年度	902,058	1,184	89.3

契約金額は、請負・委任（市役所、公共団体、民間事業所、一般家庭等）と派遣事業の合計金額

(ii) 会員数の推移

年度	男性	女性	合計
令和3年度	921	427	1,358
令和4年度	878	434	1,312
令和5年度	882	436	1,318
令和6年度	885	441	1,326

（単位：人）

(iii) 年度別・年齢別の会員数の推移

年度	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
令和3年度	53	193	491	621
令和4年度	38	176	444	654
令和5年度	41	187	411	679
令和6年度	42	185	392	707

（単位：人）

(i) ～ (iii) 『公益社団法人 四日市市シルバー人材センター 公開統計資料』

(4) 外国人労働者の雇用実態について

①外国人労働者雇用の有無と雇用人数 (令和6年8月1日現在)

	外国人労働者の有無 回答事業所 (=100%)			雇用人数 (内、技能実習生数)
	あり	なし		
回答事業所計	635 社	28.5 %	71.5 %	2,200 (703) 人
業 別				
建設業	99	33.3	66.7	144 (72) 人
卸売・小売・飲食業	117	23.1	76.9	234 (29) 人
金融・保険・不動産業	21	-	100.0	0 (0) 人
運輸・通信業	80	15.0	85.0	38 (9) 人
サービス業	176	23.9	76.1	303 (44) 人
製造業計	142	47.2	52.8	1,481 (549) 人
種 別				
食料品	18	66.7	33.3	355 (104) 人
繊維・同製品	5	80.0	20.0	53 (43) 人
化学工業・石油製品	39	28.2	71.8	53 (0) 人
窯業・土石業	5	40.0	60.0	28 (6) 人
鉄鋼業・金属(非鉄含)	8	37.5	62.5	43 (6) 人
機械器具	22	40.9	59.1	468 (214) 人
その他製造業	45	57.8	42.2	481 (176) 人
規 模 別				
～29人	297	14.8	85.2	196 (83) 人
30～99人	215	34.0	66.0	446 (125) 人
100～299人	84	44.0	56.0	529 (152) 人
300人以上	39	69.2	30.8	1,029 (343) 人

(※) ()内の値は技能実習生の人数(内数)

『令和6年度四日市市雇用実態調査報告書』(P.44)

②外国人労働者雇用の有無と雇用人数の推移

調査年度	回答事業所数	外国人労働者ありの割合	雇用人数
平成30年度	533 社	17.3%	640 人
令和元年度	557 社	19.6%	1,744 人
令和2年度	598 社	23.2%	1,505 人
令和3年度	492 社	29.1%	1,274 人
令和4年度	601 社	24.8%	1,952 人
令和5年度	593 社	26.5%	1,985 人
令和6年度	635 社	28.5%	2,200 人

『四日市市雇用実態調査報告書 (各年度)』

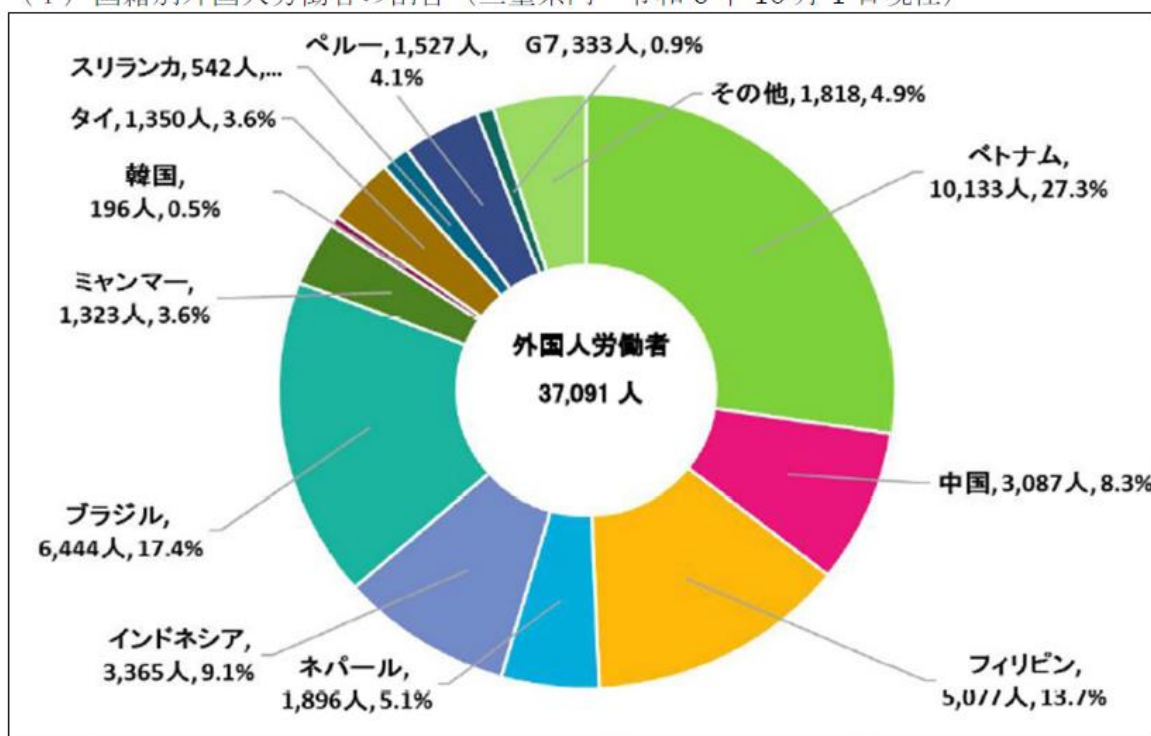
③将来の外国人雇用 (令和6年8月1日現在)



『令和6年度四日市市雇用実態調査報告書』(P.38)

④三重県内の外国人労働者の状況

(i) 国籍別外国人労働者の割合（三重県内 令和6年10月1日現在）



『令和7年1月31日厚生労働省三重労働局発表資料（三重県内における外国人労働者数）』（P.4）

※市町ごと、安定所ごとの国籍別外国人労働者の割合は公表されていない。

(ii) 在留資格別の状況（三重県内 令和6年10月1日現在）

在留資格	外国人労働者数	構成比	増減数	前年同期比
身分に基づく在留資格	14,824人	40.0%	566人	4.0%増加 ↗
技能実習	10,876人	29.3%	917人	9.2%増加 ↗
専門的・技術的分野	8,380人	22.6%	1,702人	25.5%増加 ↗
資格外活動(留学等)	1,973人	5.3%	155人	8.5%増加 ↗

『令和7年1月31日厚生労働省三重労働局発表資料（三重県内における外国人労働者数）』（P.2）

(iii) ハローワーク別の状況（三重県内 令和6年10月1日現在）

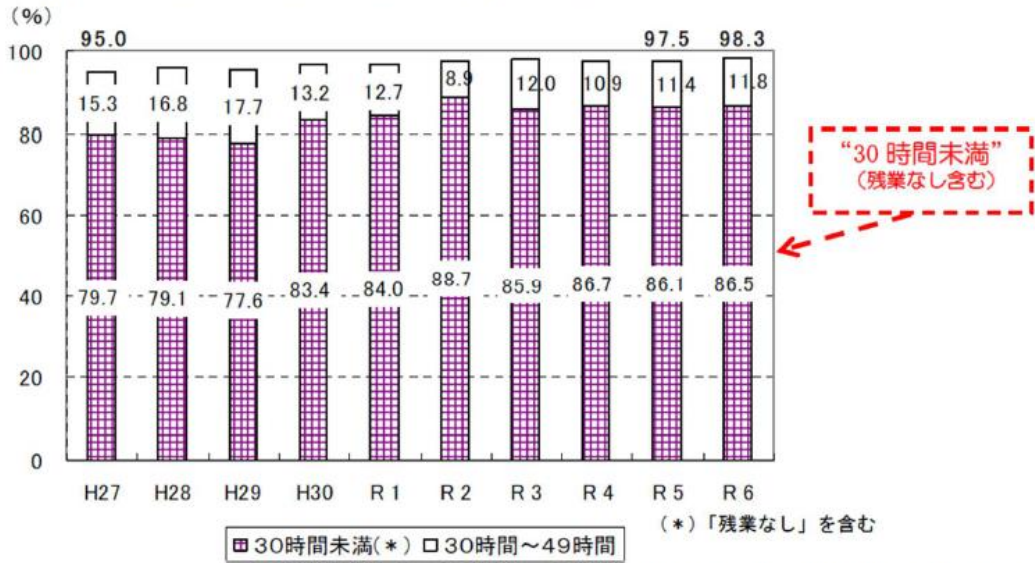
ハローワーク別	外国人労働者数	構成比	増減数	前年同期比
ハローワーク四日市	8,421人	22.7%	1,094人	14.9%増加 ↗
ハローワーク鈴鹿	6,916人	18.6%	148人	2.2%増加 ↗
ハローワーク津	6,132人	16.5%	708人	13.1%増加 ↗
ハローワーク桑名	5,781人	15.6%	508人	9.6%増加 ↗
ハローワーク伊賀	3,657人	9.9%	190人	5.5%増加 ↗
ハローワーク松阪	3,045人	8.2%	281人	10.2%増加 ↗

※ハローワーク四日市管内：四日市市、菰野町、川越町の合計

『令和7年1月31日厚生労働省三重労働局発表資料（三重県内における外国人労働者数）』（P.2）

2. 労働環境等

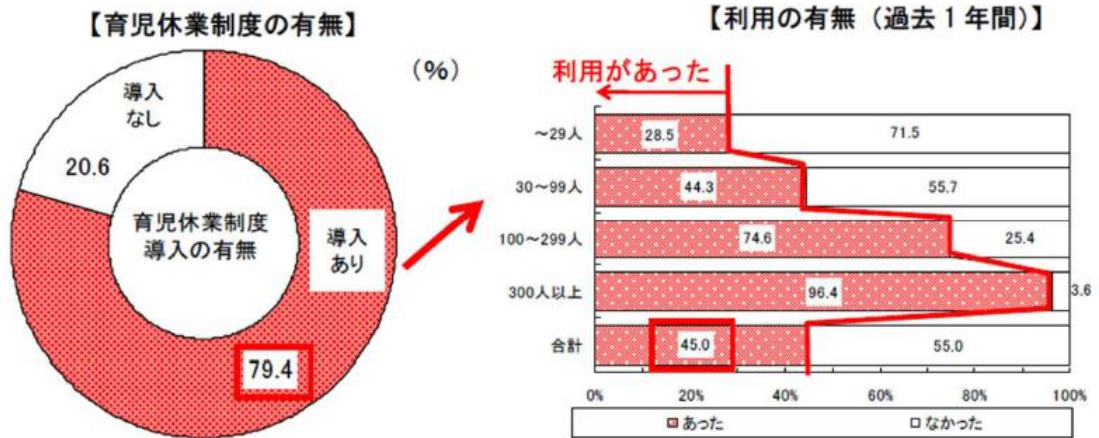
(1) 市内事業所における時間外労働時間の状況



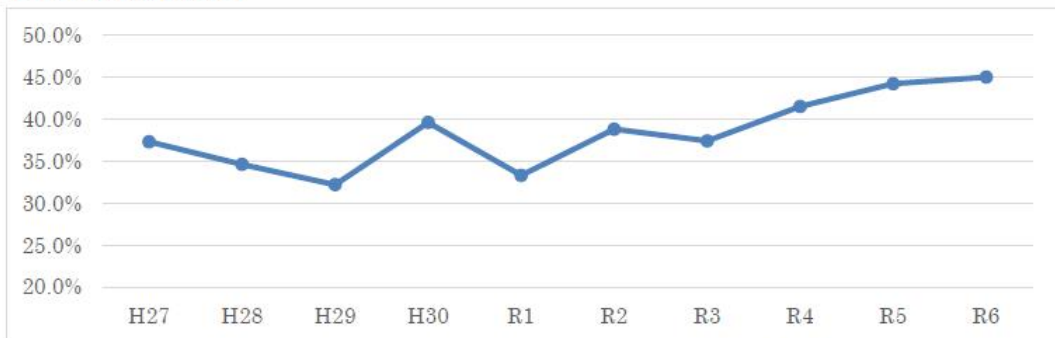
『令和6年度四日市市雇用実態調査報告書』(P.14)

(2) 男性の育児休暇取得率

① 育児休業制度の有無と利用状況 (令和6年8月1日現在)



【利用の有無の推移】



『四日市市雇用実態調査報告書』(R6=P.19) (各年度)

②出産者数・育児休業制度利用者数・平均取得日数（令和6年8月1日現在）

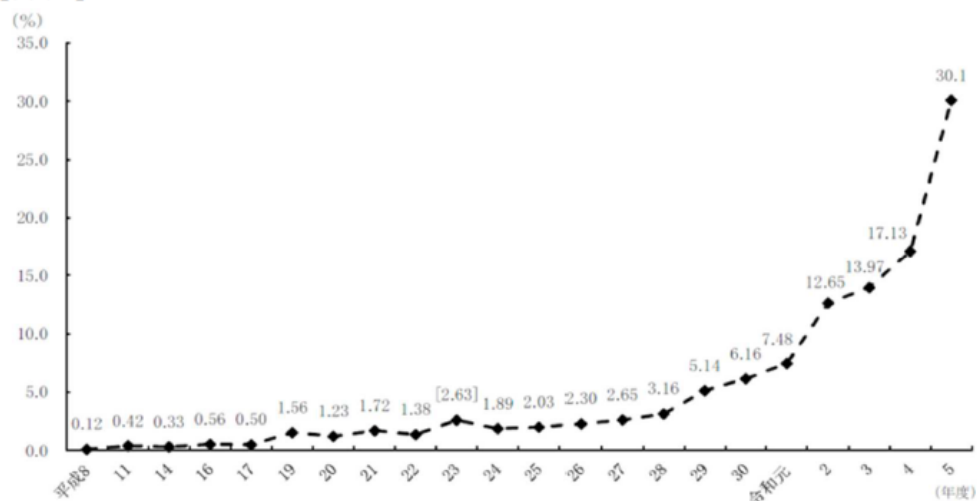
	男性				女性			
	事業所数	子を出産した従業員	育児休業制度を利用した従業員	平均取得日数	事業所数	子を出産した従業員	育児休業制度を利用した従業員	平均取得日数
全体	81	138	63	38.0	86	135	127	198.1
50人以下	64	79	27	30.7	69	86	69	194.4
51～100人	3	6	4	188.0	6	5	5	279.0
101～300人	7	27	16	23.4	5	4	8	244.8
301人以上	7	26	16	27.3	6	40	45	186.4
全体（前回）※	43	102	5	5.8	77	126	131	232.0

※ 前回：令和元年度調査（単位：人、日）

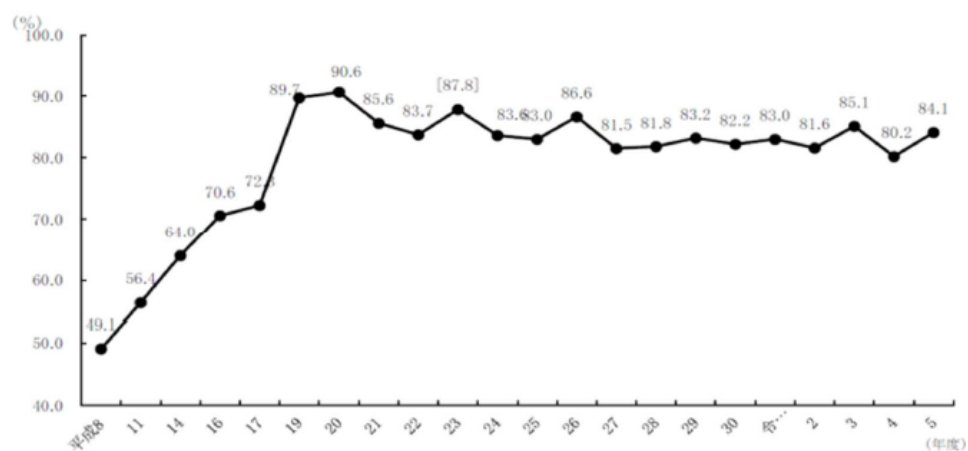
『令和6年度四日市市男女共同参画に関する事業所意識・実態調査 報告書』（P.19）

③育児休業取得率の推移（全国）

【男性】

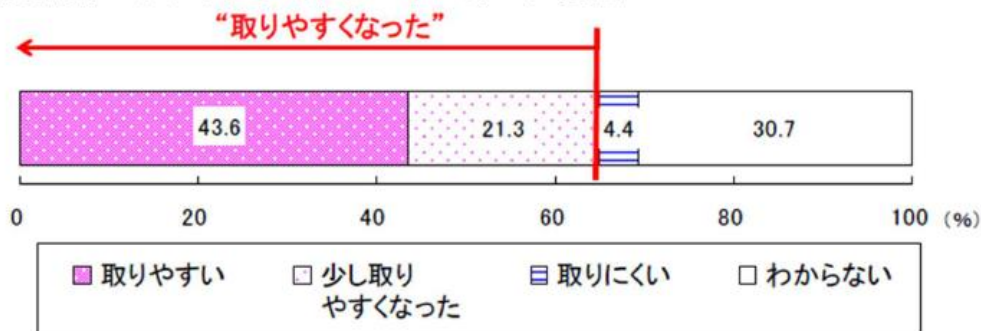


【女性】



『令和5年度育児休業取得率の調査結果（雇用均等基本調査）』（厚生労働省）

④育児休業の取りやすさ（令和6年8月1日現在）



『令和6年度四日市市雇用実態調査報告書』(P.21)

3. その他

(1) 有効求人倍率の推移

①三重県内公共職業安定所別有効求人倍率の推移

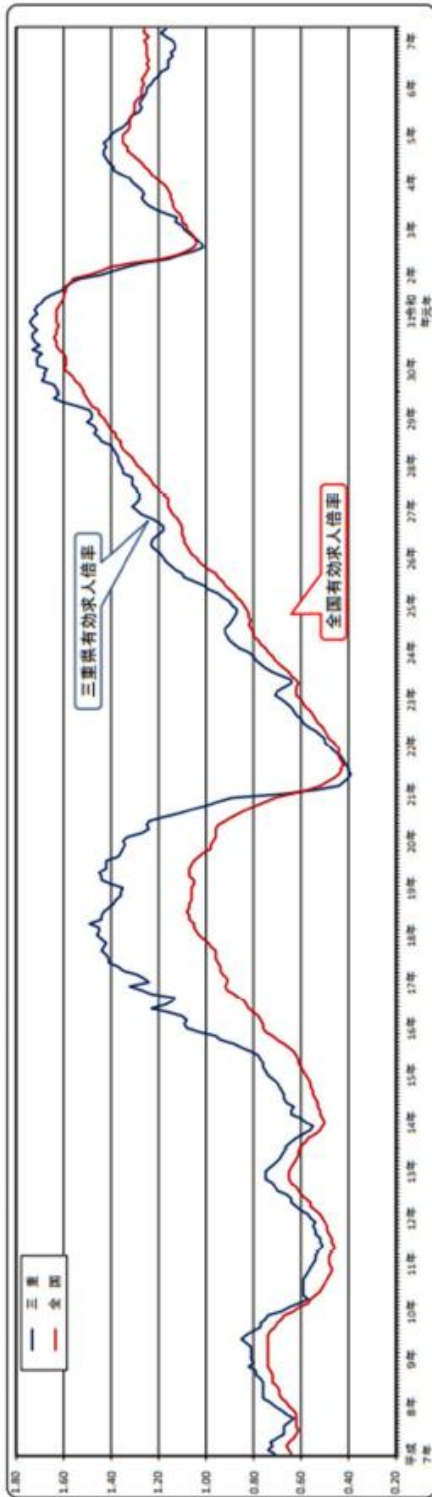
※学卒を除き、パートを含む。

年月	三重県		桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	熊野 ^(注)		
	季調値	原数値											
2 3 4 5 6 均	年	1.09	0.99	1.22	0.92	1.27	0.99	1.07	0.93	1.41	1.53		
	度	1.26	1.22	1.34	1.16	1.43	1.16	1.22	1.04	1.77	1.64		
	平	1.40	1.31	1.59	1.29	1.45	1.26	1.50	1.22	2.05	1.66		
	均	1.27	1.12	1.46	1.21	1.43	1.17	1.36	0.99	1.42	1.29		
	均	1.16	1.01	1.32	1.01	1.36	1.15	1.22	0.89	1.29	1.10		
	均	1.16	1.01	1.32	1.01	1.36	1.15	1.22	0.89	1.29	1.10		
6 4 5 6 7 8 9 10 11 12	4	1.20	1.12	1.04	1.28	1.05	1.29	0.99	1.21	0.86	1.28	0.99	
	5	1.19	1.07	0.96	1.21	1.00	1.25	0.96	1.18	0.81	1.13	0.98	
	6	1.16	1.07	0.94	1.20	0.96	1.22	1.03	1.14	0.84	1.17	0.97	
	7	1.16	1.11	0.94	1.22	1.00	1.25	1.15	1.22	0.87	1.20	0.99	
	8	1.16	1.13	0.95	1.26	1.00	1.34	1.19	1.17	0.87	1.14	0.98	
	9	1.14	1.13	0.95	1.29	0.98	1.36	1.19	1.15	0.85	1.14	1.05	
	10	1.15	1.15	0.95	1.33	1.03	1.32	1.18	1.22	0.87	1.14	1.03	
	11	1.13	1.18	0.95	1.36	1.04	1.39	1.22	1.22	0.89	1.42	1.14	
	12	1.13	1.23	1.04	1.37	1.03	1.45	1.26	1.29	0.98	1.65	1.20	
	7 1 2 3 4 5 6	1	1.14	1.25	1.15	1.44	1.01	1.49	1.25	1.29	0.93	1.52	1.27
		2	1.17	1.26	1.15	1.46	1.01	1.51	1.24	1.30	0.95	1.52	1.29
		3	1.19	1.22	1.08	1.42	0.97	1.44	1.21	1.26	0.94	1.40	1.49
4		1.17	1.10	0.93	1.23	0.89	1.30	1.11	1.17	0.87	1.36	1.24	
5		1.16	1.06	0.87	1.20	0.85	1.29	1.08	1.07	0.80	1.42	1.07	
6		1.16	1.06	0.87	1.20	0.85	1.29	1.08	1.07	0.80	1.42	1.07	

〔注〕有効求人倍率＝ $\frac{\text{月間有効求人数}}{\text{月間有効求職者数}}$ （倍） ※ 安定所における有効求人倍率は原数値である。r は数値を補正したもの。

②有効求人倍率の推移（全国／三重県）

有効求人倍率(季節調整値)の推移(平成7年～)



有効求人倍率【三重県】													有効求人倍率【全国】												
年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成7年	0.71	0.74	0.72	0.73	0.70	0.67	0.76	0.67	0.65	0.63	0.66	0.68	0.64	0.65	0.66	0.65	0.63	0.62	0.61	0.62	0.62	0.62	0.62	0.63	0.63
8年	0.71	0.73	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.77	0.79	0.79	0.82	0.80	0.65	0.66	0.68	0.69	0.69	0.70	0.72	0.72	0.72	0.73	0.74	0.74	
9年	0.81	0.81	0.81	0.81	0.83	0.85	0.83	0.80	0.77	0.77	0.75	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	0.73	0.71	0.70	0.68	
10年	0.68	0.65	0.61	0.57	0.59	0.59	0.59	0.59	0.58	0.57	0.56	0.56	0.63	0.61	0.57	0.56	0.54	0.52	0.51	0.50	0.49	0.48	0.47	0.47	
11年	0.55	0.54	0.54	0.53	0.52	0.51	0.52	0.52	0.54	0.54	0.55	0.54	0.48	0.48	0.48	0.47	0.46	0.46	0.47	0.48	0.48	0.49	0.50	0.49	
12年	0.56	0.57	0.60	0.62	0.64	0.64	0.66	0.70	0.71	0.72	0.75	0.75	0.51	0.52	0.54	0.56	0.58	0.60	0.61	0.62	0.64	0.65	0.65	0.59	
13年	0.75	0.73	0.71	0.69	0.68	0.67	0.66	0.67	0.66	0.64	0.62	0.59	0.65	0.64	0.63	0.62	0.61	0.61	0.60	0.58	0.57	0.54	0.52	0.51	
14年	0.58	0.60	0.64	0.64	0.63	0.66	0.67	0.67	0.68	0.69	0.70	0.72	0.55	0.54	0.52	0.53	0.53	0.53	0.54	0.55	0.55	0.56	0.56	0.57	
15年	0.74	0.75	0.76	0.76	0.77	0.78	0.81	0.85	0.88	0.94	0.96	1.03	0.58	0.59	0.60	0.61	0.61	0.62	0.63	0.65	0.67	0.70	0.72	0.75	
16年	1.08	1.09	1.08	1.10	1.16	1.23	1.17	1.14	1.13	1.25	1.27	1.32	0.76	0.76	0.77	0.78	0.80	0.82	0.83	0.84	0.86	0.88	0.91	0.92	
17年	1.24	1.26	1.29	1.35	1.37	1.41	1.41	1.42	1.44	1.42	1.42	1.44	0.91	0.91	0.91	0.93	0.94	0.94	0.95	0.96	0.96	0.99	1.01	1.05	
18年	1.46	1.45	1.45	1.49	1.44	1.44	1.43	1.41	1.39	1.38	1.36	1.42	1.03	1.04	1.05	1.05	1.07	1.07	1.07	1.06	1.07	1.06	1.06	1.06	
19年	1.35	1.40	1.44	1.44	1.45	1.42	1.42	1.42	1.37	1.35	1.34	1.40	1.06	1.05	1.05	1.07	1.07	1.07	1.06	1.05	1.03	1.01	0.98	0.98	
20年	1.35	1.33	1.27	1.24	1.25	1.24	1.18	1.11	1.06	1.00	0.95	0.89	0.97	0.96	0.96	0.96	0.95	0.92	0.89	0.86	0.83	0.79	0.75	0.71	
21年	0.67	0.54	0.44	0.42	0.40	0.38	0.40	0.41	0.41	0.43	0.45	0.47	0.64	0.57	0.52	0.49	0.46	0.44	0.43	0.43	0.44	0.44	0.44	0.47	
22年	0.48	0.50	0.50	0.52	0.54	0.57	0.59	0.60	0.61	0.63	0.64	0.66	0.45	0.46	0.46	0.46	0.50	0.51	0.53	0.54	0.55	0.56	0.58		
23年	0.68	0.71	0.70	0.67	0.64	0.64	0.68	0.72	0.75	0.77	0.79	0.80	0.60	0.62	0.62	0.62	0.61	0.62	0.64	0.65	0.67	0.69	0.71		
24年	0.82	0.86	0.88	0.90	0.91	0.92	0.92	0.90	0.89	0.88	0.87	0.87	0.74	0.75	0.77	0.78	0.79	0.80	0.81	0.82	0.81	0.82	0.83		
25年	0.89	0.90	0.93	0.95	0.99	1.01	1.05	1.09	1.13	1.15	1.17	1.21	0.84	0.85	0.87	0.88	0.90	0.92	0.93	0.95	0.96	0.99	1.01		
26年	1.18	1.19	1.21	1.23	1.23	1.22	1.20	1.18	1.11	1.20	1.23	1.27	1.04	1.06	1.07	1.08	1.09	1.09	1.10	1.10	1.11	1.12	1.14		
27年	1.29	1.31	1.29	1.28	1.28	1.29	1.29	1.31	1.31	1.35	1.35	1.36	1.06	1.06	1.07	1.08	1.09	1.10	1.10	1.10	1.11	1.12	1.24		
28年	1.36	1.37	1.37	1.38	1.39	1.40	1.44	1.45	1.47	1.46	1.47	1.50	1.29	1.30	1.31	1.33	1.35	1.36	1.36	1.38	1.40	1.41	1.42		
29年	1.48	1.48	1.49	1.54	1.60	1.64	1.62	1.63	1.64	1.69	1.68	1.69	1.43	1.45	1.45	1.49	1.50	1.51	1.52	1.53	1.55	1.56	1.58		
30年	1.67	1.71	1.71	1.71	1.69	1.73	1.70	1.72	1.73	1.71	1.71	1.71	1.60	1.59	1.59	1.59	1.60	1.62	1.63	1.64	1.63	1.63	1.63		
31年	1.74	1.73	1.71	1.72	1.71	1.69	1.68	1.65	1.61	1.59	1.57	1.53	1.63	1.63	1.63	1.63	1.62	1.61	1.60	1.60	1.59	1.57	1.56		
32年	1.44	1.39	1.33	1.27	1.16	1.11	1.05	1.01	1.00	1.03	1.05	1.07	1.49	1.44	1.40	1.31	1.19	1.12	1.08	1.05	1.04	1.04	1.05		
33年	1.09	1.10	1.10	1.13	1.12	1.17	1.21	1.24	1.26	1.27	1.26	1.29	1.08	1.08	1.10	1.10	1.11	1.13	1.14	1.14	1.15	1.16	1.17		
34年	1.31	1.32	1.36	1.39	1.39	1.41	1.42	1.43	1.41	1.42	1.45	1.41	1.19	1.21	1.23	1.24	1.26	1.27	1.29	1.31	1.33	1.35	1.35		
35年	1.40	1.38	1.35	1.33	1.32	1.31	1.28	1.27	1.28	1.27	1.26	1.25	1.35	1.33	1.32	1.32	1.32	1.31	1.30	1.30	1.30	1.29	1.27		
36年	1.25	1.23	1.22	1.20	1.19	1.16	1.16	1.16	1.14	1.15	1.13	1.13	1.27	1.26	1.27	1.26	1.25	1.24	1.25	1.24	1.25	1.25	1.25		
37年	1.14	1.17	1.19	1.17	1.17	1.16	1.16	1.16	1.14	1.15	1.13	1.13	1.14	1.14	1.14	1.14	1.14	1.14	1.14	1.14	1.14	1.14	1.14		

注：過去調整値。

③完全失業率の推移（全国／三重県）

	完全失業者数（万人）		完全失業率（％）		有効求人倍率 (TCI:倍) (全国)	基本受給率		企業倒産（三重県）		
	全国	三重県 (t+r)推計値	全国 (TCI)	三重県 (t+r)推計値		全国	三重県	件数	金額(百万)	
令和3年	195	2.0	2.8	2.1	1.13	1.2	1.4	71	10,082	
4年	179	1.8	2.6	1.9	1.28	1.0	1.3	65	13,716	
5年	178	1.7	2.6	1.8	1.31	1.0	1.3	130	12,435	
6年	176	1.7	2.5	1.8	1.25	1.0	1.3	135	19,309	
令和6年	3月	185	1.8	2.6	1.9	1.27	0.9	1.1	11	1,251
4月	193	2.6		1.26		0.9	1.1	10	4,416	
5月	193	1.8	2.6	1.9	1.25	1.0	1.3	12	3,592	
6月	181		2.5		1.24	1.0	1.3	9	444	
7月	188	1.8	2.6	1.9	1.25	1.1	1.5	12	1,389	
8月	175		2.5		1.24	1.1	1.4	18	2,024	
9月	173	1.6	2.4	1.7	1.25	1.0	1.4	8	951	
10月	170		2.5		1.25	1.0	1.4	11	1,170	
11月	164	1.8	2.5	1.9	1.25	0.9	1.3	10	1,304	
12月	154		2.5		1.25	0.9	1.3	15	1,503	
令和7年	1月	163	2.5	1.9	1.26	0.9	1.3	11	535	
2月	165	1.8	2.4	1.9	1.24	0.9	1.3	11	8,158	
3月	180		2.5		1.26	0.8	1.2	11	284	
4月	188	1.8	2.5	1.9	1.26	0.9	1.2	7	384	
5月	183		2.5		1.24	0.9	1.3	3	186	
資料出所	総務省				厚生労働省	厚生労働省	三重労働局	東京商工リサーチ支店		

(注) ・TCI=季節調整値
 ・人口の各暦年については、10月の数値である。
 ・鉱工業生産指数、国内企業物価指数及び消費者物価指数は令和2年=100
 ・常用雇用指数、実質賃金指数は5人以上の事業所分。令和2年=100
 ・完全失業者数及び完全失業率の三重県の数値は、労働力調査の結果を時系列回帰モデルによって推計した値である。

$$\text{基本受給率} = \frac{\text{基本手当受給者実人員}}{\text{雇用保険被保険者数} + \text{基本手当受給者実人員}} \times 100 (\%)$$

 ・rは数値を補正したもの。pは速報値。

①～③『労働市場月報（令和7年6月公開）』（厚生労働省三重労働局）

8. 主な質疑・応答、意見

Q. 今年の9月から毎月、公益財団法人産業雇用安定センターと連携したシニア向け就職相談会を開催するとのことだが、相談会の開催に至った経緯について知りたい。

A. 高齢者の具体的な就労支援策が不足していた状況下で、公益財団法人産業雇用安定センターと連携し、市の勤労者・市民交流センターを会場として提供することで、9月から毎月「シニア向けの就職相談会」を実施する運びとなったものである。

Q. 資料に記載されている「労働力率」とは、「就業率」とどのように違うのか。

A. 労働力率は、働く意欲のある人が高齢者人口に占める割合である。一方、就業率は、その働く意欲のある人のうち、実際に職に就いている人の割合を示す指標である。

Q. 兵庫県南あわじ市では、業務を細分化して高齢者でも担える仕事を生み出したり、相談支援を充実させたりして高い就業率を誇る。本市も先進事例を参考に、健康福祉部と商工農水部が連携して同様の就労支援策を研究できないか。

A. 高齢者の特性と仕事のマッチングは課題である。まずは事業者側が高齢者を雇用しやすい環境整備に取り組み、先進事例を参考に健康福祉部との連携のあり方も含めて研究していきたい。

Q. ワークスタイル・イノベーション事業の講師派遣研修について、今年度はどのような内容か。

A. 研修内容は固定ではなく、各企業の課題に応じて決定する。職場環境の改善を目的とし

ており、主にコミュニケーションの課題を特定し、チームで解決へ導く手法が中心である。
(意見) どの職場でもパワーハラスメント等の人間関係が課題であり、常にそうした問題を意識した内容にしてもらいたい。

Q. 求職者資格取得助成金の対象資格は、記載されている4資格のみか。

A. 対象資格は4資格のみである。

Q. 求職者資格取得助成金の対象資格を、時代の流れに合わせて拡大する考えはあるか。

A. ハローワークとの協議の結果、現在の4資格が最も就職に効果的だと判断している。

(意見) 介護関係以外は男性向けの資格が多く、数年前から変わっていない。DXなど時代の流れに合わせ、事業者からヒアリングを行い、対象資格の幅を広げるべきである。

Q. 地域若者サポートステーション事業で、相談実績に対し進路決定者数が少ない原因は何か。

A. 相談件数は延べ人数であり、支援対象者は就労に課題を抱えている方が多いため、進路決定が難しいのが実情である。

(意見) 相談に来る意欲を汲み取り、課題が多くても、それぞれの道に進めるよう支援を強化してほしい。

Q. ワークスタイル・イノベーション事業について、企業への講師派遣における対象企業の規模と従業員の参加率はどのようになっているか。また、同事業のセミナーにおける参加企業数の目標は設定されているか。

A. 講師派遣は企業規模を問わず、1回当たり平均20~30人が受講しており、参加企業は年々増加している。事後アンケートでは、参加者からは、内容が分かりやすいとの意見が寄せられている。また、セミナーについては、会場の規模から20~30社の参加を期待している。

(意見) セミナーへの参加が、例えば会場に自宅に近い従業員への単なる割当てとならないよう、内容をしっかり周知することで、参加企業はもっと増えると思うので、周知の徹底をしてほしい。

Q. 市の女性の平均有給取得日数が前回調査より減っている要因は何か。

A. 調査のサンプル数が少ないため、結果に影響が出ている可能性がある。

Q. 出産した女性従業員数よりも、育児休業を利用した女性従業員数が多いが、どういうことか。

A. 育児休業は複数年の取得が可能であり、調査年より前に出産し、複数年の育休を取得している方が含まれているためである。

Q. 四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金について、市税完納証明書を期日までに提出することが難しいとの声がある。市税を滞納していなくても、手続き上間に合わない場合の柔軟な対応はできないのか。

A. 申請者に手続きの方法が十分に伝わっていなかった可能性がある。市税を滞納していな

ければ、領収書の提示などで証明書を発行することは原則可能である。

Q. 総合計画にある外国人労働者支援について、市民生活部など関係部局と連携し、どのようなチーム体制で進めていくのか。

A. 商工農水部としては事業者からの相談に応じて支援する立場であり、現時点では関係部局との明確な連携体制は整っていない。今後は、まず労働局を交えた学習会で職員が制度を学び直し、関係機関と連携しながら体制づくりを検討していく。

(意見) 市内の連携体制構築を急ぐべきである。併せて、誰もが働きやすい環境づくりのため、市全体で市民の意識改革を促す必要がある。

Q. 通勤が困難な障害者の在宅就労について、市の支援策はあるか。

A. 在宅就労専門の支援はないが、働く環境を整えるための補助金があり、在宅就労に必要なアプリケーションやソフトの導入も対象となる。また、誰もが働きやすい環境をつくることが市の使命だと考えており、今後支援策を研究していく。

Q. 在宅就労を希望する障害者は、商工農水部に直接相談することが可能か。

A. 相談は可能である。その際は、専門の窓口と連携し、支援に繋がるよう対応する。

Q. 働き方の価値観が変化し、育児や介護と両立できる環境を求める声が高まっているが、零細企業では対応が困難である。市はどのように対応していくのか。

A. 職場のコミュニケーション改善など、企業の規模に関わらず取り組める支援を進めている。子育てや介護など多様な事情を持つ人が働きやすい環境を企業が整備する際にどう効果的に支援できるか、今後も検討していく。

Q. 働き方の価値観や雇用環境が大きく変化する中で、市はデータに基づいた改善や、他機関と連携した未来志向の政策をどのように推進していく考えか。

A. 時代の変化は認識しており、業種による働き方の違いなど現状をより深く把握する必要がある。国の制度も踏まえ、自治体として何ができるか未来を見据えて政策を検討していく。

(意見) 自動車の自動運転技術の進化など時代の変化は速く、それに伴い労働環境も激変する。統計を読み解くだけでなく、現場の声を直接聞き、働きやすさとは何かを常に問い直す必要がある。そのため、商工農水部だけでなく、他の部局とも連携し、問題解決にあたるべきだ。

Q. 人材開発のためのリスキリング等の取り組みのグラフにある「スキルアップ」と「リスキリング」は、誰が主体で、どのような違いがあるのか。

A. どちらも企業が従業員に対して行う取組である。スキルアップは既存の能力をさらに高めること、リスキリングは異なる新しい能力を身につけさせる多能化を指す。

Q. 毎年の雇用実態調査からわかる、四日市市の特徴や他市と比較した状況はどのようなものか。

A. 他市との比較は市レベルのデータがないため困難だが、本市は優良企業が集積する産業

都市であり、おそらく常勤雇用者の割合や育休取得等では全国平均より上回っていると思われる。また、今後は類似都市との比較だけではなく、先進市の状況を分析し、より上を目指したい。

Q. こうした雇用実態調査のデータは政策立案の参考となると考えるが、関係する他の部局と共有しているか。

A. 十分な共有はできていないが、今後は政策形成のエビデンスとして活用できるよう、庁内掲示板への掲載等で周知を図っていく。

9. まとめ

本市は、これまでも多様な人材が働きやすい環境の整備に向けて様々な取組を行ってきている。しかしながら、多くの事業者が人手不足を課題としてあげている中で、だれもが働きやすい環境づくりを促進することは、引き続き本市の重要な課題である。また、障害者雇用に係る法定雇用率の引上げが今後予定されるなど、本市としてもさらなる取組が求められるところであり、今回の調査においては、高齢者、女性、若者、障害者、外国人など、多様な視点に立って施策を実施する必要性を改めて確認するものとなった。

高齢者支援では、新たに始まる就職相談会に加え、先進事例を参考に業務を切り出すなど、より具体的なマッチング策を求める意見があった。また、女性や若者を対象とする求職者資格取得助成金制度については、DX関連など現代の労働市場のニーズを的確に反映するため、事業者の意見も聴取した上で、対象資格を柔軟に見直すべきであるとの指摘があった。

障害者支援においては、在宅就労といった多様な働き方を後押しする支援策の検討や、職場環境の整備など事業者への支援策を検討する際に当事者を含めた関係者等の意見を聞くべきである。さらに、外国人労働者への支援は、商工農水部だけでなく関係部局が連携した全庁的な体制の構築が求められる。

これらの個別課題に加え、部局間の連携を強化していくため、雇用実態調査などの重要なデータを庁内で共有し、部局横断的な視点で政策を立案・実行する体制の構築が急務である。

以上を踏まえ、執行部には、現行施策の改善に留まらず、社会の変化や現場の声を敏感に捉え、未来を見据えた政策を構築していくことを要望する。多様な人材一人ひとりが輝ける職場環境の実現に向け、市がリーダーシップを発揮し、より実効性の高い取組を推進していくことを期待し、調査報告とする。

[委員会の構成]

委員長	谷	口	周	司
副委員長	今	村	厚	美
委員	伊	藤	嗣	也
委員	太	田	紀	子
委員	加	納	康	樹
委員	小	林	博	次
委員	笹	井	絹	予
委員	辻		裕	登
委員	山	口	智	也

産業生活常任委員会

○本市における米の生産基盤の現状と持続可能な発展に向けた展望について

[調査テーマについて]

本市における米の生産は、市民の食生活の根幹を成す基幹産業である。しかしながら、農業者の高齢化や後継者不足といった構造的な課題が進行する一方、近年では地球温暖化に伴う記録的な猛暑による品質低下や収量減少、それに伴う米価の高騰といった新たな問題も顕在化している。これらの問題は、農業者の収入に悪影響を及ぼすだけでなく、市民生活にも直接的な影響を及しかねない。

こうした課題に対し、本市では持続可能な地域農業の実現に向けた「地域計画」が策定され、担い手農家への農地の集積・集約化や水田の有効活用による生産基盤の強化が進められているところである。

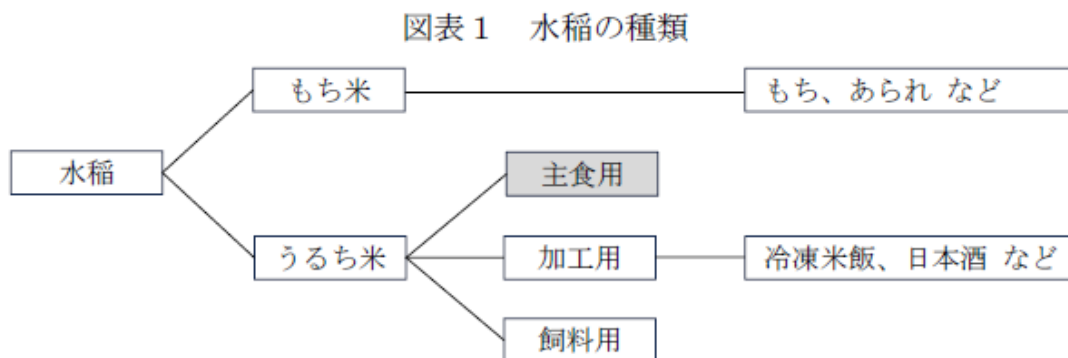
以上の背景を踏まえ、本調査では、本市における米の生産基盤の現状と課題を多角的に調査・分析し、その実態を正確に把握することを目的とするものである。

1. 本市における水田農業の基本的な考え方について

農業者の減少や高齢化が進む中、地域の農業の将来像と担い手農家のあり方を示した「地域計画」を、地域の話し合いを経て令和6年度末に市内16地区で策定した。この地域計画に基づき、担い手農家の生産性向上を図りながら、これまで以上に担い手農家への農地の集積・集約化を進め、効率的かつ適正な農地利用を推進する。特に水田においては、集積・集約された水田を活用し、需要に応じた主食用米の生産を基本としつつ、地域の実情に応じて2年間で米・小麦・大豆の3品目を栽培する水田の高度利用を促進し、水田農業の収益力と生産力の維持・向上を図る。

2. 水稻の種類

水稻を大別すると「もち米」と「うるち米」の2種類に分類され、後者は用途によって主に3種類に分けられる。



3. 本市における水稲の生産状況について

(1) 水稲生産者数、作付面積等の推移

農林水産省が公表している令和5年市町村別農業産出額によると、本市の農業算出額は63.5億円、そのうち米は約23%にあたる14.5億円を占めており、本市の中心的な農産物となっている。

令和6年度における本市の水稲の生産者数は1,817戸であり、令和2年度から545戸減少している。この減少ペースは水稲作付面積の減少ペースよりも早く（下図参照）、一方で耕作放棄地（水田）面積は若干減少していることから、担い手農家への農地集積が一定程度進んでいる状況にある。

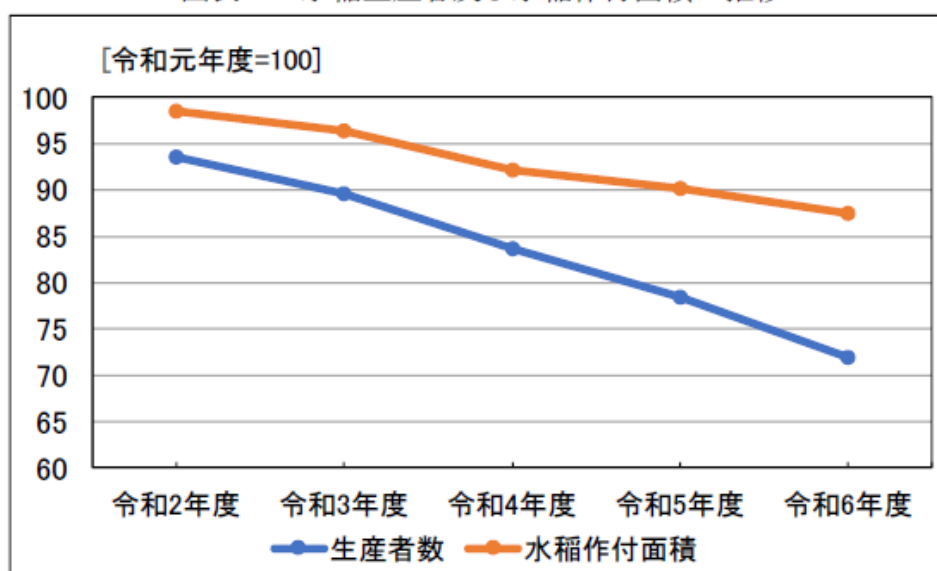
図表2 水稲生産者数及び水稲作付面積等の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水稲生産者数	2,362	2,263	2,113	1,983	1,817
水田面積(ha) ^{※1}	2,560	2,550	2,510	2,460	2,430
水稲作付面積(ha)	1,566	1,533	1,466	1,434	1,392
耕作放棄地(水田)面積(ha) ^{※2}	124(推計)	118(推計)	152	151	149

※1 出所：東海農政局「市町村別耕地面積」

※2 令和4年度の国の調査において荒廃地の区分が細分化されたため、令和3年度以前の面積については、現行の区分に基づいて推計した。

図表3 水稲生産者及び水稲作付面積の推移



(2) 水稲の生産状況について

人口減少や食生活の多様化等を背景に主食用米の消費量が減少している中、本市は、三重県が実施している需要に応じた主食用米の生産振興に基づき、主食用米の需給調整

を行っている。具体的には、県が本市に設定した「生産量の目安」を市内 22 地区に水田面積に応じて提示することで、生産調整を図っている。その一方、農業者の所得確保を図るため、国の支援策を最大限に活用しながら小麦・大豆等の作付けを推進しており、その結果、本市における主食用米の生産量は、県が提示する生産量の目安を下回る実績となっている（下表参照）。

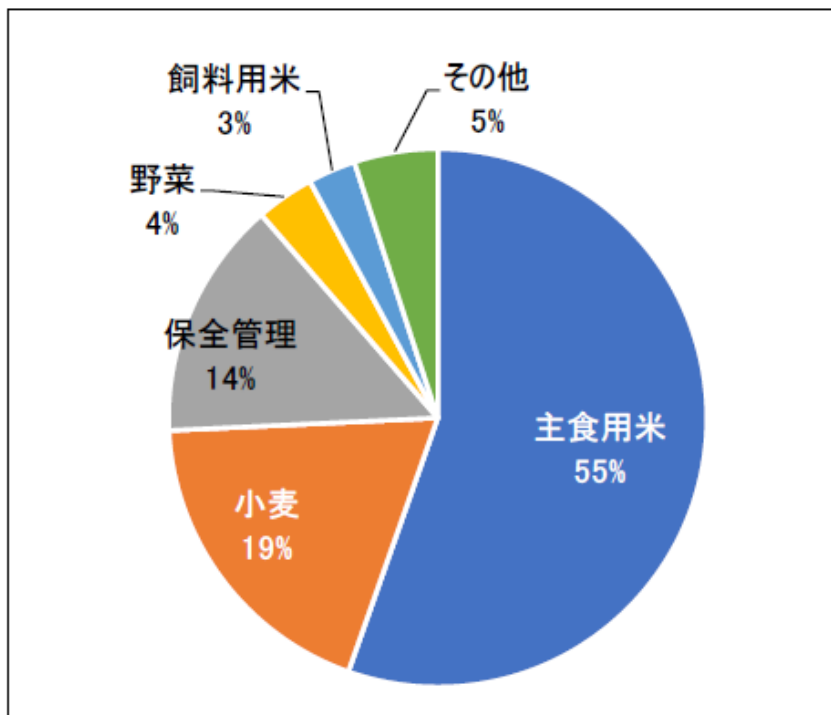
なお、今般の主食用米を取り巻く状況を踏まえ、田植えが終わった本年 7 月、0.3ha（3,000 m²）以上の水稲生産者 884 戸に改めて本年の作付状況調査を実施したところ（回答率 67%）、大きく増産する農業者は確認できず、昨年度末に提出のあった作付計画とほぼ同程度の作付面積であることが把握できた。

図表 4 水稲の生産量実績及び生産量の目安の推移

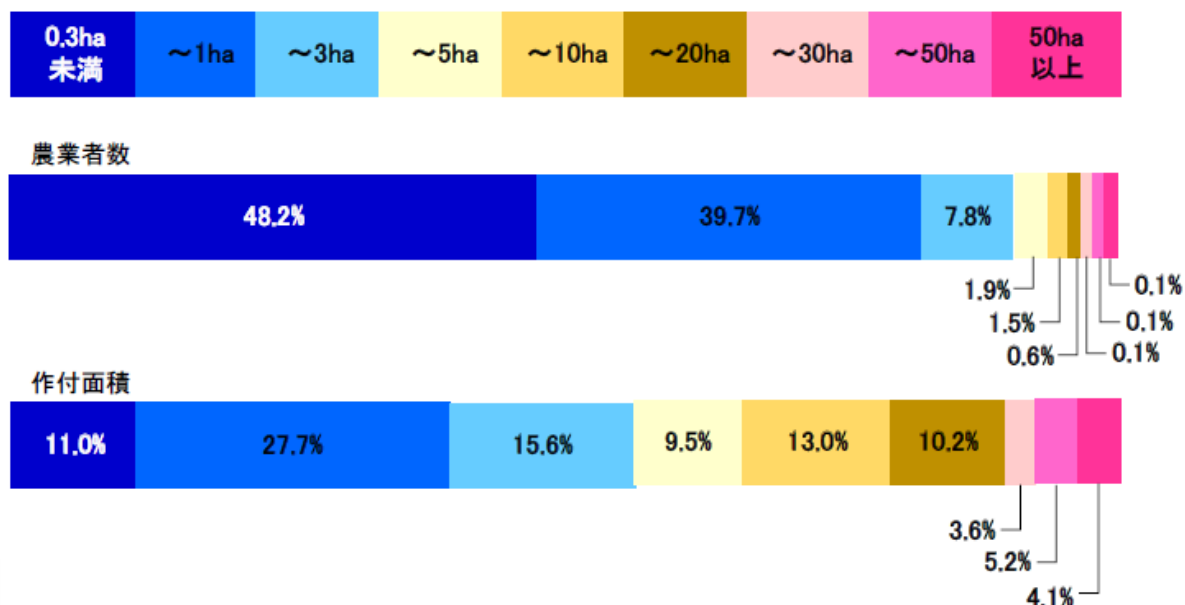
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
水田面積 (ha)	2,560	2,550	2,510	2,460	2,430
水稲作付面積 (ha)	1,566	1,533	1,466	1,434	1,392
生産量実績 (t)	7,037	7,159	6,991	6,701	6,417
生産量の目安 (t)	7,867	7,551	7,357	7,199	7,356

※生産量実績は水稲作付面積に農林水産省が毎年公表する本市の単収を乗じた数値

図表 5 令和 6 年度市内水田における作付割合（二毛作を除く）



図表6 市内水稲生産者の営農規模別の農業者数及び作付面積の割合



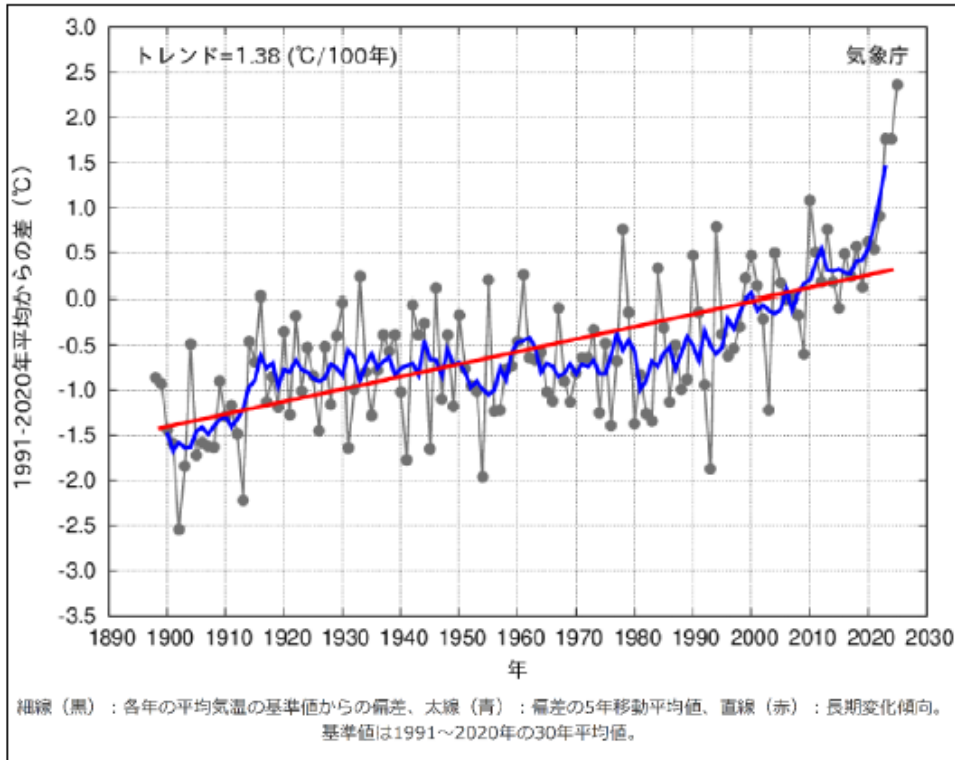
4. 気候変動と社会情勢に対応した米生産について

(1) 気候変動の動向

令和7年の夏（6月～8月）の日本の平均気温は、観測史上最高を記録した。令和5年及び6年も過去最高（平年+1.76℃）を記録したが、今年はそのを大幅に上回る（平年+2.36℃）記録的な暑い夏であった（下図参照）。

この異常な高温によって、各地で水稲の生育障害や害虫被害が多く発生し、玄米の白濁化や着色化といった外観品質の低下が見られた。その結果、1等米の比率が低下し、白米の歩留まりが悪化したことで米の供給量不足が生じ、これが昨今の米の価格高騰を招いた一因であると言われている。

図表7 日本の夏（6～8月）平均気温偏差



出所：気象庁「日本の夏（6～8月）平均気温偏差の経年変化（1898～2025年）」

図表8 1等米（コシヒカリ）比率の推移

	令和2年産	令和3年産	令和4年産	令和5年産	令和6年産
三重県	39.7%	45.3%	37.3%	27.5%	19.4%
全国	77.7%	83.7%	75.6%	50.4%	70.8%

出所：農林水産省「農産物検査結果」、令和6年産は令和7年3月31日現在の速報値

【参考】

- ・収穫した米（もみ）には、「もみ殻」と呼ばれる殻に包まれており、「もみすり」という工程でもみ殻を取り除いたものが「玄米」と言う。
- ・玄米からぬか層と胚芽を取り除く工程は「精米」又は「米をつく」と呼ばれ、ぬか層と胚芽を完全に除去したものが「白米」になる。また、ぬか層と胚芽の一部を残したものは分づき米（7分づき米、5分づき米など）として流通している。

図表9 もみ断面図



(2) 高温耐性品種の動向について

気候変動による高温障害の影響により、特に西日本では玄米の外観品質の低下が顕著であり、米の等級低下が農業者の収入に悪影響を及ぼす深刻な課題となっている。そのため、各都道府県等では高温に耐性にある新品種の開発が進められており、本市でも、これまで作付面積の約8割を占めていた高温に弱い(「コシヒカリ」から、下記の新品種への転換が徐々に進んでいる。

①三重23号

三重県は高温条件下でも外観品質が低下しにくく、食感や食味に優れた「三重23号」を平成23年度に開発した。市内では主に担い手農家によって作付けされており、減農薬・減化学肥料のもとで一定の品質基準をクリアしたものだけが「結びの神」としてブランド化され、販売されている。県はこのブランド力を高めるため、様々なPR活動に取り組んでいる。

②なついろ

「なついろ」は三重県が「三重23号」の特性に加えて、病気に強い品種として令和元年に開発した。コシヒカリと栽培時期が重複せず、多くの肥料を施用することで多収量が見込めることから、業務用としての活用が見込まれている。市内で生産されたものはJAみえきたを通じて、大手外食チェーンでも使用されている。

③にじのきらめき

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が令和4年に開発した「にじのきらめき」は、高温耐性と収量性に優れ、食味もコシヒカリと同等であるため業務用としての利用が期待されており、市内では主に直売を行う担い手農家で栽培されている。

5. 米の流通の現状と価格形成等について

(1) 過去の米流通について

①食糧管理法施行期(昭和17年～平成7年)

米不足が常態化していた昭和 17 年に施行された「食糧管理法」に基づいて、米は国による全量管理が行われていた。国が農業者から米を買い入れ、都道府県の許可を得た卸売業者等に売り渡す制度が平成 7 年 10 月まで続いた。一方で、昭和 44 年度には、国民の良質米への志向などを背景に、集荷業者等を通じて直接流通させる自主流通米が認められた。

②食糧法施行期（平成 7 年 11 月～平成 16 年 3 月）

「食糧法」が制定された平成 7 年 11 月以降は、民間企業による自主流通米を流通の基本となったが、民間流通が未発達であったこともあり、国が様々な措置を講じることで計画的な流通の確保を図っていた。

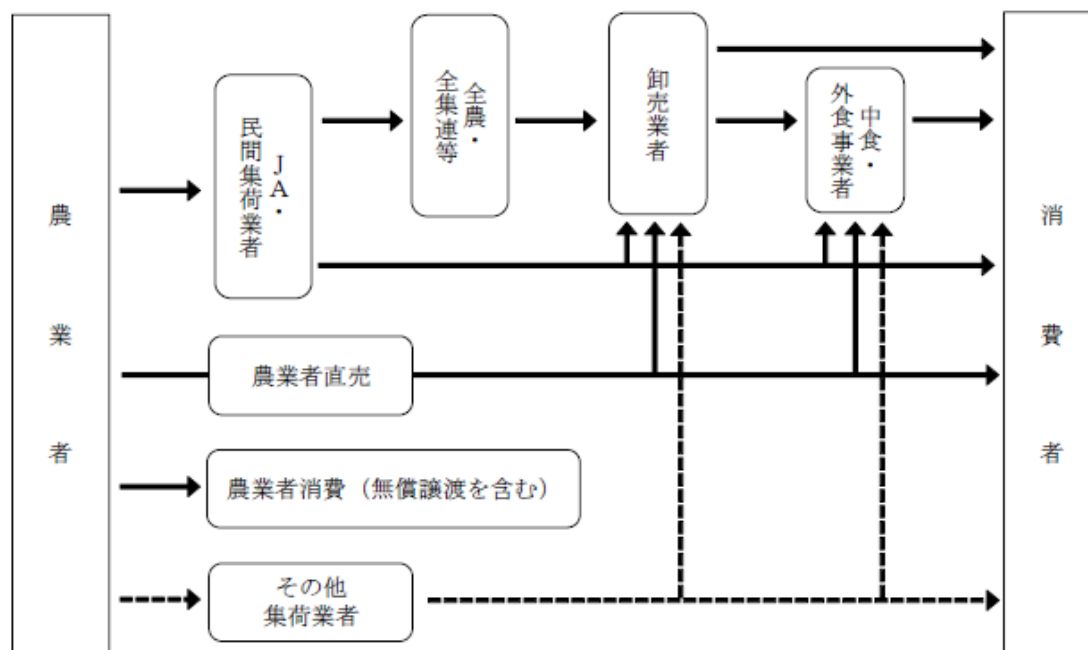
③改正食糧法施行期（平成 16 年 4 月～現在）

徐々に民間流通が発達し、国の計画流通制度が多様な流通の妨げになるとともに、多様化する消費者ニーズに対応した米の安定供給の必要性から、平成 15 年度の「改正食糧法」によって国による米の流通規制が廃止され、完全に自由化になった。

(2) 現在の米の流通状況について

現在の一般的な米の流通経路は下図の実線とおりであるが、国が令和 7 年 6 月に行った米の流通実態調査の結果によると、既存の集荷業者以外の業者（下図破線）が全国の総出荷量の約半分を集荷し、例えばふるさと納税返礼品のように米の流通が多様化・複雑化していることが明らかになった。

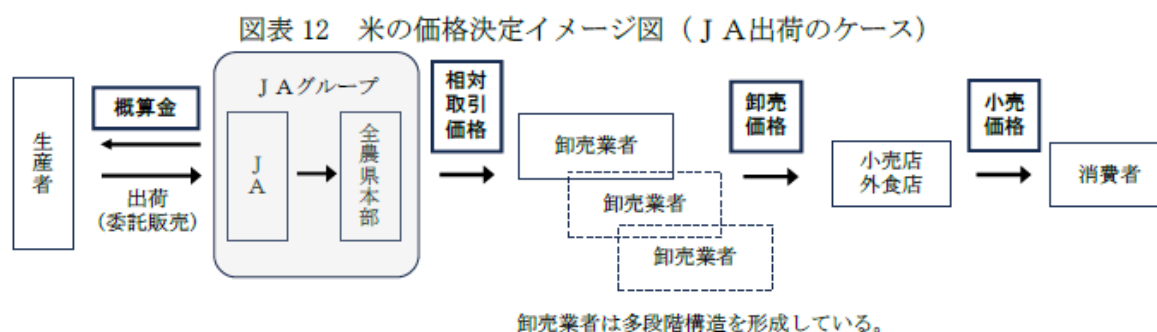
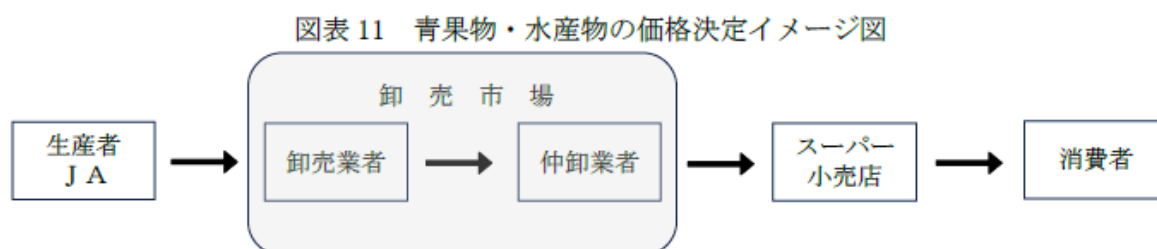
図表 10 米の流通状況イメージ図



出所：農林水産省「生産・流通・消費の実態把握と需給見通しについて」を基にして農水振興課作成

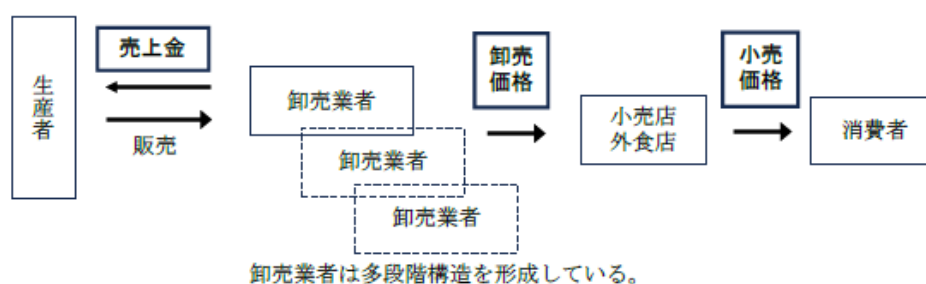
(3) 米の価格決定の仕組み

青果物・水産物の価格は基本的に卸売市場（下図参照）で決まるが、米の価格は産地銘柄ごとの需給・品質を踏まえ、各取引段階で直接交渉による相対取引によって決定する。また、農業者がJAに出荷（委託販売）した際に支払われる「概算金」（いわゆる仮渡金）が、卸売業者等の取引価格の指標となっており、この点も青果物・水産物の価格決定と大きな違いとなっている。



出所：農林水産省「農産物・食品の適正な価格形成について」を基に農水振興課作成

図 13 米の価格決定イメージ図（JA出荷以外のケース）



出所：農林水産省「農産物・食品の適正な価格形成について」を基に農水振興課作成

(4) 農業者手取額、相対取引価格及び小売価格との比較

令和6年産米の販売精算がまだ終了していないため、農業者手取額は不明であるが、令和2年産～5年産を見ると、小売価格は農業者手取額の2～2.4倍の範囲にある。

図表 14 概算金、相対取引価格及び小売価格等の推移

(単位：円/60kg)

	令和2年産	令和3年産	令和4年産	令和5年産	令和6年産
概算金 ^{※1} ①	12,600	9,500	10,900	12,700	18,500
追加額 ^{※1} ②	842	1,554	804	474	—
農業者手取額①+②	13,442	11,054	11,704	13,174	—
相対取引価格 ^{※2}	14,529	12,804	13,844	15,315	24,825
小売価格 ^{※3}	26,808	26,028	25,068	26,544	32,460

※1 玄米コシヒカリ1等 出所：JAみえきたから聞き取り

※2 玄米全銘柄平均 出所：農林水産省「米をめぐる状況について」

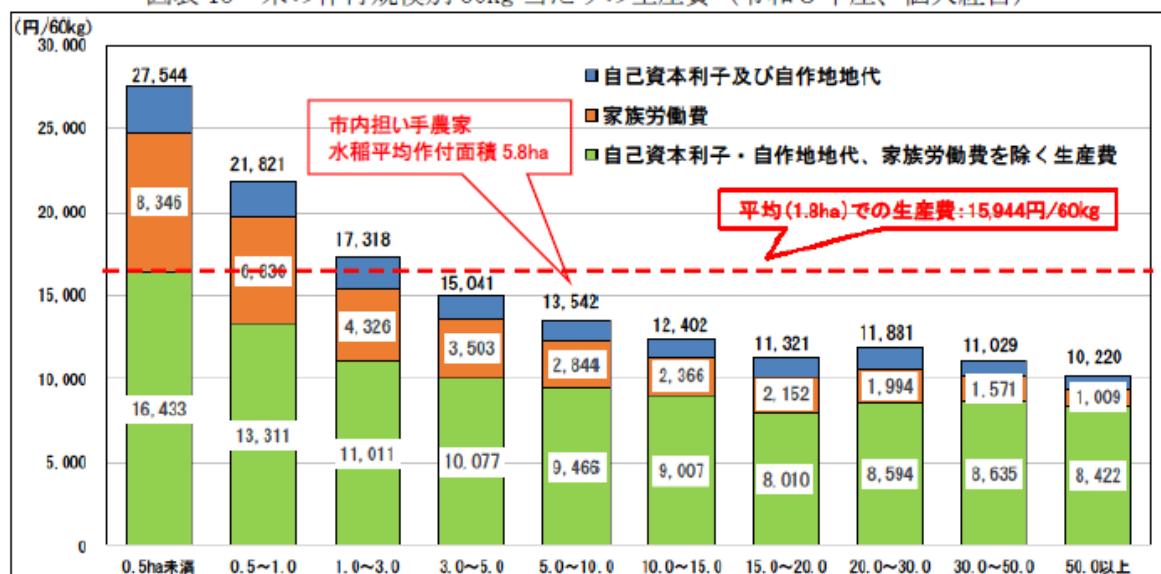
※3 津市内で販売されたコシヒカリ 出所：総務省小売物価統計調査（動向編）

(5) 米60kg当たり生産費（個人経営）

令和5年産の米60kg当たりの全国平均生産費（個人経営）は15,944円（下図参照）であり、農業者手取額13,174円（上表参照）を上回っている。この統計上では、作付面積が大きくなるほど生産コストは減少し、15haを超えるとほぼ一定となる傾向が見られる。

このような中、市内の担い手農家における令和5年産の水稻平均作付面積は5.8haであり、この統計データからは赤字経営の水準にあるが、担い手農家は直接販売や民間集荷業者への出荷によって、収益の確保に努めている。

図表 15 米の作付規模別60kg当たりの生産費（令和5年産、個人経営）



出所：農林水産省「米をめぐる状況について」を農水振興課加工

6. 新たな需要の確保について

人口動態や米の消費量の減少を背景に米の国内市場が縮小傾向にある中、新たな海外需要開拓を図ることが喫緊の課題として、国は米（農産物）の輸出に向けて様々な取組を展開している。その結果、令和6年度の米の輸出量は10年前に比べて約10倍の45,112t、金額では8.6倍の120億円に伸びている。

(1) 市内産米の輸出実績等について

J Aみえきた及び三重県に確認したところ、米の輸出については価格面での課題が大きく、産地間競争が激しい中で価格や食味に加えて、有機栽培等の付加価値を付ける必要があることが分かった。また、海外では選別機を使用しないことが一般的であるため、カメムシによる斑点米が多く発生しやすい高温気候の当地域の米は、東日本の米に比して評価が低くなる傾向にあることも判明した。

(2) 今後の課題について

今後も日本食ブームなどを背景に米の輸出増加が見込まれる中、海外での米のさらなる需要開拓を図るには、海外市場の求める品質、数量、価格等への対応が必要とされている。国としては輸出米の生産費の採算ラインを約9,500円/60kgと設定し、現在の平均生産コストは前述のとおり15,944円/60kgであるため、生産コストの低減が大きな課題となっている。

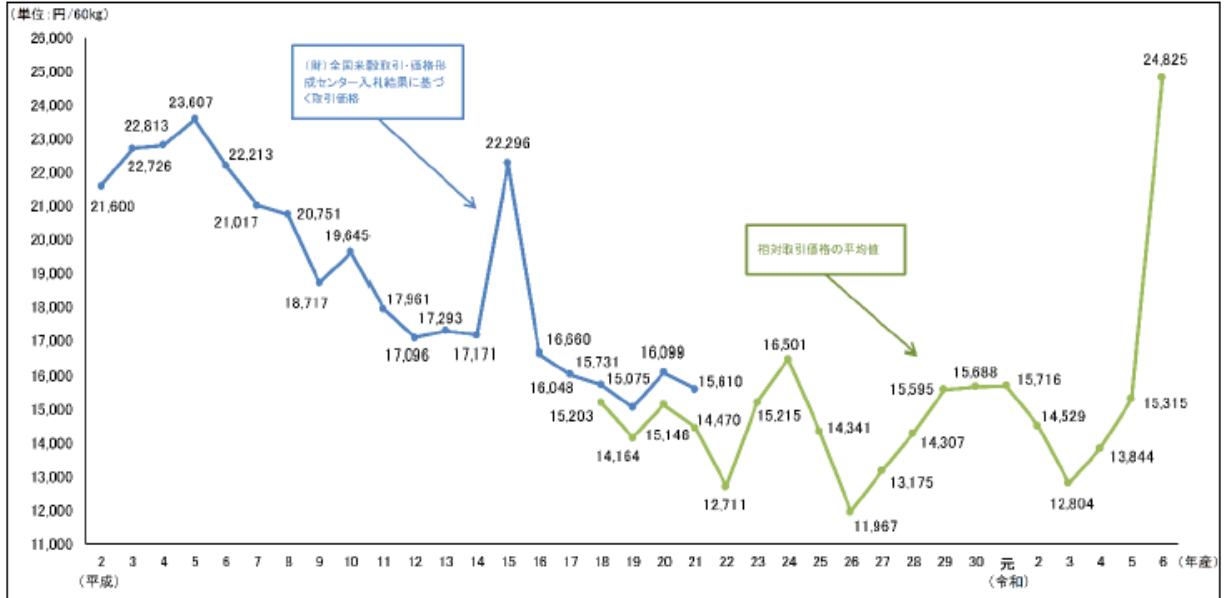
7. 米の生産コストの削減について

(1) 生産コストの削減について

令和6年産及び7年産米の価格は記録的な高値となっているが、米の価格は平成5年産以降、長期的に下落傾向が続いてきた。近年では、ロシアによるウクライナ侵攻などの影響で肥料価格や燃料費が高騰したにもかかわらず、米の価格は低迷し、水田農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあった。

このような状況を踏まえ、稲作農業の持続可能性を確保し、将来の輸出も見据えつつ農業者の収益力を向上させるためには、生産コストを下げ、稲作経営の体質強化が不可欠である。

図表 16 長期的な主食用米の価格推移



出所：農林水産省「米をめぐる状況について」

(2) 生産コスト削減に資する新たな栽培技術について

水稲は、規模拡大によって生産コストの削減効果が得られやすい作物であることから、本市では各種補助制度を活用し、農地の集積・集約化を推進するとともに、スマート農業機械への導入支援を通じて農作業の省力化に取り組んできた。

しかし、近年の肥料や農薬等の資材価格の高騰や人件費の上昇を受け、さらに生産コストを削減する取組として、水田に直接種子を播く「直播栽培」の取組が市内でも試験的に進められている。この直播栽培は、従来の水田に苗を植える「移植栽培」に必要な「苗づくり」と「田植え」の作業が不要になるだけでなく、移植栽培に比べて収穫時期が2週間程度遅くなることから、両者を組み合わせることで作業ピークを分散できるメリットがある。直播栽培には播種方法によって「乾田直播」と「湛水直播」の2種類があり、それぞれの特徴等は次頁下表のとおりである。

図表 17 乾田直播及び湛水直播の比較

	乾田直播	湛水直播
特徴	乾いた水田に種を播き、一定期間後に水を張る。	水を張った状態の水田に種を播く。
長所	播種作業は麦や大豆の農業機械と共用できる。	播種以外の作業は移植栽培と同じなので取り組みやすい。
	水田の地面を平らにする「代かき」作業を省略できるので、湛水直播より省力化が可能	代かき作業を行うため、漏水防止効果がある。また、地面が平になるため、除草剤の効果が高い。
短所	雑草が大きく生育するので、雑草防除に労力が必要	播種用の専用機械が必要
	発芽不良を防止するための排水性と、漏水を防止する保水性を両立させる必要がある。	苗の生長の安定化や鳥害対策のためにコーティングした種子を使用する必要がある。
	移植栽培に比べて、収量が1～2割程度低く、気候による変動も大きい。	
その他	栽培面積は北海道や東北を中心に増加傾向	栽培面積は平成29年以降減少傾向
	節水型乾田直播として、必要時にしか水を入れない実証試験が各地で行われている。	

(3) その他生産コスト削減について

市内の水田は10a（1,000㎡）の区画が多く、作業効率が低いという課題があるため、市補助制度を設けて、畔を除去する大区画化を推進している。また、昨年度末に策定した「地域計画」の実現に向けて、大規模なほ場整備を行う場合は、現在保々地区で実施している国の補助制度を活用しながら取り組んでいく。

持続可能な米作りを実現するには、時代に適した基盤整備が必要であるため、ほ場整備に加えて、水管理を容易にするパイプライン化などの基盤整備事業が進められるよう、地域の話し合いの中で関係機関と連携しながら機運の醸成に努めていく。

8. 今後の水田農業への対応について

- ・ 稲作経営に必要な水路や取水施設等の維持管理は、これまで地域の共同活動によって支えられてきた。しかし、高齢化の進展や担い手農家への農地集積により、共同活動が次第に困難になりつつある。これらの施設は水田農業に欠かせないだけでなく、公益的な機能も有していることから、国の多面的機能支払交付金を活用するなどして、適切な保全管理を推進していく。
- ・ 国は令和9年度に水田農業政策の大幅な見直しを予定しているため、注意深く情報収集を行い、農業者には丁寧に情報提供を行うとともに、市として必要に応じた対応策を研究していく。

参考資料

米の評価について

米の品質は、農産物検査法に基づき「等級」で評価され、評価が高い順から1等米・2等米・3等米・規格外に分類される。この「等級」は、きれいな粒の割合や、虫に吸われて色がついた着色米、異物の混入の割合などによって格付けされ、食味とは直接関係がない。

図表 18 うるち玄米の主な検査規格

	1等	2等	3等
整粒割合	70%以上	60%以上	45%以上
水分含有量	15%以下	15%以下	15%以下
着色米、異物等割合	15%以下	20%以下	30%以下

規格外：規格に適合せず、異物等が50%以上混入していないもの。

出所：農林水産省ホームページ「玄米の検査規格」を農水振興課加工

一方、食味については、一般財団法人日本穀物検定協会が白飯を試食して評価する食味官能試験を行っており、主な産地品種銘柄は5段階（評価が高い順に特A・A・A'・B・B'）で評価が行われ、毎年食味ランキングとして発表している。

図表 19 東海三県における食味ランキング

県名・地区	品種	令和6年産評価
三重県 北勢・中勢・南勢	コシヒカリ	A'
三重県 伊賀	コシヒカリ	特A
愛知県	コシヒカリ	A'
愛知県	あいちのかおり	A
愛知県 三河中山間	ミネアサヒ	特A
岐阜県 美濃	コシヒカリ	特A
岐阜県 美濃	ハツシモ	A
岐阜県 飛騨	コシヒカリ	A

出所：一般財団法人日本穀物検定協会「米の食味ランキング表」

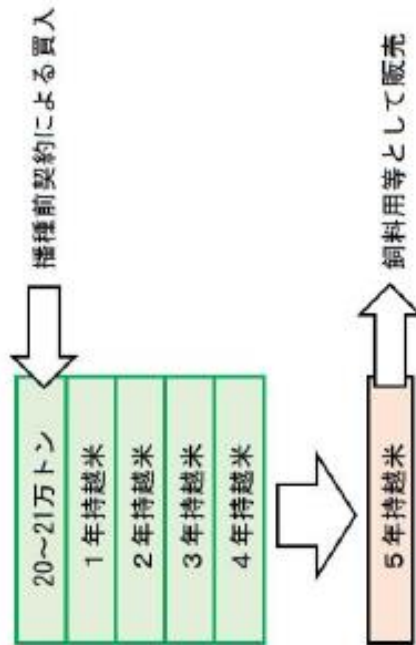
政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準）。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の販売を行わない棚上備蓄を実施（備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ）。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に20万トン～21万トン（※）買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として販売。

※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度とし、CPTPP協定後は豪州枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度としてきたが、会計検査院の指摘を踏まえ、今後、豪州枠の輸入量に相当する量の買入れは、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模となるよう見直し。これに即して備蓄運営が行われれば、基本的な買入数量は20万トン～21万トンとなる。

基本的な政府備蓄米の運用

原則20～21万トン × 5年間程度 → 100万トン程度



政府備蓄米の現在の在庫状況

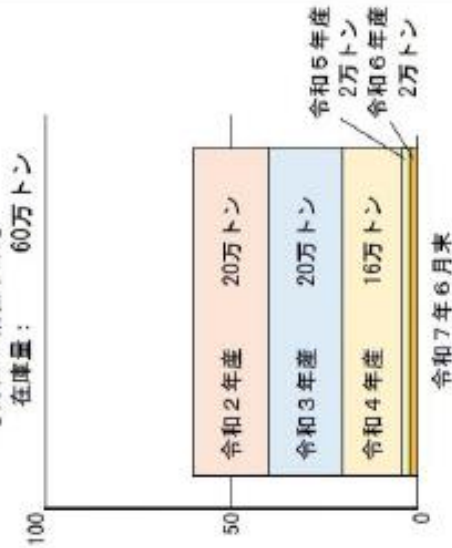
※ 令和7年3月～6月末までの主食用米への政府備蓄米の販売（36万トン）により、令和7年6月末在庫は60万トン。

【最近の買入数量】

令和元年産	18万トン
令和2年産	21万トン
令和3年産	21万トン
令和4年産	20万トン
令和5年産	19万トン
令和6年産	16万トン

注1：令和7年産米の買入れは、播種状況にかんがみ、当年度は止まっている。
注2：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合があります。

【現在の備蓄状況】



出所：農林水産省「米をめぐる状況について」

備蓄米の政府買入入札の結果

○ 令和6年産備蓄米の政府買入入札については、令和6年6月24日までに7回実施し、買入予定数量20万5,509トンに対して17万2,016トンの落札となった。

令和6年産備蓄米の買入入札結果

産地	買入予定数量 (優先枠) ①	落札数量 ②	落札率 ②/①
北海道	4,686	4,686	100.0%
青森	29,586	24,416	85.4%
岩手	3,415	3,415	100.0%
宮城	11,276	11,276	100.0%
秋田	21,322	14,512	68.1%
山形	20,195	20,195	100.0%
福島	26,313	26,313	100.0%
茨城	1,086	616	56.7%
栃木	6,184	5,773	93.4%
群馬			
埼玉	204	204	100.0%
千葉	662	642	97.0%
東京			
神奈川			
新潟	24,499	24,499	100.0%
富山	11,880	10,261	86.4%
石川	7,841	874	11.1%
福井	4,597	2,500	54.4%
山梨			
長野	1,449	1,352	93.3%
岐阜	423	423	100.0%
静岡	19	19	100.0%
愛知	835	722	86.5%
三重	262	-	0.0%
滋賀	1,327	1,159	87.3%
京都			
大阪			
優先枠計 ①	180,000	154,962	86.1%
一般枠 ②	25,509	17,054	66.9%
合計 (①+②)	205,509	172,016	83.7%
55GPP分		5,509	

年産	買入予定数量 ①	落札数量 ②	落札率 ②/①
平成23年産	200,000	67,638	33.8%
平成24年産	200,000	83,390	41.7%
平成25年産	250,000	183,092	73.2%
平成26年産	250,000	250,000	100.0%
平成27年産	250,000	250,000	100.0%
平成28年産	225,000	225,000	100.0%
平成29年産	200,000	197,728	98.9%
平成30年産	200,000	122,949	61.5%
令和元年産	209,140	185,314	88.6%
令和2年産	207,000	207,000	100.0%
令和3年産	207,000	207,000	100.0%
令和4年産	207,000	207,000	100.0%
令和5年産	208,000	201,725	97.0%
令和6年産	205,509	172,016	83.7%

(参考) 買入入札結果の推移

出所：農林水産省「米をめぐる状況について」

9. 主な質疑・応答、意見

Q. 暑さに強い3つの新品種は、すでに市内スーパーなどで販売されているのか。

A. 「三重 23 号」は「結びの神」というブランド名で、市内スーパーなどで販売されている。「なついろ」と「にじのきらめき」は、主に業務用の米であるため一般的な小売店での取扱いは限られていると思われる。

Q. それらの3品種は、品質や食味においてコシヒカリと同等と位置づけられるものか。また、市場での販売価格はどのようなものか。

A. 品質や食味については、コシヒカリと同等と評価されている。それに加え、これらの品種は高温耐性を持つという大きな特長があり、気候変動下においても安定した品質を確保できる将来性のある品種である。ただし、現在は多くの消費者がコシヒカリを求めているため、この3品種の農協の概算金はコシヒカリより低い価格に設定されている。しかしながら、コシヒカリより多収穫が可能な品種であるため、単位面積当たりの販売金額はコシヒカリと同等以上が期待できる。

Q. 近年の著しい気温上昇は、カメムシの発生を助長しており、米の品質低下は生産農業者にとって大きな課題となっている。この問題に対し、市としてどのように対策を講じていくのか。

A. カメムシによる被害は、黒い斑点米を発生させて米の等級を下げ、農業者の収入額を減少させる。市としては、まず予防策として適切な時期の防除を周知する。

Q. 今後の米の生産において生産コストの削減は極めて重要な課題である。その有効な手段として期待される直播栽培が、市内で試験的に導入されているとのことだが、現在、どの地域でどの程度の規模で実施されているのか。

A. 直播栽培は、三重県全体で実証試験が進められている段階である。本市においては、内部地区や県地区、楠地区などで試験栽培が行われている。なお、作付面積については、個々の農業者の判断による試験的な取組であるため市として一元的な把握はしていない。

Q. 市内で試験的に導入されている直播栽培について、その播種様式は、乾田直播と湛水直播のどちらの方式で実施されているのか。

A. 乾田・湛水の両方式で試験的に取り組まれているが、現状では、湛水直播での取組が多い傾向にある。

Q. 直播栽培は現在、市内で試験段階にあるとのことだが、市として、今後この技術の普及についてどのような展望を持っているのか。また、市内において積極的に支援していく考えはあるのか。

A. 現状では収量の不安定さに課題があるため、まずは実証試験の結果を慎重に見極めていく必要がある。しかし、長期的には、省力化とコスト削減を実現できる直播栽培は重要な技術の一つになると認識している。市としては、従来の移植栽培の利点も生かしつつ、農業者がそれぞれの経営環境に応じて最適なものを選択できる環境を整えることが重要で

あると考えている。

(意見) 特定の技術に偏るのではなく、農業者自身が最適な方法を選べるという選択肢を確保することが、何よりも重要である。また、直播栽培のような省力化技術は、繁忙期の労働時間を大幅に削減する可能性を秘めている。この技術を活用すれば、耕作放棄地を集約して少ない労働力でも効率的な大規模経営を実現できると考えるので、全国の先進的な事例を広く収集し、その情報を意欲ある担い手農家と共有しながら、本市での可能性を共に検討してほしい。

Q. 米作りにかかるスマート農業について、どのような支援が行われているか。

A. スマート農業では、GPS 受信機能を搭載したトラクターや田植え機等の導入について支援を行っている。

(意見) 近年、リモコン操作による無人田植え機や、携帯端末で遠隔操作が可能な水管理システムといった先端技術があるが、これらの技術についても市として研究を進めるべきと考える。

Q. 本市総合計画における重点的横断戦略プランではスマート農業の導入支援として、相談体制の確立や農業者と先端技術のマッチングが掲げられているが、これらの取組の進捗状況を確認したい。

A. スマート農業機械の導入を支援する「アグリビジネス支援事業 (ICT 化)」において、上限 200 万円の補助制度を設けている。農業者から多数相談が寄せられており、令和 7 年度予算 (4,300 万円) は、ほぼ上限に達している。背景として、米価が高値で推移していることから生産者の設備投資への意欲が高まっており、同事業は順調に活用されていると認識している。

(意見) 生産者が抱える課題解決のため、相談体制の充実は極めて重要である。今後も生産コストの削減といった具体的な経営課題に対し、農業者一人ひとりに寄り添った丁寧な相談支援が継続されることを期待する。

Q. 高齢化が進む中、スマート農業の導入は若者を稲作農業に呼び込むための重要な要素と考える。市としても、若者の新規就農促進を狙いとして、スマート農業の推進に取り組んでいるという認識でよいか。

A. ご指摘の通り、若者の新規就農につながるよう取り組んでいるところである。

(意見) 本市の農業が抱える高齢化と労働力不足に対応するためにも、一人でも多くの若者が参入できる環境整備が不可欠である。特に、スマート農業における水管理システムなどは、省力化だけでなく米の品質向上にも期待が持てる。国の研究機関などが発信する最新情報も農業者と市が共有し、今後もスマート農業の推進に注力されることを期待する。

Q. 米作りは、どの組織が指導しているのか。

A. 米作りにおける指導は、役割によって担当が異なる。栽培技術指導は主に三重県の農業改良普及員や農協の営農指導員が担っている。一方、市の役割は、農地の貸借相談や、国

からの関連情報の提供、省力化・コスト削減に資する農業機械の導入支援などである。

(意見) 米価・後継者・環境問題に対し、市は傍観せず、儲かる農業の実現に向けた対策を主体的に講じるべきである。

Q. 市は、市内産米の流通状況について、どこまで把握しているか。

A. 生産量はある程度把握できているものの、出荷先については把握できていないのが現状である。本年7月に生産者を対象としたアンケート調査(回答率7割)を実施したが、具体的な出荷先については多くの生産者から回答が得られなかった。出荷先は生産者の機密情報に当たるため、流通の詳細は生産者のみが把握している状況である。

Q. 市は、コシヒカリから高温耐性を持つ新品種に作付転換した割合を把握しているか。

A. 正確な統計データは持っていないが、感覚的には1割程度が新品種に転換されたと認識している。

(意見) 新品種への作付転換が進まない背景には、消費者と生産者双方の事情があるように思う。安価な米が求められるのは主に業務用であり、一般の消費者は依然としてコシヒカリの食味を求めている。また生産者側も、栽培に慣れたコシヒカリの方が作りやすく、新品種には手を出しにくいのが実情である。この点をどう整理していくかが、今後の普及を考える上で重要となる。

Q. 市の農地バンクの案内チラシを見ると、「登録できる農地」は「農地所有者が良好な耕作をしていたが管理できなくなった農地」との記載があるが、耕作放棄地は登録できないのか。

A. 農地バンク制度は、都道府県が運営する「農地中間管理機構」と、市独自の二つの制度が存在する。一つ目の「農地中間管理機構」は、機構が地主から農地を預かり担い手農家へ貸し出す仕組みだが、担い手農家が見つからない事態を避けるため、「耕作可能な状態であること」が貸借の前提条件となっている。制度上は機構が耕作放棄地を復元して貸し付けることも可能とされているが、実際には借り手となる担い手農家が決まらなければ困難である。二つ目の市独自のマッチング制度では、登録される農地の多くが進入路が狭い、水利が悪いなど耕作条件が悪く、所有者による維持管理も行き届いていないのが実情である。そのため、これまで担い手農家が見つかるには至っていない。こうした状況を踏まえ、令和6年度に策定した「地域計画」に基づき、各地区で将来的に誰が農地を引き受けるのかを話し合い、農地の荒廃を防ぐ取組を進めていく方針である。

Q. 小売販売において、米の等級や食味の評価はどのように表示されているのか。

A. 米の等級は、農作物検査法に基づき、生産者から卸売業者等へ出荷される玄米の見た目によって決まる。これはあくまで外観上の評価であり、食味の良し悪しを直接示すものではない。等級に影響する斑点米や着色米などは、小売店に並ぶ前の精米・選別工程では除去されるため、消費者の手元に届くお米はきれいな状態になっている。なお、食味に関する評価は、一般財団法人日本穀物検定協会が「米の食味ランキング」として、全国の産地・

品種ごとにウェブサイトで公表している。

Q. 農業者が消費者に直接販売する米は、農産物検査を受ける義務があるか。

A. 農産物検査は、主に業者間の取引を円滑にする目的で行われるものであるため、農業者が消費者に直接販売する場合、検査を受けないことが一般的である。

Q. 作付面積が小さい農業者ほど手取額が少なく赤字が出るということか。

A. 一般的にそのような傾向が見られる。

(意見) 生産コストがかかる小規模農業者への支援を考えてほしい。

Q. 水管理を容易にするパイプラインとはどういうものか。

A. パイプラインとは、水源地から農地へ農業用水を送るために地中に埋設された用水管のことである。管内には圧力がかかっているため、各農地に設置された給水栓をひねるだけで必要な量を取水することができるので、水田の水管理が容易になる。

Q. パイプライン化をしている地区の割合はどのくらいか。

A. 主に三重用水を利用している市西部や南部でパイプライン化が行われている。

Q. パイプライン化を実施する地区は市が決めるのか。また、地元農業者の費用負担はあるのか。

A. 市が一方的に決定するものではなく、事業の実施には当該農業者及び地権者の合意が必要になる。また、事業費の一部を地元負担金として徴収するため、これらの合意が得られて初めて事業を進めることが可能となる。

10. まとめ

今回の調査では、本市の米の生産が直面する複合的な課題に対し、その現状と今後の展望について多角的に議論を行った。

市の支援策によりスマート農業の導入などが進む一方、生産コストの大幅な削減の鍵となるパイプライン化などの基盤整備は、事業の性質上、地元での広範な合意形成が不可欠であり、その実現には時間を要するという実情が示された。また、担い手農家への農地の集積・集約化を担う農地バンク制度も、貸し手と受け手の条件が合致せず、マッチングが成立しにくいという構造的な課題を抱えていることが確認された。

これらの課題は市だけの努力で解決できるものではなく、国や県、そして何よりも地域との連携が不可欠である。今後は、地域計画の推進を通じて各地区の話し合いを丁寧の後押しするなど、現場の状況に寄り添ったきめ細やかな支援がより一層重要となる。

以上を踏まえ、引き続き生産者や関係機関と連携を密にし、未来につながる持続可能な農業の実現に向けた取組を推進していくことを期待し、調査報告とする。

[委員会の構成]

委員長	谷	口	周	司
副委員長	今	村	厚	美
委員	伊	藤	嗣	也
委員	太	田	紀	子
委員	加	納	康	樹
委員	小	林	博	次
委員	笹	井	絹	予
委員	辻		裕	登
委員	山	口	智	也

○企業視点から見る四日市コンビナートの現状と展望～設備投資と環境対策の両立に向けて～について

1. はじめに

四日市コンビナートは本市の経済を支える重要基盤であり、将来にわたる持続的な発展には、企業の競争力を高める設備投資の促進が不可欠である。一方で、工場の新設や増設といった施設整備に際しては、環境法令の遵守が操業の前提条件となっている。産業振興を図る上では、円滑な投資環境の整備と規制への確実な対応をいかに両立させるかが重要な課題である。

こうした課題に対し、行政側の視点のみならず、実際に事業を担う当事者の知見を反映させることが調査の深化には欠かせない。そこで、投資と規制対応の実情を正確に把握するため、本市の歴史的背景を熟知した経営者を参考人として招致した。

また、産業振興と環境施策が密接に関係する現状に鑑み、産業生活常任委員会と都市・環境常任委員会による連合審査会の形式をとり、多角的な視点から本件に関する調査研究を行うこととした。

2. 参考人の招致について

以下の者を参考人として招致した。

・第一工業製薬株式会社

代表取締役 常務取締役 清水 伸二 氏

3. 参考人からの説明要旨

参考人からは、実務経験に基づいた本市産業の変遷と、持続可能なコンビナート経営に向けた具体的な取組について、以下のとおり説明があった。

(1) 本市における操業の歴史と地域への貢献

参考人は四日市工業高校を卒業後、同社四日市工場の製造現場からキャリアをスタートさせ、現在は経営層として全社の財務・管理を統括している。同社は昭和12年の進出以来、87年にわたり本市と共に歩んできた歴史を持ち、現在は四日市工場震地区を世界展開の核となるマザー工場と位置づけている。こうした長年の歩みを踏まえ、自社を含むコンビナート立地企業が本市に根を張り、継続的な事業活動と投資を行うこと自体が、本市の雇用創出や財政基盤の安定に大きく寄与し、地域経済を支える根幹であるとの見解が述べられた。

(2) 設備投資の現状と戦略的転換

激動する市場環境に対応するため、従来の汎用品を中心とした事業構成から、AIサーバー向け材料やリチウムイオン電池材料といった、より高度な技術と付加価値を伴う成長分野へと経営の重点を移している。設備投資額は近年高騰しているが、企業の持続的成長には投資の手を緩めないことが不可欠である。特に、既存設備の老朽化に対し、故障後に修理する事後保全ではなく、未然に防ぐ予防保全へと投資を重点化し、安全かつ効率的な稼働を追求している。

(3) 環境対策に向けた産官の連携に関する提案

環境法令の遵守を操業の絶対条件と捉えた上で、本市における環境対策と産業振興を両立させるため、以下の産官連携施策が提案された。

- 環境産業人材の共同育成：企業の若手技術者や行政の技術職員、学生等が環境規制の実務やエネルギー管理等を共に学ぶ、四日市環境産業アカデミー（仮称）の構築。
- 規制制度の柔軟な運用と実証の推進：新技術の導入に際し、既存の規制を一時的に緩和して実証実験を可能にする特例措置の検討や、データ共有による行政判断の迅速化。
- 中堅企業のハブ機能の活用：本市に拠点を置く中堅企業が産官学の中核的役割を担い、共同インフラの構想や実証テーマの提供を通じて地域に貢献する仕組みづくり。

(4) 次世代を担う高度人材の育成と共創

参考人の所属企業においては、深刻な人材不足に対し、DX教育の徹底や、モンゴル国において日本の教育制度をモデルとした日本式高等専門学校をはじめとする海外の高度専門人材の積極的な活用を推進している。単なる採用に留まらず、市、企業、大学や高等専門学校等の教育機関が一体となり、地域全体で技術と環境を学び合い、人材が循環する仕組み、いわゆるハブ機能を本市に構築することの重要性が強調された。

4. 主な質疑・応答、意見

- Q. 参考人よりモンゴル国の高等専門学校生の採用や長岡技術科学大学等との連携について説明があったが、他国の労働者と比較した特徴や受け入れ時の留意点はどのようなものか。
- A. モンゴル人の学生は、非常に勤勉で語学力も高い。一方で、現地の厳しい寒さに耐えるために度数の高い酒を好む習慣がある。そのため、飲酒時に声が大きくなる傾向はあるが、基本的には真面目である。ビザ取得等の支援体制も整っており、就労しやすい環境にある。
- Q. モンゴルでは相撲など個人競技が盛んで個の力が強いとされるが、職場での組織的な連携やチームワークに課題はないか。
- A. 実際の職場において特段の問題はない。日本式の教育を導入した現地の高等専門学校出

- 身者は、整理整頓等の日本の職場文化にも馴染んでおり、極めて優秀である。
- Q. 電子材料用洗浄剤等に関し、有機フッ素化合物の使用状況や環境負荷への対策を確認したい。
- A. 法令で制限された有害物質は使用していない。半導体向け材料として厳格な不純物管理を行い、外部流出のない生産工程を構築している。今後も行政の指導を仰ぎ、環境に配慮した生産を継続する。
- Q. 四日市第3コンビナートの霞ヶ浦地域公災害防止協議会は、環境や災害等の課題について自治会等と協議を行う組織であるが、貴社の参画状況を確認したい。
- A. 弊社はメンバーとして参画している。
- (意見) 地域住民との情報共有は重要であるため、引き続き連携をお願いしたい。また、地元の理系学生が就職の選択肢として認識できるよう、地域に対する積極的な周知や魅力発信に努めてほしい。
- Q. 農薬による環境負荷が懸念される中、界面活性剤の技術を生かし、自然界で速やかに分解され毒性を残さない農薬の開発は期待できるか。
- A. カルボキシメチルセルロースを用いた被覆技術等で貢献できるが、実用化には長期間を要する。他企業との連携等により、将来的な開発の可能性を深めていきたい。
- (意見) 伊勢湾等の生態系保護のため、数日で毒性が消えるような、自然環境に蓄積しない革新的な農薬の研究開発を推進してほしい。
- Q. 市内河川の農薬や有機フッ素化合物による汚染に対し、浄化や分解に向けた技術的な解決策をどう考えるか。
- A. 自社工場では微生物に排水を分解させ、発生したメタンガスをエネルギーとして発電に活用する事例がある。各企業の技術を結集し汚染物質を資源化する等の革新的な検討は、解決に向けた良い機会になるのではないかと考える。
- Q. 第3コンビナート内の新工場用地を取得した経緯と、進出による効果を確認したい。
- A. 既存工場の敷地不足や法規制への対応から、事業拡大に向けた先行投資として新用地を取得した。近隣企業との相乗効果も視野に入れ、操業の拡大と発展を図るものである。
- Q. 組織の持続的発展に向け、不採算設備や遊休資産の見直しについてどう考えるか。
- A. 投資目的が果たせない場合も、設備を改良して他用途へ転用することで遊休化を防いでいる。設計段階から将来の活用を考慮し、定期的な見直しにより資産の有効活用を図っている。
- (意見) 行政も民間企業の経営手法を参考に、遊休資産の定期的な見直しと有効活用を厳格に進めてはどうか。
- Q. 市内に分散する工場の老朽化対策や安全管理、地震等の災害時における地域住民への安全確保に向けた考え方を確認したい。
- A. 事後保全から予防保全へ転換し、既存設備にも成長分野と同等の投資を行っている。日

常的な点検・修繕により安全第一の操業を徹底し、地域との良好な関係維持を図っている。
(意見) コンビナート周辺の歴史的経緯も踏まえ、事故の未然防止に万全を期し、地域住民
の安全確保に努めてほしい。

Q. 多様な製品を製造しているが、今後の核となる事業領域はどのようなものか。

A. 電子情報、環境・エネルギー、ライフウェルネスの三領域を重点としている。現在は電子材料や電池材料の比重が高いが、今後は生活の質を高めるライフ分野にも注力し、持続的な成長を図るものである。

Q. 重点領域以外で注目する将来分野は何か。

A. 宇宙やライフサイエンス分野での研究に挑戦している。今後も研究開発に注力し、事業拡大を図っていきたい。

Q. 本市では大学建設を計画しているが、企業として採用したい人材像や、期待する学びの場としての在り方はどのようなものか。

A. 大学の枠を超え、企業や行政と共に学び合える場が望ましい。早期の専門的な能力の習得や就職後の継続学習、海外人材の活用等、地域全体で将来の産業を担う人材を育む環境が重要だと考える。

5. まとめ

今回の調査では、四日市コンビナートの持続的発展に向け、設備投資の促進と環境規制への対応という両面から、現場の知見に基づいた議論を行った。

企業の競争力強化には、遊休資産の有効活用や予防保全による安全性向上など、経営視点での効率的な設備運用が不可欠であり、環境面では法令遵守のみならず、独自技術を用いた高度な浄化や資源化への可能性が示された。また、深刻な人材不足に対し、専門性の高い外国人材の活用や、産官学が共創する新大学を通じた高度な現場人材の育成など、将来を見据えた多角的な視点が示された。

これらの課題解決には、企業の自助努力に加え、行政による投資環境の整備や地域との信頼構築、教育機関との連携が不可欠である。今後は、産業振興と環境保全の調和を図りつつ、次世代の産業を支える人材還流の仕組みづくりを後押ししていくことがより一層重要となる。

以上を踏まえ、引き続き関係機関と連携を密にし、未来につながる持続可能な産業都市の実現に向けた取組を推進していくことを期待し、調査報告とする。

〔委員会の構成〕

(産業生活常任委員会)

委員長	谷	口	周	司
副委員長	今	村	厚	美
委員	伊	藤	嗣	也
委員	太	田	紀	子
委員	加	納	康	樹
委員	小	林	博	次
委員	笹	井	絹	予
委員	辻		裕	登
委員	山	口	智	也

(都市・環境常任委員会)

委員長	石	川	善	己
副委員長	村	上		暁
委員	荒	木	美	幸
委員	荻	須	智	之
委員	小	田	あ	けみ
委員	平	野	貴	之
委員	水	谷	一	未
委員	森		康	哲

〔 参 考 资 料 〕

1. 自己紹介・会社紹介・



自己紹介 IR用



1992年 3月 三重県立四日市工業高等学校 卒業
 1992年 4月 当社採用 四日市工場 製造課 配属

2014年 4月 人事総務本部 人事総務部長
 2016年 4月 双一力(天津)新能源有限公司 総経理
 2018年 4月 双一力(天津)新能源有限公司 董事
 2019年 6月 財務本部 財務部長
 2020年 4月 執行役員 生産本部長
 2022年 4月 執行役員 管理統括(コーポレート統括)
 2022年 6月 取締役 管理統括
 2023年 4月 取締役 (経営執行を分離)
 2025年 4月 代表取締役 常務取締役(現任)

- ・菟野中学 ラグビー部 → 四日市工業ラグビー部 所属
- ・趣味:ゴルフ、ラグビー観戦、茶道、一之宮巡り、東寺参拝

代表取締役
 常務取締役
 (CFO)
 しみず しんじ
清水伸二



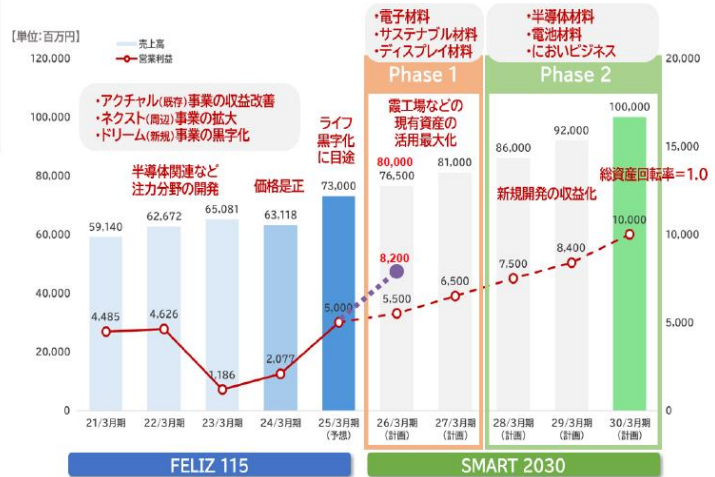
会社概要



創業 1909年(明治42年)
 資本金 88億9,500万円
 従業員数 594名(連結1,138名) 2025年3月末現在
 所在地
 京都市南区東九条上殿田町48番2(本社)
 京都市南区吉祥院大河原町5 (研究所)
 2025年3月31日現在



▶新中期経営計画「SMART 2030」





第一工業製薬(DKS)のはじまり



◇3人の創業者



中村 嘉吉郎

負野 小左衛門

小野 茂平

社 是

産業を通じて、国家・社会に貢献する

社 訓

品質第一、原価逡減、研究努力

◇1909年 絹織物の原料となる蚕(カイコ)の繭(マユ)をほぐす薬剤の研究開発・販売からスタートしました



創業の地 負野薫玉堂



玄武印マルセル石鹸



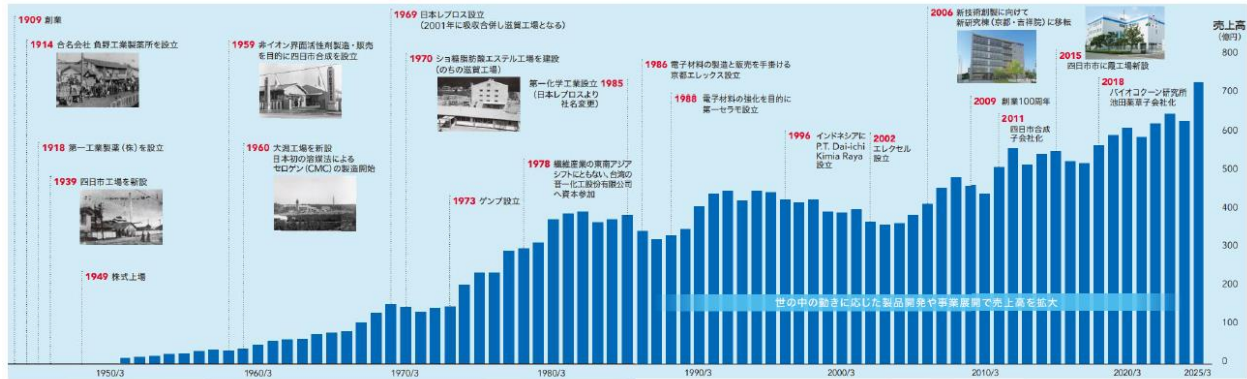
モノゲン



当社の歴史



京都で116年培った技術と信頼をもとに
ユニークで独自性の高い工業用薬剤を提供する化学の素材メーカー



第1の創業

紡績の発展と共に石鹸・洗剤の必要性から四日市倉庫様からお声がけ頂いた

第2の創業

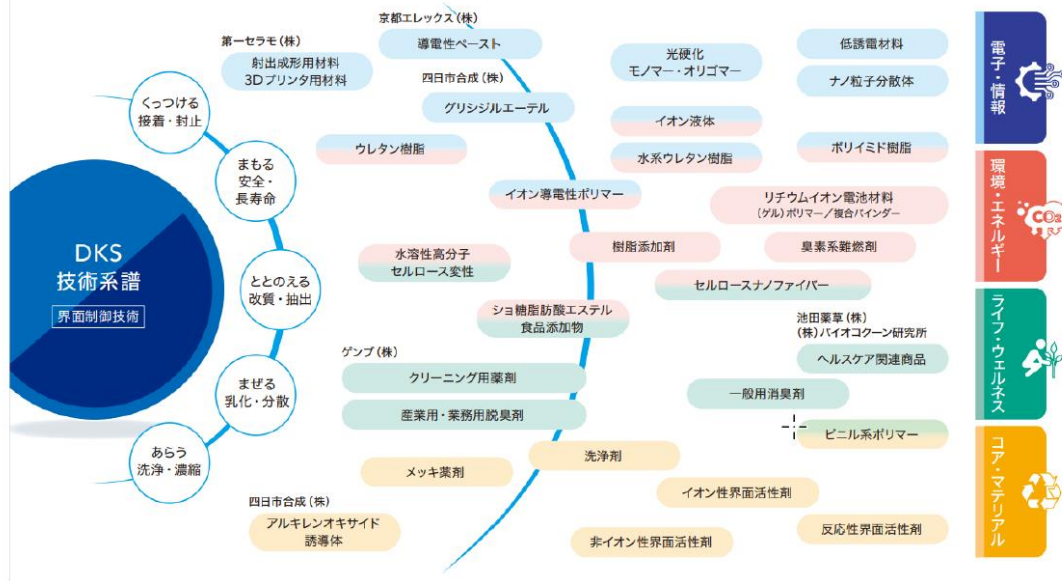
家庭品撤退→工業用薬剤に集中

第3の創業

ライフサイエンス分野に参入



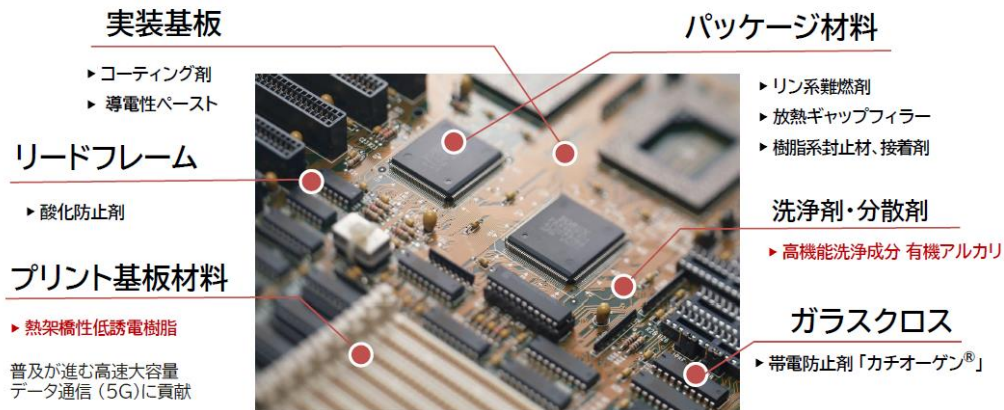
第一工業製薬の保有技術



注力分野① 電子・情報関連



✓パソコン・スマートフォン等のIT・電子材料に使用される部品に高機能な性能を付与





注力分野②-1 リチウムイオン二次電池

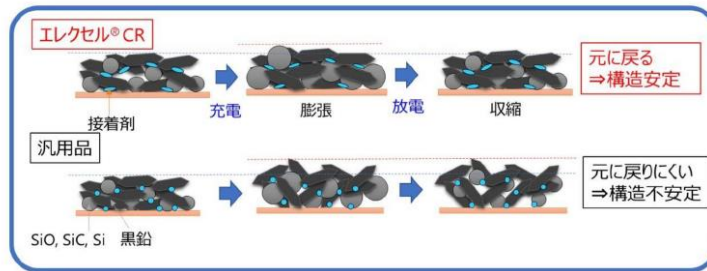


負極用水系複合接着剤「エクセル®CR シリーズ」
生産能力増強リチウムイオン二次電池の高容量・長寿命化を実現！！

「エクセル®CR シリーズ」は、シリコン系材料を100%使用しながらも、電極の安定性を保ち、**高容量化、長寿命化**を実現します。

樹脂の弾性率や強度を調整し、負極材の膨張と収縮に対応できる特性を持ち、高い構造復元性を示します。

小型機器やEV分野での成長が期待されています。



注力分野②-2 リチウムイオン二次電池



リチウムイオン二次電池 負極用水系複合接着剤
四日市工場 震地区に約30億円の設備投資を決定！

リチウムイオン二次電池の需要増加に対応するため、四日市工場震地区において設備投資を行います。

投資額は約30億円、2027年度の稼働開始を予定しています。さらなる事業展開に向け、供給体制の構築を積極的に進める予定です。



第一工業製薬 四日市工場震地区全景
所在地:三重県四日市市震 1-23-5

【詳細はこちらからも確認いただけます】



四日市工場 製品の使用用途 (岩盤固結剤)



NATM工法の
補助工程に、当社の
岩盤固結剤が使用
されています！

A 開削工法 ① 坑打ち ② 掘削・支保工 ③ 構築 ④ 埋め戻し・復旧	B シールド工法 この部分が回転して土を削り進む。	C NATM工法 ロックボルト 吹き付けコンクリート	D 沈埋工法 クレーン 沈埋面
駅部等	比較的地質が軟らかい都市部の地下鉄等	比較的地質が硬い山岳部の道路、鉄道等	海中トンネル

注力分野③ 健康寿命延伸とQOL(生活の質)向上



快脳冬虫夏草

冬虫夏草由来成分(ナトリド)を
機能性関与成分とする初めての
機能性表示食品

<ヘルスクレーム>

中高年の認知機能の一部である
認知機能速度や**視覚的な記憶力**を維持する
のに役立つ



NIOCAN

気になるニオイを瞬間キャンセル！
天然精油を用いた**中和消臭法**で、
消臭・除菌します

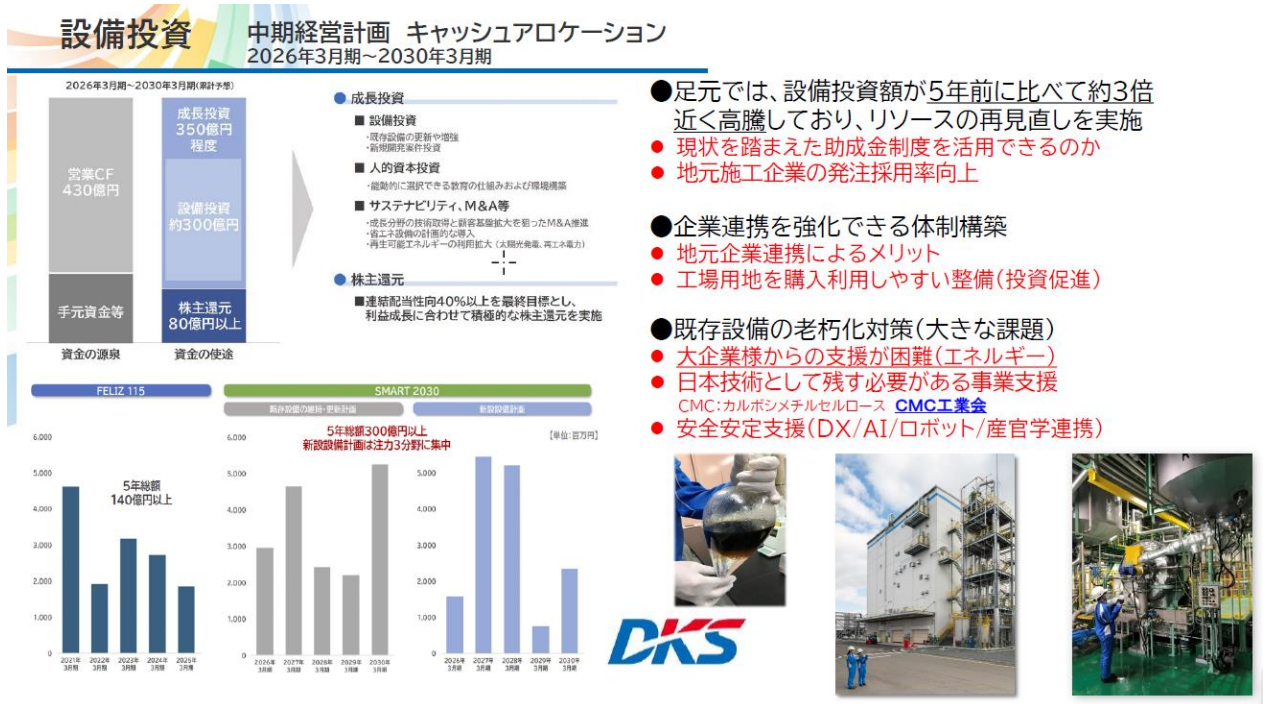


NIOCANがTVで紹介されました！
「注文の多い初キャンプ」
25.6.15 OA



※肖像権、二次利用は使用許可を得ています

3. 設備投資や環境対策など、事業活動における取組



環境対策 産官取組み提案

1. 四日市環境産業アカデミー(仮)(産官学共同人材育成)

<p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 若手技術者 現場リーダー 行政技術職員 学生(高専・大学) 	<p>プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境規制と実務の両立 プロセス安全・環境設計 GX・エネルギー管理 現場見学+課題解決型演習
--	--

2. 環境規制・制度のサンドボックス(企業が挑戦でき、行政も学べる関係)

- 新技術導入時の規制特例(助成を含めて新たなチャレンジを！)
- 環境負荷低減を条件とした柔軟運用(将来リスクの未然防止のための工法検討 調査ではなく工法)
- データ共有による迅速な行政判断

3. 当社のような中堅企業の役割

<p>当社が担うべきポジション</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 複数工場を持つ“アンカー企業” ● 産官学のハブ ● 技術と現場をつなぐ翻訳者 	<p>具体的アクション</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共同インフラの初期構想リード ● 実証テーマの提供 ● 産官若手人材の派遣・受け入れ ● 他社・行政との信頼形成
---	---



4. 本市に対する期待と提言

中堅企業が持続的に発展するためには

1. 事業ポートフォリオの再構築

- コモディティ依存からの脱却
- 「売上」よりも操業継続性・付加価値を重視

2. キャッシュ創出力を最優先する経営

- 不採算設備・遊休資産の定期的な見直し
- 設備投資＝成長投資＋操業維持投資の明確な区分管理

3. 研究テーマの3階層管理

- 既存事業深化(収益源)
- 隣接市場展開(3～5年)
- 次世代の種(5～10年)
- 自社で最後まで量産できる技術への集中

4. 顧客と一体化した開発体制

- 研究所と工場の分断解消(現場主導R&D 生産技術研究所設立)

5. 設備と操業の再設計

- 老朽設備の計画的更新(突発停止の回避)
- 24時間操業を前提とした人・設備・IT設計

廃棄物⇒製品化

6. エネルギー・環境対応の内製化

- エネルギー多様化(電力PPA、廃熱回収、燃料転換)
- VOC・排水・廃棄物対応を競争力に変える
- 地域・自治体と一体となった操業継続モデル策定

7. 現場人材の確保と高度化

- 技能伝承を「属人」から「仕組み」へ
- ベテラン×若手×DXの融合
- 高専・大学・地域との長期的な人材循環

8. 経営人材の層の厚み

- 技術・製造・営業を横断できる人材育成
- 「事業責任者」を育てる評価制度
- 50代後半～60代の知見活用(顧問ではなく実務)

9. ESG・ガバナンスの実装

- 形式的開示ではなく操業と直結したESG
- 安全・環境事故ゼロ＝最大の企業価値
- 株主・金融機関・地域からの信頼確保

10. M&A・アライアンスの戦略活用

- 技術・人材・設備を「買う」選択
- 国内外の中小・専門企業との連携
- 単独成長に固執しない柔軟性



産業生活常任委員会

○自治会活動のD X化について

〔調査テーマについて〕

情報通信技術の進展を背景に、全国の他自治体においては、デジタル技術の活用によって地域運営の効率化や住民の利便性向上を図る「自治会活動のD X化」を導入する事例が見られる。これは、地域コミュニティの持続可能性を高め、次世代を担う現役世代が参画しやすい環境を整えるための一つの手法として期待されている。

本市においてもD X化に向けた支援のあり方を検討していく必要があるが、その検討にあたっては、自治会ごとの実情やD X化に対する意識、導入に向けた課題等を十分に把握することが求められる。

以上の背景を踏まえ、各自治会における現在のD X化の取組状況や導入に向けた課題、期待される支援などの環境・意識の実態を正確に把握し、今後の支援の方向性を多角的に調査研究するため、所管事務調査を実施することとした。

1. はじめに

近年、地域においては、少子高齢化の進行をはじめ、住民の価値観やライフスタイルの多様化、核家族化の進展等に伴い、自治会役員等の担い手不足、自治会非加入者の増加など、さまざまな課題が顕在化する中、自治会活動の負担軽減策の検討のひとつとして、自治会活動のD X化を推進する動きが見られる。

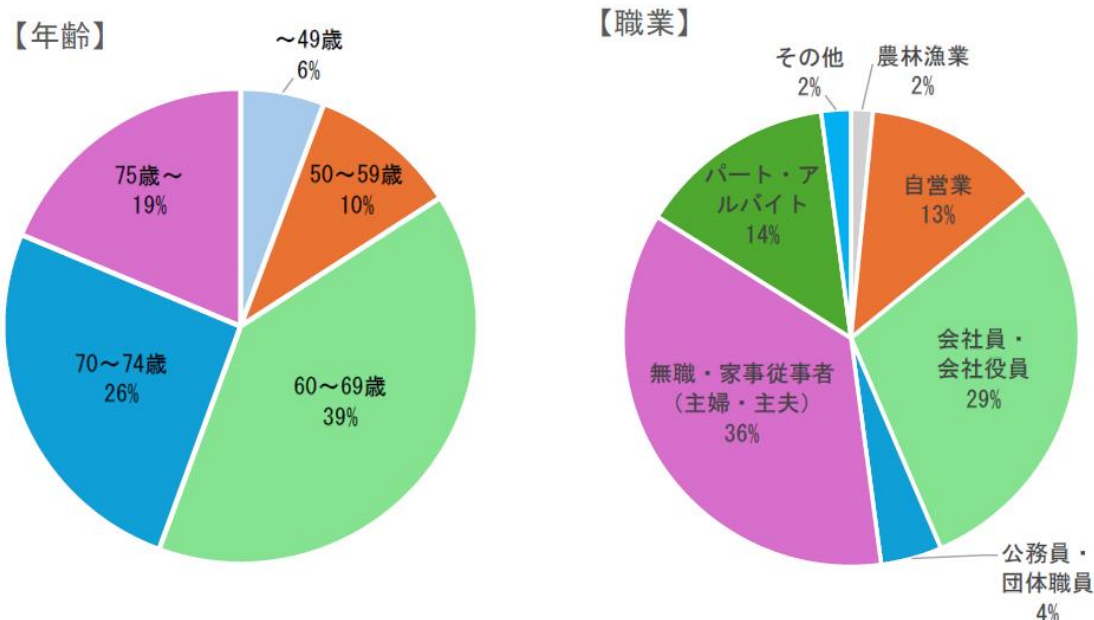
こうしたなか、本市では自治会活動の負担軽減や現役世代が参画しやすい持続的な自治会活動を後押しするため、令和7年11月～12月にかけて現役自治会長を対象に、自治会のD X化に関する環境や意識についてのアンケート調査を実施し、令和8年3月にその結果をとりまとめた。

2. 自治会活動負担軽減検討業務調査の結果（概要）

(1) 回答者数 720人／728人（市内単位自治会長数）

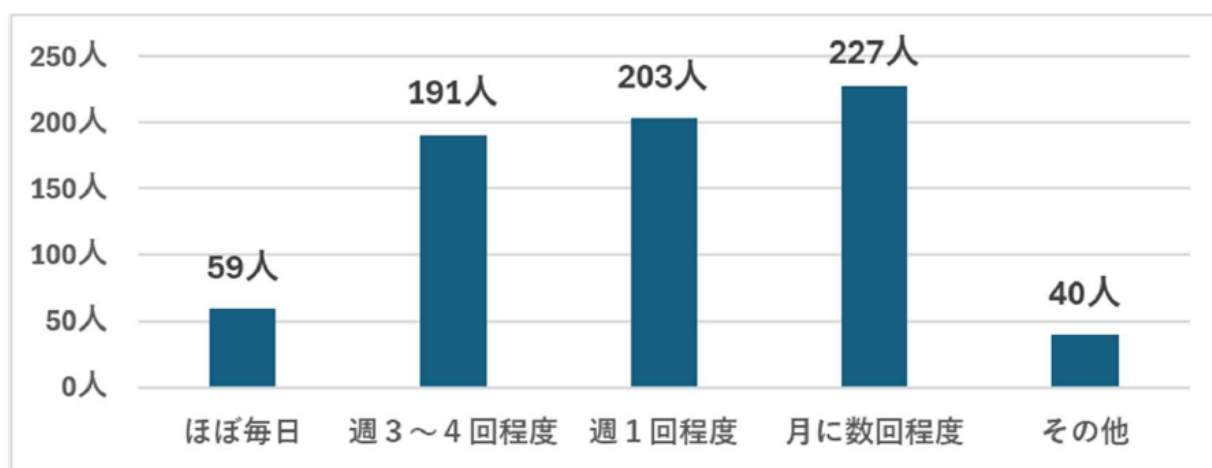
<参考> 回答者（自治会長）の年齢、職業

※出典（地域振興推進のための基礎調査）



(2) 主な設問と集計結果

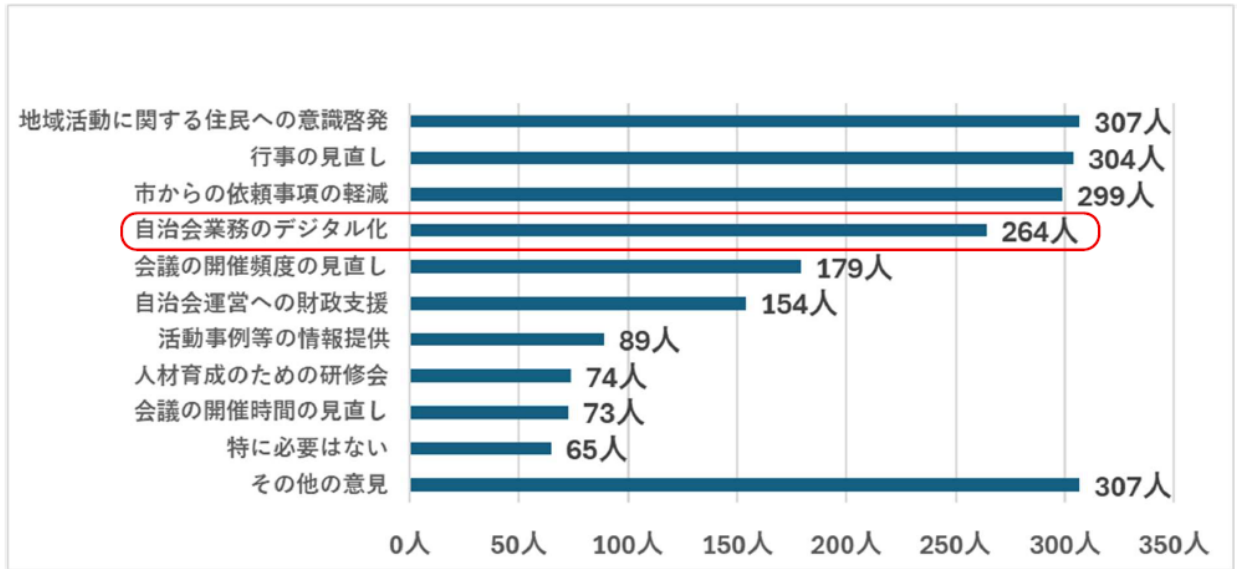
①自治会のしごとは、どの程度ありますか



②自治会活動における負担軽減のための取り組みについて特に必要なもの

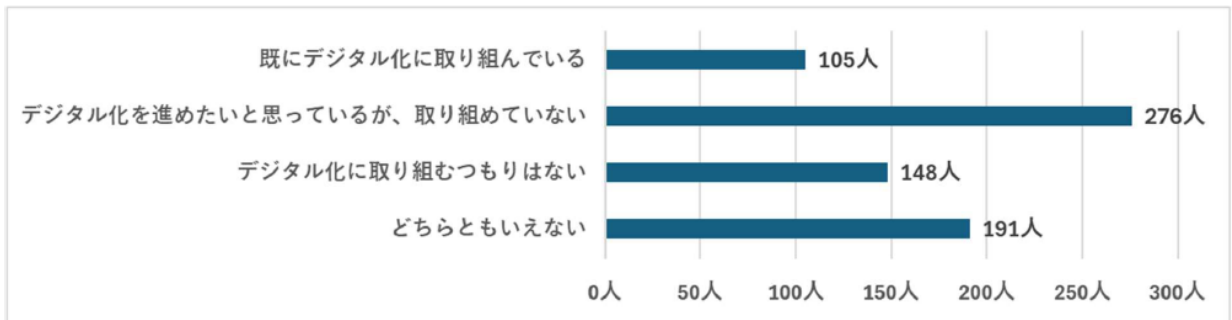
※あてはまる順に3つまで選択

選択したものの合計



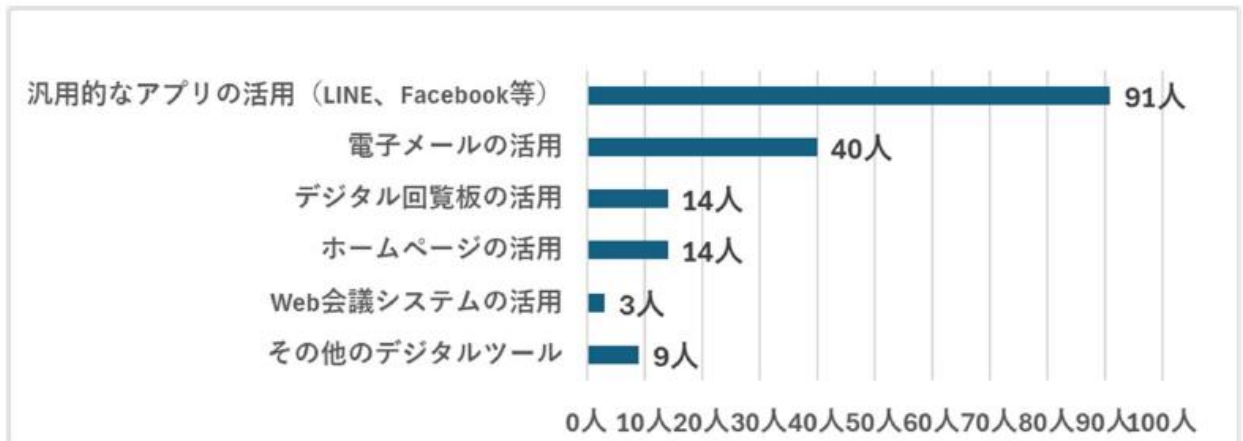
※その他の意見：役員人数の見直し、優先順位の管理など

③あなたの自治会ではデジタル化に取り組んでいますか



④どのようなデジタル化に取り組んでいますか

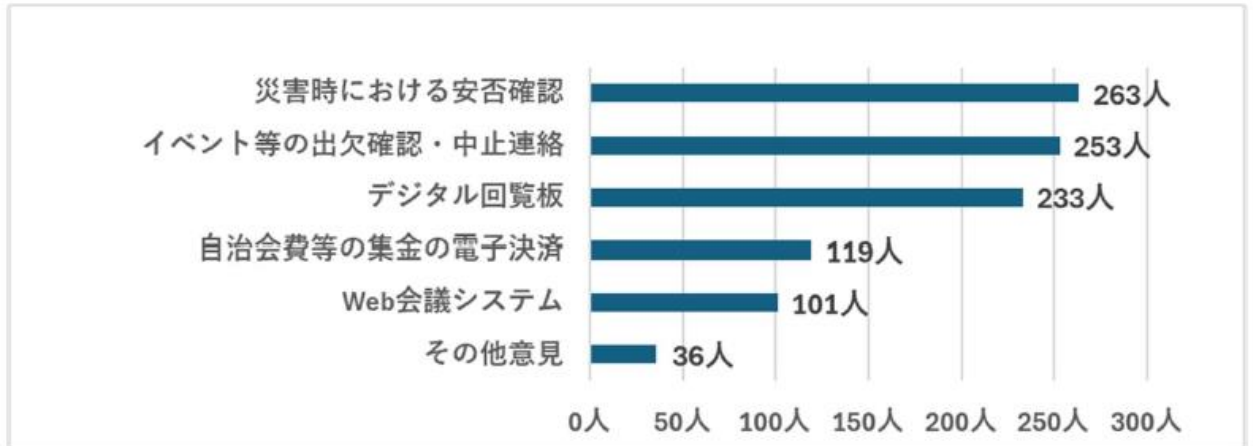
<すでにデジタル化に取り組んでいる 105 自治会のみ回答>



※その他のデジタルツール：四日市市道路破損通報システムの活用、自治会役員へのパソコン支給など

⑤今後取り組みたいデジタル化（重複回答あり）

＜すでにデジタル化に取り組んでいる、取り組みたい 381 自治会のみ回答＞

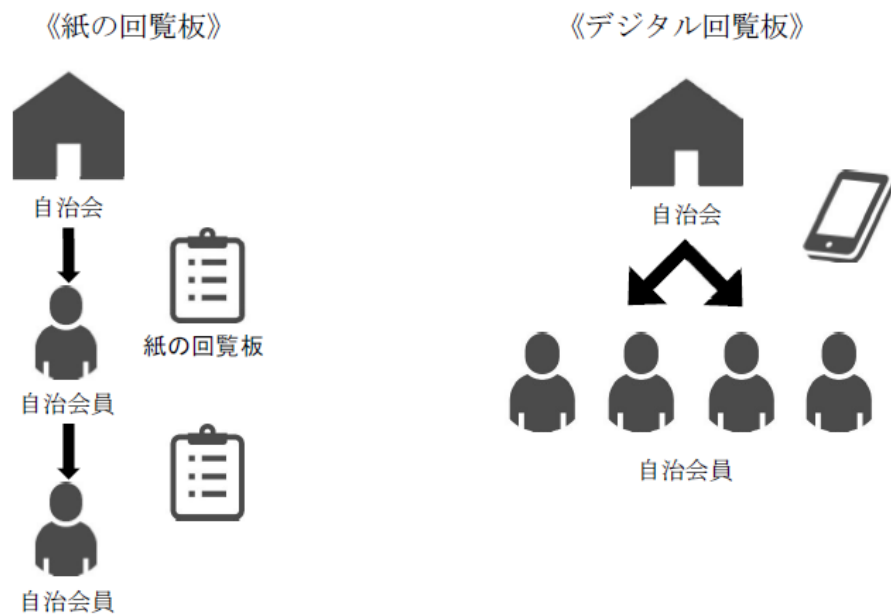


※その他の意見：クラウド化支援、LINE など

＜参考＞ デジタル回覧板とは

デジタル回覧板とは、これまで紙で行われていた回覧板をデジタル化して、スマートフォン等で見られるようにしたもの。情報の伝達が迅速になり、紙による配布の負担が軽減されるほか、過去の情報を遡ることもできるといった利点があることから、新型コロナウイルス感染症の影響や、近年のスマートフォンの普及により、自治会等の地域コミュニティにおいて、住民間や行政・住民間の情報共有等を効率化して、負担を軽減させる手法の一つとして、また、新たなサービス提供を可能とするツールとして、デジタル技術の活用に対する関心が高まりつつある。

（総務省：自治会等における地域活動のデジタル化ハンドブックより一部引用）



(3) アンケート結果から見える現状と課題

- ・デジタル化への認識や取組状況には差異が生じている。
- ・約4割の自治会長が、自治会活動の負担軽減のために自治会事務のデジタル化が必要と考えている。
- ・デジタル化に取り組んでいる、または取組を進めたいが実施には至っていない自治会が5割を超える一方、デジタル化に取り組む予定はない自治会が約2割あり、どちらともいえないが3割との結果であった。
- ・デジタル化活用の事例として、LINEやFacebook、電子メールなどが多く、日常生活で使い慣れたツールを活用するケースが多くを占めていた。
- ・今後取り組みたいデジタル化として、災害時の安否確認、イベント等の出欠確認・中止連絡、デジタル回覧板が上位に位置しており、自治会会員間における情報伝達の効率化や円滑化、コミュニケーション活性化に対するニーズが高いことがうかがえる。

3. 事例研究

(1) デジタル回覧板の具体例

種類	<SNS・チャット活用型>	<自治会専用アプリ型>
	すでに住民が使っているアプリを活用して、PDFや画像を配信する。	自治会運営に役立つ様々な機能（回覧・アンケート・安否確認など）を有する専用アプリやブラウザで、自治体主導で導入し、希望する自治会が活用するパターンが多い。
主なサービス	LINE公式アカウント LINEオープンチャット	結ネット タウンデジポ 自治会サポ
強み	使い慣れたアプリを使用することができるため、操作がしやすい。 導入や運用にかかるコストが低い。	自治会向けの専用アプリやブラウザであり、回覧板機能だけでなく、災害時の安否確認などの機能が充実している。
弱み	誰が読んだかを特定するのが難しい場合がある。	新しくアプリをインストールしてもらう必要があり、操作説明などが必要になる。 導入や運用にかかるコストが高い。
コスト	無料～13,000円程度 費用をかけずに運用している自治会も多い。	1,000万円～3,700万円程度

<参考>自治会専用アプリ

自治会専用のアプリは、すでに複数の事業者により開発され、それぞれの地域において実用化・運用されている。アプリに搭載されている機能については、製品ごとに特長があり、主な機能は次のようなものがある。



(2) 自治会への支援事例

① 本市の支援状況

- ・PDFにした回覧データを市のホームページにアップ（令和7年度4月～）
- ・各地区市民センターでスマホ教室（デジタル戦略課）や生涯学習事業としてデジタル活用を促進するための講座（各地区市民センター）を開催
- ・地区の公式LINE使用料の地域社会づくり総合事業費補助金の活用
- ・オンライン会議や地域で開催するスマホ教室用にWi-Fi機器を貸し出し

② 他市の支援事例

ア. デジタル回覧板を含むデジタル化に関する情報を自治会へ提供（横浜市）

- ・「自治会町内会DX応援事業」としてホームページ上に情報をまとめてアップ
- ・自治会で役立つデジタルツールをまとめた冊子を作成
- ・企業や団体が紹介するデジタルツール展示・相談会を開催

- イ. 自治体がデジタル回覧板アプリを導入し、自治会は費用の一部負担（さいたま市）
 - ・市がデジタル回覧板を導入し、自治会は初年度の初期費用額（市が半額 33,000 円を負担）と基本料及び利用料を負担（次年度以降は、初期費用額は不要となり、基本料及び利用料のみを負担）
- ウ. 自治体がデジタル回覧板アプリを導入し、自治会は費用負担なく利用（福井県坂井市、千葉県松戸市、愛知県豊川市）
 - ・市がデジタル回覧板を導入し、希望する自治会は費用負担なく活用
- エ. 自治体がデジタル回覧板を含むデジタル化に対して自治会に補助（愛知県刈谷市、滋賀県長浜市、鹿児島県鹿児島市）
 - ・自治会のデジタル化促進のため、実施や運用に必要な経費の一部を補助
 - 愛知県刈谷市 ・ 補助対象経費の 10 分の 10、上限 300,000 円
 - 滋賀県長浜市 ・ 補助対象経費の 10 分の 9、上限 100,000 円
 - 鹿児島県鹿児島市 ・ 補助対象経費の 3 分の 2、上限 100,000 円

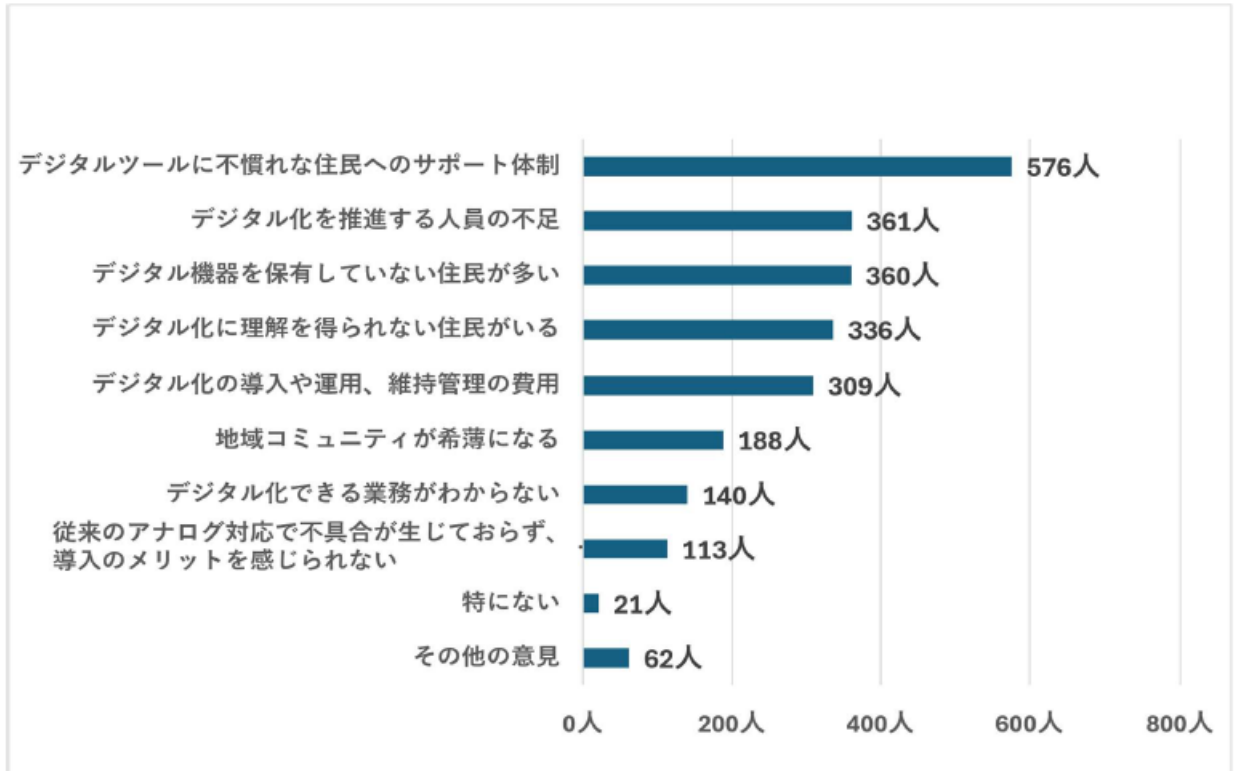
（3）デジタル化により期待される効果

- ① 自治会活動の効率化・負担軽減
 - ・物理的に回覧板を回す手間が軽減される。
 - ・共働き世帯や一人暮らし世帯の増加で迅速に回覧できない、高齢者が多い過疎地域では回覧先の世帯まで回覧板を届けることが大きな負担となっているといった課題の解消につながる。
- ② 地域活動への参加促進
 - ・スマートフォンの操作に不慣れな会長や役員に代わって、若い世代の方がデジタル化の推進役を担っている事例もあり、これまで自治会等の運営にあまり関与していなかった世代が参画することにより、地域活動の担い手が増えることが期待される。
 - ・デジタルでの情報発信により、これまで自治会のイベントに参加していなかった方々が参加することで、自治会活動の活性化・担い手の増加につながる可能性がある。
- ③ 情報共有の効率化・迅速化、新たなサービス・価値の創出
 - ・情報を、いつでも、どこでも、だれでも、リアルタイムで発信・把握することができ、行事やイベントの中止や延期といった即時性の求められる情報提供をスムーズに行うことができる。
 - ・回覧してしまうと手元に残らない紙回覧とは違い、過去の回覧版をバックナンバーとして整理することができる。

(4) デジタル化を進める上での課題と期待する支援

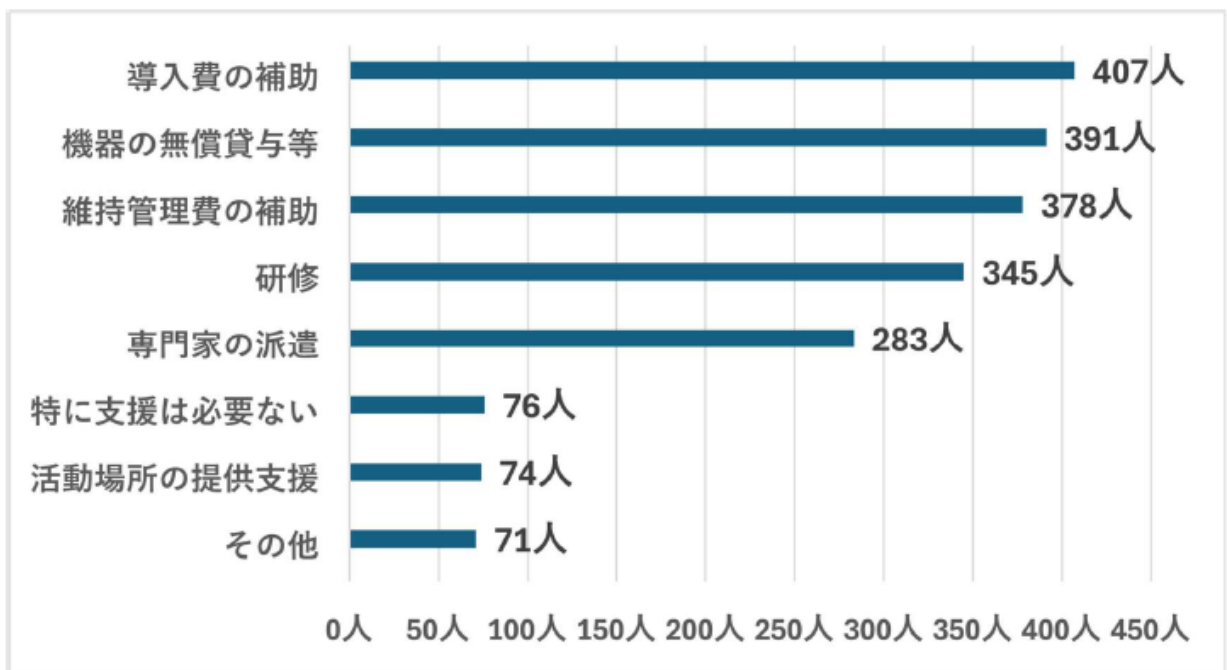
※アンケート結果より

①デジタル化を進めるうえでの課題（重複回答あり）



※その他の意見：デジタル化の意味が分からない、高齢者が多くてできないなど

②デジタル化を進める場合に期待する支援（重複回答あり）



4. デジタルサイネージについて

(1) 概要

デジタルサイネージ (Digital Signage) とは、従来のポスターや看板に代わり、液晶ディスプレイやLEDパネルを使って、広告・案内・情報などを表示する電子看板システムであり、駅、商業施設、店舗、オフィス、病院など、さまざまな場所で利用されている。

(2) デジタルサイネージのメリットとデメリット

<メリット>

① 情報の更新が簡単

紙のポスターと違い、貼り替えの手間が省け、デジタルデータで表示内容を変更できるため、情報更新が早い。

② 視覚的に目立ちやすい

動画やアニメーション、音声などを使うことで、静止画のポスターよりも人の目を引きやすいため、広告効果が高い。

③ 印刷コストが削減できる

ポスターやチラシのように印刷する必要がなく、長期的にはコスト削減につながる。

<デメリット>

① 初期費用が高い

導入する際には、ディスプレイ、配信システム、設置工事などが必要となり、初期費用が高くなる。※1台当たり3,000千円～（設置工事や電源工事を除く）

② 管理やメンテナンスが必要

機器やネットワークを使用するため、故障対応、ソフトウェア更新、システム管理などのメンテナンスが必要となる。また、停電やシステムトラブルが発生すると、画面が表示されなくなる可能性がある。

③ 立地依存が大きい

電源や通信環境の確保が必要となるほか、人通りや視線動線が悪いと効果が下がる。

(3) 紙ポスターとの比較

項目	デジタルサイネージ	紙ポスター
表示形式	動画・アニメーション・画像	静止画
情報量	複数の情報を切り替え表示可能	基本的に1つの情報のみ
接触時間	短い(数秒で流れる)	長い(じっくり読める)
確実性	見逃す可能性あり	常に掲示される
更新方法	ネットワークで遠隔更新(即時)	印刷・運送・貼り替えが必要
初期費用	高い	低い
運用費	維持管理費・電気代	連絡員報償費(運送) 広報連絡等事務委託(貼り換え)
トラブル	機器故障・通信障害	破れ・汚れ程度

5. DX化支援の方向性について

本市としては、自治会活動の負担軽減や就業している現役世代が参画しやすい持続的な自治会活動の促進のためにも、自治会活動のDX化の必要性を認識している。

しかしながら、自治会の中には、積極的にデジタルを取り入れていきたい方がいる反面、紙の代わりに文書を見るためのパソコンやスマートフォンなどを持っていない方や、急速にDX化が進むことに抵抗を感じる方も多く、各自治会の年齢構成などにより、急速なデジタル化への対応が難しい状況にある。

また、他市において、先進的にデジタル回覧板を導入した自治会のほとんどが、紙回覧と併用しており、逆に手間がかかっているといった課題も存在する。

自治会の活動内容や運営手法は自治会で検討する必要があることから、自治会活動の負担軽減に向けたDX化の推進については、四日市市自治会連合会および各地区連合自治会等と連携しながら、引き続き調査研究を進めていく。

自治会活動負担軽減検討業務
調査報告書

令和8年3月
四日市市

目 次

I 「自治会活動負担軽減検討業務」自治会長調査	
1 調査の目的	1
2 調査の対象・時期	1
3 回収の結果	1
4 回答者の属性	1
5 調査の結果	2
II 「自治会活動負担軽減検討業務」連合自治会長意見	
1 意見聴取の対象・時期	8
2 意見のとりまとめ	8
<参考>	
■ 自治会活動負担軽減検討業務自治会長調査（様式）	11

I 「自治会活動負担軽減検討業務」自治会長調査

1 調査の目的

少子高齢化やライフスタイルの変容、核家族化の進展等に伴い、自治会役員等の担い手不足、自治会加入の低下など、さまざまな課題が顕在化する中、自治会活動の負担軽減策の検討のひとつとして、自治会のデジタル化に関する環境や意識について調査を行う。

2 調査の対象・時期

- ・調査対象：市内単位自治会長
- ・調査時期：令和7年11月～12月

3 回収の結果

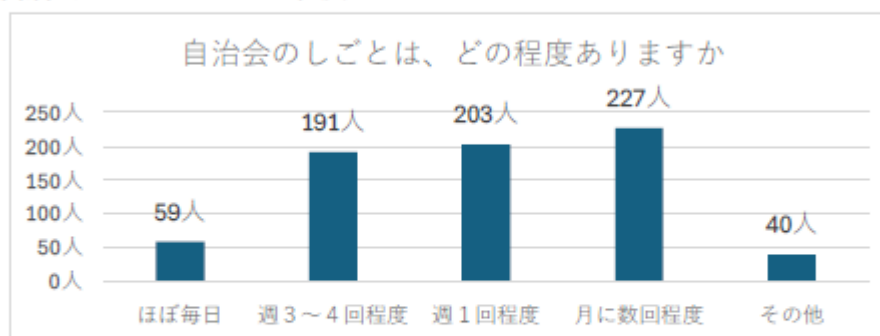
- ・回答者数：720人／728人

4 回答者の属性

- ・自治会長在任期間：平均3.81年

5 調査の結果

●自治会のしごとは、どの程度ありますか



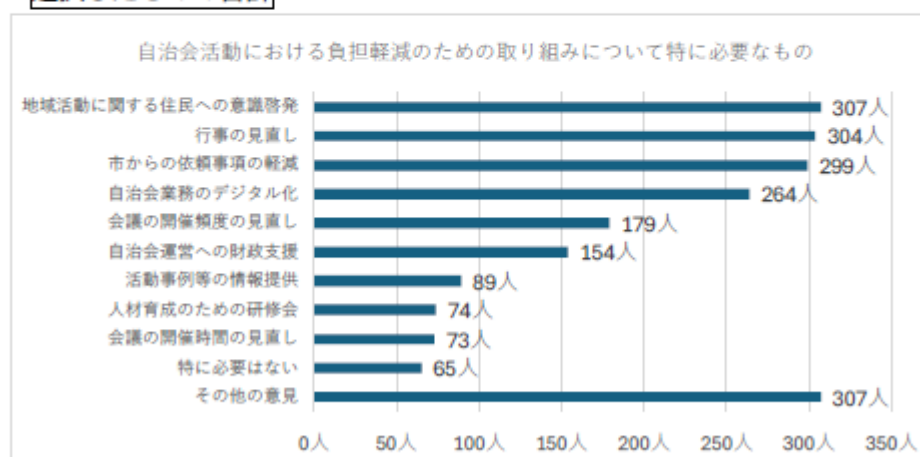
※その他：週2~3回程度、月によりばらつきがあるなど

●自治会の活動・運営の中で、負担になっていることは何ですか (おもな意見)

- ・会議や配布資料が多すぎる
- ・募金等の雑務が多い
- ・住民からの要望（外路灯、道路整備、ごみ置き場運営）や相談事（近隣トラブル、空き家や雑草の管理）への対応が多い
- ・各種行事の全てにおいて自治会長が協力する前提になっている
- ・年間行事が多く、会合や準備、当日運営などで仕事に支障が出ている
- ・平日の会議で会社を休む機会が多い
- ・住民の自治会への関心が薄い
- ・ごみ集積場の施錠や開錠、無選別ごみの選別などに手間がかかる

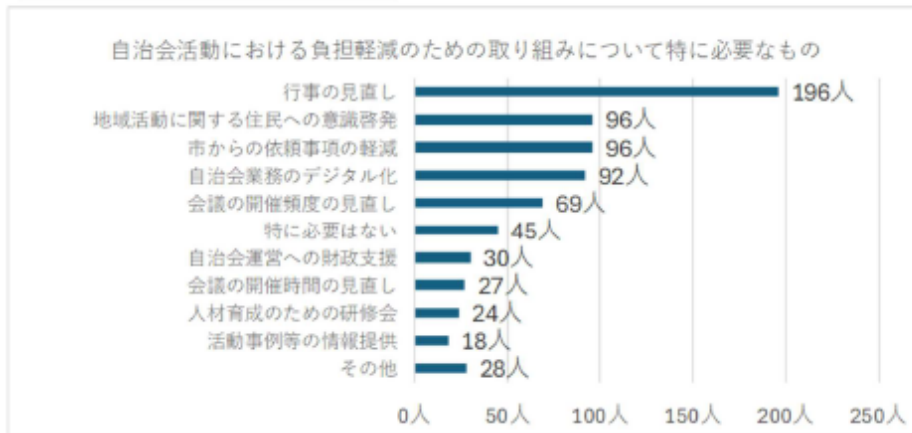
●自治会活動における負担軽減のための取り組みについて特に必要なもの ※あてはまる順に3つまで選択

選択したものの合計

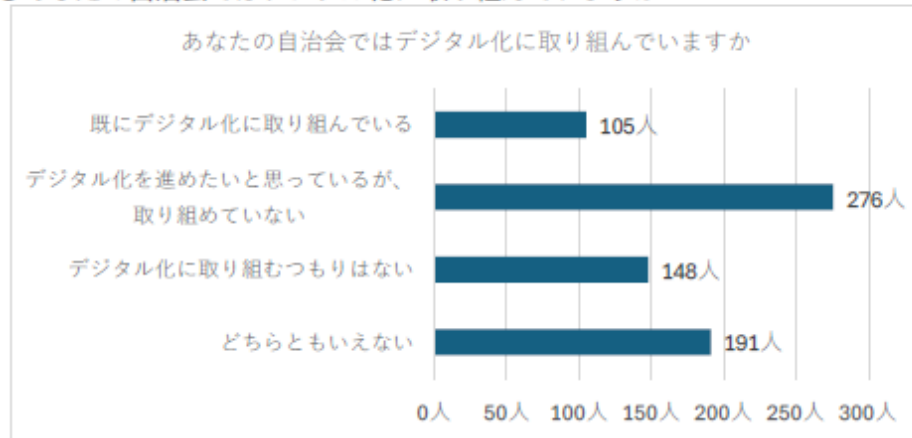


※その他の意見：役員人数の見直し、優先順位の管理など

最もあてはまると選択したもの

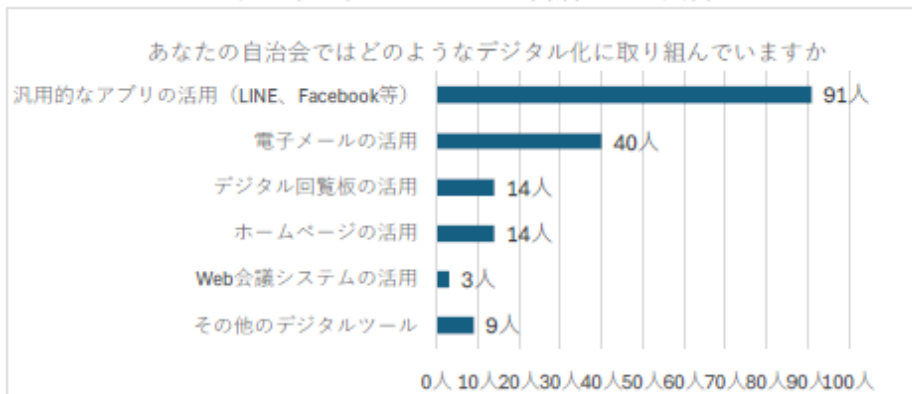


●あなたの自治会ではデジタル化に取り組んでいますか



●どのようなデジタル化に取り組んでいますか

<すでにデジタル化に取り組んでいる 105 自治会のみ回答>



※その他のデジタルツール：四日市市道路破損通報システムの活用、自治会役員へのパソコン支給など

●デジタル化に取り組んだきっかけ

<すでにデジタル化に取り組んでいる 105 自治会のみ回答>
(おもな意見)

- ・コロナの際に集まって会議ができなかったこと
- ・回覧板で細かく説明するのが大変だったこと
- ・活動の負荷軽減を図りたいと考えたこと
- ・現役世代が活動するためには必須と考えたこと

●デジタル化を行った効果

<すでにデジタル化に取り組んでいる 105 自治会のみ回答>
(おもな意見)

- ・役員会議の開催頻度が減少した
- ・LINE のチャット機能で意見集約が図れ、役員会議の時間短縮につながった
- ・連絡や行事を円滑に進められるようになった
- ・情報伝達や情報共有がタイムリーかつスムーズに行えるようになった
- ・資料もスマホの画面で見ることができ、印刷して配布する手間が省けた

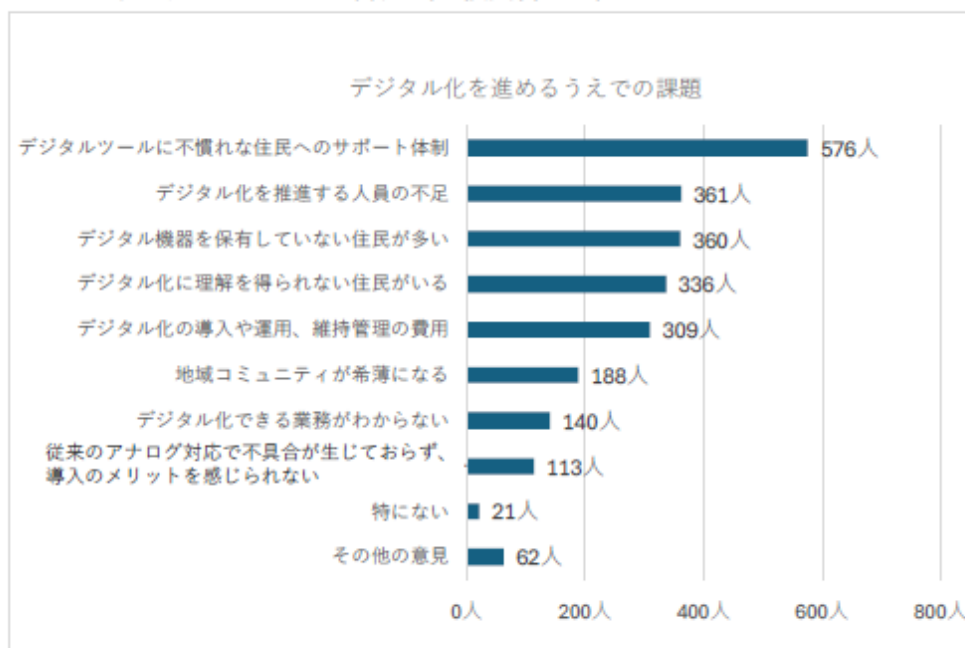
●今後取り組みたいデジタル化 (重複回答あり)

<すでにデジタル化に取り組んでいる、取り組みたい 381 自治会のみ回答>



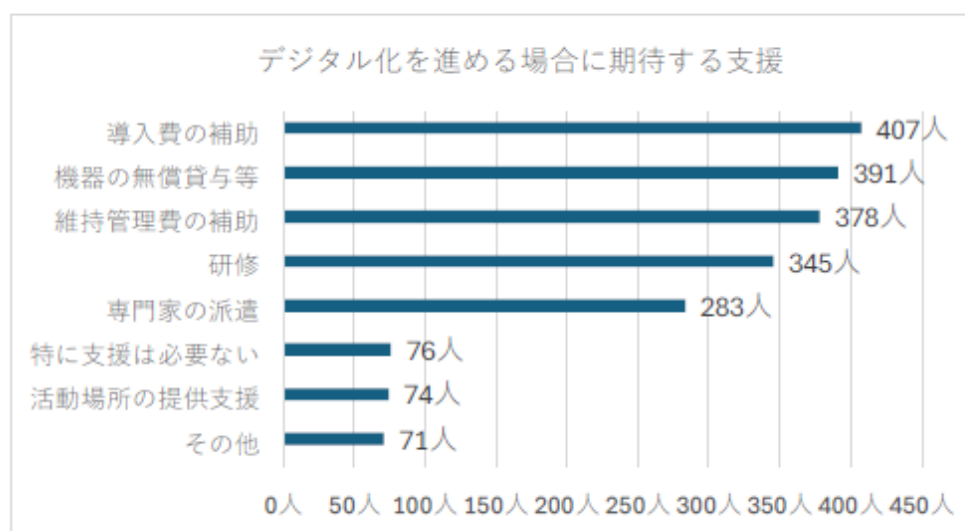
※その他の意見：クラウド化支援、LINEなどの意見もある中、ほぼ具体的な記述なし

●デジタル化を進めるうえでの課題（重複回答あり）

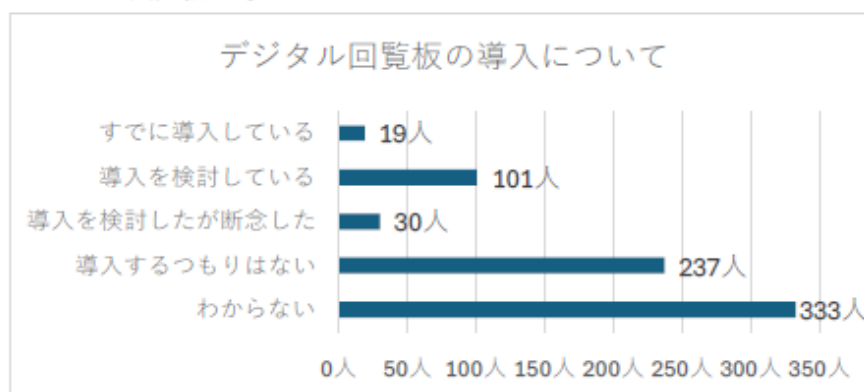


※その他の意見：デジタル化の意味が分からない、高齢者が多くてできないなど

●デジタル化を進める場合に期待する支援（重複回答あり）



●デジタル回覧板の導入について



●デジタル回覧板の効果

<デジタル回覧板を導入している 19 自治会のみ回答>

(おもな意見)

- ・集合住宅の住民への情報提供等に効果がある
- ・回覧板を回す回数が減る
- ・スマートフォンやタブレットでいつでも見ることができる
- ・紙の印刷が無くなり印刷の労力と費用が軽減した
- ・情報を早く伝達することができる

その一方

- ・紙とデジタルを併用しているので、効果はない

●デジタル回覧板の課題

<デジタル回覧板を導入している 19 自治会のみ回答>

(おもな意見)

- ・スマホを保有していない住民のため、紙の回覧板との併用が必要になる
- ・高齢者の方への操作方法の説明
- ・スマホでは、文字や画が小さく見づらい
- ・担当者が変わった場合に、運営が引き継げるか
- ・データのアップロードに手間がかかる

一部に

- ・行政主導でないと進まない

●デジタル回覧板を導入する際の課題や導入しない理由、デジタル化についての意見

<デジタル回覧板を導入していない701自治会すべて回答>

(おもな意見)

○高齢者などデジタルに不慣れな住民への対応

- ・デジタル機器を使いこなせない、持っていない住民への対応が懸念されるため、デジタル化を進めるのは時期尚早である。
- ・現状では、デジタルを導入しても、紙媒体との併用が必要であり、それにより手間が逆に増加するため、費用対効果が見えない。

○市や行政の主導・支援への要望

- ・自治会単独でデジタル化を推進することは困難であり、システム開発、費用補助、研修、啓発、人材派遣などを市がバックアップしてほしい。
- ・市で統一プラットフォームを導入してほしい。

○他自治体の事例紹介・情報共有の要望

- ・デジタル回覧板をすでに導入した自治会の具体的な事例（導入経緯、苦勞した点、メリット・デメリット）を知り、それらを導入の判断材料としたい。

○地域コミュニティや人間関係の希薄化

- ・デジタル化により、回覧板による安否確認や隣近所との対面でのコミュニケーションが減り、地域住民間のつながりが希薄になる。

○情報の浸透度への不安

- ・紙の回覧板でも見ない人がいる中で、デジタル化しても情報が住民に伝わらないのではないか、結局見られないのではないか。

○デジタルに対応した環境の整備

- ・パソコンなどの電子機器の購入やWi-Fi環境の整備といったデジタル化に必要な環境を整えるための知識や労力、費用面で課題がある。

○自治会のスキル・人材不足

- ・自治会長自身にデジタル技術に関する知識がなく、デジタル化を推進できる専門知識を持った人材が自治会内にいない。
- ・デジタル化を進めても、役員交代により継続できるか不安である。

Ⅱ 「自治会活動負担軽減検討業務」 連合自治会長意見

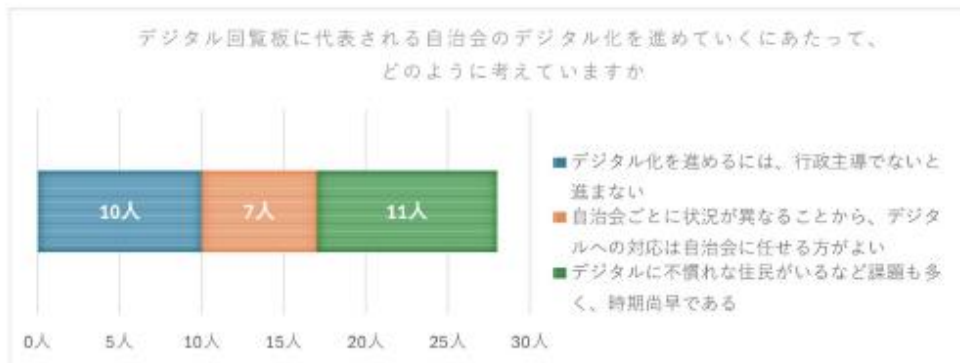
1 意見聴取の対象・時期

- ・意見聴取対象：市内の連合自治会長 28人
- ・意見聴取時期：令和8年2月

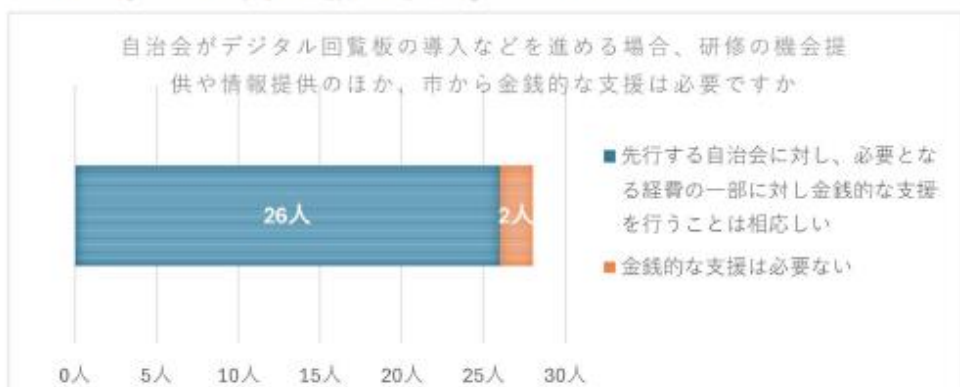
2 意見のとりまとめ

自治会活動負担軽減検討業務自治会長調査の結果を基に、連合自治会長の意見を聴取し、とりまとめた。

- デジタル回覧板に代表される自治会のデジタル化を進めていくにあたって、現時点でどのように考えていますか



- 自治会がデジタル回覧板の導入などを進める場合、研修の機会提供や情報提供のほか、市から金銭的な支援は必要と考えられますか



●デジタル回覧板などについての意見

(おもな意見)

①デジタル化は考えていない、高齢者にはデジタル化は負担・高齢者の安否確認にも対面は必要

- ・高齢者が多い地域では早すぎる
10年早いと感じているが、若い世代が多ければデジタル化も可能と考えている。
- ・アナログのコミュニケーション重視
現状はアナログ手法で人とのつながりを大切にしたい。将来に若者が意欲的ならデジタル化を検討したい。
- ・回覧板の必要性・平等性重視
高齢化で安否確認の意味も含めて回覧板が必要。回覧板は誰でも平等に見られることが重要。
- ・デジタル化への不安
デジタル回覧板は一人暮らしや高齢者の安否や健康状態の確認が難しくなるのではと懸念。

②デジタル、紙の併用

- ・デジタルと紙の併用が望ましい
デジタル回覧板の浸透は不透明なため、当面は紙との二本立てで運用し、様子を見ながら段階的に移行するのがよい。
- ・若い世代の利便性向上と高齢者の配慮
若い現役世代のストレス軽減のためにデジタル選択肢を提供すべきだが、高齢者は従来方式に慣れており、デジタル対応が負担になる場合もある。全員参加を強制せず、多様な選択肢を用意することが良い。
- ・ITリテラシーの差と研修の必要性
スマホ所有率は高いが使いこなしに差があるため、回覧板アプリ利用には丁寧な研修や講習が不可欠。高齢者やIT弱者への配慮を永久に続けることが必要。
- ・時期尚早の懸念
高齢者が多い地域ではデジタル化は時期尚早と考えられており、当面は紙回覧板との併用が求められている。

③行政の主導・支援が必要

- ・継続的な研修・情報提供の必要性
デジタル化に向けて、研修機会や情報提供を常に実施すべき。
- ・金銭的支援の重要性
デジタル化推進のため、行政による指導と金銭的支援が必要で、先行自治会だけでなく全自治会に対して行うべき。
- ・強引な導入の必要性和担当者配置
「時期尚早」として待ち続けるより、ある程度強引にでもデジタル化を進めるべき。自治会長の負担軽減のために「デジタル担当者」を置き、市から補助を出すことが必要。

④すでにデジタル化を進めている

- ・自治会ごとにデジタル化が進んでいる
各自治会で既にデジタル化が進行中であるとの認識。

⑤その他

- ・情報へのアクセスの容易さが重要
必要な情報が簡単に見られず、奥の階層まで探す手間がかかると不便であり、そうした状況だとデジタル化は進みにくい。
- ・閲覧率の低下懸念
紙の回覧板でも多くの家庭が情報を見ずにスルーしているため、デジタル化すると情報閲覧の差がさらに広がる可能性がある。
- ・デジタルに不慣れな住民への配慮必要
デジタル化は推進すべきだが、操作に慣れていない住民を支援・放置しないことが必要。情報を積極的に見る人が減る可能性があるため特に注意が必要。

自治会活動負担軽減検討業務

自治会長調査

自治会長の皆様には、日頃から自治会活動にご尽力いただき、ありがとうございます。

本市の自治会におきましては、少子高齢化やライフスタイルの変容、核家族化の進展等に伴い、自治会役員等の担い手不足、自治会加入の低下など、さまざまな課題が顕在化し、これまでどおりの活動が困難になることが懸念されています。

そこで、自治会活動の負担軽減策の検討のひとつとして、自治会のデジタル化に関する環境や意識について四日市市からの委託を受け、調査を実施します。

ご多用のところ、誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。


令和7年 11 月

四日市市自治会連合会

■ ご回答にあたってのお願い ■

1. ご回答にあたっては、それぞれの設問でお願いしている数だけ、答えの番号に○印をつけてください。設問のなかには、数字や文章で記入いただくものもあります。
2. 調査票は、ご記入の上、**12月12日(金)**までに地区市民センターの館長にご提出ください。なお、できる限り 11 月中の提出にご協力をお願いします。
3. ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〇〇地区市民センター【担当:〇〇(館長)】

 059-〇〇〇-〇〇〇〇

月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分まで

【自治会長調査】

問1. あなたの住んでいる地区・自治会名を教えてください。(記入してください)

地区	自治会
----	-----

問2. あなたは自治会長になって何年ですか。(数字を記入してください)

自治会長 _____ 年
【期間】(西暦) _____ 年から(西暦) _____ 年

問3. 自治会長のしごとは、どの程度ありますか。(最も近いもの1つに○)

1. ほぼ毎日	4. 月に数回程度
2. 週3~4回程度	5. その他 ()
3. 週 1 回程度	

問4. 自治会の活動・運営のなかで、負担になっていることは何ですか。

【内容】

問5. 自治会活動における負担軽減のための取り組みについて、特に必要なものは何ですか。(最もあてはまるものから順に3つまで数字を記入してください)

1. 行事の見直し	7. 地域活動に関する住民への意識啓発
2. 会議の開催時間の見直し	8. 市からの依頼事項の軽減
3. 会議の開催頻度の見直し	9. 自治会運営への財政支援
4. 自治会業務のデジタル化*	10. 特に必要はない
5. 人材育成のための研修会	11. その他
6. 活動事例等の情報提供	()

第1	第2	第3
----	----	----

※デジタル化とは、これまで紙で行っていたことや手作業で行っていたことを、インターネットなどのデジタル技術を使って効率的・自動化すること。

回覧板や自治会費の集金に活用している事例がある。

問6. 自治会のデジタル化についてお尋ねします。

あなたの自治会ではデジタル化に取り組んでいますか。(1つだけ○)

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 1. 既にデジタル化に取り組んでいる | 3. デジタル化に取り組むつもりはない |
| 2. デジタル化を進めたいと思っている | 4. どちらともいえないが、取り組めていない |

問7. 問6で「1」と回答された方にお伺いします。

あなたの自治会ではどのようなデジタル化に取り組んでいますか。

(あてはまるものすべてに○)

また、デジタル化を行ったきっかけや、どのような効果があったか教えてください。

1. デジタル回覧板の活用	4. ホームページの活用
2. 電子メールの活用	5. Web 会議システムの活用
3. 汎用的なアプリの活用 (LINE、Facebook 等)	6. その他のデジタルツール ()
【デジタル化を行ったきっかけ】	
【デジタル化を行った効果】	

問8. 問6で「1」または「2」と回答された方にお伺いします。

今後、取り組みたいデジタル化は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. デジタル回覧板
2. イベント等の出欠確認・中止連絡
3. 災害時における安否確認
4. 自治会費等の集金の電子決済
5. Web 会議システム
6. その他 ()

問9. デジタル化を進める上での課題は何だと思えますか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|--|
| 1. 地域コミュニティが希薄になる |
| 2. デジタルツールに不慣れな住民へのサポート体制 |
| 3. デジタル化を推進する人員の不足 |
| 4. デジタル化の導入や運用、維持管理の費用 |
| 5. デジタル機器を保有していない住民が多い |
| 6. デジタル化に理解を得られない住民がいる |
| 7. デジタル化できる業務がわからない |
| 8. 従来のアナログ対応で不具合が生じておらず、導入のメリットを感じられない |
| 9. 特になし |
| 10. その他 () |

問10. 自治会活動のデジタル化を進める場合、どのような支援を望みますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 導入費の補助 | 6. 活動場所の提供支援 |
| 2. 維持管理費の補助 | 7. 特に支援は必要ない |
| 3. 機器の無償貸与等 | 8. その他 |
| 4. 研修 | () |
| 5. 専門家の派遣 | |

問11. デジタル回覧板の導入状況についてお尋ねします。(1つだけ○)

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| 1. 既に導入している
アプリ名 () | 3. 導入を検討したが断念した |
| 2. 導入を検討している | 4. 導入するつもりはない |
| | 5. わからない |

※デジタル回覧板とは、紙の回覧板をデジタル化したもので、スマートフォンやパソコン上で情報を閲覧・共有できるシステムです。回覧物の印刷・配布・回収の手間が省け、プッシュ通知でリアルタイムに情報を受け取れたり、災害時の安否確認ができたりする利点があります。

問12. 問11で「1」と回答された方にお伺いします。

デジタル回覧板の導入後の効果・課題について、お書きください。

【デジタル回覧板の効果】
【デジタル回覧板の課題】

【自治会長調査】

問13. 問11で「2」から「5」と回答された方にお伺いします。

デジタル回覧板を導入する際の課題や導入しない理由について、お書きください。

問14. 自治会のデジタル回覧板の導入などデジタル化について、ご意見がございましたら、お書きください。

調査は以上です、ご協力ありがとうございました。
12月12日(金)までに地区市民センターの館長にご提出ください。